

高病原性鳥インフルエンザ  
発生時対応マニュアル

( 改訂版 )

令和4年3月 一部改訂

千 葉 県

# 高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルの体系

## 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針

### 発生時対応マニュアル

#### 初動時対応マニュアル

#### 防疫措置マニュアル

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、国の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針）」に基づき、防疫措置が実施される。「発生時対応マニュアル」は、防疫指針に基づき、千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応を記載したもので、内容は、異常の通報から対策本部が設置されるまでの初動段階の対応を記した「初動時対応マニュアル」と対策本部設置後の対応を記した「防疫措置マニュアル」で構成される。

#### < 変更履歴 >

平成24年 8月 新版マニュアル  
平成27年 4月 改訂版  
平成30年11月 改訂版  
令和 4年 3月 一部改訂

# 目 次

## 《初動時対応マニュアル》

第1	発生段階別の対応	1
...		
1	発生段階	1
...		
2	発生時の対応	2
...		
第2	畜産課家畜衛生対策室を中心とした対応	6
...		
第3	現地家保を中心とした各家保の対応	10
...		
1	準備体制と事務分掌	11
...		
2	第1段階（通報から写真判定結果判明まで）	12
(1)	農場から異常鶏の通報を受けたら	12
(2)	農場立入り・病性鑑定	14
(3)	中央家保佐倉の病性鑑定対応	20
3	第2段階（遺伝子(PCR)検査陽性判定まで）	21
(1)	簡易キット陽性時の現地家保の対応	21
(2)	発生疑い農場の初動対応	23
(3)	後方支援班の初動対応	32
(4)	周辺対策班の初動対応	39
(5)	消毒ポイントの初動対応	41

第4 畜産課の対応	49
1 準備体制と事務分掌	49
...	
2 第1段階（通報から簡易検査結果判明まで）	51
...	
3 第2段階（遺伝子（PCR）検査判定まで）	53
4 対策本部体制（疑似患畜決定後）	55
...	

## 《防疫措置マニュアル》

第1 県対策本部	1
1 県対策本部の設置	1
...	
2 県対策本部事務局班別業務内容	7
3 県対策本部事務局行動マニュアル	8
（1）総務広報班	8
（2）防疫指導班	16
（3）焼埋却班	18
（4）安全対策班	21
（5）流通指導班	28
第2 現地対策本部	32
1 現地対策本部の設置	32
2 各班の活動内容	33
...	

3	連携及び応援について	33
...		
4	総務班の運営について	34
5	発生農場対策班の運営について	35
6	後方支援班の運営について	40
7	周辺対策班の運営について	45
8	消毒ポイント班の運営について	52

## 《その他》

1 作業手順書

2 関連様式・Q&A

【別冊】県対策本部会議資料

# 初動時対応マニュアル

～ 異常発見通報から対策本部立ち上げまで ～

《家畜保健衛生所・畜産課の行動》

## 第 1 発生段階別の対応

近年、高病原性鳥インフルエンザは、中国、韓国及び台湾をはじめとした近隣諸国で頻発しており、発生地域が拡大していることから、我が国への高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入リスクは以前より高い状況にある。このことから、万が一侵入した場合の対応について、4段階のレベルに分けて対応する。

### 1 発生段階

#### (1) レベルⅠ

国内での発生はないが、近隣諸国で発生している状況。

海外の発生状況を把握し、国内への侵入防止対策を行い、国内で発生した場合に速やかに防疫対応できるよう準備する。

#### (2) レベルⅡ

本県及び隣接県以外の国内で発生している状況。

本県へのウイルスの侵入を防止するため、連絡体制の強化、飼養衛生管理基準の徹底強化及び疫学関連農場の調査等の防疫体制の強化を行う。

#### (3) レベルⅢ

隣接県の発生で、本県が移動制限区域に含まれる場合は、対策本部を立ち上げ、消毒ポイントの設置及び制限区域内の農場検査を行う。

家きんの移動、畜産関係車両の移動により県内へのウイルスの侵入を防止するため、必要に応じて消毒ポイントの設置及び県内家きん飼養者への移動の自粛指導等を行う。疫学関連農場の調査は、速やかに行う。

#### (4) レベルⅣ

本県で発生した場合。

本マニュアルにより、速やかに防疫措置を実施する。

## 2 発生時の対応

	レベル				実施機関					
	I	II	III	IV	畜産課	家畜保健衛生所	県他部局	市町村	関係機関	関係団体
	近隣諸国で発生	国内で発生	隣接県で発生	本県で発生						
(1) 監視体制の強化										
ア 飼養衛生管理の指導	○	○	○	○	○	○				
イ 情報収集・提供	○	○	○	○	○	○				
ウ 異常家きんの早期通報	○	○	○	○	○	○				
エ 疫学関連農場の調査		○	○	○	○	○				
オ 県民への情報提供		○	○	○	○					
(2) 防疫体制の強化										
ア 防疫資材の確認・確保	○	○	○	○		○				
イ 発生時の人員確保	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
ウ 農場、埋却地の把握	○	○	○	○	○	○	△	○		
エ 対策本部の設置			○	○	○	○	○	○	△	△
オ 消毒ポイントの設置			○	○	○	○	○	○	△	△
カ 制限区域内の検査			○	○	○	○		○	△	△
(3) 防疫措置の実施										
ア 殺処分・焼埋却等				○	○	○	○	○	○	△

○：主体、△：協力



## (1) 監視体制の強化

### ア 飼養衛生管理の指導（レベルⅠ～Ⅳ）

家きんの飼養者に対して、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を行う。  
発生国への渡航の自粛、発生国からの来訪者の制限等を指導する。

### イ 情報収集・提供（レベルⅠ～Ⅳ）

県農林水産部畜産課及び家畜保健衛生所は、近隣諸国や国内での発生状況を収集・整理し、速やかに家畜飼養者及び畜産関係者へ情報を提供する。  
また、あわせて現場における高病原性鳥インフルエンザの侵入防止に努めるよう指示する。

### ウ 異常家きんの早期通報（レベルⅠ～Ⅳ）

家畜保健衛生所は、家畜の飼養者に対して、家畜の健康状態を把握し、異常家きんが認められた場合には速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に通報するよう指導する。

### エ 疫学関連農場の調査（レベルⅡ～Ⅳ）

県農林水産部畜産課は、発生農場に関する情報を収集し、疫学関連農場等の情報を家畜保健衛生所に提供する。家畜保健衛生所は、その情報に基づき、疫学関連農場について情報を整理し、状況に応じて電話での聞き取り調査、農場への立入調査及び臨床検査等を行い、異常家きんの有無を確認する。

### オ 県民への情報提供（レベルⅡ～Ⅳ）

県農林水産部畜産課は、必要に応じて、発生県へ旅行等する県民に対して、発生状況及びウイルスの侵入防止に努めるよう県ホームページやリーフレット等を用いて周知する。

## (2) 防疫体制の強化

### ア 防疫資材の確認・確保（レベルⅠ～Ⅳ）

家畜保健衛生所は、発生時に備え、検査材料の採材用具、殺処分や消毒ポイント等に係る防疫資材を確保し、速やかに対応できるように準備する。

### イ 発生時の人員確保（レベルⅠ～Ⅳ）

県農林水産部畜産課は、発生時に備えて、県職員1,000名（うち農林水産部職員600名）を防疫活動従事者として選定し、必要となった場合には招集する。さらに人員が必要な場合は、関係機関・団体、国や他県及び自衛隊等の応援を仰ぐこととする。

家畜保健衛生所は、事前に農場ごとの防疫措置計画を策定し、防疫作業に必要な人員数を県農林水産部畜産課に速やかに報告する。

### ウ 農場、埋却地の把握（レベルⅠ～Ⅳ）

家畜保健衛生所は、業務管理システム及び防疫マップシステムにより管内の農場位置、畜種、飼養羽数、サブステーション候補地、焼却場及び埋却地等の情報を整理・管理し、発生時には速やかに関係機関に提供できるようにしておくこと。

### エ 対策本部の設置（レベルⅢ～Ⅳ）

本県で発生した場合は、千葉県急性悪性家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部及び現地対策本部を設置し、速やかに防疫措置にあたる。

隣接県の移動制限区域に本県が含まれる場合は、千葉県急性悪性家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部及び現地対策本部を設置し、消毒ポイントの設置及び発生状況確認検査等を行う。なお、移動制限区域に含まれない場合でも、必要に応じて県境等に消毒ポイントを設置する。

オ 消毒ポイントの設置（レベルⅢ～Ⅳ）

隣接県での発生の場合は、発生地域と本県との交通の状況等を検討し、必要に応じて消毒ポイントを設置するが、対策本部を設置した場合は、移動・搬出制限区域等に関係機関の協力を得て消毒ポイントを設置する。

カ 制限区域内の検査（レベルⅢ～Ⅳ）

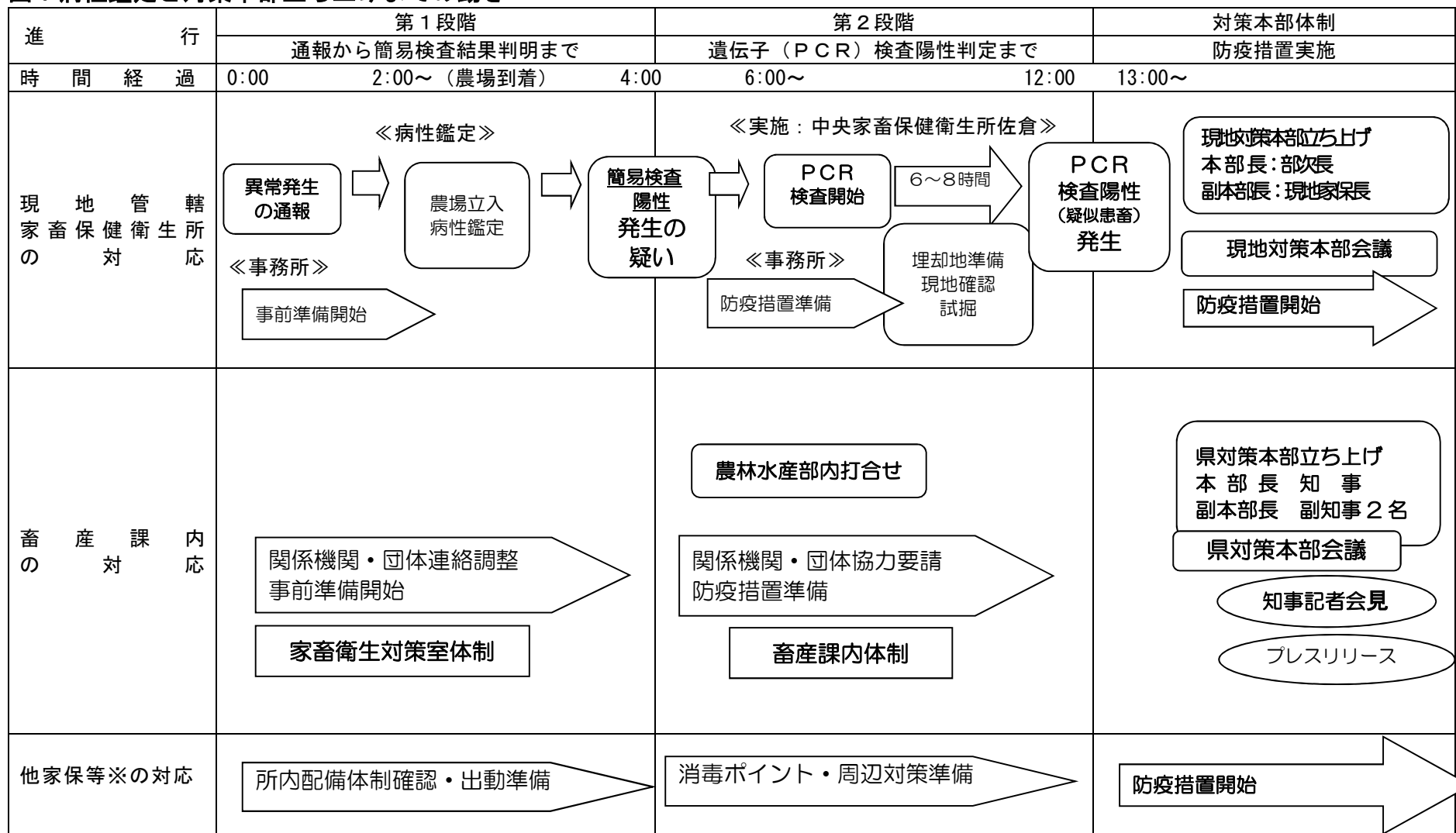
患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に発生状況確認検査を該当する農場に対して行う。また、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に清浄性確認検査を行う。

(3) 防疫措置の実施

殺処分・焼埋却等（レベルⅣ）

発生農場における殺処分・焼埋却・消毒等については、本マニュアルに従って、国、県、市町村及び関係団体が連携・協力して、迅速かつ的確に実施する。

図：病性鑑定と対策本部立ち上げまでの動き



※農業事務所、土木事務所、畜産総合研究センター、市町村、協定団体を含む

## 第2 畜産課家畜衛生対策室を中心とした対応

レベルⅣとなった場合の初動時の対応は、通報を受けた段階から簡易検査結果判明までを第1段階、遺伝子検査（以下「PCR検査」という。）結果判明までを第2段階とする。

さらに、発生（遺伝子検査結果判明、疑似患畜決定）をもって千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部（以下「県対策本部」という。）及び現地対策本部を立ち上げ、防疫措置を開始する。

### 1 第1段階

#### （1）通報～家保出発

通報のあった農場を管轄する家畜保健衛生所（以下「現地家保」という。）は、獣医師又は農場主等から異常家きん等の通報又は届出を受けたときは、畜産課家畜衛生対策室（以下「畜産課（衛生）」という。）に別紙様式1（国防疫指針様式3）を報告し、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

畜産課（衛生）は、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に別紙様式1（国防疫指針様式3）を報告するとともに、全家畜保健衛生所長に防疫員の待機、緊急連絡網及び防疫資材等の調達計画の点検を指示する。

また、現地家保長に対し、制限区域の家きん飼養状況等の衛生関連情報を整理し、当該農場との関連場所（家きんの移動、人や車の出入り等）について、情報管理に配慮しつつ調査を開始するよう指示する。

なお、発生が強く疑われる場合は、農林水産部長、次長、県対策本部事務局員、連絡員及び関係機関へ異常発生の連絡を行う。

#### （2）農場立入（病性鑑定）

家畜防疫員は、農場に入る際、車両は当該農場の敷地外に置くものとする。

到着後、速やかに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんがない場合には生きた家きん）の簡易検査を行うとともに、直近3日間程度の死亡羽数や過去21日間の平均死亡羽数を聴取する。なお、簡易検査に供する種別や羽数、調査内容は、必ず現地家保に確認のうえ実施するものとする。

現地家保は簡易検査に供する種別や羽数、検査開始時間、死亡羽数、検査結果を、随時速やかに畜産課（衛生）へ報告する。

畜産課（衛生）は、現地からの情報を速やかに動物衛生課に報告する。

また、農林水産部長、次長、県対策本部事務局員及び連絡員等へ情報を伝達する。

### 2 第2段階

#### （1）畜産課

畜産課（衛生）は、畜産課全員を招集する。同時に、以下の考え方で各家保を「周辺家保」「交代家保」「待機家保」に設定する（別表参照）。

- ・中央・東部・北部家保管内で発生した場合は、南部家保を「周辺家保」、他の家保を「交代家保」、「待機家保」とする
- ・南部家保管内で発生した場合は、北部家保を「周辺家保」、他の家保を「交代家保」、「待機家保」とする

(別表) 鳥インフルエンザ発生地域と各家保の役割

発生地域	分担(主な役割)			
	現地家保 (農場対応)	交代家保 (農場対応)	待機家保 (SS運営)	周辺家保 (周辺対策)
千葉	中央	東部	北部	南部
東葛飾	中央	北部	東部	南部
印旛	北部	中央	東部	南部
香取	北部	東部	中央	南部
海匝	東部	北部	中央	南部
山武	東部	中央	北部	南部
長生	東部	中央	南部	北部
夷隅	南部	東部	中央	北部
安房	南部	東部	中央	北部
君津	南部	中央	東部	北部

以後の防疫対応は、家畜衛生対策室から畜産課体制に移行し、総務広報班、調整班、安全対策班、流通指導班、防疫指導班、後方支援班、焼埋却班を設置する。

県対策本部設置及び本部会議開催の準備を進めると同時に、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部事務局員及び連絡調整会議連絡担当(以下「事務局員」及び「連絡調整担当」という。)へメールおよび電話による連絡を行う。

(2) 農林水産部長・次長

農林水産部長は、知事、副知事に簡易検査結果を報告し、待機を要請する。

また、次長は遺伝子検査結果陽性に備え、現地対策本部へ向かう準備を始めるとともに、遺伝子検査結果判明1時間前には現地家保へ赴いて状況を掌握し、当該市町村長に協力を要請する。

(3) 事務局員及び連絡員

事務局員は、畜産課各班の業務に協力し、県対策本部設置に向けて準備する。

連絡調整担当は、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部員(以下「対策本部員」という。)に連絡・報告する。

(4) 現地家保の対応

病性鑑定を行う家畜防疫員は、当該家畜の検体を採取し、密閉・消毒後、搬送担当者に渡し、中央家畜保健衛生所佐倉庁舎へ搬送する。

出発時に現地家保へ時刻を報告し、引き続き防疫措置の準備を継続する。

現地家保は、畜産課(衛生)へ出発時刻を報告するとともに、精密な防疫計画の策定のため、農場に家畜防疫員を招集(以下、先遣隊とする)するとともに、農場の防疫措置及び現地対策本部設置の準備を進める。

(5) 現地家保以外の家保(その他家保)の対応

周辺家保は、農場立入検査、待機家保はサブステーション設置等の準備を進める。

現地家保、交代家保及び待機家保は先遣隊の派遣を、周辺家保、交代家保及び待機家保は消毒ポイントの設置を行う。

※現地対策本部立ち上げまでの家畜保健衛生所の体制は、以下のとおり。

- ・現地家保の責任者は、所長とする。
- ・その他家保の責任者は、現地家保以外の所長、連絡調整は次長とする。
- ・発生農場の防疫措置は、現地家保と交代家保とで交代して実施する。
- ・待機家保はサブステーションの運営を担当する。
- ・周辺家保は、原則発生農場の作業には従事しないものとする。
- ・現地家保次長は、全体の連絡調整を行う「連絡調整及び現地対策本部立ち上げ準備担当」、防疫課長（主幹）は、「防疫措置計画作成、先遣隊」の責任者、防疫課主任は、農場での病性鑑定を行う「病性鑑定班」の責任者とする。
- ・中央家畜保健衛生所佐倉庁舎の次長は、病性鑑定の連絡調整責任者とする。

### 3 対策本部体制

中央家畜保健衛生所佐倉庁舎からのPCR検査陽性報告をもって発生（疑似患畜決定）とし、知事を本部長とする県対策本部及び農林水産部次長（技）を本部長とする現地対策本部を設置し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に従い具体的な防疫措置を円滑に実行する。

#### （１）県対策本部事務局

農林水産部長を事務局長とする県対策本部事務局は、県対策本部員に連絡し、県対策本部会議を開催する。

農林水産部長は、知事、副知事に疑似患畜決定を報告し、県対策本部会議出席を要請する。

県対策本部会議終了後、「高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生」のプレスリリースを行う。

#### （２）知事

県対策本部会議終了後、知事記者会見を行う。

#### （３）現地家保

現地家保は、現地対策本部を立ち上げ、現地対策本部会議を開催し、現地防疫対策及び周辺対策を開始する。

##### ①現地対策本部の立ち上げ

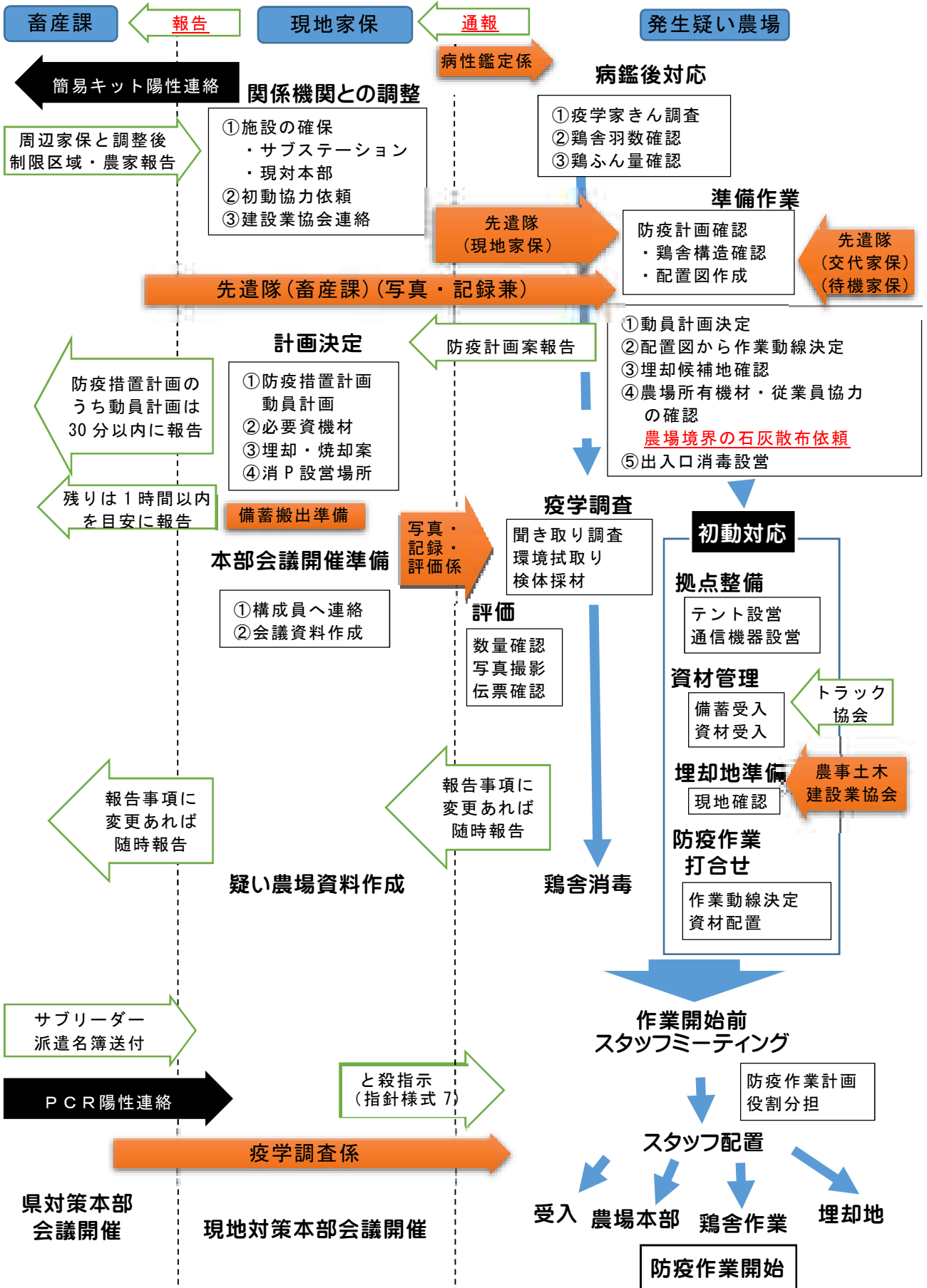
現地家保は、PCR検査陽性により、本病の発生が確定したら、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部設置マニュアルに基づき、現地対策本部会議を招集し、同本部の設置を行う。

現地対策本部は、本部長を農林水産部次長、副本部長を現地家畜保健衛生所長とする。

②現地対策本部体制

	役職及び班名	業 務	担 当
1	本部長	現地対策本部の運営 県対策本部や関係機関等との調整	農林水産部次長(技)
2	副本部長	現地対策本部会議の運営補佐 防疫措置の統括	現地家保所長
3	連絡調整担当	防疫措置に係る連絡調整	現地家保次長
4	焼埋却担当	焼埋却に係る連絡調整	交代家保次長
5	事務担当	現地対策本部会議準備 連絡調整に係る補佐	現地家保

### 第3 現地家保を中心とした各家保の対応





# 1 現地家保の準備体制と事務分掌

場所	担当名	責任者	事務分掌	班員配置（人）	
				第1段階	第2段階
現地家保	連絡調整	現地家保次長	1 病性鑑定班への指示 2 先遣隊の派遣と連絡調整、対応協議 3 畜産課（衛生）への報告・連絡調整と対応協議 4 他家保との連絡調整 5 市町村、関係機関・団体等との連絡調整 ・ 緊急連絡先の確認 ・ 消毒ポイント、サブステーション、自衛隊駐屯地、焼埋却に関する調整 6 資機材等の確保 7 現地対策本部立ち上げ準備 8 防疫措置完了までの防疫員の配置計画の作成、勤務台帳の管理	3	2
発生疑い農場	病性鑑定担当	現地家保防疫課主任	1 病性鑑定の実施 ・ 当該家きん及び発症状況の確認（場所を特定し印をつける）・記録・撮影 ・ 簡易検査の実施、報告 ・ 遺伝子検査材料等の採取、梱包、消毒、搬送 （検査実施機関：中央家畜保健衛生所佐倉） 2 疫学調査（疫学関連農場の有無） 3 疫学調査チームの指示による検体採取 4 緊急消毒（搬送担当、従業員等が実施） ・ 農場入口、敷地境界 5 防疫措置実施のための準備（作業動線の確保等） 6 防疫措置計画の基礎調査	3 （うち搬送1）	2
	先遣隊	現地家保防疫主幹・課長	1 防疫措置計画の確認、修正 ・ 防疫作業内容・手順・スケジュール ・ 防疫活動従事者の動員計画 2 初動防疫作業 ・ 資材受入れ、鶏舎内外消毒、発症家きんの殺処分	2	7 （その他家保4、畜産課1）
	評価記録	現地家保防疫員	1 家きん、汚染物品の評価 2 証拠書類の収集、整理 3 鶏舎、ロットごとの写真撮影・記録		2
備蓄場所	資材	現地家保防疫員	1 物品搬出、在庫管理、不足物品の調達	1	1
合 計				8	14

## 2 第1段階（通報から簡易検査結果判明まで）

### （1）農場から異常鶏の通報を受けたら

#### ア 畜産課（衛生）へ電話により一報

異常家きん発見の通報を受けた家畜防疫員は、「異常家畜の届出を受けた際の報告」（様式1）（防疫指針様式3）により聞き取り調査を行う。聞き取りにより本病を疑う場合は、直ちに畜産課（衛生）に報告する。

#### イ 病性鑑定の実施

現地家保は、立入検査の必要性を判断した場合、直ちに農場に病性鑑定班を派遣する（病性鑑定の実施について詳細は次項）。

現地家保に在庁する職員は、病性鑑定担当が農場に到着するまでの間に農場と連絡をとり、「異常家畜の届出を受けた際の報告（様式1）」（防疫指針様式3）を作成し、畜産課（衛生）に送付する。

#### ウ 農場管轄市町村（現地市町村）へ状況連絡\*

発生を強く疑う場合や、簡易検査判明が時間外になる場合は、簡易検査判明前に現地市町村へ状況を連絡するとともに、以下について依頼する。

サブステーションを設置する場所の選定

自衛隊宿営地の選定

サブステーションー農場間のバスの手配

消毒ポイントを設置する場所の水源や地権者との調整

市町村焼却施設使用の可否、窓口と連絡先の確認

\* 市町村と同様、初動から協力を要請する現地管轄農業事務所（以下、現地農業事務所）や、現地管轄健康福祉センターにも、早い段階で連絡する。

エ 現地家保次長は、農場の防疫計画（事前調査票）を準備し、病性鑑定担当に携行させる。病性鑑定担当と綿密に連絡を取り、畜産課（衛生）に逐次状況報告をする。

オ 現地家保次長は、病性鑑定担当から送られる防疫計画を確認の上、畜産課（衛生）に送付し、情報を共有するとともに、計画作成上の必要事項を予め確認※し、指示を受ける。

カ 疫学情報として、企業、経営者、管理者が系列農場を有する場合は、疫学関連家きんや交差汚染の有無を確認し、畜産課（衛生）へ報告する（防疫指針 p53）。

キ 簡易キット陽性時に速やかに関係機関や農場に連絡できるよう、連絡先の確認等を行う。

ク 現地対策本部設置場所を選定する。

\* 制限区域内農場は、周辺対策家保と畜産課（衛生）で調整し、最終決定する。

※必要事項の確認【防疫指針・留意事項②】

現地総括責任者は、鳥類別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項についてあらかじめ県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。

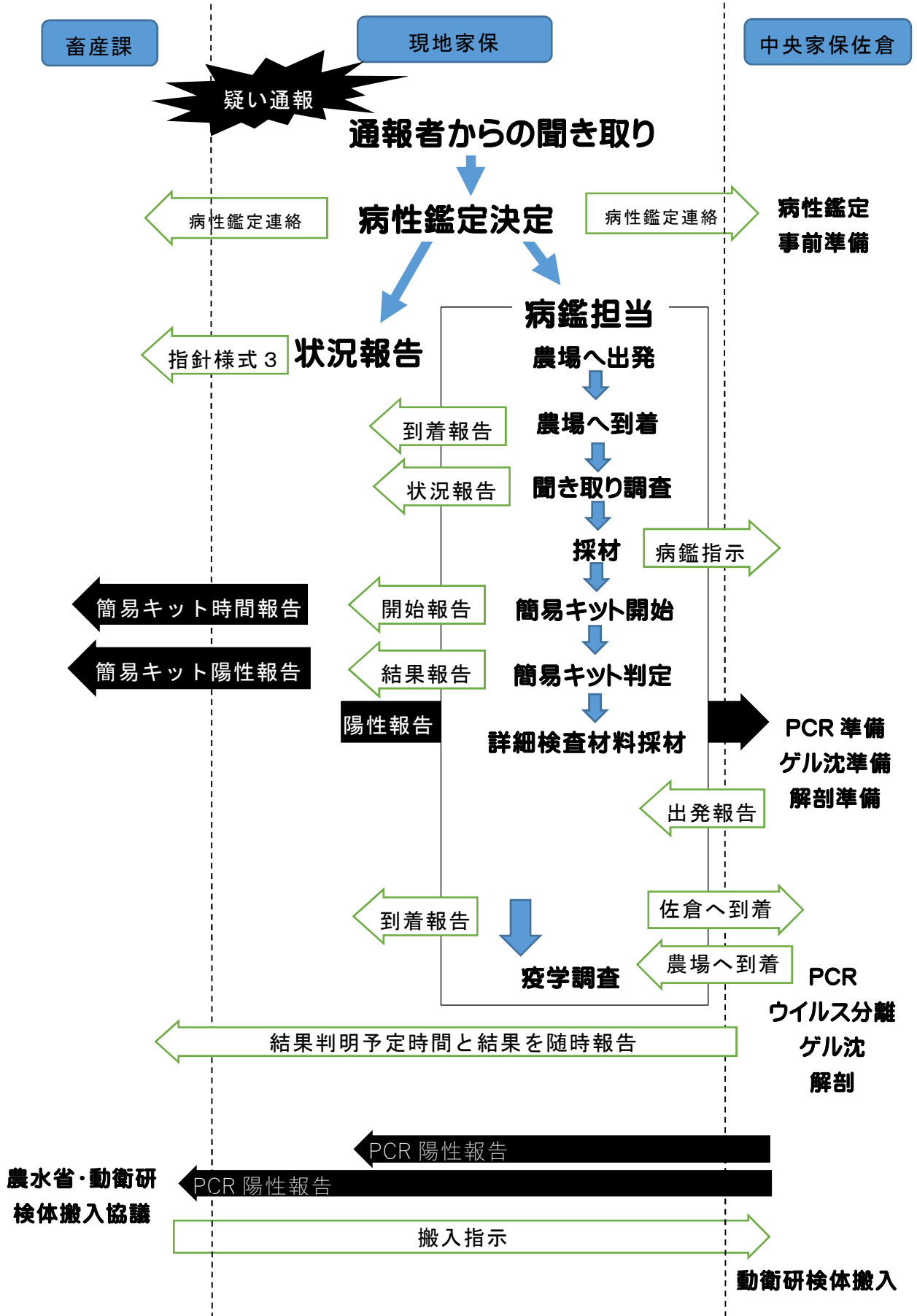
【異常家きん等の通報内容】

1. 同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が当日から遡って21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となった。(21日間は、他疾病、事故、気温の急激変化、災害、空舎期間を除いた通算21日とする。)ただし、設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等が明らかかな場合は除く。
2. 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査(以下「簡易検査」という。)や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合
3. 以下の症状の場合
  - (1) 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している。
  - (2) 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している又はまとまってうずくまっている。

【家畜防疫員の指導事項】

- 1 家畜の所有者から通報があった場合
  - (1) 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
  - (2) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
  - (3) 農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
  - (4) 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。
- 2 獣医師から通報があった場合
  - (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、高病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散を防止するよう助言・指導すること。
  - (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
  - (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
  - (4) 異常家きんが高病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、家きん飼養農場に立ち入らないこと。
  - (5) 高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、異常家きんを診療し、又はその死体を検案した日から7日間は、家畜防疫員の許可を得ずに家きん飼養農場に立ち入らないこと。
- 3 食鳥処理場から通報があった場合
  - (1) 異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと畜を中止すること。
  - (2) 畜産関係車両の出入りを禁止すること。
  - (3) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
  - (4) 従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間、家きんの飼養農場に立ち入らないこと。
  - (5) 異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、1の(1)から(4)までの指導を行うこと。
  - (6) 異常家きんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入りしめないよう指導すること。

(2) 農場立入り・病性鑑定



## ア 病性鑑定準備

### (ア) 病性鑑定実施の判断

現地家保は、病性鑑定を実施すべきと判断した場合、病性鑑定用資材を準備するとともに、疑い農場の位置や情報を確認する。

また、通報者及び所有者等へ農場での待機と家きん及び家きんの死体の移動自粛等必要な事項を指示する（防疫指針P13参照）。

### (イ) 畜産課（衛生）へ報告

畜産課（衛生）へ高病原性鳥インフルエンザを疑う病性鑑定をおこなうため、農場へ立ち入ることを報告する。

### (ウ) 疑い農場へ出発

病性鑑定は現地家保3名で病性鑑定用資材を携行して農場へ向かう。うち2名は公用車1台で出発し、農場立入・採材を行う。残りの1名は中央家保佐倉への運搬者とし、不足する書類・資材を持ち、公用車1台で後発する。

家保は出発時刻と到着予定時刻を畜産課（衛生）へ報告する。

## イ 病性鑑定

### (ア) 立ち入り準備

農場周辺に到着後、到着時刻を家保へ報告し、車両を衛生管理区域外に駐車する。家畜防疫員は感染防護具（防護服、マスク、ゴーグル、手袋等）を着用し、立入検査を実施する。現地家保は畜産課（衛生）へ到着時刻を報告する。

### (イ) 聞き取り調査

「異常家きんの症状等に関する報告（様式2）」（防疫指針様式4-1）に基づき、聞き取り調査を行う。「異常家畜の届出を受けた際の報告（様式1）」（防疫指針様式3）で報告した内容のうち、農場名称、住所、所有者（管理者）氏名、従業員数、飼養羽数について誤りがないかを確認する。異常家きんの症状、飼養管理状況、農場と家きん舎の配置及び死亡家きんの見られた場所等を聞き取る。

・異常家きん・死亡家きんの収容場所や発生状況がわかるよう、経時的に図示する。

・必ず農場住所と自宅住所の両方を確認し、併記する。

### (ウ) 異常家きんの検査

#### a 臨床検査

異常家きんの検査は、異常家きんが認められた家きん舎の死亡羽数の推移（過去1週間程度）、死亡及び異常家きんの状況（肉冠、肉垂のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、5羽以上の家きんがまとまった死亡又はまとまったのうずくまり等の有無やその場所）を確認する。

2つ以上の家きん舎がある場合は、異常がない家きん舎の死亡羽数の推移も家きん舎ごとに聞き取るが、原則として異常家きんのいない家きん舎には、立ち入らないようにする。

本病が否定される場合は、その判断する根拠を現地家保に報告する。（他疾病の可能性、強制換羽等）

#### b 簡易検査

簡易検査は、状況聞き取りの後、直ちに異常家きんが認められる家きん舎ごとに、死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、

生きた家きん)のそれぞれ複数羽(死亡家きんについては1羽以上(1羽に満たない場合は全羽))を対象とした簡易検査を行う。

この際、死亡家きんを優先し、1羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを1検体として、動物用インフルエンザ簡易検査キットを用いて実施すること。

簡易キット結果までの間に、検査に供した鶏の写真及び動画を撮影する。

また、死亡鶏、異常鶏及び正常鶏がケージに入っている際の様子及びケージ外に出した際の様子も写真及び動画で撮影する。

#### ウ 結果報告

簡易検査の結果が判明した時点で、直ちに立入検査結果とともに現地家保へ報告する。報告を受けた現地家保は、直ちに畜産課(衛生)及び中央家保佐倉庁舎へ簡易検査結果及び立入検査結果を報告する。

なお、簡易検査が陰性の場合においても、必ず、推測される死亡の原因やその根拠、一般病性鑑定の実施予定について、畜産課(衛生)に報告する。

#### エ 採材

簡易検査の結果が陽性の場合、原則として、簡易検査で陽性となった家きんを含む死亡家きん5羽と異常家きん5羽(異常家きんが認められない場合には生きた家きん)の合計10羽、発症鶏(搬入する生鶏から採材)及び未発症鶏の血清各5羽分の合計10羽分を病性鑑定材料として中央家保佐倉庁舎へ搬入する。

ただし、複数鶏舎において簡易検査の結果が陽性となった場合には、鶏舎ごとに同様の採材を行う。

\*詳細は「HPAI病性鑑定の際の農場での検体の選び方」参照。

#### オ 材料の運搬

(ア)病性鑑定材料は、ウイルスが飛散しないよう密閉容器に入れ、容器の外側を消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして冷蔵状態で、外で待機している家畜防疫員が、中央家保佐倉に搬入する。

(イ)農場を出発する前に、検体数、出発時刻及び到着予定時刻を家保に報告する。連絡を受けた家保は、畜産課(衛生)及び中央家保佐倉へ連絡する。

#### カ 疫学調査

(ア)「異常家きんが所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)」(様式3、防疫指針様式4-2)により各項目を詳細に聞き取り、把握できた項目から順次現地家保へ、現地家保は畜産課(衛生)に報告する。

(イ)結果が陽性の場合には殺処分等の防疫措置が実施される旨、畜主に対しその詳細内容(評価、殺処分、焼・埋却、消毒等)を説明する。

病性鑑定手順書

農場立入に必要な器材

農場立入用衣類
<input type="checkbox"/> 防疫服・防疫帽・ブーツカバー（鶏舎数分） <input type="checkbox"/> 手袋・マスク・長靴・ゴミ袋
臨床検査用器材
<input type="checkbox"/> 懐中電灯・ヘッドランプ等
簡易検査用器材
<input type="checkbox"/> 簡易検査キット（最低7羽×2カ所分必要）
材料採取用器材
<input type="checkbox"/> 綿棒（20本×鶏舎数+ $\alpha$ ） <input type="checkbox"/> 12.5ml 遠沈管（綿棒採材羽数分×2=1鶏舎14本） <input type="checkbox"/> 真空採血管（10本×鶏舎数+ $\alpha$ ） <input type="checkbox"/> 22G 針（10本×鶏舎数+ $\alpha$ ）* 鶏のサイズによる <input type="checkbox"/> 採血用アダプター <input type="checkbox"/> 疫学調査チーム分の検体採取用具 <input type="checkbox"/> （予備のシリンジ・針） <input type="checkbox"/> 解剖用具（ハサミ・ピンセット） <input type="checkbox"/> ヘッドランプ（ウインドウレス鶏舎では必須） <input type="checkbox"/> 作業トレイ <input type="checkbox"/> アルコール綿、試験管立、マジック、ビニール袋 <input type="checkbox"/> タイマー（温度計付き） <input type="checkbox"/> クーラーボックス・保冷剤 <input type="checkbox"/> 病性鑑定材料輸送箱（クーラーボックス・鶏搬送用容器）
消毒用器材
<input type="checkbox"/> バケツ・ブラシ・消毒薬 <input type="checkbox"/> 噴霧消毒器
連絡および評価・記録用器材
<input type="checkbox"/> 携帯電話（画像が送信できるもの）、充電器 <input type="checkbox"/> 決裁板 <input type="checkbox"/> 洗濯バサミ（鶏群ロットの境界に目印として使用） <input type="checkbox"/> 作業時間メモ <input type="checkbox"/> デジカメ、充電器、予備のSDカード <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 防疫指針 <input type="checkbox"/> 各種様式（事前調査票、家保様式集）

病性鑑定の流れ（連絡・報告先は家保。状況が見えるよう逐次連絡・報告する。）

- 1 2名1台で家保を出発。（1名1台が運搬のため後発し、農場外に待機する）
- 2 農場到着を報告。
- 3 農家に聞き取り調査実施
- 4 鶏舎に立ち入り、異常家きんの臨床検査実施
- 5 簡易検査実施の連絡（羽数、判明予定時刻）
- 6 異常家きんの簡易検査実施
- 7 簡易検査結果報告

【陽性の場合】

- 8 中央家保佐倉への搬入材料採材
- 9 農場外待機中の運搬者へ引き渡し
- 10 佐倉搬入予定を家保へ連絡
- 11 防疫措置のための先遣隊が到着するまで、疫学調査を実施する

【陰性の場合】

推測される死亡の原因やその根拠、一般病性鑑定の実施予定について、報告する。

## 簡易検査実施方法

**\* 異常家きんが認められる鶏舎ごとに実施**

簡易検査は、**死亡家きん 11羽 + 生きた家きん 2羽の計 13羽**について行う。  
死体は新鮮な個体を選択する。

死体がない場合、次の①～③の順に生きた家きんを選び、その代わりとする。

- ① 衰弱等の活力低下の臨床症状がある
- ② 鶏冠、肉垂に赤黒色出血斑や壊死がある
- ③ 死亡家きんが多く出たケージまたは死亡が多い場所周辺の個体

- (1) 1羽につき気管スワブ1検体、クロアカスワブ1検体の計2検体を採材する。  
各検体は綿棒2本ずつ採取し、空の遠沈管へ保管する（1本は簡易検査用、1本は中央家保佐倉庁舎搬入用→下記7羽分14検体）。  
死体の場合は気管を切開し、全長の上半分を簡易検査用、下半分を搬入用とする。
- (2) 採材後、簡易検査開始時に開始時刻と結果判明予定時刻を家保へ連絡する。
- (3) 気温20℃～37℃で簡易検査を行う（暖めた公用車内等、工夫する）。  
\* 検査反応時間中に、異常鶏の写真・動画撮影や中央家保佐倉搬入のための採材を実施。
- (4) 結果判明次第、家保に結果を報告する。

## 中央家保佐倉庁舎への搬入検体

**\* 異常家きんが認められている家きん舎ごとに採材する**

**□ 血液**

簡易検査後、10羽から採血する。

**発症鶏 5羽** (簡易検査を実施したものを含める。検体は上記①～③を優先する)

**未発症鶏 5羽**

**□ スワブ**

**簡易検査実施検体 7羽**の気管スワブ1検体・クロアカスワブ1検体

(簡易検査実施前に採材したうちの1本)

**□ 家きん**

**死亡家きん 5羽**

(簡易検査を実施したもの。生きた家きんで実施した場合はそれを搬入する)

**生きた家きん 5羽 (異常家きん)**

(写真を撮影する。簡易検査を実施したものを含むこと。)

※複数鶏舎で簡易検査が陽性となった場合には、鶏舎ごとに同様の採材を行う。

	死体	死体	死体	死体	死体	発症	発症	発症	発症	発症	未発症	未発症	未発症	未発症	未発症
簡易検査	○	○	○	○	○	○	○								
採血						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
搬入鶏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					

※簡易検査で陽性を呈した個体は必ず搬入する。



## 簡易検査陽性時の対応

- ①中央家保佐倉搬入検体の搬出  
農場外待機者と連絡をとり、容器の外側を消毒してから搬出する。  
運搬者が農場を出発する前に、検体数、出発、到着予定時刻を家保に報告する。
- ②農場の出入り制限、物の管理
  - ・農場の出入口を1カ所とし、農場および防疫関係者以外の立入をさせない。
  - ・農場外へ物を搬出させない。従業員等が外出する際は、消毒等を実施。
  - ・異常が認められた家きんに関する物が、他の家きんと接触しないようにする。
- ③畜主への聞き取り
  - ・「異常家きんの症状等に関する報告(様式2)」(指針様式4-1)  
鶏舎ごとの管理記録(鶏種、日齢、導入羽数、死亡羽数の日報等)、図面の添付
  - ・「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告(様式3)」(指針様式4-2)
  - ・家きん舎の配置と異常家きんの発生状況様式は作成次第、農場の通信機器を利用して、現地家保へ送付する。  
FAXの他、写真撮影したものを送信する等、内容が迅速に伝わるよう工夫する。
- ④疑い農場における疫学情報追加調査  
「異常家きんが所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)」により追加の調査を実施する。  
調査結果は農場のFAX等により現地家保へ送付する  
(写真等、映像による報告も可)。
  - 飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場
  - 飼養家きんの過去21日間の移動履歴(導入・搬出)
  - 人・車両の過去21日間の出入り及び巡回範囲  
(家きん運搬車・集卵車・飼料運搬車)  
(立ち入った獣医師、農場指導員、捕鳥作業員)
  - 家きん糞・堆肥の処理・搬出状況
  - 死亡家きんの処理・搬出状況
  - 過去21日間の種卵の搬出先
- ⑤防疫作業基礎調査  
防疫作業の基礎資料のため、持参した防疫計画(事前調査票)(様式4)をもとに、以下の内容について確認調査を実施し、先遣隊(現地家保防疫主幹・課長)に引き継ぐ。
  - 各鶏舎の羽数(最優先)
  - 鶏舎構造・特徴(入り口のサイズ、通路幅、鶏搬出口)
  - 鶏ふんの堆積状況・堆積量
  - 敷地見取図(拠点にできる施設、テント設営場所、資材一時保管場所)
  - 通行遮断・出入り車両消毒器設置場所
  - 埋却候補地
  - 焼却施設利用の有無と焼却物量
  - 農場の協力体制(所有機械・機材、防疫作業に協力できる従業員)
- ⑥農場立入制限と消毒  
農場の出入り口を1カ所とし、踏み込み消毒槽を設置する。畜舎周辺に消石灰の散布を行う。消石灰の散布にあたっては、周囲の畑・水田・民間への飛散に配慮し、散布場所を畜主と相談すること。
- ⑦先遣隊(現地家保防疫主幹・課長)到着後は、合流して引き続き初動対応にあたる。

### (3) 中央家保佐倉の病性鑑定対応

#### ア 病性鑑定事前準備

現場家保からHPAIを疑う病性鑑定依頼があった場合には病性鑑定の事前準備を行う。

(ア) 発育鶏卵の数を確認し接種位置に印をつけておく

(イ) 解剖準備

#### イ 検査準備

現場家保から簡易キット陽性の連絡があった場合には検査の準備を行う。

(ア) コンベンショナルPCR及びリアルタイムPCR準備

・ 搬入される検体数の情報を基に試薬及び消耗品の準備を行う

(イ) ウイルス分離

・ 発育鶏卵の接種位置に穴を開ける

※ 発育鶏卵への接種個数は、中央家保佐倉で使用できる個数に合わせて接種数を勘案する。

・ シリンジの準備

(ウ) ゲル内沈降反応準備

・ ゲルを作成する

・ 陽性血清及び抗原を解凍する

(エ) 解剖

・ ELISA検査室に器具等を搬入

#### ウ 検査

(ア) コンベンショナルPCR及びリアルタイムPCR（別添により実施）

(イ) ウイルス分離（指針により実施）

(ウ) ゲル内沈降反応（指針により実施）

(エ) 解剖

ELISA検査室安全キャビネット内で実施

解剖実施前に検査に供する鶏の写真及び動画（生存鶏）を撮影する。

#### エ 結果報告

検査結果が判明次第、順次現地家保及び畜産課（衛生）へ報告する。

#### オ（国研）農研機構動物衛生研究部門（以下「動衛研」）へ搬入

(ア) ウイルス分離の確認

次のいずれかに該当する場合にはウイルスが分離されたものとして動衛研への搬入を行う。

a ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合。

・ このとき、分離ウイルスのHA価が32倍以上であることを確認する。

・ 送付すべき尿膜腔液の量は、動衛研に確認すること。

・ 動衛研へ検査を依頼する際は防疫指針様式5により行う。

b 遺伝子検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

(イ) 動衛研へ搬入

ウイルスの分離を確認した場合には、畜産課（衛生）、動物衛生課と協議した上で、分離されたウイルス又は遺伝子検体を動衛研に搬入する。

### 3 第2段階（遺伝子（PCR）検査陽性判定まで）

#### （1）簡易キット陽性時の現地家保の対応

- ア 畜産課（衛生）への報告、依頼、確認
- 簡易キット結果と中央家保佐倉への搬入検体数、搬入予定時刻を報告
  - 防疫措置計画立案にあたり、予め必要事項（鳥類別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他）を畜産課（衛生）に確認
  - 動員計画と必要資材数量を報告
- イ 現地市町村への連絡と確認、依頼事項
- サブステーションの場所、設営開始時間
  - 自衛隊宿営地
  - 消毒ポイント
  - サブステーションー農場間のバスの確保
  - テントの確保（備蓄テント以外）
  - 焼却施設利用の可否
  - 埋却場所の確認
  - 周辺道路遮断の人員確保
- ウ 初動防疫に必要な人員について、直ちに農場へ派遣するとともに、交代家保・待機家保に派遣を依頼
- 現地家保防疫主幹（課長）他1名
  - 交代家保防疫主幹（課長）他1名
  - 待機家保防疫主幹（課長）他1名
- } 先遣隊
- 写真・記録・評価担当：現地家保防疫員2名
- エ 備蓄場所へ担当防疫員を派遣、担当者は畜総研職員へ搬出方法を指示  
資機材を必要数量ずつ、使用順に搬送トラックに積み込む。この際、在庫管理表に必要項目を記載し、搬出先へメールかFAX等で連絡する。
- オ 建設業協会支部、現地農業事務所（基盤整備）へ連絡  
畜産課（衛生）から建設業協会本部へ連絡後、現地家保から該当支部と現地農業事務所次長（基盤）へ状況説明し、現地打ち合わせ時間を調整する。
- カ 現地対策本部設置場所の決定  
原則として現地対策本部は現地家保に設置するが、農場やサブステーションとの距離が遠い場合等、必要に応じ市町村等と調整の上、近隣施設に設置する。
- キ 周辺対策家保および畜産課（衛生）へ連絡、畜産課は確認・調整後各所へ連絡
- 現地対策本部の設置場所
  - サブステーションの場所と設営開始時間
  - 疫学関連農場（判明次第随時）
  - 消毒ポイント設置場所
- \* 制限区域内の農場は、周辺対策家保と畜産課（衛生）で調査・確認する。  
\* 管内養鶏場への発生状況連絡等は、疑似患畜決定時（PCR陽性時）に、周辺対策班が実施する。
- ク 防疫計画の決定  
現地家保次長は、班長の防疫計画確認報告を受けて防疫計画を決定し、直ちに畜産課（衛生）に報告する。
- ケ 現地対策本部構成員への連絡  
現地家保所長は、現地農業事務所（企画を通し基盤と普及両方に伝わるよう）、健康福祉センター、土木事務所及び周辺市町村に説明し、初動対応人員の派遣を要請する。他の構成員へ発生状況及び現地対策本部会議の時間と場所を連絡する。
- コ 防疫員の配置計画、勤務実績の作成  
各家保次長は、防疫措置完了までの必要人員算定表（様式5）を作成し次第、

畜産課（衛生）に報告する。防疫員の配置に変更があった場合は、その日のうちにまとめて畜産課へ報告する。

サ 家畜防疫員宿泊場所の手配

農場防疫作業に繰り返し従事する予定の防疫員等には、宿泊場所を手配する。

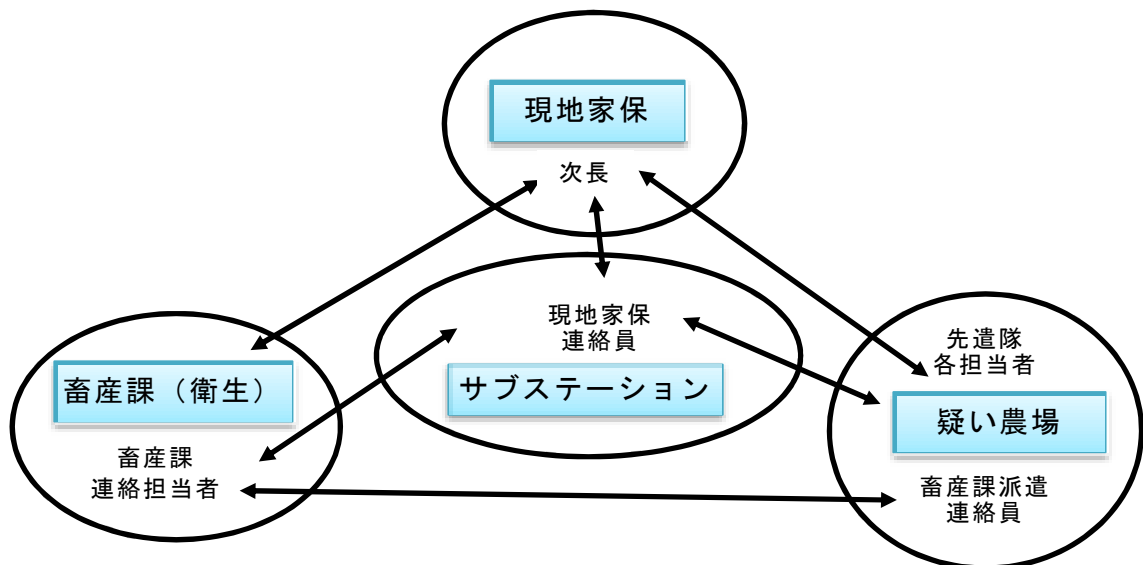
(2) 発生疑い農場の初動対応

初動対応メンバー

現地家保	病性鑑定担当(2)	病鑑後の疫学調査実施	
	評価担当(2)	評価のための記録・写真	
	現地家保防疫主幹 (課長)(1)	農場対策責任者	発生農場対策班長
	先遣隊(1)	防疫計画の作成・	
その地家保	先遣隊(4)	防疫措置の準備	周辺家保以外各2名
現地農業事務所	農業事務所次長 (基盤)または 基盤整備課長	埋却地対応	埋却アドバイザー
畜産課(衛生)	先遣隊(1)	課との連絡調整・報告・記録	家畜衛生対策室

農業事務所	初日(1ケル目) サブリーダー	防疫措置開始前にサブステーションに集合し、疑い農場へ移動・受入準備
-------	--------------------	-----------------------------------

初動対応の連絡体制は以下のとおりとする。



## ア 病性鑑定後の対応

### (ア)先遣隊の招集および派遣

発生の疑い（簡易キット検査結果陽性）を受け、畜産課（衛生）は、全家保に対し、現地家保・周辺家保・交代家保・待機家保の別を連絡する。

現地家保は、交代家保及び待機家保に対し、先遣隊となる防疫主幹（課長）他1名の派遣を依頼する。

また、建設業協会支部（または請負会社）および現地農業事務所（基盤）（埋却アドバイザー）へ、埋却地の状況確認のための人員派遣を依頼する。

併せて、最初に農場に入るサブリーダーとして、発生地管轄の農業事務所に人員の派遣を依頼する（サブリーダーは防疫作業開始1時間前に農場に入れるようにサブステーションに集合し、農場へ移動後スタッフ打合わせを行う）。

### (イ)防疫作業基礎調査（防疫措置計画の作成）

病性鑑定を行った防疫員は、引き続き、防疫作業の基礎資料のため、持参した防疫計画（事前調査票）をもとに、以下の内容について可能な範囲で確認調査を実施し、先遣隊（現地家保防疫主幹（課長））に引き継ぐ。

先遣隊は、作成した調査票をできる限り早い段階で手書きの農場周辺図、農場見取り図（衛生管理区域、消毒場所、テント配置など記載）とともに畜産課（衛生）及び現地家保に送付し情報を共有する。

- 各鶏舎の羽数（最優先）
- 鶏舎構造・特徴（入り口のサイズ、通路幅、鶏搬出口）
- 鶏ふんの堆積状況・堆積量
- 敷地見取図（拠点にできる施設、テント設営場所、資材一時保管場所、汚染ゾーンの境界、人や車の出入口、動噴設置場所等）
- 通行遮断・出入り車両消毒器設置場所
- 埋却候補地
- 焼却施設利用の有無と焼却物量
- 予定動員人数の増減（班数、1班当たりの人数の変更とその理由）
- 農場の協力体制（所有機械・機材、防疫作業に協力できる従業員）

### (ウ)農場立入制限と消毒

病性鑑定を行った防疫員は、農場の出入り口を1カ所に限定し、踏み込み消毒槽を設置する。必要に応じ従業員とともに畜舎周辺及び敷地境界（汚染エリア境界）に消石灰の散布を行う。消石灰の散布にあたっては、周囲の畑・水田・民家への飛散に配慮し、畜主と相談し散布場所を決定すること。

### (エ)防疫措置計画（案）の決定

計画決定に先立ち、先遣隊は鳥種別の殺処分予定羽数、殺処分方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ現地家保、畜産課（衛生）に確認し、指示を受ける。

先遣隊は、基礎資料を基に、次ページ防疫措置計画確認手順書に従い計画内容を再確認し、現地家保と畜産課（衛生）へ報告する。準備の都合上、動員人数の増減と必要資材の数量について、優先的に報告すること。

- \* 焼却処分を計画している場合は、予定焼却施設の利用が可能かを現地家保に確認する。  
施設利用が不可または汚染物品量が多く焼却不可能な場合は、埋却処分計画に反映する。

**【参考】国への報告または協議を必要とする事案**

- ①防疫措置全般に必要な人員確保計画の報告
- ②国及び他県の防疫員派遣要請及び自衛隊派遣要請の協議
- ③家きんの死体または汚染物品の農場外への移動に関する協議
- ④家きんの死体または汚染物品の発行消毒、封じ込め措置に関する協議

(オ)埋却地の現地確認と試掘

先遣隊は、建設業協会支部員と現地農業事務所(基盤)(埋却アドバイザー)とともに、埋却地について現地で打ち合わせを行い、試掘を実施する。

(カ)作業者の管理

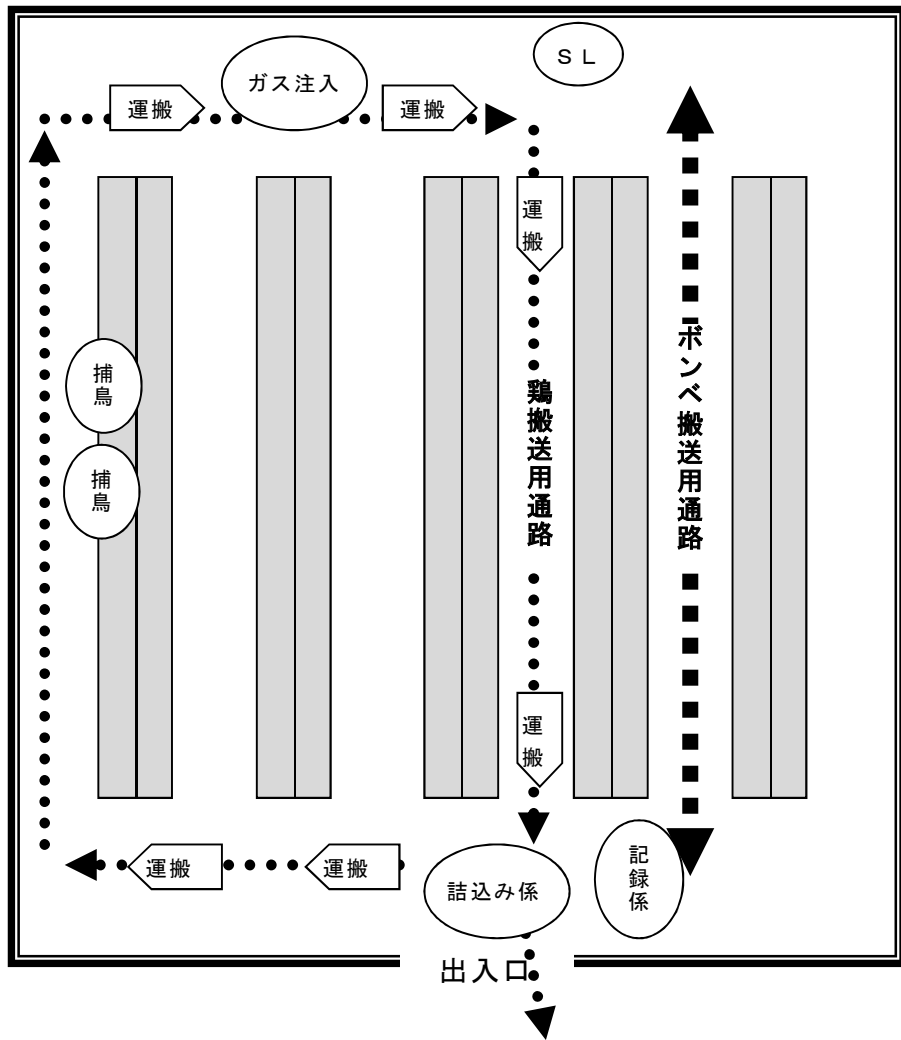
先遣隊責任者は、作業のために疑い農場へ到着した人員について、所属・氏名・到着時刻を現地家保へ報告する。現地家保は到着時刻を含め、受付名簿(様式33)に記録する。

防疫計画 確認手順書		
病性鑑定担当者は、検体搬出後、防疫計画(事前準備票)をもとに以下を確認する。 先遣隊が到着次第、進捗状況を説明・引き継ぎ、以降は先遣隊責任者が計画を決定する		
確認内容	方法	備考
飼養羽数(鶏舎ごと)	聞き取り 日報等	
鶏舎の入口、奥、通路幅等	聞き取り 目視	
テント設営場所	目視	最低でも従事者着衣2、脱衣2、資材保管用2、 防疫員等休憩・本部打ち合わせ用1 →最低でも7張りは必要(6万羽規模)。 飼養羽数に応じて増設する。
埋却地	聞き取り	建設業協会と一緒に現地を確認する。
焼却する物品	目視	防疫計画での想定量と比較
必要動員人数		予定人数増減の有無(班数または人数/班の増減)
大型資材保管場所	目視	ペール等、テント外で保管する資材の受け取りおよび一時保管する場所を確認する。
殺処分鶏保管場所	目視	ペールもしくはフレコンバックに詰めた死体を一時保管する場所の確認
農場内の重機・ 動力噴霧器の種類、数	聞き取り 目視	重機は資材や死体を移動させるのに利用。 作業員の協力も確認する。
鶏糞量の確認及び処理方針  *発生鶏舎の鶏糞は埋却すると再開までの日数が短縮されるが、他との明確な区別が必要		○埋却可能 →運搬手順の決定 →必要な車両、重機、資材の手配 ×埋却不可能 →封じ込め →ブルーシート、消石灰の必要量を決定
農場周囲の状況	聞き取り 目視	通行遮断場所の確認、防疫上障害になるものはないか(民家、公共施設、通学路等)
<p>* テント設営、資材保管、死体保管などの場所が農場内で確保できない場合は、近隣の畑を借りる等の手段が必要</p> <p>* 周囲の状況で防疫上障害となる可能性が考えられた場合は速やかに現地対策本部に報告</p> <p>* 畜主への配慮 防疫作業の準備を進めるにあたり、畜主への説明、聞き取りは必要不可欠であるが、畜主は精神的ダメージを受け混乱しているため、丁寧な説明、畜主の心情に配慮した言動を心がける。特に、複数人間や機関が同じ質問を何度もしないように心がける。</p> <p>* 焼却処分を計画している場合は、施設利用の可否を現地家保に確認する。</p>		
作業動線の決定		
<p>① 鶏舎内殺処分動線を決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンベの位置、詰め変え・カウントする場所、カウントの方法、どこから処分するのか、右回りか・左回りか、フレコンかペールか。</li> <li>・ポンベ交換の動線を決定する。</li> </ul> <p>② 殺処分した死体の移動・保管の動線を決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殺処分した死体をどこから搬出して、どこに移動して保管するのか。</li> <li>埋却場所までどのようにして移動させるのか、また移動させるのにどのような重機やトラックがどれだけ必要か</li> </ul> <p>③ 作業従事者の動線を決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どこでバスを降りて、どこで着替えて、どこで説明を受けて、鶏舎に入るのか。</li> <li>・作業終了後、どこで消毒をうけて、どこで着替えてバスに乗るのか。</li> </ul> <p>④ 車両の動線を決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員輸送用バス、資材搬入用車両、死体搬出用車両(埋却地が農場外の場合や焼却の場合)等の消毒場所及び経路</li> </ul> <p>⑤ 動力噴霧器の設置場所を決定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各動線決定後、動力噴霧器、タンクの設置場所を決定する。</li> <li>・水の確保、補給方法を定める。</li> </ul> <p>⑥ 消石灰の散布場所を決める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 畜主と相談し、周囲の畑、水田、民家への飛散に配慮する。</li> </ul>		



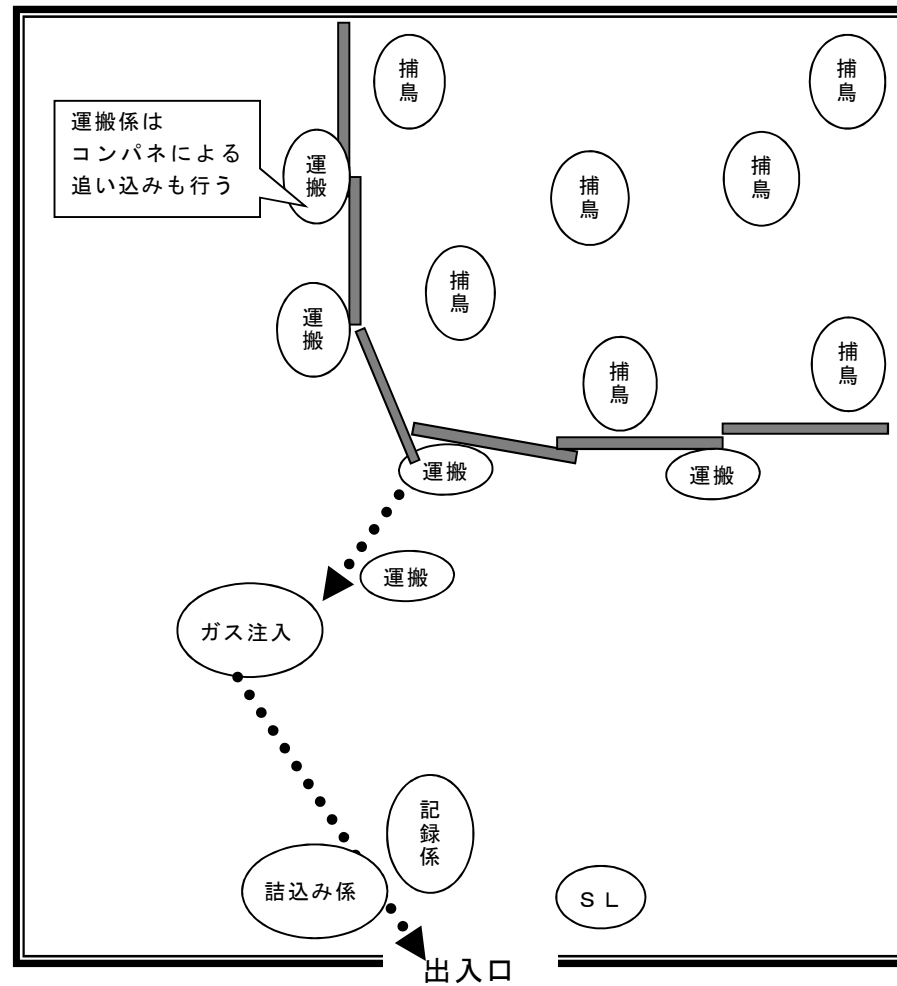
ケージ飼いの殺処分体系の例

1 鶏舎あたり



平飼いの殺処分体系の例

1 鶏舎あたり



## イ 国の疫学調査チーム対応

病性鑑定担当者は、鶏舎の事前消毒及び防疫措置を開始する前に、国の疫学調査の材料として、環境拭き取り検体や家きんからの検体を採取する。

検体採取後に鶏舎の緊急消毒を実施する。

### (ア)防疫措置開始前の検体採取

畜産課（衛生）の疫学調査担当者は、国の疫学調査チームと連絡調整し、採取する検体を決定する。決定次第疑い農場へ検体採取の指示をする。

### (イ)検体の採取・郵送

病性鑑定担当者は、国の疫学調査チームから指示された検体を採取する（指示される採材検体は鶏舎の壁面スワブ、敷料、血液等）。

検体は、国の疫学調査チーム立入り時に追加採取する検体とともに郵送する。

### (ウ)ヒアリング調査

畜産課（衛生）の疫学調査担当は、国の疫学調査チームの要請に基づき、病性鑑定担当者に追加のヒアリング調査を指示する。また、疫学調査チームの立入調査日程等の手配を行う。

調査終了後、病性鑑定担当は農場のFAXにより現地家保及び畜産課（衛生）へ送付する（FAXがない場合は、写真等、映像により報告する）。以後の疫学調査チーム対応は畜産課（衛生）の疫学調査担当者に引き継ぐ。

#### \* 疫学調査チームの調査内容（H29.3旭市での発生時）

疫学調査チームが発生農場の現地調査を実施。県職員1名が同行。

##### ①ヒアリング調査

農場主及び従業員等の聞き取り調査。

\* 現地ヒアリングまでにあらかじめ聞き取りを実施しておく（質問内容は指示がある）。

\* また当日疫学調査チームが聞き取りを実施する手配をしておく。

##### ②環境サンプリング調査

鶏舎消毒前に実施する。

ア 発生鶏舎の壁面等スワブ、敷料を10か所

イ 他の鶏舎の壁面等スワブ、敷料を3カ所（鶏舎ごと）

ウ 発生鶏舎での死亡個体以外の血液を3検体

##### ③発生農場内視察調査

##### ④発生農場周辺においての水辺の調査

## ウ 評価

評価人は、家畜防疫員の評価担当者、市町村職員、畜産経験者の3名として年度初めに選定・依頼した者とし、家きん・汚染物品（家きん卵、種卵、飼料等）について、疑似患畜確定時点の評価を行う。

(ア)鶏の羽数は最終的に処分した羽数とするため、死亡羽数の確認体制、記録の方法を決定し、評価用計数野帳（様式16）を準備する。各鶏舎の代表的な生体の体格がわかるよう写真撮影をする。鶏種及び日齢ごとに確認すること。

(イ)農場内の卵の保管状況を畜主に確認し、写真撮影をする。農場内及び鶏舎内の卵の数量確認、記録及び撮影方法を決定し、評価用計数野帳（様式16）を準備する。赤玉、白玉は別々にカウントすること。

(ウ)飼料の残量を確認、記録し、写真撮影をする。農場内及び鶏舎内の飼料の数

量確認、記録及び撮影方法を決定し、評価用計数野帳（様式 16）を準備する。  
（エ）（ア）～（ウ）で作成した野帳は最終的に処分鶏計数表（様式 17）、汚染物品計  
数表（様式 18）にまとめる。

（オ）その他畜産資材（堆肥等）については、評価の対象となるか、現地家保（現  
地対策本部）と協議をする。評価の対象物は上記同様に整理する。

（カ）後で評価の根拠となる各評価用紙、写真撮影したデジカメは、紛失しないよ  
う農場内での保管に十分注意し、保管時は必ずビニール袋に入れる。ウイルス  
で汚染されている可能性があるため、農場外へ持ち出すときは十分に消毒する。

\* 写真撮影（動画・静止画）と画像の送信、管理について、を参照

（キ）畜主には、後日各伝票等を証拠書類として提出してもらう旨を伝える。

## エ 防疫作業の準備

先遣隊が作成した防疫措置計画を基に、防疫作業の準備を行う。

農場では、鶏舎を中心とした汚染ゾーンと、農場入り口付近（資材等受入）の  
グレーゾーンに分かれて作業する。資材受入の責任者はグレーゾーン担当とし、  
備蓄荷下ろし補助者と協力して、農場入り口テント設置およびテント内の作業に  
あたる。

\* 評価担当者 1 名を資材受入担当とするが、評価が終了していない場合は先遣隊の 1 名が資材  
受入にあたる

### （ア）拠点の整備

疑い農場の拠点（班長詰所、情報拠点）を整備する。農場に利用できる施  
設、スペースがない場合は入り口付近にテントを設営する。アナログ無線機  
を設置し、以後、疑い農場における情報・記録は拠点において管理する。

### （イ）資材管理

疑い農場の入り口にテントを設営し、資材の一時保管場所とする。配送さ  
れた資材は、後から容易に判別・管理できるよう、搬入物の種類、個数、搬  
入者名を資材受入簿（様式 19）に記入した上で、種類別に整理して荷下ろし  
する。他の地方自治体から提供された資材や、借用物は必ず写真撮影する。

殺処分に必要な資材（ボンベ・台車・丸ペール・ビニール袋・ペール・フ  
レコンバック）は優先的に配送状況を確認し、到着時間、数量等に問題があ  
れば、直ちに現地家保に連絡する。

なお、防疫措置の当初に必要な資材以外はサブステーションへ配送する。

### （ウ）埋却地準備

現地農業事務所（基盤）（埋却アドバイザー）、建設業協会担当者、先遣隊で  
埋却候補地の現地確認を行い、埋却地を決定するとともに、埋却溝の配置、掘  
削方法について検討する。

試掘を行い埋却可能と見通しが立ったら、現地家保と市町村担当者は埋却  
予定地の周辺住民への説明を行う。

現地家保は、試掘、住民説明の結果と決定した処分方法を畜産課（衛生）  
に報告する。

### （エ）焼却処理の検討

埋却地が埋却不適と判断された場合や不足する場合は、直ちに焼却処理と  
する旨を現地家保に報告する。また、農場周辺で大型ダンプの侵入が可能な  
経路を確認し報告する。農場内でのトラックの動線についても確認する。

発生農場対策班長は、殺処分の進捗状況を見ながら焼却作業を開始することとする。

(オ) 資材配置

農場敷地内配置図、作業動線図を基に、資機材を配置する（配置・準備が間に合わない場合、資材配置は第1クールの作業動員者の作業とする）。

(カ) 鶏舎消毒

鶏舎消毒は、病性鑑定係が疫学調査終了後に行う。あらかじめ畜主に、配電盤を覆う等、漏電対策を講じるよう依頼する。

(キ) 住民説明

埋却以外の防疫措置（消毒薬散布、重機、大型トラックによる騒音等）についても、現地市町村と調整し、必要に応じて、近隣住民に説明を行う。

オ スタッフミーティング

防疫作業従事者が交代するタイミングで必ず引継を行うこととし、発生農場対策班長、リーダー、サブリーダー、各係責任者等は農場入りロテントに招集し、以下についてミーティングを行う。

なお、防疫措置開始前から農場に入っていた者は、防疫措置開始後4時間程度は農場内にとどまり、後任者と十分な引継を行うこと。

(ア) 農場作業の役割分担

□ 役割を記載したビブス配布（下線部）

○ 発生農場対策班長・農場総括、傷病やトラブル対応

○ 副班長・連絡責任者、各作業の調整

○ 従事者受入係・着脱補助係・防疫従事者の農場内管理

責任者：家畜防疫員

構成員：市町村職員、サブリーダー、補助作業員

○ 資材管理係・防疫資材の受入・管理

責任者：家畜防疫員 構成員：補助作業員

○ 防疫作業係・殺処分等防疫措置の作業

リーダー（家畜防疫員）・農場内に1名程度配置

サブリーダー・各班に1名配置

防疫従事者

○ 埋却係・家畜・汚染物品の埋却

責任者：家畜防疫員

構成員：農事（埋却アドバイザー）、玉掛資格者（家保）、

サブリーダー、防疫従事者、協定団体

○ 焼却係・家畜（汚染物品）の焼却

責任者：家畜防疫員

構成員：市町村職員、サブリーダー、防疫従事者

(イ) 全体の防疫計画

□ 農場内作業動線

□ 殺処分方法

□ ガスボンベ等、資材の交換・補給方法

□ 評価方法（殺処分羽数のカウント、記録方法）

(ウ) 情報伝達・共有

□ 指揮系統、情報伝達方法

□ 定時連絡について（時間・内容・方法・報告者）

□ 防疫作業員の農場到着予定時間、人数

(エ) 作業内容

□現在の作業進捗状況

□第1クールの防疫作業者の作業予定内容

\* 以下を必ず伝達すること

- ・安全管理及びトラブルがあった時の農場内連絡方法について
  - ・発生農場対策班長等への報告・連絡・相談を徹底し、独断で県対策本部やサブステーションに連絡をとらないこと、リーダーの指示に従うことを徹底する
  - ・リーダー、サブリーダーは常に作業状況を把握し、次の作業を予測して停滞させない
- \* 農場内にホワイトボードや農場見取り図等があればこれらを利用し説明する。

カ と殺指示

現地家保からPCR陽性の連絡があった時点で、発生農場対策班長は所有者へ結果を報告する。「と殺指示書(様式21)」(防疫指針様式7)の内容を口頭で説明し、と殺を指示する。「と殺指示書(様式21)」(防疫指針様式7)は、現地家保が所有者へ直接手渡しする)。

\* と殺指示書の主な内容

□と殺を行う場所

□と殺の方法

□行政不服審査法により不服申し立てはできないこと

□指示に違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

□と殺された家きんには手当金及び特別手当金が交付されること

(発生を予防し、まん延を防止するために必要な措置を講じていない場合は交付できない場合があること)

写真撮影(動画・静止画)と画像の送信、管理について

1 写真撮影について

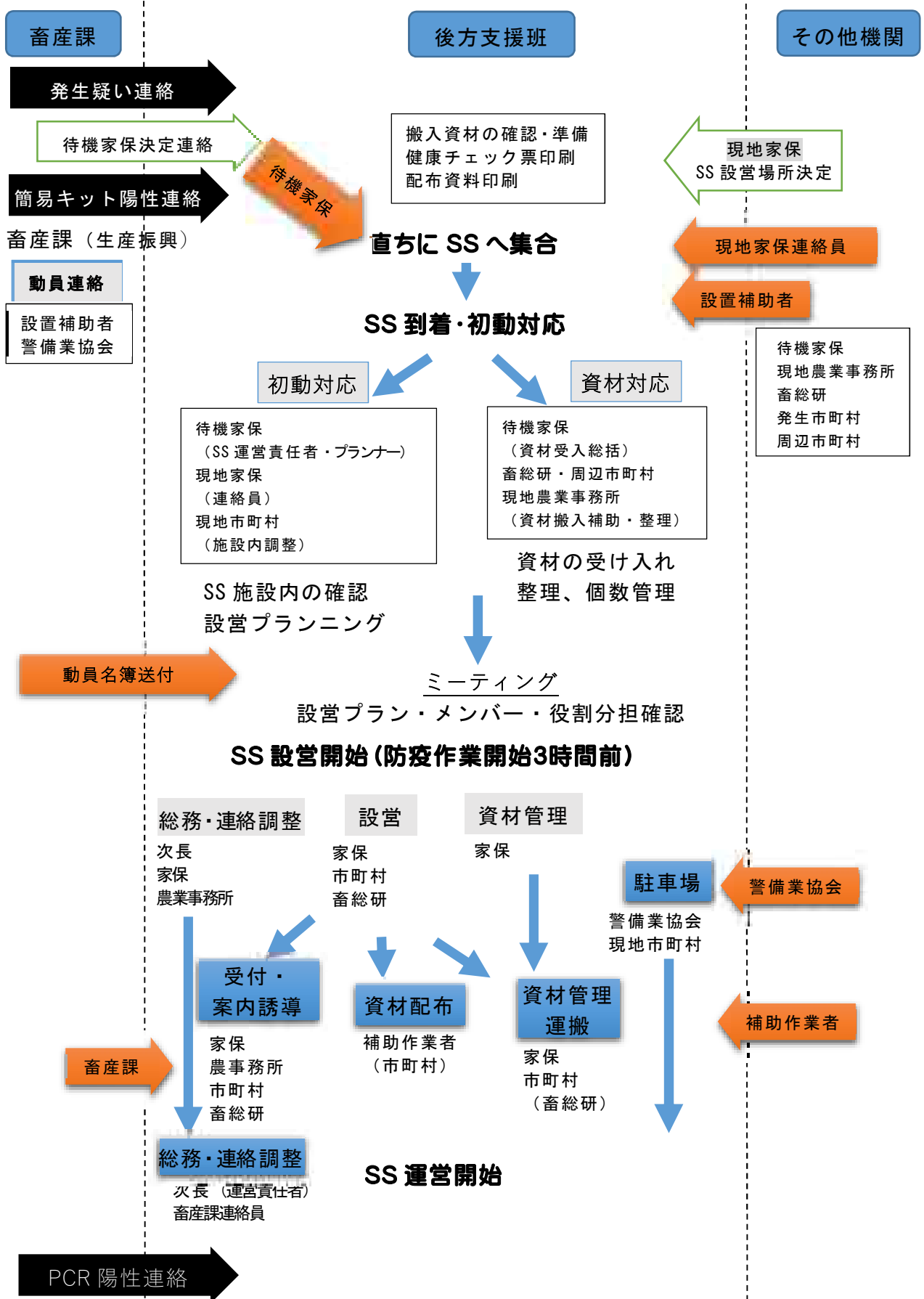
- ① 病性鑑定担当は、病性鑑定実施時に必ず発生鶏舎の状況、異常鶏や死亡鶏の症状について撮影し記録する。
- ② 評価担当は、評価に係るすべての証拠物品、書類を撮影、記録する。
- ③ 疫学調査担当は、調査に必要な写真等を撮影、記録する。
- ④ 畜産課記録担当は、初動時の計画段階で、農場作業の計画、農場や埋却地の状況、すべて防疫拠点を撮影し記録する。  
防疫作業開始後は、作業の進捗状況や計画変更等を撮影し記録する。

2 画像の送信、管理について

- ① 病性鑑定記録については、個人情報を含むことから、先遣隊のうち帰庁するものが県対策本部、現地対策本部にデータを持ち帰る。
- ② 畜産課記録担当は、撮影した静止画と動画を畜産課あてに1日2回(11時と16時が目安)送信する。また、殺処分や埋却等についてより良いものが撮影できたらその都度送信する(大容量データ送付)。
- ③ 病性鑑定記録以外のすべての映像記録は、撮影者が撮影当日に、サブステーションに設置したPCに、日付ごとに整理して一時保存する。データはサブステーションの責任者(次長)が管理する。県対策本部(畜産課)、現地対策本部(現地家保)以外の者は、データの持出は行わない。

(3) 後方支援班の初動対応

(SS:サブステーションの略)



## ア サブステーション（SS）の設営準備

待機家保となった家保は、SS設営場所が決まり次第、直ちに初動対応メンバーを招集し、設営準備を開始する。

設営準備はSS設営場所が決定次第開始する。設営計画策定のための構成員は待機家保3名（SS運営責任者、プランナー、連絡員）と、現地市町村2名の計5名とする。

資材受入のための構成員は、待機家保3名、現地農業事務所1名、畜総研4名の計8名とする。

### 初動対応メンバー

待機家保（3）	SS運営責任者	SS初動対応の統括（次長）
	プランナー	SS設営計画者
	連絡員	現地対策本部・疑い農場との連絡調整
現地市町村（2）	連絡員	設置施設の調整

待機家保（1）	SS設置補助	資材受入責任者
待機家保（2）		資材搬入補助・整理
現地農業事務所（1）		
畜総研（4）		

### （ア）必要資機材の搬入

SSへ搬入する資材は、後から容易に判別・管理できるよう、資材管理票を添付する等、外側に搬入物の種類等を明記する。受け取り担当不在時の荷下ろしは、搬入元（購入元）を確認し、資材受入簿（様式25）に記入後、種類別に整理する。

備蓄品の他に各所から持ち込む資機材は以下のとおりとする。

#### 【待機家保】SS設営備品（養生テープ、ゴミ袋、文房具）

手指消毒用品（消毒用エタノール、脱脂綿、タッパー、スプレー容器）

器具等消毒用品（逆性せっけん、希釈用バケツ、洗車ブラシ）

通信機器（パソコン、パソコン通信用モバイル機器）

配付資料（健康チェック票、資材リスト、スケジュール）

養生ブルーシート、三角コーン、ビブス、洗浄用品等

#### 【現地家保】発生地情報（農家見取り図、農家位置図、農場概要、防疫計画等）

#### 【畜産課（衛生）】

通信機器（アナログ無線機、予備用PC、プリンター、印刷用紙）、

血圧計、体温計、救急箱

#### 【現地市町村】SS施設の見取り図

### （イ）SSレイアウトの決定

使用する部分、借り上げる付随施設や備品を確定する。動員情報（人数、時間）からSS内に收容される最大人数を想定し、プランナーを中心に施設の動線を決定する。次ページサブステーション設営手順書を参考に、SS施設レイアウト図（様式28）を作成する。

### （ウ）運営本部の設営・通信網の整備

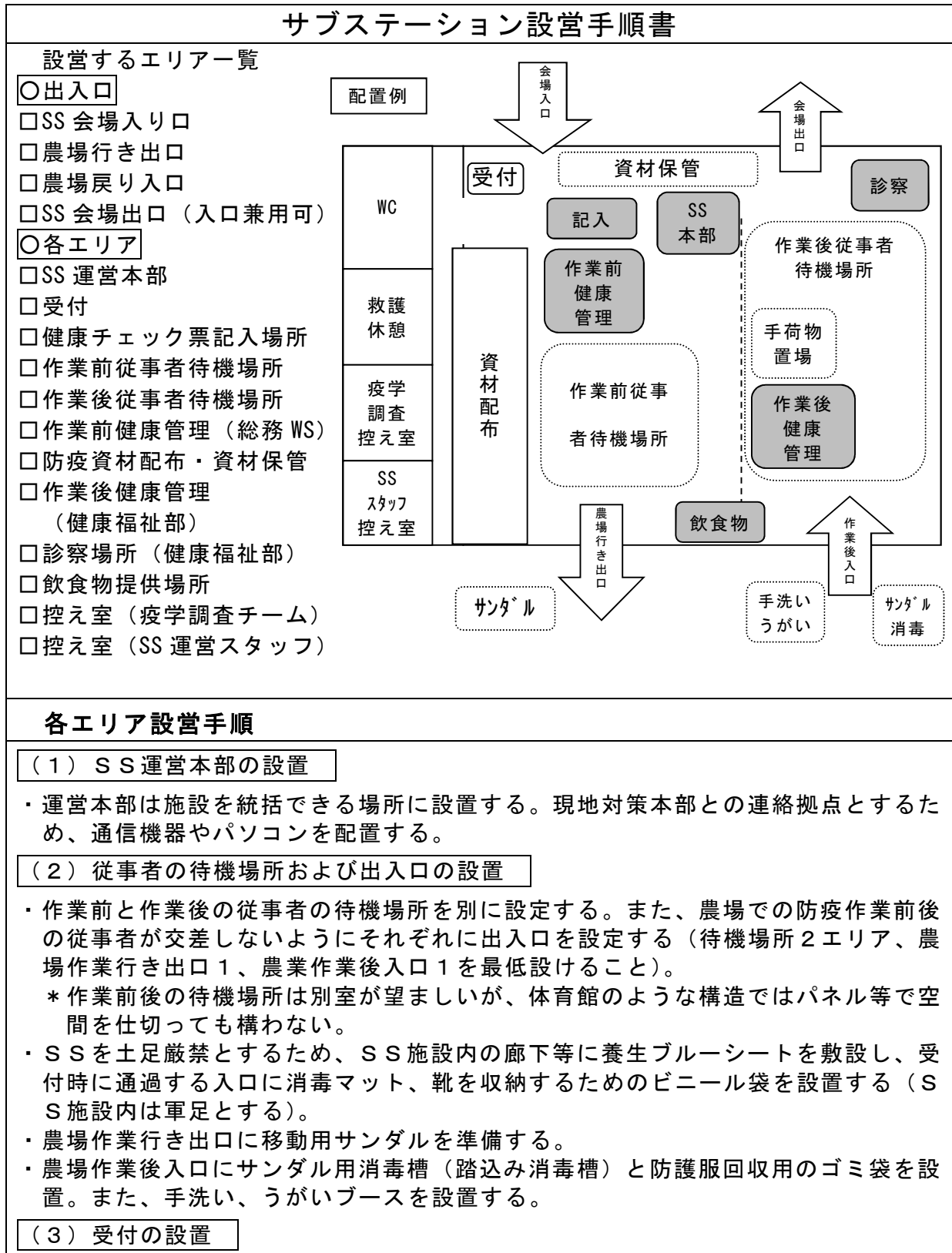
運営本部スペースを設営し、アナログ無線機を設置する。通信施設内の固定電話やFAXの使用について調整し、SS連絡先一覧（様式29）を作成する。

施設レイアウト図（様式28）、SS連絡先一覧（様式29）を各対策本部へ報告する（各対策本部が発する情報は、モバイル回線を活用したファイルによりパソ

コンでメール受信し、専用プリンターで印刷する)。

(エ) 資材の整理と不足備品の調達

SS 設営に不足する備品は、現地対策本部が各本部と調整し、搬入させる。資材受入責任者は資材受入簿 (様式 25) を管理し、常時、資材数を把握する。





- ・受付は、SSに来た人（従事者以外も含む）が必ず通過するように、SS施設入口付近に設置する。
- ・長机を配置し、従事者名簿確認、資料配布、その他受付記入スペースを確保する。
- ・案内や状況説明用のホワイトボードまたは黒板を設置する。
- ・①受付、②健康管理、③防疫資材配布、④作業前待機場所のように番号を付けた表示板と順路案内板（矢印表示）を設置する。
- ・作業前健康管理エリア付近に、チェック票記入場所を設置し、血圧計・体温計・アルコール綿（体温計清拭用）・筆記用具等の調査票記入に必要な物品を陳列する。

#### （４）健康管理エリアの設置

- ・長机を配置し、間取り・作業振り分けを実施するスペースを確保する。筆記用具等を配置する。（総務WS管轄エリア。総務WS担当者が到着次第、エリア管理を依頼する）

#### （５）防疫資材配布場所の設置

- ・長机を配置し、防疫資材を陳列する。
- ・防疫資材は資材配布リストの順番通りに陳列し、サイズが複数ある場合は各サイズを陳列する。  
（従事者が選び取りやすいように、各防疫資材の名称・サイズを明示する。）

#### （６）作業前待機場所の設置

- ・待機場所に養生ブルーシートを敷設する。（余裕があればイスを準備し設置する）

#### （７）作業後待機場所の設置

- ・農場作業後入口からSS会場出口の間で、作業前待機場所を通過しない場所に設置する。
- ・作業後入口付近もしくは作業後待機場所に手荷物置き場を定める。
- ・県又は市保健所が感染症法に基づく健康調査を実施するスペースを確保する。
- ・タミフル処方のための診察エリアを設ける。

#### （８）各種控え室の設置

- ・国の疫学調査チーム対應用、SSスタッフ用控え室を設置する。
- ・スペースに余裕があれば、救護、休憩エリアを設置する。

#### （９）看板の設置

- ・順路案内のための看板を設置する。

※救護、休憩エリア、女性の着替え室の準備が望ましい。

## 従事者のための資機材準備・陳列

### (1) 防疫資機材の陳列

- ・最初に配付資料（配布資材チェックリスト、従事者スケジュール）と手提げ付きビニール袋（30ℓ以上の大きな物）を配布。配布資機材はその中へ入れる（ビニール袋は記名し、手荷物保管袋とする）
- 1 インナー防護服（アゼアスM、L、LL、3L）
- 2 アウター防護服（バリアーマンLL、3L）  
（デュポнтаイベック ソフトウェアⅢ型 S、M、L、XL、XXL）
- 3 帽子（ワンサイズ）
- 4 ゴーグル（ワンサイズ）
- 5 N95マスク（S、R）
- 6 インナー手袋（S、M、L）
- 7 アウター手袋（M、L） 1～7について、種類、サイズ別にわけて陳列。
- 8 ゴーグル曇り止め、養生テープ、マジックの用意、陳列。
- ・陳列している資機材がわかるように資材説明板を掲示する。
- ・防護服装着説明図を掲示する。

### (2) 食糧・飲料の陳列

- ・動員者数に合わせて、食糧・飲料を陳列する。

### (3) 情報の掲示

- ・総務、運営担当が収集した情報を、ホワイトボード等を活用して掲示する

(参考) 千葉県健康福祉部鳥インフルエンザ対応マニュアルより抜粋

サブステーションにおける必要物品チェックリスト (健康福祉部)

品 目	数量
各種様式 (印刷して持参するもの) 様式 2 「防疫活動従事者の作業後健康調査票」 様式 3 「鳥インフルエンザ接触者調査票」 様式 4 「鳥インフルエンザ接触者モニタリング票」 様式 7 「防疫作業にあたる皆様へ」 様式 8 「抗インフルエンザウイルス薬の予防内服について」 様式 9 「抗インフルエンザウイルス薬予防内服の予診票」 様式 10 「処方せん」 様式 11 「防疫活動従事者に対する応急処置記録票」 様式 12 「医療機関連絡票」 様式 14 「抗インフルエンザウイルス薬等管理表」	適量※
抗インフルエンザウイルス薬	適量※
薬袋 (患者氏名、薬名、用量・用法、調剤年月日、診療所等の名称)	適量※
事務用品：ボールペン、シャープペン、蛍光ペン、マジック、はさみ、ダブルクリップ、クリアファイル、白紙、ガムテープ、セロテープ、ホッチキス、付箋など	適量
ビブス	10
ノートパソコン	1
USBメモリ	1
デジタルカメラ	1
手指用消毒薬	2
ゴミ袋	10
上履き (個人)	—
防寒着 (個人)	—

【※参考：平成28年度旭市で発生した高病原性鳥インフルエンザ防疫措置

(68000羽)時】

- ・防疫活動従事者健康調査実施数：989名 (自衛隊等含む)
- ・抗インフルエンザウイルス薬処方数：1,470カプセル (147人分)  
(タミフル2箱 (1,600人分)、薬袋 (1,000人分) を薬務課にて準備)

## イ サブステーション（SS）の設営

SSの設営は、遅くとも防疫作業開始3時間前から開始する。役割分担は下表のとおり①総務・運営、②従事者管理、③資材管理の3班体制とする。

設営開始時にミーティングを行い、設営レイアウトと役割分担の説明、ビブスの配布を行う。警備業協会は到着次第、駐車場誘導を開始する。

SS設営分担	所属	SS担当役割	
総務・運営（2）	待機家保（次長）	設営	運営責任者
	待機家保（1） もしくは現地農事（1）		連絡調整・ 記録・報告
	畜産課（1）	—	
従事者管理 （5→6）	待機家保（2→1）	—	従事者受付・ 班割・管理
	現地農業事務所（1）		
	現地市町村（2）		
	周辺市町村（2）	—	
資材管理 （6→9～）	待機家保（2→1）	設営	資材受付・管理
	畜総研（4）		
	補助作業員（4～）	—	
駐車場（2）	警備業協会（2）	駐車場誘導・整理	

### ○総務・運営

#### （ア）情報確認と情報掲示、定時報告

- 農場作業予定
- 自衛隊出動の有無・人数・作業班体制・農場輸送バス利用の有無
- 畜産課内の役割と担当者の一覧
- リーダー、サブリーダー名簿
- 防疫活動従事者名簿（畜産課から送付される）
- 協定団体等県職員以外の名簿作成
- 県庁からの動員者輸送バスの台数・到着時間と人数
- SS－農場間輸送バスの台数

#### （イ）総務WS、健康福祉部との調整

- SS運営予定（配置図、動員状況等）を説明
- 作業内容、必要資機材の確認
- 総務WS、健康福祉部のシフト予定、責任者、メンバーを確認、受付（総務WS、健康福祉部派遣の人員に対しても受付を行うこと）

#### （ウ）受付作業（集合時間の2時間前～）

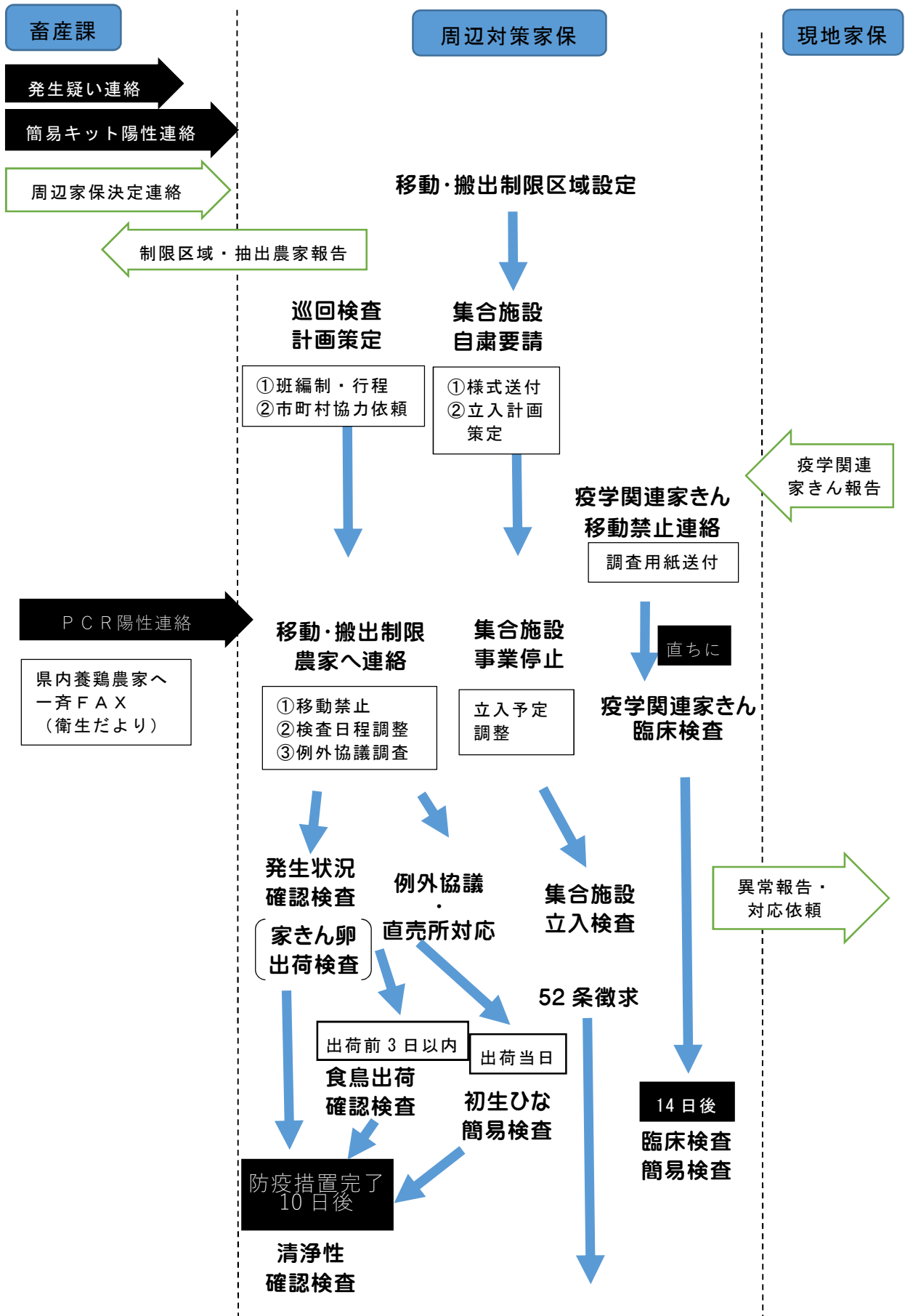
### ○SS設営

サブステーション設営手順書に従い、SSを設営する。

### ○資材管理

常時、搬入・搬出資材個数を管理する。

(4) 周辺対策班の初動対応



## ア 移動・搬出制限区域設定

### (ア)制限区域の設定

周辺家保は、防疫マップシステムを使用して、移動制限区域（原則半径 3 km）、搬出制限区域（原則半径 10 km）設定図を作成する。

### (イ)農家・関連施設の抽出

移動制限区域・搬出制限区域内の養鶏農家及び畜産施設を抽出し、移動制限区域・搬出制限区域内の養鶏農家及び畜産関連施設（様式 39）を作成する。

### (ウ)告示用字の抽出

移動制限・搬出制限告示用の字を抽出し、告示用字一覧（様式 40）を作成する。

(エ) (ア)～(ウ)のファイルを畜産課（衛生）、現地家保へ送付する。

(オ) 畜産課（衛生）は、家きん集合施設の事業、開催の停止について動物衛生課と協議する。

## イ 移動制限・搬出制限農家への対応準備

### (ア)連絡体制の整備

抽出した移動制限・搬出制限農家の連絡先一覧を作成する。他家保管内農家が含まれる場合は、特に漏れのないよう注意する。連絡方法は F A X もしくは電話とするが、F A X した農家へは、電話連絡等で不備のないことを確認する。

(イ) H P A I 確定時に送付する移動制限農家・搬出制限農家あて通知文（様式 41～様式 44）を作成する。

(ウ) 確認検査リスト（様式 49）により、検査のための巡回日程案を作成する。

(エ) 関係市町村に検査員集合場所の確保、公用車、運転手について協力を依頼する。

## ウ 集合施設自粛要請

(ア) 畜産課（衛生）と動物衛生課の協議の結果から、制限の対象となることが決定した移動制限区域内の家きん集合施設へ連絡し、移動を自粛するよう依頼する。集合施設再開に当たっての確認事項（様式 45～47）により、再開にあたっての立入り検査時の確認事項を F A X する。

※移動制限区域内の制限の対象となる業務

食鳥処理場	新たな家きんの受入
GP センター	新たな食用卵の受入 (インライン GP における併設家きん舎からの受入を除く。その場合、併設家きん舎の出荷検査陰性が確認されるまで GP からの出荷は行わないこと)
ふ卵場	新たな種卵の受入 (ふ卵業務は継続可能だが、初生ひなの出荷は移動制限の対象)

(イ) 立入りのための巡回日程案を作成する。

## エ 疫学関連家きん対応

(ア) 現地家保から疫学関連家きんの情報が報告された場合、直ちに農場へ連絡し、移動を禁止する。

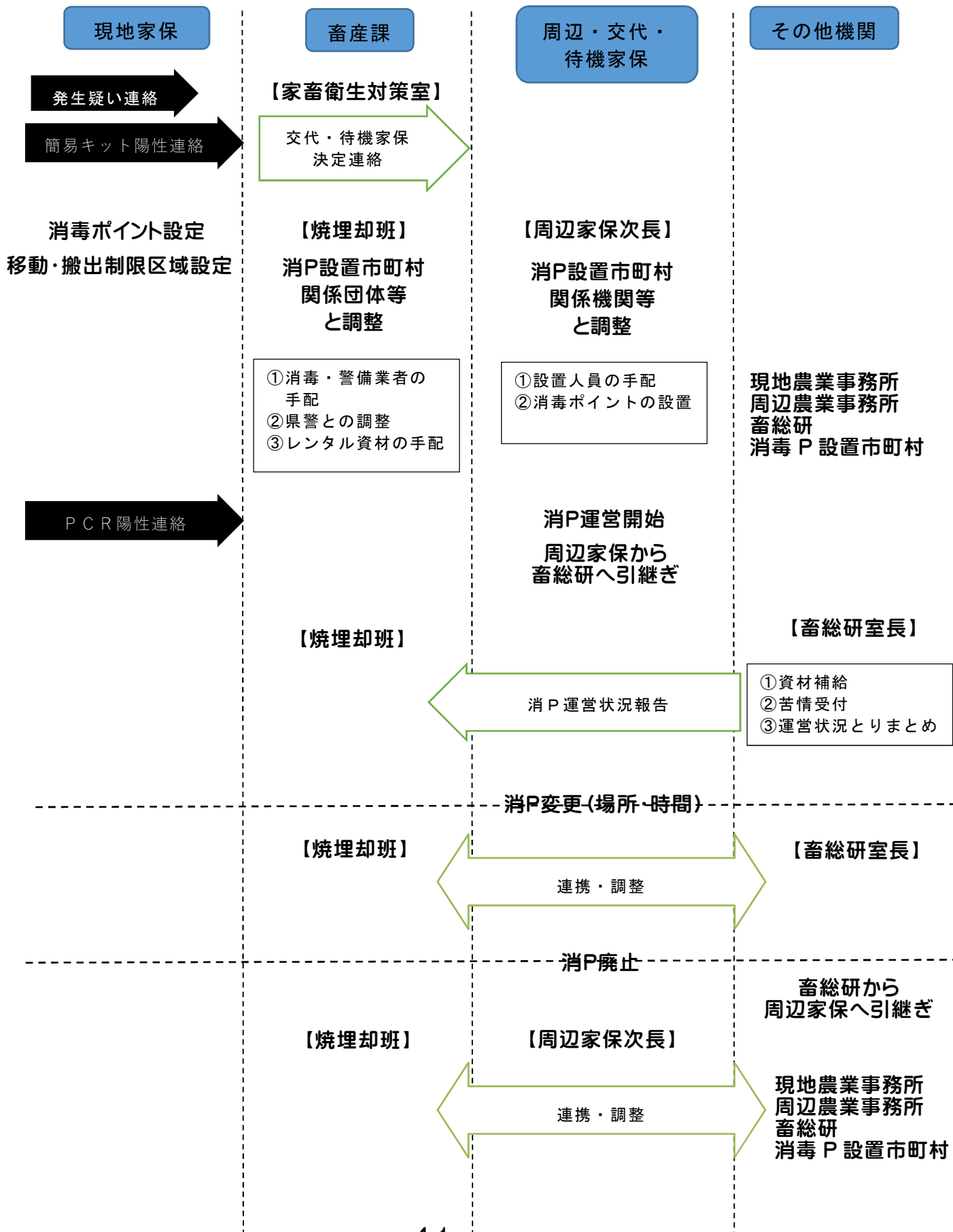
(イ) 疫学情報調査票（様式 6）を F A X 送付する。

(ウ) 農場へ立入り、臨床検査を行う。

## オ 病性鑑定対応

農場等から異常鶏の通報があった場合は、第 2 の 1 ( 2 ) に準じ対応する。

(5) 消毒ポイントの初動対応



消毒ポイントの設置については、周辺家保の次長を責任者として下表のメンバーで行う。設置後の運営は畜産総合研究センターに引き継ぐ。

所属	役割
周辺家保（次長）	消毒ポイント設置責任者
交代家保（設置員）（2）	消毒ポイント設置
待機家保（設置員）（2）	
現地農業事務所（2）	消毒ポイント設置補助
周辺農業事務所（2）	
畜総研（4）	
消毒ポイント設置市町村（4～）	

\* テント設営を考慮し1カ所4名で設置。上記は4班体制想定

#### ア 設置場所の選定

現地家保は、消毒ポイント設置場所一覧を畜産課（衛生）に送付し、設置場所を確定する。

畜産課（衛生）は、周辺家保次長及び畜産課（環境飼料班）に消毒ポイント設置場所一覧を送付し、各ポイントの稼働開始時間、運営時間を指示する。

#### イ 設置のための許可等取得、資機材の提供依頼

畜産課（環境飼料班）は、設置場所の所在市町村に連絡し、管理者および地権者の許可（市町村が担当）取得を依頼し、県で用意できない資機材の提供を依頼する。

必要に応じ、道路占有許可は管轄土木事務所、道路使用許可は所轄警察署に申請する。

#### ウ 設置のための人員配置依頼

周辺家保次長は、現地農業事務所、周辺農業事務所、畜総研、設置場所を管轄する市町村に対し、設置準備のための動員を依頼する。集合場所は、現地農業事務所とする（テントを設営する場合は、最低4名必要。設営不要の場合は、効率を考慮して家保防疫員を含め2名以上が望ましい）。

必要消毒ポイント設置数が多い場合は、重要度の高い（現地に近い、通過車両数が多いことが見込まれる）ポイントから優先的に設置する。

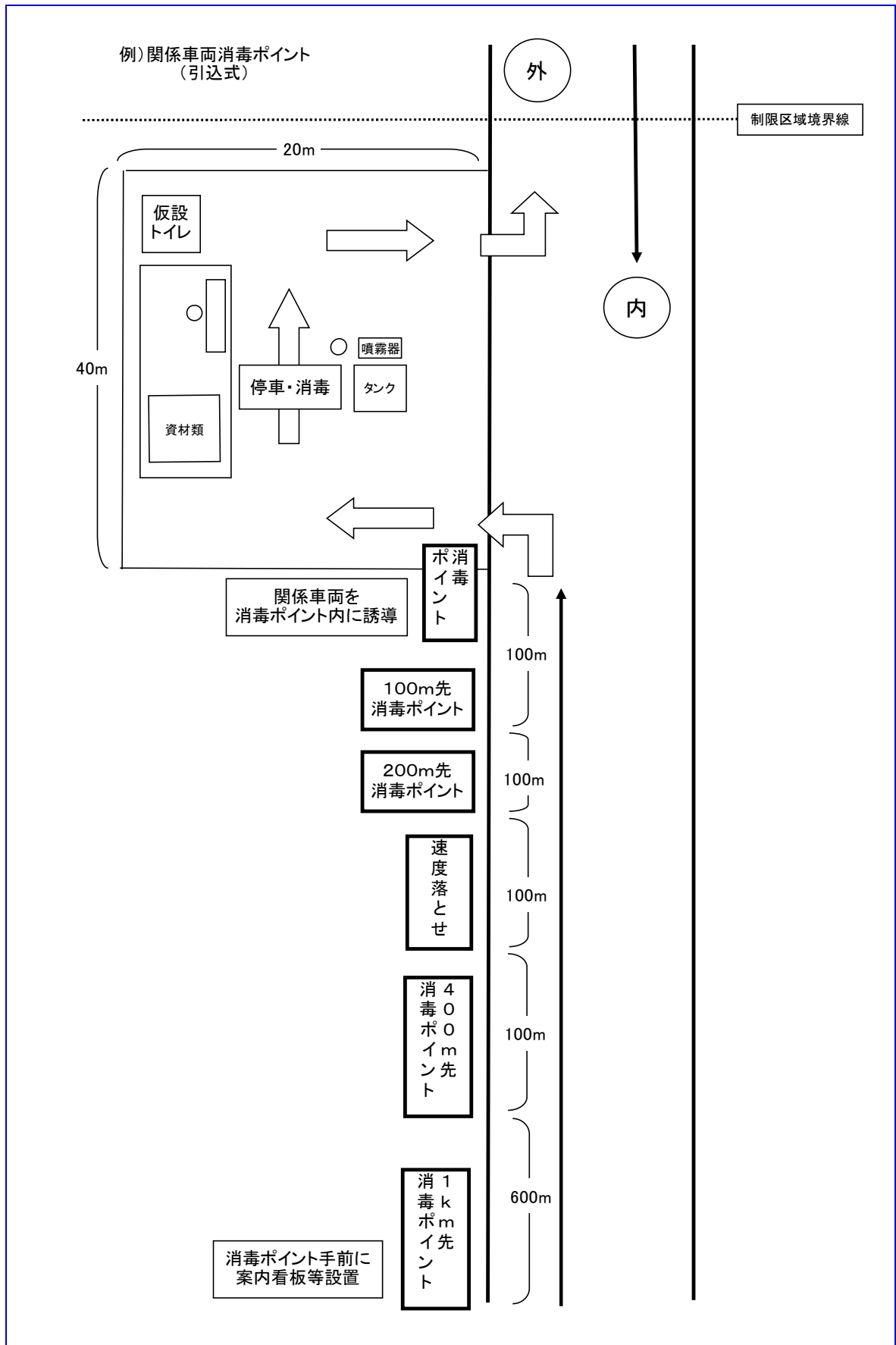
#### エ 施設の確認

施設等名	無い場合の対応策
建物	・ 当面はテントで代用 ・ レンタルコンテナ→畜産課（環境）へ依頼
水源	（必須）
トイレ	レンタル仮設トイレ→畜産課（環境）へ依頼
照明	投光器の設置
電源	発電機→市町村へ依頼

設置場所を管轄する市町村と連携して各ポイントを確認し、施設が無い場合の対応策を決める。平常時に選定した消毒ポイントが、計画どおり使用できるか確認し、不足する資材は周辺家保から畜産課（環境）へ手配を依頼する。



参考) 消毒ポイント設定例



オ 資材の確認

	資材名	準備者
1	テント	畜産課（環境）調整
2	いす・机	市町村
3	ストーブ	畜産課（環境）調整
4	踏込消毒槽	県
5	消毒薬	県
6	看板	土木事務所
7	照明・投光器	土木事務所
8	動力噴霧器・タンク	消毒業者
9	カラーコーン	土木事務所
10	誘導棒	警備業者
11	防疫服	県
12	長靴	県
13	手袋	県
14	アルコールスプレー	県
15	ペーパータオル	県
16	記入様式	県
17	筆記用具	県
18	灯油（ストーブ用）	消毒業者
19	ガソリン（発電機・投光器用）	消毒業者
20	ガソリン（動噴用）	消毒業者
21	消毒ポイント運営マニュアル	県

カ 設置

(ア) 周辺家保次長（消毒ポイント設置責任者）は、消毒ポイント数及び設置場所から、班割りを決定する。また、各消毒ポイントの見取図を準備する。

(イ) 現地農業事務所に集合した設置メンバーは、各班に分かれ、各消毒ポイントに必要な資材を搬入し、消毒ポイントを設置する。

基本的に、各班には家保職員 1 名を割り当てる。設置場所が多い場合は疑い農場に近い消毒ポイントを優先的に設置し、続いて別の消毒ポイントを設置する。

\* 疑い農場周辺の消毒ポイントは、PCR 結果判明（防疫措置開始）までに運営できるように設置すること

キ 畜総研への引き継ぎ

消毒ポイント設置後、周辺家保次長は運営について以下ア～エを説明し、消毒ポイント運営手順書、様式をもって畜総研究室長（消毒ポイント運営責任者）に引き継ぐ。

(ア) 物資の供給計画を決める

消毒ポイント運営開始後は各ポイントを巡回し、運営手順書の消耗物資 10～21 の補充を行う。1 日何回、何時ごろまでに連絡のあったものを届けるか

決定し、各ポイントへ連絡する。

(イ) 消毒実施台数、作業員数の取りまとめと報告

毎日、各ポイントの消毒実施台数、作業員数を聞き取り（もしくは記録用紙を回収し）実績を取りまとめて、畜産課（環境）へ報告する。

(ウ) ポイントの移動、縮小の調整

ポイントの移動、縮小が生じた場合、該当するポイントへの連絡や資材の移動、撤収の連絡調整を行う。動噴・タンクなど、業者が持ち込んだ物については、畜産課（環境）へ連絡し、業者との調整を依頼する。

ク 畜産課（県対策本部）の役割

消毒ポイントの設置・運営に関する業務は、畜産課（環境）と連携する。

【畜産課（環境）の担当業務】

① 業者の手配

消毒業者（ペストコントロール協会、塗装工業会）、警備業協会へ各ポイントへの作業員派遣を行う。

② レンタル資材の手配

現地対策本部から手配の依頼を受けた物資について、レンタル業者への発注等の依頼を行う。

③ 県警との調整

消毒ポイントの警官の配備体制や巡回の調整を行う。

④ ポイント設置の情報発信

関係機関及び団体へ、ポイント設置や変更の連絡を行う。

⑤ ポイントの縮小や運営時間の決定

搬出・移動制限区域の解除やその他の理由によるポイントの変更や縮小の判断、連絡を行う。

## 消毒ポイント運営手順書

### 1 消毒ポイントの運営

#### (1) 役割分担 (1クール)

連絡責任者	消毒業者 (1)	各ポイントの運営管理、消毒車両の確認、証明書発行、報告、消毒作業補助
車両消毒担当	消毒業者 (1)	車両の消毒作業、消毒器材の準備・管理
誘導	警備業者 (2)	車両の誘導、警備

連絡責任者となる消毒業者が、引き継ぎ時にメンバーと役割分担について確認し、消毒ポイント担当者報告書（様式 55）を作成、畜総研に電話で内容を報告する。

\* 報告書は畜総研が巡回時に回収する。

#### (2) 消毒作業

ア 警備業者が対象車両を消毒場所まで誘導する（混雑している場合は待機させ、順番に消毒場所まで案内する）。消毒ポイントでは、原則として運転手等を降車させないこと。

イ 連絡責任者が車両の運転手に消毒内容を説明し、車両消毒実施確認書（様式 56）の記載を依頼する。また、アルコールスプレー、ペーパータオルを渡し車内消毒を依頼する。

※車外消毒説明…タイヤ、ホイールハウス、車体底部を中心に、計器等への直撃は避けて車両全体の消毒を実施する。どうしても避けてほしい部位は申し出るよう説明。

※車内消毒説明…手指、手の触れるハンドルやシフトノブ等と靴の触れるペダルやドア下部等を運転手にスプレーとペーパータオルで消毒してもらうよう説明。

ウ 運転手への説明終了後、車両消毒担当が動力噴霧機で車外消毒を開始する。

エ 車内消毒終了後、連絡責任者は、運転手が既に発行された車両消毒済証明書（様式 57）を持っている場合は日付、時間、消毒ポイントの番号を記載させてから（なければ新規証明書用紙に記載をさせてから）受け取り、日付印を押して証明書を渡す準備をする。

オ 車両消毒と記載の終了後、運転手に運転席から両足と足元マットを出してもらう。

カ 両足の靴裏を連絡責任者がアルコールスプレーで、足元マットを車両消毒担当者が動噴で消毒する。

キ 消毒終了後、連絡責任者が最終的に泥や糞がしっかり落ちていることを確認する。

ク 連絡責任者は記入済みの車両消毒実施確認書（様式 56）を受け取り、車両消毒証明書（様式 57）を運転手に渡す。

ケ 警備業者が消毒済み車両を出口へ誘導する。

### (3) 記録・報告

- ア 連絡責任者は、クール終了時に消毒ポイント実績報告書（様式 58）を作成し、畜総研に電話で報告後、ファイルに閉じる。その際、次クール以降の消毒作業を行うために不足する物品を確認して早めに連絡する。
- イ 畜総研は各ポイント連絡責任者から連絡を受け、不足物品の補充を行う。
- ウ トラブルが発生した場合は、連絡責任者が畜産課（焼埋却班）へ電話で報告し、消毒ポイント連絡事項記録用紙（様式 59）に記録する。
- エ すべての作業が終了したら、次のクールの担当者に引継ぎ、送送りを行う。
- オ 畜産課（焼埋却班）は、一義的なトラブル対応窓口となるが、必要に応じ市町村や周辺家保に現地対応を依頼する。
- カ 畜総研は各消毒ポイントからの報告をもとに周辺対策従事者日報（様式 60）、動員実績（様式 61）を作成し、畜産課（焼埋却班）に毎日報告する（作業が日をまたぐ場合は、作業開始日の人数に入れる）。

\* 報告書は畜総研が巡回時に回収する。

## 2 必要資材

	資材名	準備者		資材名	準備者
1	テント・ストーブ	畜産課調整 市町村、業者	13	手袋（インナー・アウター）	家保・畜総研
2	いす・机・発電機	市町村	14	アルコールスプレー	家保・畜総研
3	踏込消毒槽	家保	15	ペーパータオル	家保・畜総研
4	看板貼り付け用文字	家保	16	トイレットペーパー	家保・畜総研
5	看板	土木事務所	17	消毒P運営マニュアル	家保・畜総研
6	照明・投光器・発電機	土木事務所	18	記入様式	家保・畜総研
7	動力噴霧器・タンク	消毒業者	19	筆記用具*	家保・畜総研
8	カラーコーン	土木事務所	20	ゴミ袋	家保・畜総研
9	誘導棒	警備業者	21	ブルーシート（適宜）	家保・畜総研
10	消毒薬	家保・畜総研	22	灯油（ストーブ用）	消毒業者
11	防疫服	家保・畜総研	23	ガソリン （発電機・投光器用）	消毒業者
12	長靴	家保・畜総研	24	ガソリン（動噴用）	消毒業者

\* 運営中に 10～21 が不足した場合は畜総研に連絡する。

\* 筆記用具：ボールペン、鉛筆、決裁版、スタンプ、スタンプ台、穴あけパンチ、ドッチファイル

### ○消毒ポイントで使用する関係様式

様式 55 消毒ポイント担当者報告書

様式 56 車両消毒実施確認書（消毒実施者控）

様式 57 車両消毒済証明書 様式 58 消毒ポイント実績報告書

様式 59 消毒ポイント連絡事項記録用紙

\* 状況により消毒ポイントの設置場所や運営時間の変更が行われることがある。

### 3 消耗品の補充

不足する物品はクール終了時に最終確認し畜総研に連絡する。

畜総研は巡回時に補充する。

\* 畜総研は1日何回、何時頃までに巡回するかを各ポイントへ連絡。

### 4 その他

- ・ 作業中の食事・飲料は各自で用意する。
- ・ ガソリン、灯油等の必要燃料は、すべて消毒業者が準備する。
- ・ 動力噴霧器の故障に備え、スペアは消毒業者が準備する。
- ・ ゴミは各業者で持ち帰り処分する。

## 第4 畜産課の対応

### 1 準備体制と事務分掌

班及び 担当者	班長 (責任者)	事務分掌	班員配置(人)	
			第1段 階	第2段 階
総務広報班	副課長	1 議会・議員対応(情報提供, 問い合わせ対応) 2 県民・関係者、関係機関・団体等への周知、協力要請等 3 記者会見、プレスリリース原稿の調整 4 予算確保・支払い事務	家畜衛生 対策室 6名	4
調整班	企画経営室主幹	1 対策本部の設置・本部員会議の開催準備 2 関係各課連絡員との連絡・調整 3 市町村、関係機関、団体との連絡調整		8 (他部局 5名)
防疫指導班	家畜衛生対策室主幹	1 国との連絡調整 2 他都道府県との連絡調整 3 防疫措置計画の決定 4 防疫対策に対する助言・指導 5 防疫資機材の調達 6 移動・搬出制限区域の告示準備 7 関係機関・団体との連絡調整		4
後方支援班	生産振興班長	1 防疫活動従事者の動員要請 2 防疫活動従事者の食糧等手配 3 防疫活動従事者の宿泊、輸送 4 資機材・作業従事者の輸送用車輛の手配		5
焼埋却班	環境飼料班長	1 焼却施設の手配準備(選定・関係先との調整) 2 埋却用地の手配準備(選定・関係先との調整) 3 重機・輸送車両等資機材手配準備 4 消毒ポイント設置準備		2
流通指導班 (安全対策班)	企画経営室長	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡調整</li> </ul>		2
合 計				6

検査の進行と知事、副知事、部局長等の行動

対応体制と時間のめやす		現地家保	畜産課	各課連絡員 事務局員	農林水産部 部長・次長	対策本部員 (関係部局長)	知事・副知事
第一段階 (通報から簡易検査結果まで)	00:00	異常発生 通報	家畜衛生 対策室	異常発生の連絡(強く疑う場合)			
	04:00	簡易検査 発生の疑い		簡易検査結果連絡			連絡
第二段階 (遺伝子検査結果まで)	06:00		畜産課 内体制	連絡担当者		連絡	
					部内打合せ		
	12:00	PCR検査結果 疑似患畜		PCR検査結果連絡			連絡
対策本部 体制	13:00			連絡担当者		連絡	
		防疫措置開始		対策本部会議 (通報から13時間後)			知事記者会見



## 2 第1段階（通報から簡易検査結果判明まで）

### （1） 通報の対応

家畜衛生対策室は、現地家保から報告のあった様式 1（防疫指針別記様式 3「異常家きん等の届出を受けた際の報告」）を動物衛生課に報告する。

また、全家畜保健衛生所へ連絡するとともに、強く疑われる場合は、部長レク資料（様式 62 高病原性鳥インフルエンザ「疑い事例」の発生について）により農林水産部長、次長へ報告する。

### （2） 農場立入りと簡易検査

ア 現地家保の連絡調整担当から、病性鑑定班の出発時刻、農場到着予定時刻の報告を受け、記録する。

イ 簡易検査結果及び以下のいずれかを確認した場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

1. 同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が当日から遡って21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となった。（21日間は、他疾病、事故、気温の急激変化、災害、空舎期間を除いた通算21日とする。）

ただし、設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等が明らかな場合は除く。

2. 簡易検査により A 型インフルエンザの抗原が検出された場合

3. 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

なお、臨床検査及び簡易検査により本病を否定した場合は、その判断の根拠を十分に検討、確認し、問題なければ、当該農家等に対する指示及び家畜防疫員の待機を解除する。また、必要に応じて入念な健康観察を指示する。

ウ 臨床症状及び簡易検査陽性から発生が疑われる場合は、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

#### 【簡易検査陽性の場合の措置】

1 気管スワブ、クローカスワブ、血液及び死亡家きん（又は死亡家きんの臓器）を検体として採材し、外で待機している家畜防疫員に渡し、中央家畜保健衛生所佐倉へ搬入する。

2 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

（1） 生きた家きん

（2） 家きん卵

（3） 家きんの死体

（4） 敷料、飼料、排せつ物等

（5） 家きん飼養器具

3 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

4 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

エ 現地家保から報告のあった以下の事項について、動物衛生課に報告する。

・ 飼養家きんの過去21日間の移動履歴

・ 獣医師、農場指導員及びキャッチャーの巡回範囲と記録

- 家きん運搬車両、集卵車、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両及び排せつ物・堆肥運搬車両の巡回範囲と記録

- 堆肥の出荷先

(3) 関係機関への連絡

強く疑われる場合は、防疫措置を円滑に進めるため関係機関に連絡を入れる。

- (一社) 千葉県建設業協会 (運搬、埋却等作業)
- (一社) 千葉県塗装工業会 (消毒ポイント作業)
- (一社) 千葉県トラック協会 (物資の運搬)
- (一社) 千葉県ペストコントロール協会 (消毒ポイント作業)
- (一社) 千葉県警備業協会 (消毒ポイント)
- (一社) 千葉県産業資源循環協会 (運搬、焼却作業)
- (公社) 千葉県獣医師会 (防疫作業)
- 千葉県農業共済組合連合会
- 動物用医薬品器材協会 (消毒薬等の調達)
- NPO 法人コメリ災害対策センター (防疫資材の調達)
- 自衛隊 (防疫作業)

### 3 第2段階（遺伝子（PCR）検査判定まで）

(1) 検査材料の搬送

現地家保から検体数及び中央家畜保健衛生所佐倉に到着する予定時刻を確認する。

(2) 畜産課内体制

ア 総務広報班

様式62を参考に、部長レク資料（例：高病原性鳥インフルエンザ「疑い事例」の発生について）を作成し、農林水産部長へ報告する。

防疫措置用資材、機材の調達の手配をする。

防疫活動従事者の確保と健康管理について、後方支援班と連携して検討する。

防疫活動従事者の宿泊の確保を検討する。

プレスリリース、知事記者会見の準備を進める。

マスコミの取材に対応する。

イ 調整班

事務局員及び連絡担当にメールおよび電話で連絡し、連絡調整会議構成員への連絡および待機を依頼する。

各班から要請があれば、県警察本部及び自衛隊習志野駐屯地第一空挺団本部との連絡調整を行う。

ウ 防疫指導班

現地家保から検体搬送班の検体受取時刻及び到着予定時刻の報告を受ける。

現地家保からの防疫計画及び消毒ポイント設置場所、周辺家保から周辺対策計画の報告を受け防疫計画を決定する。資材、機材確認と不足品目の手配を行う。

現地家保からの報告書類（下記表）を受け取る。

第1報	様式1	「異常家さん等の届出を受けた際の報告」 Ⅲ 農場立入後に確認する事項（立入検査の結果）
	様式4	「防疫計画（事前調査票）」 Ⅰ 農場概況、Ⅱ 鶏舎内の構造等
第2報	様式3,様式6	「HPAⅠに係る疫学調査票」
	様式4	「防疫計画（事前調査票）」 Ⅲ 農場敷地内配置図（見取り図）、Ⅳ その他
	様式5	必要人員算定表

以下の措置を講じ、動物衛生課に報告する。

1. 当該農場における家きん舎等の配置の把握
2. 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
3. 家きんと殺に当たる人員及び資材の確保
4. 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）
5. 消毒ポイントの設置場所の検討
6. 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

現地家保から報告のあった様式 2～3 により「異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」（防疫指針様式 4-1 及び 4-2）を作成し動物衛生課へ報告する。

## エ 後方支援班

現地家保から報告のあった様式 5 により HPAI 防疫活動従事者の必要な要員数を確認し、総務広報班と第 1 陣の防疫措置要員の動員要請を開始する。なお、自衛隊の応援が必要な場合は、調整班と連携して出動を要請する。

### <発生規模による動員例>

- ① 60,000羽飼養規模の場合  
農林水産部職員の動員及び当該市町村職員で対応。
- ② 100,000羽までの飼養規模の場合  
全庁職員の動員、県内畜産関係団体及び民間獣医師の応援を要請。
- ③ 100,000羽以上飼養規模の場合  
国及び他県獣医師の派遣を要請。  
自衛隊の応援を要請。

防疫資材、機材等の準備及び防疫活動従事者の食糧等の手配を検討する。

サブステーションの設置及び防疫活動従事者の輸送について検討する。

## オ 焼埋却班

現地家保から殺処分畜の焼却場所又は埋却候補地の報告を受け、（一社）千葉県産業資源循環協会に連絡し、調整・確保を行う。また、焼却又は埋却が不可能な場合は、その代替え方法について検討する。

埋却作業に必要な大型重機を確認し、（一社）千葉県建設業協会に連絡し協力を要請する。

消毒ポイント運営に必要な資機材の確認、設置する場合に許認可等が必要ななら関係機関との調整を行う。県警察本部への依頼については、調整班と連携して出動を要請する。

初動時の消毒作業については、発生農場周辺は県職員で対応するが、移動制限区域、搬出制限区域は、（一社）千葉県ペストコントロール協会、（一社）千葉県塗装工業会へ協

力を要請する。

#### 4 対策本部体制（疑似患畜決定後）

PCR 検査の結果、疑似患畜であると判断した場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、FAX等により連絡する。

- ・ 当該家畜の所有者
- ・ 県内の市町村
- ・ 本県の獣医師会、生産者団体その関係団体
- ・ 隣接の都県

疑似患畜決定後は、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に則した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、速やかに、関係部局で構成する県対策本部を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

##### (1) 県対策本部会議開催前

###### ア 総務広報班

PCR 検査結果を農林水産部長、次長に報告する。農林水産部長は、知事、副知事に報告する。

知事の「対策本部設置」「本部会議開催」の指示を受け、本部員及び連絡調整会議構成員に検査結果を連絡するとともに、本部会議の開催日時・場所を伝達し、出席確認を行う。

###### (ア) 報道対応

- a 対策本部開催通知を報道機関へ開催2時間前（最短でも1時間半前）までに行う。この調整は、PCR検査の陽性判明後「対策本部会議開催通知」により、報道広報課に連絡する。（情報の管理を徹底すること。）
- b 対策本部会議の冒頭には、報道機関を入れるため、席次表及び配布資料（「プレスリリース」「記者会見席次表」「知事コメント」）について、事前に報道広報課と協議し作成する。また、「知事コメント」を作成する場合は、知事室と協議・調整する。
- c 対策本部会議終了後の記者会見時には、記者会見配布資料（「プレスリリース」「記者会見席次表」「知事コメント」）を配布する。
- d 記者会見の出席について、事務局次長（農林水産部次長）、畜産課長、畜産課家畜衛生対策室長と調整し、状況に応じて出席者を変更・検討する。
- e 記者会見場所については、報道広報課が準備・対応する。
- f 深夜・休日の報道機関への資料提供は、報道室から記者クラブ幹事社へ連絡後、畜産課又は事務局から、報道室設置FAXを用いて各報道機関に送付する。

###### (イ) プレスリリース

- a 対策本部会議終了後に、直ちに開催する記者会見でプレスリリースを配付するため、様式64を参考に、「高病原性鳥インフルエンザ「疑似患畜」の発生について」を作成する。
- b プレスリリースは、事前に国と協議し、「疑似患畜」確定時の対策本部会議開

催後、記者会見時に資料配付する。

- c 広報資料「家畜衛生だより（様式50参考資料）」及び「関係機関・団体向け協力要請用資料（様式61）」を作成する。

(ウ) 県議会への対応

- a 県議会議員のリストを事前に作成し、記者会見資料を事務局からFAXで送付する。PCR検査陽性の判明時点で直ちにFAX送付するため、事前に作成しておくこと。
- b 対策本部設置後の県議会に対する説明資料について、全て総務広報班で作成すること。

(エ) 市町村、関係団体への対応

記者会見終了後、県防災行政無線FAXを使用して、全ての市町村に記者会見資料等を送付する。

- a プレスリリース、高病原性鳥インフルエンザQ&A、対策本部会議資料等、可能な限り県ホームページに掲載する。県ホームページへの掲載手続きは、流通指導班が行う。
- b 必要に応じて、高病原性鳥インフルエンザQ&Aの内容について、「県民だより」や市町村広報誌、関係団体広報誌等に掲載を依頼する。
- c 移動・搬出制限区域、消毒ポイント位置について、防疫指導班に確認し、資料をとりまとめ、流通指導班に県ホームページの掲載事務を依頼する。

イ 調整班

(ア) 対策本部の設置・運営

a 対策本部会議の開催準備

(a) 会場の確保・設営

- ・本庁舎5階大会議室（連絡調整会議と合同開催）
- ・管財課庁舎管理室と連絡の上、調整する。
- ・マイク等必要な機材を調達する（机、イス等は5階大会議室から調達）。
- ・会場の設営（ネームプレート、案内板等の作成設置、机・イスの設置）

(b) 本部会議資料の作成

- ・「第5 対策本部関連資料等」を参考に対策本部会議資料を作成する。

(c) その他（時間外開催の場合）

- ・管財課庁舎管理室、守衛本部（内線4600）と事前に調整し、外部人員リストを提出し裏口入口で出迎えをする。
- ・20時以降は電気室（内線4666）にエレベーターの運行依頼をする。

b 対策本部会議の開催

(a) 県対策本部会議は、疑似患畜決定後、約1時間後に開催する。

(b) 県対策本部会議は、発生が確定した段階で開催し、2回目以降の開催は、新たな防疫対策の決定等の対策方針の重要な決定時に開催する。

- ・自衛隊に派遣要請を実施する場合

- ・国がワクチン接種と新たな防疫対策を指示した場合
- ・移動制限解除後、全ての防疫措置が終了した場合
- ・その他必要な事項の決定

(c) 開催準備は以下のとおり進め、開催する。

【参集範囲】

- ・知事（挨拶・座長）、副知事、本部員、オブザーバー。
- ・農林水産部次長（進行）、環境生活部次長、健康福祉部長が指名する者、事務局員。

【資料】

- ・「第5 対策本部関連資料等」を参考にした資料

c 連絡調整会議の開催

(a) 連絡調整会議は、対策本部会議が開催され、新たな防疫対策が決定した場合に、発生情報の共有化と具体的な対策を関係部局に依頼するため、原則として対策本部会議後、開催する。

(b) 連絡担当者には、「発生状況・対策進捗状況」などをとりまとめ、随時メールにて資料を配布し、情報の共有化を図る。

(c) 開催準備は以下のとおり進め、開催する。

【参集範囲】

- ・副知事（挨拶・座長）・同事務次長（進行）、同技術次長、環境生活部次長、健康福祉部長が指定する者
- ・連絡調整会議構成員

【資料】

- ・県内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況と県の対応状況
- ・新たな防疫対策等について
- ・各部局への依頼事項について

(イ) 自衛隊の派遣に係る連絡・事務等

a 以下のような場合には、防衛省への自衛隊派遣要請を検討

- (a) 大規模農場での発生
- (b) 感染が拡大している状況

発生規模による自衛隊への動員要請例

- ・ 鶏100,000羽以上の飼養規模の場合

b 自衛隊派遣要請の手続きの際、事前に農林水産省から防衛省へ調整が必要であるため、動物衛生課へ状況説明と派遣要請方針を連絡する。

c 自衛隊派遣手続き関係の資料を作成し、対策本部会議を開催して自衛隊派遣要請を決定する。

d 自衛隊派遣要請は、防災危機管理部危機管理課を通じて行う。

自衛隊への要請

- 自衛隊法第83条に基づき要請する。
- 要請文書項目
  - ①災害の状況及び派遣を要する事由
  - ②派遣を希望する期間
  - ③派遣を希望する区域活動内容
  - ④その他参考となる事項

(ウ) 県警本部、警察署との連絡体制等

a 県警本部との連絡体制（県対策本部→県警本部）

(a) 簡易検査陽性後、県警本部に下記の連絡を行う。

- 検査状況と検査結果予定時刻
- 準備会議、対策本部会議の開催時刻及び場所
- 消毒ポイント設置情報等の発信予定時刻

(b) 家畜保健衛生所から消毒ポイント候補地の連絡があった場合、消毒ポイントを決定し下記の事項を実施。

- 消毒ポイント情報・交通遮断情報の県警本部へのメール送信
- 消毒ポイント設置場所、交通遮断箇所について、県警本部から家畜保健衛生所への助言

(c) PCR検査陽性の結果を受け、下記の依頼をする。

- 県警本部に対しての警察官の動員、資材提供の協力要請  
（消毒ポイントへの動員、通行遮断箇所へのパトカーの配備等）
- 現地対策本部会議への出席（オブザーバー）。

b 警察署への連絡

上記の消毒ポイント、通行遮断箇所の情報を、県警本部を通じて提供する。  
また、必要に応じて道路使用許可等を相談する。

ウ 防疫指導班

防疫措置について国及び他都県と連絡調整を行う。

現地家保との窓口として、防疫措置計画を作成し、現地対策本部の防疫対策に対する連絡調整を行う。

(ア) 農林水産省、他県との連絡調整

防疫措置について、県対策本部と農林水産省との全ての協議の窓口となる。

(イ) 防疫措置計画の決定

- a 現地家保から報告のあった防疫措置スケジュールについて調整を行う。
- b 現地家保、応援家保の動員体制について調整する。
- c 発生農場防疫作業等に必要となる人員の調整を行う。



- d 防疫措置資材・機材の調整及び調達について、総務広報班、後方支援班と連携して行う。
  - e 現地家保から報告のあった移動・搬出制限区域の設定について調整を行う。
  - f 現地家保から報告のあった消毒ポイント、通行遮断候補地及び埋却候補地について焼埋却班と連携して調整する。
- (ウ) 法に基づく防疫措置の事務と資料の作成
- a 家畜保健衛生所の制限区域の設定の報告を受け、政策法務課と調整の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定し、県報掲載事務を行う。
  - b 移動制限区域の概要地図を作成し、流通指導班にホームページ掲載を依頼する。
  - c 県対策本部会議、準備会議の資料作成、会場設営、記者会見資料などの作成を総務広報班及び調整班と連携して行う。

## エ 後方支援班

### (ア) サブステーションの施設確保

現地家保及び防疫指導班と調整の上、サブステーションを決定する。

サブステーションは、防疫活動従事者の集合場所であり、防疫資材・機材の中継基地であることから、発生農場に近く、広いスペースのある建物（公民館、体育館等）で駐車スペースが十分にある場所を選定する。

### (イ) 防疫活動従事者の確保

#### a 現地への防疫活動従事者等の動員の考え方

- (a) 各班を統括する人員は、原則として家畜防疫員又は農林水産部防疫従事者とする。
- (b) 獣医師は、県職員から動員し、増員が必要な場合は、千葉県農業共済組合連合会、千葉県獣医師会、国、他の都道府県職員を要請する。
- (c) 獣医師以外の動員の優先順位は、県職員（農林水産部→その他の部局）、市町村職員、農協等関係 団体職員、その他とする。
- (d) 発生農場対策班、後方支援班への動員は、発生市町村及びその隣接市町村の居住者を優先し、一旦動員した人員は、周辺対策班には動員しない。
- (e) 周辺対策班には、発生農場市町村及びその隣接市町村を居住者とする人員は動員しないこととし、集合場所に近い居住者から動員する。

#### b 動員の手順

- (a) 現地対策本部より動員の不足報告（発生農場対策班、後方支援班、周辺対策班別）を受ける。
- (b) 防疫従事者名簿より各班の不足人員を選定する。それでも不足する場合は、関係部局、関係団体の優先順位により各部所属長への依頼し選定する。
- (c) 各班別の人員補充名簿を作成し、家畜保健衛生所に連絡する。

#### c 国及び他県からの応援要請等（他県の家畜防疫員等）

- (a) 県外からの家畜防疫員の動員要請の考え方  
 防疫措置計画で獣医師の増員が必要な場合又は続発して獣医師が不足する場合、対策本部会議を開催し決定する。
- (b) 動員の手順
  - ・ 県外からの動員計画を現地対策本部と協議・作成し、県外からの動員について、防疫指導班を通じて動物衛生課へ依頼する。
  - ・ 国から連絡のあった県外からの動員について、名簿を作成し、県外動員に係る宿泊場所、移動の手配等を総務広報班と連携して行う。
- (ウ) 防疫活動従事者の健康管理に関すること  
 総務ワークステーションと連携して、「鳥インフルエンザ防疫作業職員の選定基準」により従事者を選定し、防疫作業当日の健康状態についてサブステーションで調査を実施できるよう準備する。
- (エ) 防疫活動従事者の輸送に関すること  
 サブステーションに集合した防疫活動従事者の発生農場までの移動手段を確保する。
- (オ) 防疫活動従事者の食糧に関すること  
 防疫措置スケジュールに基づき、防疫活動従事者等の必要な食糧について手配し、配布手段を検討する。
- (カ) 防疫資機材等の調達と確保
  - a 防疫作業に必要な資材、重機等、消毒ポイントの必要機材については、現地対策本部から不足分の報告を受け、焼埋却班と分担し、調達先を決定する。(重機等機材については、主に焼埋却班の対応)
  - b 資機材の調達先が決定したら、「資材名」「数量」「規格」「性能」等が記載されたカタログなどの資料を添付して総務広報班に支出事務を依頼する。
  - c 資機材の調達先、納品時間・場所を現地家保に連絡する。

## オ 焼埋却班

現地家保が選定した埋却地について調整を行うとともに埋却作業の計画を策定する。現地家保の消毒ポイントの運営を補佐する。

- (ア) 殺処分家畜、汚染物品等の埋却場所の選定と調整等
  - a 簡易検査陽性が判明したら、防疫指導班と協力して農場位置、飼養頭数をから、殺処分畜の埋却候補地の選定を開始する。  
 公有地は、下記の手順で選定しておく。
    - (a) 発生地になるべく近い場所で、かつ周辺に養鶏場が少ない場所を選定する。
    - (b) 埋却地の土質・地形等を考慮する。
  - b 現地対策本部より、埋却地選定が不可能な旨、連絡があった場合
    - (a) 選定した公有地を現地対策本部と協議し決定する。
    - (b) 選定された土地の管理する課及び管財課に協議・合議し、その旨、現地対策本部に連絡する。

- (c) 県有地での選定が不可能で、国有地を選定する場合、県有地と同様の協議を行い、農地課（農地の場合）を通じて国に協議する。
  - (d) 防疫服等の汚染物品の焼却について、焼却量、運搬ルート（案）を把握し、該当市町村と協議。
- (イ) 殺処分家畜、汚染物品等の焼却施設の選定と調整等
- a 簡易検査陽性が判明したら、防疫指導班と協力して県内焼却施設のリストを確認し、利用可能な施設を検討する。
  - b 現地対策本部との調整
    - (a) 最も発生地に近い市町村等の焼却施設を優先的に選定する。
    - (b) 発生地から焼却場へのルートを検討する。
    - (c) 利用にあたって調整が必要な場合は、関係部局に相談する。
    - (d) 焼却量、運搬ルートを把握し、焼却施設及び該当市町村と協議。
- (ウ) 焼埋却等に必要な資材・機材の調達及び配備
- a 現地家保から防疫作業に必要な資材、重機等の必要機材について、報告を受け、「総務広報班」と連携して、調達先を決定する。（防疫服等資材については、主に「総務広報班」の対応）
  - b 調達先の決定後、「資材名」「数量」に加え、「規格」「性能」等が記載されたカタログなどの資料を添付し畜産課に連絡し、支出事務を依頼する。
  - c 最終的な調達先、納品時間・場所を確認し、現地家保に連絡する。
  - d 埋却作業については、（一社）建設業協会に協力要請し、防疫作業に必要な重機（積み込み用ショベルローダー、運搬用トラックと掘削用バックホウ等）と重機オペレーター等を要請する。以後、発生地域を管轄する建設業協会支部と現地家保で調整する。
- (エ) 消毒ポイント等の設置準備
- 消毒ポイントは、おおむね発生農場周辺（1 km）に3か所、移動制限区域（3 km）に4か所、搬出制限区域（10 km）に4か所設置する。また、発生農場周辺の道路に通行遮断箇所を設ける。
- a 県土整備部との連絡・通報体制等（県土整備政策課・道路環境課→関係地域整備センター等）
    - (a) 簡易検査陽性が判明したら、県土整備政策課連絡担当に下記の連絡を行う。
      - ・ 検査状況と検査結果予定時刻
      - ・ 県対策本部会議等の開催予定時刻及び場所
      - ・ 県土整備政策課連絡担当の参集、地域整備センター職員の参集の指示
      - ・ 消毒ポイント設置情報の発信予定時刻
    - (b) 家畜保健衛生所から消毒ポイント候補地の連絡があった場合、消毒ポイント候補地を決定し、県土整備政策課連絡担当に、下記の連絡等を行う。
      - ・ 消毒ポイント候補地情報のメール送信
      - ・ 消毒ポイント候補地について、地域整備センターから家畜保健衛生所への助言依頼（県管理国道、県道）

- (c) PCR検査陽性の結果を受け、下記の依頼をする。
  - ・ 県対策本部等の出席依頼
  - ・ 現地対策本部会議への出席依頼
  - ・ 地域整備センターの関係資材の確認の依頼
- b 道路等の使用協議
  - (a) 県管理国道、県道について、県土整備部と使用協議を行う。
  - (b) 国道及び高速道路について、道路管理者と使用協議を行う。
  - (c) 市町村道については、現地対策本部で使用協議を行う。
- c 消毒ポイントの設置、運営
  - (a) 消毒ポイントの設置
    - ・ 各消毒ポイントは、家保が責任者となり、農業事務所・畜総研・市町村に動員を依頼し設置を開始する。
    - ・ 畜産課は、(一社)千葉県ペストコントロール協会、(一社)千葉県塗装工業会等の委託業者に連絡し、併せて、備蓄場所や関係機関から必要資材の運搬を手配し、レンタルトイレ等の手配など、消毒ポイントの設置を進める。
  - (b) 消毒ポイントの運営
    - ・ 消毒ポイントの設置が終了したら、運営責任者は畜総研に変更する。
    - ・ 各消毒ポイントでは、ペストコントロール協会、千葉県塗装工業会等の委託業者が消毒業務を実施する。
    - ・ 畜総研は、運営の責任者となる他、消毒薬や防疫服等資材の手配、委託業者からの業務報告を担当する。
  - (c) その他

委託業者からの業務報告については、畜総研でとりまとめ、畜産課に報告する。
- d 通行遮断箇所への動員とパトロール
  - (a) 通行遮断場所への動員の考え方
    - ・ 発生農場周辺の通行遮断箇所については、警察のパトロール・広報等を依頼する。
    - ・ 通行遮断箇所への動員は、原則、市町村職員とする。
  - (b) 動員の手順
    - ・ 通行遮断箇所の情報とともに現地対策本部より、通行遮断の動員計画の報告を受ける。
    - ・ 動員について市町村職員等が不足の場合、県関係部局、関係団体との調整により動員の配置を決定する。
    - ・ 市町村職員以外から動員する場合、対象者に①集合日時・場所②作業内容③防疫作業に入るまでの留意事項（防疫服の脱着）を通知する。
  - (c) その他

現地対策本部から不足資機材の調達について依頼があった場合は、総務

## 広報班と協力して対応

### カ 安全対策班

#### (ア) 食品の安全性確保・風評被害防止対策

##### a 食品の安全性に関する相談対応等

PCR検査陽性が判明した時点で、衛生指導課、疾病対策課、各健康福祉センターあて、Q&A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼する。

##### b 風評被害防止のための広報活動

(a) 各相談窓口の電話番号を再確認するとともに、一覧表を作成し、流通指導班に報告する。（ホームページ掲載）

(b) 相談窓口設置機関には、「相談対応報告」にて毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめて「流通指導班」に報告する。

(c) 原則として、事務局で相談対応とするが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課の対応とする。

(d) 相談対応報告の内容を随時把握し、「鳥インフルエンザの食品に対する安全」「人への感染についての安全性」について、広報資料を随時作成し、「総務広報班」の広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務の支援を行う。

#### (イ) 食鳥処理場対策

PCR検査陽性が判明したら、以下の事項について連絡を行う。

##### a 移動制限区域内の施設の場合は、事業停止となる。

再開は、防疫指針の再開要件に加え、動物衛生課と協議の上となる。

##### b 搬出制限区域内の施設は、事業実施可能。

ただし、移動制限区域内の農場からの出荷は不可。

#### (ウ) GPセンター対策

PCR検査陽性が判明した時点で、以下の事項について連絡を行う。

##### a 移動制限区域内の施設の場合は、事業停止となる。

再開は、防疫指針の再開要件に加え、動物衛生課と協議の上となる。

##### b 搬出制限区域内の施設は、事業実施可能。

##### c 移動制限区域内の農場からの出荷は条件付となる。

#### (エ) ふ卵場対策

PCR検査陽性が判明した時点で、以下の事項について連絡を行う。

##### a 移動制限区域内の施設の場合は、事業停止となる。

再開は、防疫指針の再開要件に加え、動物衛生課と協議の上となる。

##### b 搬出制限区域内の施設は、事業実施可能。

##### c 移動制限区域内の農場からの出荷は条件付となる。

#### (オ) 学校に対する広報・指導・協力要請

##### a 飼育動物の観察徹底と異常の早期通報、異常動物の取扱方法等の指導・協力要請

- (a) PCR検査陽性が判明した時点より、県内の学校に対し、
  - ・鳥インフルエンザに関する正確な知識
  - ・異常の発見時の対処、通報方法について周知を図る広報資料の作成
- (b) 広報資料は、関係部署を通じて県内全ての学校に配布するよう依頼する。
  - ・公立の高校、中学校、小学校、幼稚園→教育庁学校安全保健課
  - ・私立の高校、中学校、小学校、幼稚園→総務部学事課
- b 家きんを飼育している学校への情報提供と防疫対策の指導
  - (a) 発生の翌日から、県内の家きんを飼養する学校に対し、電話調査により家きんの異常の有無について確認するとともに広報資料を送付し、防疫措置、通報体制について周知する。  
 なお、発生地3km 以内の当該業者については、最優先で確認し、防疫指導班に報告する。
  - (b) 発生地の半径10km 以内搬出制限地域内の学校等については、3日間おきに異常の有無について、電話により確認を行う。(原則として発生後21日まで)
  - (c) 学校関係者からの問合せは、原則的に安全対策班で対応し、県ホームページにQ&Aを掲載していることを併せて周知する。
- c 感染拡大等の場合の登下校ルートの制限等の要請
  - 発生農場付近(半径1km)の学校について、発生農場付近が主要な登下校ルートにあたる場合には、登下校ルートの変更とその生徒、児童の誘導について、学校に協力を要請する。
- (力) 発生農場での防疫活動従事者の健康管理等
  - a 防疫指導班に防疫作業従事者の集合場所、集合時間を確認する。
  - b 健康福祉政策課を通じ、集合場所(サブステーション)に下記の業務を目的とした、医師、保健師等の派遣を要請する。
    - (a) 感染症法に基づく作業前の事前説明
    - (b) 感染症法に基づく作業後の防疫従事者の健康調査の実施
    - (c) 事故・傷病発生時の状況把握と応急対応
 なお、政令市、中核市で発生した場合には、健康福祉政策課を通じて、(a)及び(b)の実施方法について当該市担当課と調整する。
  - c 集合場所では、以下の業務を実施する。
    - (a) 総務ワークステーションは、防疫活動従事者の作業前の健康状況の把握を行う。その際は、健康調査票によって健康チェックを行い、体調不良者に対しては、状況に応じて、作業内容の変更もしくは中止について助言を行う。
    - (b) 作業後は、感染症法に基づく健康調査を健康福祉部(医師、保健師)が行う。
    - (c) 体調不良等で作業内容の変更や当日、あるいは翌日以降休む必要がある作業員がいた場合は、その所属・氏名をサブステーションを管轄する後方支援班の連絡担当者に報告する。
  - (d) 万が一、防疫作業中に事故・傷病等の発生があった場合には、緊急的な手当て等の

処置を行うとともに、医療機関の受診が必要な場合には、予め把握している救急病院等への搬送や救急車の出動を要請する

(e) 精神的ストレスや不安等こころの健康に関する相談への対応(メンタルケア)は、各健康福祉センターで対応することを周知する。

d 集合場所から欠員状況の報告を受けた場合、防疫指導班に報告し動員計画の変更を依頼する。

また、発生が続発し、防疫従事者の増加又は集合場所が増加した場合には、総務広報班、防疫指導班と協議の上、医師、保健師等の動員数・配置を変更する。

(キ) 畜産農家等へのメンタルケア及び地域住民等の健康相談等

a 健康福祉政策課を通じて管轄関係機関に下記の業務を要請する。

(a) 畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神的ストレスや不安等こころの健康に関する相談への対応(メンタルケア)

(b) 殺処分に係る消石灰散布等による健康影響に対する相談への対応

b 畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神保健相談、健康相談について、以下の業務を実施する。

(a) 精神保健相談(メンタルケア)

・こころの健康状態を自己診断できるようなパンフレット等を作成し、ホームページに掲載する他、畜産農家や周辺住民等に配布する。

・健康福祉センター及び精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神保健相談に対応する。なお、相談内容や相談者の状態によっては、専門医を紹介する等の対応をする。

(b) 健康相談

健康福祉センターにおいては、殺処分に係る消石灰散布等による健康影響に対する相談に対応する他、相談者の症状や状況に応じて、医療機関を受診するよう勧める。

(ク) 野鳥対策

a 野鳥の対処方法等についての広報

(a) PCR陽性が判明した時点より、

- ・野鳥に関する正確な知識
- ・異常の発見時の対処方法、通報方法

について、周知を図る広報資料を作成する。

(b) 広報資料は、自然保護課と調整の上県内の千葉県市の市町村有害鳥獣駆除担当部署及び県内の猟友会に配布し、併せて捕獲従事者及び全会員に周知するよう依頼する。

b 野生動物に関する問合せは、原則的に安全対策班で対応し、相談対応報告の内容を把握、広報資料を随時作成し、総務広報班の広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務の支援を行う。

## キ 流通指導班

- (ア) 養鶏団体・業者、飼料流通業者等に対する協力要請・指導等（制限・ルート変更等要請）関係団体・業者への協力要請等

PCR検査のための搬入が開始された時点で、関係団体リスト担当者に、緊急連絡網で下記の事項を連絡する。

- ・発生農場市町村名と検査結果判明時間
- ・結果判明時間までの待機要請
- ・消毒ポイントの連絡形態（FAX、メール、電話）の確認
- ・畜産関係車両、飼料配送車、家畜診療車、薬品販売車等のルートの確認を要請

- (イ) 消費者・生産者等の相談対策

### a 相談窓口の設置と対応

PCR検査陽性が判明した時点で、下記の事項を実施する。

- (a) Q&A及び広報資料を下記の機関にメール送付し、広報（窓口張り出し等）及び電話対応を依頼する。

- ・市町村
- ・県民センター
- ・消費者センター
- ・関係各課（団体指導課、経営支援課等）

- (b) 農業事務所に、Q&A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼し、電話番号を確認する。

- (c) 農業事務所、健康福祉センター、家畜保健衛生所の相談窓口の電話番号を再確認する。

### b 県ホームページ掲載等の広報

- (a) 下記事項のホームページ掲載の事務を行う。

- ・プレスリリース資料
- ・広報資料（①HPAIとは、②異常を発見した時の対応、③留意点）  
\*県民、畜産農家、畜産関係車両、一般車両、ペットショップ、動物園等、狩猟者向けにそれぞれ作成
- ・移動制限地域、搬出制限地域、消毒ポイントの位置
- ・Q&A（県民向け、農家向け）（随時、追加・変更）
- ・防疫措置（殺処分、消毒、埋却状況一覧表）（各週）
- ・総務班、安全対策班が作成した広報資料等
- ・風評被害調査の結果、経営支援対策とその進捗状況

- (b) 相談窓口設置部署には、「相談対応報告」にて毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめ、内容を検討し、Q&Aを追加作成する。

- (c) 相談対応報告の内容を随時把握し、「HPAIの食品に対する安全」「人への感染についての安全性」について、広報資料を随時作成し、「総務広報班」の広報業務を支援する

- (d) 対策本部の相談窓口の総括として対応するが、専門的な知識を必要とする



場合には、関係課に回答を依頼する。

(ウ) 経営等支援

a 生産者への経営支援策の周知・実施及び被害対策調査

(a) 農家の経営的な被害状況など情報収集のため、農業事務所に農家一覧表と農家状況調査票を送付し、下記の調査項目などの情報収集を依頼する。

- ・ 発生時飼養羽数、月齢
- ・ 発生時在庫鶏卵数
- ・ 出荷卵個数
- ・ 食鳥出荷遅延羽数及びその日齢
- ・ 農場のたい肥の滞留状況
- ・ 制限区域内農家へ飼料作物を供給している農家名

(b) 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、農家に郵送するとともに、団体指導課等に迅速な執行について協力依頼する。

(c) 清浄性確認検査が開始された時点で被害状況を取りまとめる。(現地対策本部と連携)

(d) 被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。なお、初動の支援対策として制限区域内の農家に対して消毒薬の配布を行う。

b 食肉等販売・加工業者経営支援策の周知・実施及び風評被害調査

(a) 食肉等販売業者・加工業者一覧表により、発生後1週間後から電話で風評被害等の状況の調査票を作成しその際、下記の事項を依頼する。

- ・ 窓口担当者の決定と連絡先
- ・ 1週間おきの聞き取り調査への協力依頼

(b) 1週間おきに電話調査を実施し、取りまとめる。また、被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。(県単独の対策の場合は、対策本部会議の決定を得る。)

(c) 食品製造業、食肉小売業全般について、経営的な被害状況など情報収集のため、経営支援課に下記の情報収集を依頼する。

\* 調査項目は以下のとおり

- ・ 対象業種：食料品製造、食肉小売業、飲食店、飼料製造
- ・ 調査事項：前年同期比での売上減少率、融資相談件数等

(d) 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、県ホームページに掲載、経営支援課に迅速な事務執行について協力依頼する。

(e) 初発生から続発がなく、清浄性確認検査が開始された時点で被害状況を取りまとめる。

(f) 被害状況、国の経営支援対策を考慮し、補完的な対策を関係課と協議・検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。(県単独の対策の場合は、対策本部会

議の決定を得る)

(2) 県対策本部会議開催後

畜産課内体制から県対策本部体制に移行する。

畜産課内体制		県対策本部体制
総務広報班	→	総務広報班
調整班		
後方支援班		
防疫指導班	→	防疫指導班
焼埋却班	→	焼埋却班
流通指導班	→	流通指導班
安全対策班	→	安全対策班

なお、総務広報班は、県対策本部会議終了後の知事記者会見準備を行い、プレスリリースを配布する。記者会見後は、市町村、県関係機関、関係団体へ資料を送付し情報提供を行う。以後、定期的に県対策本部会議を開催し、必要に応じて知事記者会見を行う。プレスリリースは、防疫措置の進捗状況について、毎日定時に行う。

防疫指導班は、全家保へ防疫措置開始を指示する。

以後、各班の行動は、防疫措置マニュアルを参照する。

# 防疫措置マニュアル

～ 対策本部立ち上げ以降 ～

《県対策本部事務局・現地対策本部の行動》

## 第1 県対策本部

### 1 県対策本部の設置

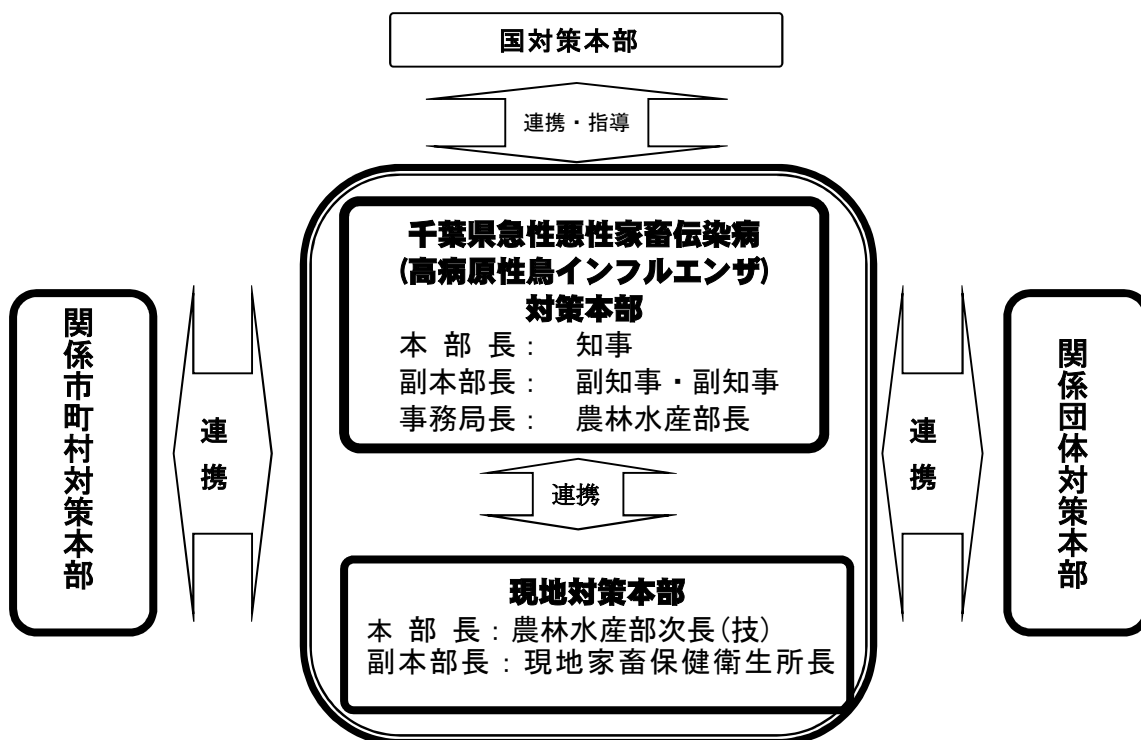
#### (1) 目的

県内又は隣接県で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、その発生が及ぼす甚大な経済的影響や県民生活への影響を踏まえ、県と市町村、関係機関、関係団体が連携し、適切かつ迅速な防疫措置を図ることを目的として、千葉県急性悪性家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ）対策本部を設置する。

#### (2) 組織体制

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、図1に示すとおり県対策本部は国対策本部との連携・指導のもと防疫対策を行う。また、県対策本部及び現地対策本部は、発生地在市町村や関係団体に設置される対策本部と連携を取りながら防疫対応を行う。

図1 全体組織図

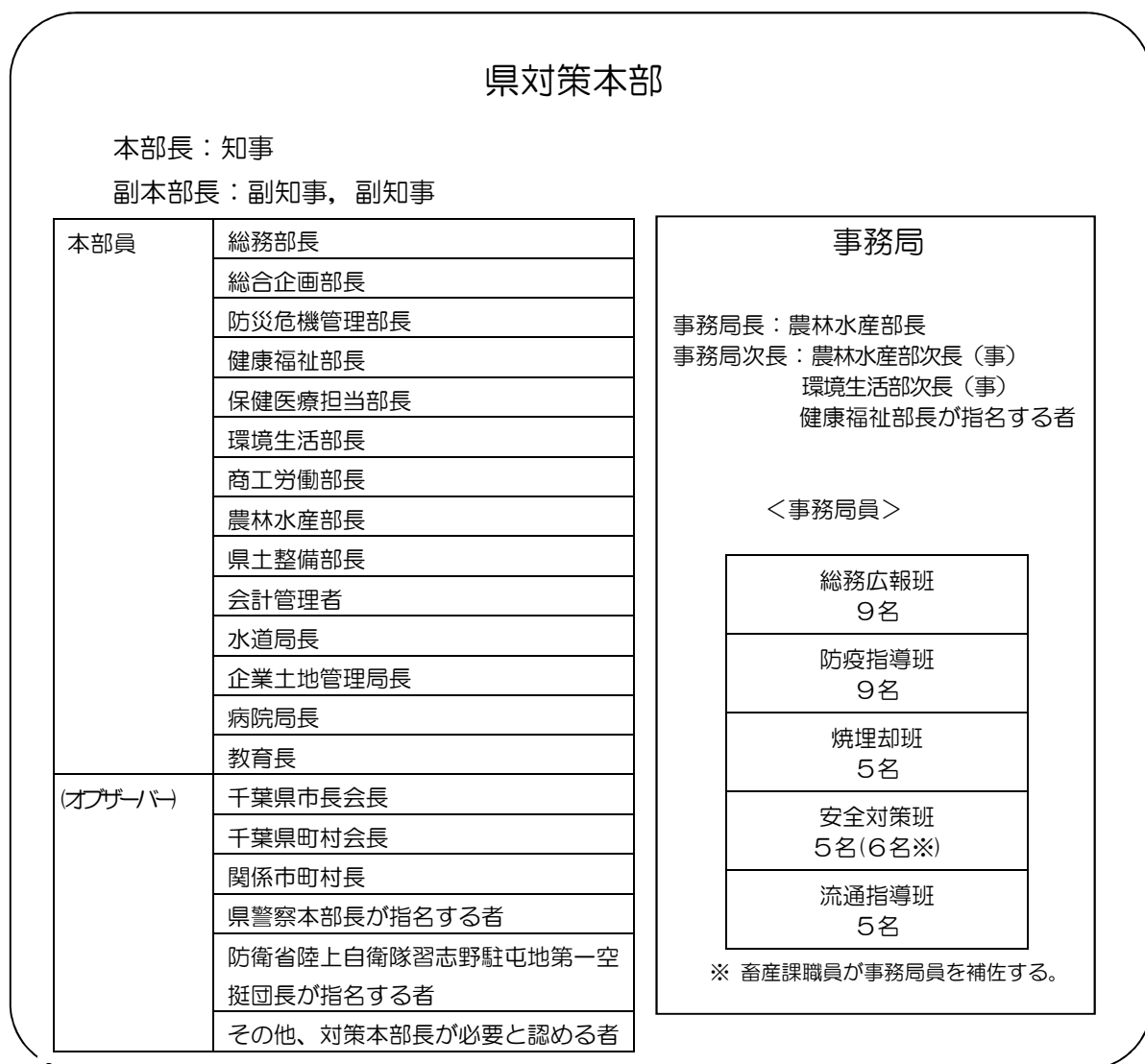


#### ア 県対策本部

県対策本部は、知事を本部長、副知事を副本部長、農林水産部長を事務局長とし、現地対策本部は、農林水産部次長を本部長、現地家保所長を副本部長とし、組織を円滑に機能させるため監視・指示する。

本部員は、図2に示すとおり関係部局の長で構成し、県対策本部のオブザーバーとして千葉県市長会、町村会長、関係市町村長、また県警本部長、防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者、その他対策本部長が必要と認める者で構成する。

図2 県対策本部の組織及び構成



＜ 連絡調整会議 ＞

総務部	総務課長	環境生活部	環境政策課長		農地・農村振興課長
	学事課長		自然保護課長		安全農業推進課長
	総務ワークステーション所長		循環型社会推進課長		耕地課長
総合企画部	政策企画課長		廃棄物指導課長		畜産課長
	報道広報課長		くらし安全推進課長	県土整備部	県土整備政策課長
防災危機管理部	危機管理課長	商工労働部	経済政策課長		道路環境課長
健康福祉部	健康福祉政策課長		経営支援課長	出納局	出納局長
	疾病対策課長	農林水産部	農林水産政策課長	水道局	総務企画課長
	医療整備課長		団体指導課長	企業土地管理局	経営管理課長
	薬務課長		流通販売課長	病院局	経営管理課長
	衛生指導課長		担い手支援課長	教育庁教育振興部	学校安全保健課長
				県警察本部	県警本部長が指名

イ 県対策本部事務局

県対策本部の事務を遂行するため農林水産部長を事務局長、農林水産部次長、環境生活部次長、健康福祉部長が指名する者を事務局次長とし、関係課から配属された者で構成する対策本部事務局を置く。

対策本部事務局は、総括・広報・連絡調整を司る総務広報班、現地対策本部の防疫活動に関する事務を司る防疫指導班、焼埋却班、安全対策班、流通指導班の5班体制で構成する。

表1 事務局員

所 属		人数	班 名				
			総務広 報	防疫指 導	焼埋却	安全対 策	流通指 導
総務部	総務ワークステーション	1	1				
防災危機管理部	危機管理課	1	1				
健康福祉部	健康福祉政策課	1	1				
	疾病対策課	1				1	
	薬務課	1				1	
	衛生指導課	1				1	
環境生活部	循環型社会推進課	1			1		
	廃棄物指導課	1			1		
	自然保護課	1				1	
商工労働部	経営支援課	1					1
農林水産部	農林水産政策課	1	1				
	団体指導課	1					1
	流通販売課	1					1
	農地・農村振興課	1			1		
	安全農業推進課	1					1
	耕地課	1			1		
	畜産課 ※2	11	4	5	1		1
県土整備部	県土整備政策課	1	1				
	道路環境課	1			1		
教育庁教育振興部	学校安全保健課	1				1	
計		30※	9	6	5	6	5※

※ 畜産課事務局員：総務広報班（副課長（技）、企画経営室、生産振興班）、防疫指導班（家畜衛生対策室）、焼埋却班（環境飼料班）、安全対策班及び流通指導班（企画経営室）

表2 関係機関の役割

所 属		役 割
農林水産部	農林水産政策課	1 部長室及び部内各課との調整 2 課員の動員（本部事務局・防疫活動従事者） 3 予算の確保（財政課等との調整）
	団体指導課	1 鶏卵・食肉等の流通・販売業者に対し必要な支援策 2 移動制限区域内の畜産農家及び風評被害により一時的に経営継続が困難となる畜産農家及び加工販売等の業者に対し必要な支援措置 3 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	流通販売興課	1 風評被害等による支援策の相談対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	農地・農村振興課	1 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	安全農業推進課	1 風評被害等による支援策の相談対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	耕地課	埋却処理に係る諸手続
	畜産課	1 国との連絡調整・協議 2 家畜保健衛生所の防疫対応支援・指導 3 関係機関・団体等との連絡調整・協力要請 4 県対策本部の立ち上げ準備及び本部事務局運営体制整備準備 5 移動制限・搬出制限区域の設定 6 制限区域内の農場及び畜産関連施設の把握 7 防疫措置計画の決定 8 防疫措置要員動員計画作成 9 重機・資機材等の調達準備 10 防疫作業現場の作業環境管理と作業管理
	その他部内各課	主管課からの要請に基づく課員の動員（防疫活動従事者）
総務部	総務ワークステーション	防疫活動従事者等の安全管理・健康管理
健康福祉部	健康福祉政策課	1 部内の連絡調整 2 現地活動従事者の健康診断に関わる医師・看護師の確保（総務ワークステーション、疾病対策課及び政令市との調整） 3 部内各課への動員要請（農林水産政策課からの要請を受け）
	疾病対策課	1 現地活動従事者の健康診断に関わる医師・看護師の確保（健康福祉政策課との調整含む。） 2 現地活動従事者の感染防止や感染を疑う症例への対応 3 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）

	衛生指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 食鳥処理場対策</li> <li>2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）</li> <li>3 動物取扱業に関すること</li> </ul>
	業務課	防疫活動従事者の感染防止に係る医薬品の供給対応
	その他の部内各課	主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
環境生活部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整</li> <li>2 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応 (資源循環推進課、廃棄物指導課との調整)</li> <li>3 部内各課への動員要請（農林水産政策課からの要請を受け）</li> </ul>
	廃棄物指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応</li> <li>2 主管課からの要請による課員の動員（現地作業従事者）</li> </ul>
	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応</li> <li>2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）</li> </ul>
	生活安全課	環境に関する問い合わせ対応
	自然保護課	野生動物に関する問い合わせ対応
	その他の部内各課	主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
県土整備部	県土整備政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整</li> <li>2 部内各課への動員要請（農林水産政策課からの要請を受け）</li> </ul>
	道路環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消毒ポイントの設置に係る許可申請対応(関係機関との調整)</li> <li>2 消毒ポイントの設置に必要な資機材の手配（土木事務所と調整）</li> </ul>
	その他の部内各課	主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
防災 危機管理部	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整</li> <li>2 自衛隊要請に関すること</li> </ul>
商工労働部	経営支援課	消費者・生産者等からの相談に関すること
教育庁	教育振興部	1 学校に対する広報、指導に関すること
	学校安全保健課	2 学校等の飼育動物、動物取扱い業務に関すること
県警本部		交通規制、道路使用許可等への対応



## ウ 連絡調整会議

県対策本部設置後は、本部会議の円滑な執行を補助するため、庁内関係課長等で構成する連絡調整会議を開催する。その構成員は、表3に示す課長等となる。また、対策本部との連絡調整のため、それぞれの課に連絡員を配置する。

表3 関係機関の役割

部	構成員	業務内容
総務部	総務課長	部内連絡調整
	学事課長	私立学校等への情報提供、対応相談等
	総務ワークステーション	防疫活動従事者等の健康管理
総合企画部	政策企画課長	部内連絡調整
	報道広報課長	広報・広聴、報道機関対応
防災危機管理部	危機管理課長	危機管理対応
健康福祉部	健康福祉政策課長	部内連絡調整
	疾病対策課長	健康相談対応、防疫活動従事者の感染防止対策
	薬務課	防疫活動従事者の感染防止に係る医薬品の供給対応
	衛生指導課長	と畜場・食鳥処理場対策、食肉に関する相談対応
環境生活部	環境政策課長	部内連絡調整
	自然保護課長	野生鳥獣等の相談対応
	循環型社会推進課長	汚染物品等の焼埋却等支援
	廃棄物指導課長	汚染物品等の焼埋却等支援
	生活安全課長	消費者からの相談対応
商工労働部	経済政策課長	部内連絡調整
	経営支援課長	経済支援策
農林水産部	農林水産政策課長	部内連絡調整
	団体指導課長	経済支援対策
	流通販売長	畜産物の風評被害対策
	担い手支援課長	生産現場への指導対策
	農地・農村振興課長	埋却処理に係る諸手続等
	安全農業推進課長	畜産物の風評被害対策
	耕地課長	埋却処理の積算に係る業務等
	畜産課長	防疫措置全般に関すること
県土整備部	県土整備政策課長	部内連絡調整
	道路環境課長	消毒ポイントを設置する道路に係る関係機関の調整
教育庁 教育振興部	学校安全保健課長	庁内連絡調整、公立学校等への情報提供、対応相談等
県警察本部	県警本部長が指定する者	通行遮断、移動制限、交通規制、道路使用許可等

## 2 県対策本部事務局班別業務内容

班名	班長	担当課	業務内容
総務広報班	畜産課副課長技	畜産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動従事者（動員含む）の人事管理及び人件費に関する事。</li> <li>2 予算の確保及び執行事務に関する事。</li> <li>3 活動従事者の宿泊施設の確保に関する事。</li> <li>4 防疫活動従事者の確保及び健康管理に関する事。</li> <li>5 防疫措置用資材・器材の調達に関する事。</li> <li>6 報道広報課との調整に関する事。</li> <li>7 取材対応に関する事。</li> <li>8 議会・議員対応に関する事。</li> <li>9 関係機関・団体等の広報活動要請と広報内容の助言・指導に関する事。</li> <li>10 知事記者会見・プレスリリース・記者ブリーフィング用原稿に関する事。</li> <li>11 県ホームページ原稿作成と掲載に関する事。</li> </ol>
	畜産課企画経営室室長	農林水産政策課 県土整備政策課 危機管理課 畜産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部の設置・本部委員会開催に関する事。（会議の招集及び会議資料の調整・編集等）</li> <li>2 関係各課連絡員との調整に関する事。</li> <li>3 市町村、関係機関・団体との調整に関する事。（緊急連絡窓口、連絡員会議の招集）</li> <li>4 県警察本部及び自衛隊との連絡調整に関する事。</li> <li>5 現場連絡担当として現地対策本部へ派遣</li> <li>6 現場連絡担当としてサブステーションへ派遣</li> <li>7 市町村、現場連絡担当者との連絡窓口</li> </ol>
	生産振興班長	総務ワークステーション 健康福祉政策課 畜産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サブステーションの施設確保に関する事。</li> <li>2 防疫活動従事者の確保及び健康管理に関する事。</li> <li>3 防疫活動従事者の輸送に関する事。</li> <li>4 防疫活動従事者の食糧等手配に関する事。</li> <li>5 防疫資材・機材等物資の調達に関する事。</li> </ol>
防疫指導班	家畜衛生対策室室長	畜産課 （家畜衛生対策室）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国（衛生課・動物衛生研究所）との連絡調整に関する事。（病性鑑定、検査材料送付、殺処分・焼却処理等防疫措置方針、国調査チーム・支援チーム・連絡員受け入れ）</li> <li>2 他県との連絡調整に関する事。</li> <li>3 現地対策本部の防疫対策に対する助言・指導に関する事。（防疫措置・疫学調査、消毒ポイント設置等）</li> <li>4 家保の動員体制に関する事。</li> <li>5 防疫措置用資材・機材の調達に関する事。</li> <li>6 移動・搬出制限区域の設定、縮小、解除に関する事。</li> <li>7 告示に関する事。</li> <li>8 情報収集及び整理等に関する事。</li> </ol>
焼却却班	環境飼料班長	循環型社会推進課 廃棄物指導課 県土整備政策課 道路環境課 農地・農村振興課 耕地課 畜産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 焼却施設の調整・確保に関する事。</li> <li>2 埋却用地の調整・確保に関する事。</li> <li>3 埋却作業用大型重機（掘削機、運搬用車両等）の手配に関する事。</li> <li>4 焼却却要員の確保と管理に関する事。（重機オペレーター含む）</li> <li>5 焼却却数量の確認に関する事。</li> <li>6 消毒ポイントの設置及び運営に関する事。</li> </ol>
安全対策班	企画経営室室長	衛生指導課 自然保護課 疾病対策課 学校安全保健課 （薬務課） 畜産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民等からの問い合わせへの対応に関する事。</li> <li>2 防疫活動従事者への健康調査及び傷病対応に関する事。</li> <li>3 食鳥処理場等の対策に関する事。</li> <li>4 学校及び動物取扱業者等に対する情報提供と協力要請に関する事。</li> <li>5 野生動物対策に関する事。</li> <li>6 鶏卵・食肉等の安全性に関する事。</li> <li>7 飼育動物についての相談に関する事。</li> <li>8 人からの健康相談等に関する事。</li> </ol>
流通指導班	企画経営室室長	流通販売課 安全農業推進課 経営支援課 団体指導課 （畜産課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鶏卵・食肉等の生産・流通・販売業者に対する支援に関する事と流通対策</li> <li>2 県民からの消費生活に係る相談に関する事。</li> <li>3 風評被害に係る相談に関する事。</li> <li>4 県ホームページ掲載等の広報に関する事</li> </ol>

### 3 県対策本部事務局行動マニュアル

#### (1) 総務広報班

##### ア 総括・連絡調整

業 務	作業内容	備 考
対策本部会議の 開催	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場の確保・設営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎5階大会議室</li> <li>・管財課庁舎管理室と調整する。</li> <li>・会場の設営（ネームプレート、案内板、机、椅子）</li> </ul> </li> <li>2 本部会議資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料（知事レク資料から抜粋し作成）</li> <li>・会議進行表</li> </ul> </li> <li>3 会議の進行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・司会：農林水産部次長（事）</li> <li>・座長：知事</li> <li>・説明：農林水産部長又は畜産課長</li> </ul> </li> <li>4 時間外開催の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管財課庁舎管理室、守衛本部（内4600）と事前に調整し、外部人員リストを提出し裏口入り口で出迎える。</li> <li>・20時以降は電気室（内4666）にエレベーターの運行を依頼する。</li> </ul> </li> </ol>	<p>【別冊】 対策本部関連資料等を参考に作成。</p>
連絡調整会議の 開催	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡調整会議は、対策本部会議で新たな防疫対策が決定した場合に発生情報の共有化と具体的な対策を関係部局に依頼するため開催するが、合同開催となる場合もある。</li> <li>2 会場の確保・設営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎5階大会議室</li> <li>・管財課庁舎管理室と調整する。</li> <li>・会場の設営（ネームプレート、案内板、机、椅子）</li> </ul> </li> <li>3 会議資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況と防疫措置状況</li> <li>・今後の防疫対策について</li> <li>・各部局への依頼事項について</li> </ul> </li> <li>4 会議の進行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・司会：農林水産部次長（事）</li> <li>・座長：農林水産部長</li> </ul> </li> </ol>	

業 務	作業内容	備 考
連絡員との調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡員名簿は、事務局担当から入手する。</li> <li>2 会議通知の送付</li> <li>3 発生状況・防疫措置状況などをとりまとめ、随時メールにて資料を配付し、情報の共有化をする。</li> </ol>	
市町村、関係機関、団体との調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村との調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況・防疫措置状況などをとりまとめ、随時情報提供する。</li> <li>・質問等に対応する。</li> <li>・市町村の対応は、発生地在市町村、消毒ポイント等が設置される市町村は現地対策本部が対応し、それ以外の市町村について対応する。</li> </ul> </li> <li>2 関係機関、団体との調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況・防疫措置状況などをとりまとめ、随時情報提供する。</li> <li>・質問等に対応する。</li> <li>・必要に応じて、県域団体連絡会議を開催し、状況を周知する。</li> </ul> </li> </ol>	
現場連絡担当の派遣	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場連絡担当は、農場からの定時報告をとりまとめ、総務・広報班へ報告する。</li> <li>2 現地対策本部、サブステーションにそれぞれ1名派遣する。報告の流れは、農場からの報告をサブステーションの現場連絡担当が受け、現地対策本部の現場連絡担当へ連絡する。現地対策本部の現場連絡担当が総務・広報班へ報告する。</li> <li>3 定時報告は、防疫活動従事者数、処理頭数、自衛隊の活動状況及び防疫活動従事者の健康状態等。</li> <li>4 従事する時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対策本部では、農場での作業開始から終了まで、交代時間は担当者で調整する。</li> <li>・サブステーションでは、サブステーション集合時間から農場での作業終了まで。</li> </ul> </li> <li>5 交通手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の公用車使用について管財課と調整する。</li> </ul> </li> </ol>	<p>【様式】 防疫作業活動報告</p>

イ 広報・広聴

業 務	作業内容	備 考
報道広報課との調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 プレスリリース</li> <li>2 対策本部会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・席次表</li> <li>・配付資料</li> </ul> </li> <li>3 記者会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・記者会見席次表内容</li> <li>・知事コメント内容</li> <li>・記者会見場所の準備・対応をお願いする。</li> </ul> </li> <li>4 報道機関への対応</li> </ol>	
対策本部会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部会議通知を報道機関へ2時間前（最短でも1時間半前）までに行う。</li> <li>2 対策本部会議の冒頭に報道機関を入れる。</li> </ol>	
記者会見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部会議終了後の記者会見では、「プレスリリース」、「記者会見席次表」、「知事コメント」を配布する。</li> <li>2 出席者は、事務局次長、畜産課長、家畜衛生対策室長と調整して決める。</li> <li>3 深夜・休日の報道機関への資料提供は、報道室から記者クラブ幹事社へ連絡後、畜産課又は事務局から報道室設置 FAX を用いて各報道機関に送付する。</li> <li>4 記者会見で発表する内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初発時の患畜発生</li> <li>・清浄性確認検査で陰性</li> <li>・移動制限区域の解除</li> <li>・全ての防疫措置が終了</li> <li>・自衛隊を要請</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> </li> </ol>	
秘書課との調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部会議の知事出席</li> <li>2 記者会見の知事対応</li> <li>3 知事コメント内容</li> </ol>	
プレスリリース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1報は、患畜決定後、国と同時に実施。</li> <li>2 発生状況確認検査、清浄性確認検査</li> <li>3 消毒ポイント及び規制情報</li> <li>4 2例目以降の発生情報（経過、発生頭数等）</li> <li>5 その他状況に応じて作成する。</li> </ol>	<p>関連様式等を参考に作成</p>

業 務	作業内容	備 考
県ホームページへの掲載	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 プレスリリースと同時に県ホームページに掲載する。</li> <li>2 報道広報課と掲載の日時等を決めておく。</li> <li>3 県民向け、畜産農家・関係者向けの広報ホームページも併せて準備する。</li> <li>4 情報提供は、プレスリリース、Q&amp;A、対策本部会議資料等可能な限り県ホームページに掲載する。</li> <li>5 県ホームページへの掲載手続きは、流通指導班が行う。</li> </ol>	
取材対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道関係からの取材電話対応は、原則、取材対応職員（管理職）とし、取材対応職員以外でも答えられる内容（プレス発表した事項）については、総務・広報班担当で対応する。</li> <li>2 取材対応職員が不在の場合は、質問事項をまとめておき、後に回答する。</li> <li>3 取材電話を受けたら取材電話記録票に記載する。</li> <li>4 マスコミ等から個別取材の要請があった場合は、取材対応職員及び報道広報課と調整する。</li> </ol>	【様式】 取材電話記録票
議会・議員対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事前に連絡する県議会議員のリストを部議担と調整の上作成しておく。</li> <li>2 県議会議員リストを元にプレスリリース資料を事務局からFAXで送付する。FAX送信の際には、誤送信がないように2名で確認して行うこと。</li> <li>3 必要に応じてプレスリリース以外の資料を作成し、FAXで送付する。</li> <li>4 議員からの問い合わせは、取材対応職員が回答する。</li> </ol>	
関係機関・団体対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事前に連絡する関係機関・団体リストを作成しておく。</li> <li>2 プレスリリース資料等をFAXで関係機関・団体に送付する。</li> <li>3 広報用資料を作成し、関係機関・団体から広報するよう依頼する。</li> </ol>	

ウ 資機材等の調達支援

業 務	作業内容	備 考
資機材の調達	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地対策本部から報告のあった別紙様式4により不足する資機材の調達を行う。</li> <li>2 動員計画に対応した防護服、ゴーグル、マスク、手袋、長靴の在庫確認と手配。</li> <li>3 消毒薬、消石灰、消毒用マット及び破棄物回収・保管用袋（フレコンバック）の在庫確認と手配。</li> <li>4 農場、サブステーション及び消毒ポイントで使用する暖房器具の手配。</li> <li>5 現地農場、消毒ポイントで使用するテント、テーブル、椅子、仮設トイレ等の手配。</li> <li>6 防疫活動従事者の着替え用下着（靴下、トランクス、Tシャツ）等の準備。</li> <li>7 発注先リストを参考に必要な物品を調達する。</li> <li>8 ホームセンターで扱う用品については、協定締結したNPO法人コメリ災害対策センターを利用することも可能。</li> <li>9 重機作業については、協定締結した県建設業協会に依頼する。重機が不足する場合は、レンタル業者から調達する。</li> <li>10 資機材の納品は、サブステーションとなる。必ずサブステーションでの担当者又は責任者が確認、検品し、その結果を報告させること。</li> </ol>	
食糧の調達	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 動員計画に対応した食糧、飲物の配給計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼食、夕食の弁当、飲物</li> <li>・農場作業での水分補給のため飲物を確保</li> <li>・農場作業者に配慮した食材の選択</li> <li>・自衛官分も含めること</li> </ul> </li> <li>2 給食業者、食料品業者の選択、仮予約。</li> <li>3 現地対策本部、サブステーション、消毒ポイントへの配達方法。</li> </ol>	
経費の支払い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 資機材費、レンタル費、食料費等の支払い業務。</li> <li>2 経費については、現地対策本部と調整すること。</li> </ol>	
サブステーションの施設確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地対策本部から報告のあったサブステーションの候補施設について調整する。</li> <li>2 駐車場の確保</li> <li>3 更衣室の確保</li> </ol>	

エ 県警察本部及び自衛隊との連絡調整

業 務	作業内容	備 考
県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消毒ポイント、通行遮断の調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒ポイント・通行遮断箇所の情報提供</li> <li>・県警察本部からの助言</li> <li>・管轄警察署への連絡を要請</li> </ul> </li> <li>2 警察官の動員、資材提供の協力要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒ポイント、通行遮断箇所へのパトカー配備。</li> </ul> </li> <li>3 許可関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路使用許可（消毒ポイントが道路の場合）</li> <li>・通行許可（道路規制か所を通過する場合）</li> <li>・管轄警察署への連絡を要請</li> </ul> </li> <li>4 対策本部会議への出席依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オブザーバーとして出席。</li> </ul> </li> </ol>	
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 派遣要請            自衛隊への要請は、大規模農場での発生の場合又は感染が拡大しており加速度的に発生が増加する場合に行う。            例) 発生規模による自衛隊への動員要請例                  鶏100, 000羽以上の農場</li> <li>2 自衛隊派遣要請の手続きは、事前に農林水産省から防衛省への調整が必要であるため、知事、副知事、農林水産部長に説明後、農林水産部長から農林水産省動物衛生課長あて、状況説明と派遣要請方針を連絡する。その後、対策本部会議を開催して、自衛隊派遣要請を決定する。</li> <li>3 自衛隊派遣要請は、防災危機管理部危機管理課を通じて行う。</li> <li>4 簡易検査の結果、疑い事例となった時点で、自衛隊から連絡幹部が県対策本部に派遣される。以後、自衛隊への連絡は連絡幹部を通じて行う。</li> <li>5 自衛隊の活動基地として体育館等の施設を確保する。</li> <li>6 自衛隊員の食糧は、自衛隊で対応することとなっているが、確認すること。</li> </ol>	<p>【様式】            自衛隊の災害派遣            について(要請)</p> <p>【様式】            自衛隊の災害派遣            部隊の撤収につ            いて(要請)</p>



才 防疫活動従事者の管理

業 務	作業内容	備 考
動員要請	<p>1 防疫活動従事者</p> <p>防疫措置計画に沿って現地防疫活動従事者（以下「従事者」という。）の動員計画を立て、農林水産部各課の連絡責任者へ動員要請を行う。（様式5参照）農林水産部局だけでは従事者が不足する場合は、その他の部局職員の動員要請を検討する。</p> <p>また、市町村職員及び畜産関係者が必要な場合は関係機関へ動員要請する。</p> <p>発生農場への動員は、発生市町村及びその隣接市町村の居住者を優先し、一旦動員した人員は、原則として周辺対策班には動員しない。</p> <p>2 獣医師</p> <p>(1) 県職員</p> <p>防疫措置計画に基づき獣医師の動員計画を立て、農林水産部局の獣医師を要請する。不足する場合は、全庁から獣医師を要請する。</p> <p>(2) 団体獣医師及び民間獣医師</p> <p>動員計画で、獣医師が不足する場合は、千葉県農業共済組合連合会及び千葉県獣医師会に獣医師の派遣を要請する。</p> <p>(3) 他県職員獣医師及び国職員獣医師</p> <p>動員計画で、獣医師が不足する場合は、現地対策本部と協議し、対策本部会議の決定により、農林水産省動物衛生課に他県職員獣医師及び国職員獣医師の派遣を要請する。</p> <p>3 その他</p> <p>人員確保ができれば、各班別の人員補充名簿を作成し、現地対策本部に連絡する。</p>	<p>【様式】</p> <p>現地防疫活動従事者派遣名簿</p>
健康管理	<p>1 従事者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に提出された県庁内各部局の従事者名簿（1,000人名簿）について、「高病原性鳥インフルエンザ防疫作業職員の選定基準」により総務ワークステーションは、健康に問題のある職員を除外する。</li> <li>・連絡調整会議各課職員を動員する場合も同様に健康に問題のある職員を除外する。</li> <li>・県職員でない者を動員する場合は、相手先に防疫作業職員の選定基準を示して健康に問題のない者を</li> </ul>	<p>【資料】</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ防疫作業職員の選定基準</p>

業 務	作業内容	備 考
輸 送	<p>選定するよう依頼する。</p> <p>2 作業前健康管理 総務ワークステーションは、サブステーションに集合した従事者が記入した「作業従事の調査票」をもとに健康状態がよくない場合は、作業の中止をアドバイスする。</p> <p>3 傷病対応 作業中に疾病またはケガが発生した場合の対応として、サブステーションに医師を配置する。医師は、農林水産部長から健康福祉部長へ医師の派遣について文書で要請する。</p> <p>1 動員計画に基づき農場とサブステーション間の移動手段（バス）の確保 ・バス会社に必要台数を予約する。</p> <p>2 宿泊者のための宿泊施設とサブステーション間の移動手段の検討</p> <p>3 農場及びサブステーションでのバス駐車スペースの確保</p> <p>4 移動経路の確保と交通規制、道路状況の確認 ・経路に交通規制がある場合（時間帯による車両進入規制等）は、警察署に通行許可申請が必要。 ・降雪時の対応</p>	
宿 泊	<p>1 他県職員、国職員等のため宿泊施設の確保を行う。作業時間も宿泊施設利用を前提に考える。 ※県職員は、原則、宿泊はしない。</p> <p>2 国を通じて、派遣される他県職員、国職員を確認し、派遣職員の住所、氏名、振り込み口座リストを作成する。</p> <p>3 派遣職員に集合時間・場所、宿泊施設、作業スケジュールを通知する。また、支払いに必要な領収証等を保管するよう依頼する。</p> <p>4 派遣終了後、経費の領収証等の送付を受け、支払い処理を行う。</p>	

## (2) 防疫指導班

### ア 連絡調整

業 務	作業内容	備 考
農林水産省 動物衛生課との 調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防疫指導班は、国との協議の窓口となる。</li> <li>2 国が決定した防疫方針に従い、防疫措置が円滑に進むよう検討する。</li> <li>3 農林水産省から派遣された職員と連携を密にして防疫対策にあたる。</li> </ol>	
他県との調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 簡易検査陽性の時点で、隣接都県の家畜衛生担当者に情報提供を行う。PCR 検査結果判明後も直ちに連絡する。 情報提供の内容は、①症状、②死亡羽数、③発生疑い農場の概要（住所、家畜の種類、飼養形態）、④PCR 検査結果判明予定時間とする。</li> <li>2 発生後は、随時連絡調整を行い、連携して防疫措置にあたる。</li> </ol>	
現地対策本部との調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の防疫方針、県対策本部の決定事項について、速やかに指示するとともに、防疫措置計画の変更が必要な場合は、現地対策本部と協議の上進める。</li> <li>2 防疫作業に必要な資機材の不足については、総務・広報班等と調整して手配にあたる。 資機材の調達先、納品時間・場所を現地対策本部に連絡する。</li> <li>3 防疫作業に必要な物品については、原則、現地対策本部でとりまとめ、家畜保健衛生所で支出事務を行い、畜産課は予算を令達する。見積書、請求書、納品書を整理しておくよう指導する。</li> </ol>	

### イ 防疫対策

業 務	作業内容	備 考
家畜伝染病予防法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地対策本部から制限区域の報告を受け、政策法務課と調整の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定し、県報登載事務を行う。</li> <li>2 殺処分家きんの評価事務。</li> <li>3 ワクチン使用の場合の法的事務。</li> <li>4 防疫措置に係った経費の申請事務。</li> </ol>	
防疫措置計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防疫措置計画に変更が必要な場合は、現地対策本部と調整し、動物衛生課と協議の上、県対策本部で計画変更を決定する。</li> </ol>	

業 務	作業内容	備 考
資料作成	<p>2 消毒ポイントの運営において、問題が生じた場合は、焼埋却班と連携して解決にあたる。</p> <p>道路許可関係で説明が必要な場合は防疫指導班が説明を行う。</p> <p>会議資料、プレスリリース、広報資料作成に協力する。</p>	

#### ウ 防疫措置要員の確保

業 務	作業内容	備 考
防疫活動従事者	<p>1 防疫活動従事者の動員は、総務・広報班が主体として行うが、現地対策本部の防疫措置計画への助言、動員報告を検討して必要人数を決定する。</p> <p>2 現地への防疫活動従事者等の動員の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場対策班に関しては、家畜防疫員を班長とリーダーとして配置し、農業事務所などの畜産経験のある防疫活動従事者をサブリーダーとして据える。</li> <li>・獣医師以外の動員の優先順位は、県職員（農林水産部、次にその他の部局）、市町村職員、農協等、関係団体職員等とする。</li> <li>・発生地への動員は、発生市町村及びその隣接市町村の居住者を優先し、一旦動員した人員は、原則として周辺対策班には動員しない。</li> <li>・サブステーションまでの交通手段を考慮して、作業終了時間で帰宅が困難にならないように作業班構成を配慮する。</li> </ul> <p>3 動員の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地対策本部からの動員不足報告。</li> <li>・防疫従事者名簿より各班の不足人員を選定する。それでも不足する場合は、関係部局、関係団体の優先順位により選定する。</li> <li>・各班別の人員補充名簿を作成し、現地対策本部に連絡する。</li> <li>・防疫活動従事者は、「高病原性鳥インフルエンザ防疫作業職員の選定基準」により、各種疾患治療中の者、妊娠している者、高血圧の者等については従事者の候補から除外するよう配慮する。</li> </ul>	

### (3) 焼埋却班

#### ア 焼却

業 務	作業内容	備 考
焼却施設の選定と調整	<p>現地対策本部から指定のあった焼却施設又は発生地に近い市町村等一般廃棄物処理施設等及び民間焼却施設の利用に向けて(一社)千葉県産業資源循環協会と調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村等との協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用に関する調整</li> <li>・搬入計画の調整(焼却内容、焼却量、運搬ルート)</li> <li>・必要な文書事務</li> </ul> </li> <li>2 現地対策本部より、近隣住民の説明会の協力要請があった場合は、資料作成を行い、説明会に出席する。</li> <li>3 (一社)千葉県産業資源循環協会との調整</li> <li>4 重機等の使用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)千葉県建設業協会への協力依頼</li> </ul> </li> </ol>	ごみ処理施設一覧
資材・機材の調達及び配備	<p>焼却作業に必要な資材・機材について、現地対策本部から要請があれば、総務・広報班と連携して調達・配備にあたる。</p>	
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業計画等について、現地対策本部から報告を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画、作業者名簿、資材・機材の種類・数量及び保管場所</li> <li>・重機の配置、搬入の動線</li> <li>・作業の安全確保上の留意事項</li> <li>・まん延防止に関する留意事項</li> <li>・緊急時の連絡先と事故等が起きた際の対応</li> <li>・詳細な天気予報</li> </ul> </li> <li>2 現地対策本部から毎日作業報告を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却数量</li> <li>・作業者数</li> <li>・使用した重機数</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> </li> </ol>	<p>【様式】 焼埋却作業報告</p>

イ 埋却

業 務	作業内容	備 考
<p>埋却要件の確認</p> <p>資材・機材の調達及び配備</p> <p>報告事項</p>	<p>埋却用地として農場が用意した土地又は公用地について、以下の確認をする。</p> <p>1 地理的、地形的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の民家、道路、鉄道等との距離。</li> <li>・河川、湖、池等との距離。（諸外国では、30～100m離れていることが選定条件）</li> <li>・井戸に近い場所、飲用水源の上流域、地下水位の高い場所は避ける。（諸外国では、30～150m離れていることが選定条件）</li> <li>・文化財が埋蔵されていない。</li> <li>・土砂崩れや浸食が起きにくい場所。</li> <li>・岩や砂利を多く含んでいると掘削が難しい。</li> </ul> <p>2 作業・管理要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人や家きんあるいは野生動物が近づかない場所。</li> <li>・飼養頭数に見合った面積。</li> <li>・作業動線の確認。</li> <li>・3年後の埋却地の用途。</li> </ul> <p>3 市町村と連携して周辺住民等に対する説明会</p> <p>埋却作業に必要な資材・機材について、現地対策本部から要請があれば、総務・広報班と連携して調達・配備にあたる。</p> <p>1 作業計画等について、現地対策本部から報告を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画、作業者名簿、資材・機材の種類・数量及び保管場所</li> <li>・埋却溝の掘削位置、重機の配置、殺処分家きん搬入の動線</li> <li>・作業の安全確保上の留意事項</li> <li>・まん延防止に関する留意事項</li> <li>・緊急時の連絡先と事故等が起きた際の対応</li> <li>・詳細な天気予報</li> </ul> <p>2 現地対策本部から毎日作業報告を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋却数量</li> <li>・作業者数</li> <li>・使用した重機数</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<p>【様式】 焼埋却作業報告</p>

ウ 消毒ポイント

業 務	作業内容	備 考
確認事項	1 管轄警察署へ道路使用許可申請と協力要請の確認。 2 管轄土木事務所への道路占有許可申請と協力要請の確認。	
報告事項	1 消毒ポイント班運営責任者から毎日作業報告を受ける。 ・消毒車両数 ・作業者数 ・その他必要な事項	
消毒ポイントの設置・変更	消毒ポイントの設置・変更等があったら、すみやかに周知する。	

#### (4) 安全対策班

##### ア 食品の安全性確保・風評被害防止対策

業 務	作業内容	備 考
食品の安全性に関する相談対応等  風評被害防止のための広報活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1 疑似患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、衛生指導課、疾病対策課、各健康福祉センターあて、Q&amp;A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼する。</li><li>2 各相談窓口の電話番号を再確認するとともに、一覧表を作成し、流通指導班に報告する。 （ホームページ掲載）</li><li>3 相談窓口設置機関には、相談対応報告にて、毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめて流通指導班に報告する。</li><li>4 原則として、事務局で相談対応とするが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課の対応とする。相談対応報告の内容を随時把握し、「高病原性鳥インフルエンザの食品に対する安全」、「人へ感染についての安全性」について広報資料を随時作成し、総務広報班の広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務を支援する。</li></ol>	【資料】 Q&A(相談マニュアル)



イ 食鳥処理場対策等

業 務	作業内容	備 考
<p>移動制限区域内に食鳥処理場がある場合の防疫指導、協力要請</p>	<p>PCR検査結果の陽性が判明した時点で、以下の事項について連絡を行う。</p> <p>1 食鳥処理場、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に対し、「食鳥処理場については、一旦は閉鎖するが、下記の要件を満たせば、動物衛生課と協議のうえ、再開できる。」旨の連絡をする。</p> <p>【再開の要件】</p> <p>①車輜消毒設備が整備されていること。</p> <p>②生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。</p> <p>③定期的に清掃・消毒をしていること。</p> <p>④衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が該当マニュアルに従って業務を行っていること。</p> <p>⑤防疫指針に定められた「再開後の遵守事項」を遵守する体制が整備されていること。</p> <p>2 食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に対し、以下について指示する。</p> <p>①出入りする全車両、畜産関係者に対して出入り口で消毒を実施させ、場内についても消毒を実施させること。</p> <p>②鶏の搬入については、出荷元の違いにより下記に基づいて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動制限区域内：動物衛生課と協議のうえ、「防疫指針」第9の5の（1）に記載された対応を行う。</li> <li>・搬出制限区域内、制限区域外：動物衛生課と協議のうえ、「防疫指針」第9の5の（5）もしくは（6）に記載された対応を行う。</li> </ul> <p>③生体検査を厳重に実施するため、搬入時間等必要に応じて制限すること。</p>	
<p>食鳥処理場での発生の場合の防疫指導、協力要請</p>	<p>1 食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に対し、以下について指示する。</p> <p>①直ちに「食鳥処理場」の閉鎖を行い、鶏の搬入の禁止、係留中の獣畜のと殺及び移動を禁止し、消毒が終わるまで人の出入りを禁止すること。</p> <p>②食鳥処理場内及び周辺の消毒を行うこと。</p> <p>③食鳥処理場内からの畜産物等の物品搬出制限を指示、確認すること。</p> <p>※ただし、発生前に処理したものについては、原則として、出荷可能。</p> <p>④食鳥処理場からの排水の停止を確認すること。</p> <p>以上の防疫措置について、随時、実施状況を確認し「防疫指導班」に報告する。</p> <p>2 食鳥処理場の再開にあたっては、上記の【再開の要件】に加えて、場内の消毒が完了している必要がある。</p>	

ウ 動物取扱業に対する指導・協力要請

業 務	作業内容	備 考
動物販売業への情報提供と風評被害防止に対する協力要請	<p>1 PCR検査陽性が判明した時点より、県内の動物取扱業に対し、①高病原性鳥インフルエンザに関する正確な知識、②異常の発見時の対処方法、通報方法について、周知を図る広報資料を作成する。</p> <p>2 県内全域の鳥類を飼養する動物販売業者に対する広報資料を可能な限り配布するよう、衛生指導課を通じて健康福祉センターに依頼する。 また、柏市、船橋市、千葉市については、担当部署に直接依頼する。</p>	【資料】 広報資料
動物園等への情報提供と防疫対策の徹底指導、閉園等協力要請	<p>1 発生の翌日から、県内全ての動物園等の動物展示業者に対し、電話調査により飼養鳥の異常の有無について確認するとともに広報資料を送付し、防疫措置、通報体制について周知する。 なお、発生地3km以内の当該業者については、最優先で確認し、防疫指導班に報告する。</p> <p>2 発生地の半径10km以内の搬出制限区域内の当該業者については、3日間おきに異常の有無について確認を行う。(原則として発生後21日まで)</p> <p>3 発生地の半径3km以内の移動制限区域内の当該業者について、初発生の周辺で続発があった場合、営業の自粛や人の出入り制限について、協力要請を行う。</p>	

工 学校に対する広報・指導・協力要請

業 務	作業内容	備 考
<p>飼育鳥の観察徹底と異常の早期通報、異常動物の取扱方法等についての指導・協力要請</p> <p>家きん類を飼育している学校への情報提供と防疫対策の指導</p>	<p>1 PCR検査陽性が判明した時点より、県内の学校に対し、①高病原性鳥インフルエンザに関する正確な知識②異常の発見時の対処方法、通報方法について、周知を図る広報資料を作成する。</p> <p>2 広報資料について、関係部署を通じて県内全ての学校に対し配付するよう依頼する。          ・公立の高校、中学校、小学校、幼稚園          →教育庁学校安全保健課          ・私立の高校、中学校、小学校、幼稚園          →総務部学事課</p> <p>1 発生の翌日から、県内の家きん類を飼養する学校に対し、電話調査により家きん類の異常の有無について確認するとともに広報資料を送付し、防疫措置、通報体制について周知する。          なお、発生地3km以内の当該学校等については、最優先で確認し、防疫指導班に報告する。</p> <p>2 発生地の半径10km以内搬出制限地域内の学校等については、3日間おきに異常の有無について、電話により確認を行う。(原則として発生後21日まで)</p> <p>3 学校関係者からの問合せは、原則的に安全対策班で対応し、県ホームページにQ&amp;Aを掲載していることを併せて周知する。</p>	<p>【資料】          広報資料</p>

才 健康管理、健康相談等

業 務	作業内容			備 考												
防疫活動従事者等の健康管理	<p>1 防疫指導班に防疫作業従事者の集合場所、集合時間を確認する。</p> <p>2 健康福祉政策課を通じ、集合場所（サブステーション）に下記の業務を目的とした、医師、保健師等の派遣を要請する。</p> <p>(1) 感染症法に基づく作業前の事前説明</p> <p>(2) 感染症法に基づく作業後の防疫従事者の健康調査の実施</p> <p>(3) 事故・傷病発生時の状況把握と応急対応</p> <p>なお、政令市、中核市で発生した場合には、健康福祉政策課を通じて、(1)及び(2)の実施方法について当該市担当課と調整する。</p> <p>3 集合場所では、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 総務ワークステーションは、防疫活動従事者の作業前の健康状況の把握を行う。その際は、健康調査票によって健康チェックを行い、体調不良者に対しては、状況に応じて、作業内容の変更もしくは中止について助言を行う。</p> <p>(2) 作業後は、感染症法に基づく健康調査を健康福祉部（医師、保健師）が行う。</p> <p>(3) 体調不良等で作業内容の変更や当日、あるいは翌日以降休む必要がある作業員がいた場合は、その所属・氏名をサブステーションを管轄する後方支援班の連絡担当者に報告する。</p> <p>(4) 万が一、防疫作業中に事故・傷病等の発生があった場合には、緊急的な手当等の処置を行うとともに、医療機関の受診が必要な場合には、予め把握している救急病院等への搬送や救急車の出動を要請する。</p> <p>(5) 精神的ストレスや不安等こころの健康に関する相談への対応（メンタルケア）は、各健康福祉センターで対応することを周知する。</p> <p>&lt;作業分担表&gt;</p> <table border="1" data-bbox="491 1413 1174 1682"> <thead> <tr> <th></th> <th>作業前 健康管理</th> <th>作業中 傷病対応</th> <th>作業後 健康調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部 医師、保健師</td> <td>(説明)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>総務部 総務WS</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>(補佐)</td> </tr> </tbody> </table>				作業前 健康管理	作業中 傷病対応	作業後 健康調査	健康福祉部 医師、保健師	(説明)	○	○	総務部 総務WS	○	○	(補佐)	健康調査票 (作業前)  接触者調査票 (作業後)  救急医療対応 病院のリスト
		作業前 健康管理	作業中 傷病対応	作業後 健康調査												
	健康福祉部 医師、保健師	(説明)	○	○												
	総務部 総務WS	○	○	(補佐)												
<p>4 集合場所から欠員状況の報告を受けた場合、防疫指導班に報告し動員計画の変更を依頼する。</p> <p>また、発生が続発し、防疫従事者の増加又は集合場所が増加した場合には、総務広報班、防疫指導班と協議の上、医師、保健師等の動員数・配置を変更する。</p>																

業 務	作業内容	備 考
畜産農家及び地域住民へのメンタルケア及び健康相談等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康福祉政策課を通じて管轄関係機関に下記の業務を要請する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神的ストレスや不安等こころの健康に関する相談への対応（メンタルケア）</li> <li>• 殺処分に係る消石灰散布等による健康影響に対する相談への対応</li> </ul> </li> <li>2 畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神保健相談、健康相談について、以下の業務を実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 精神保健相談（メンタルケア）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>• こころの健康状態を自己診断できるようなパンフレット等を作成し、ホームページに掲載する他、畜産農家や周辺住民等に配布する。</li> <li>• 健康福祉センター及び精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神保健相談に対応する。なお、相談内容や相談者の状態によっては、専門医を紹介する等の対応をする。</li> </ul> </li> <li>イ 健康相談                   <p>健康福祉センターにおいては、殺処分に係る消石灰散布等による健康影響に対する相談に対応する他、相談者の症状や状況に応じて、医療機関を受診するよう勧める。</p> </li> </ol> </li> </ol>	

カ 野鳥対策

業 務	作業内容	備 考
死亡野鳥等の対処方法等についての広報	<p>1 PCR陽性が判明した時点より、            (1) 高病原性鳥インフルエンザに関する正確な知識            (2) 死亡野鳥発見時の対処方法、通報方法について、周知を図る広報資料を作成する。</p> <p>2 広報資料を、地域事務所及び県内の市町村有害鳥獣駆除担当部署及に対し、自然保護課と調整の上配付し、併せて関係者に周知するよう依頼する。</p>	<p>市町村担当部署一覧            広報資料            協力要請文書</p>
死亡野鳥対策について	<p>1 発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限・搬出制限区域内において、            (1) 狩猟の自粛            (2) 狩猟又は有害鳥獣駆除を実施する場合、区域外への死体等の持ち出しの自粛</p> <p>2 1については、狩猟期間中は、広報資料を県庁ホームページ記載用に作成し、県外狩猟者への呼び掛けとしてホームページ掲載の事務作業を流通指導班に依頼する。</p> <p>3 死亡野鳥に関する問合せは、原則的に安全対策班で対応し、相談対応の内容を把握、広報資料を随時作成し、「総務広報班」の広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務の支援を行う。</p>	<p>【参考】            県自然保護課            ・対応マニュアル            ・作業マニュアル</p>
飼育動物（棄て鶏）への対応について	<p>1 原則として、県民からの相談については、相談を受けた市町村、県の機関がそれぞれ対応する。</p> <p>2 相談内容を記録した後、捕獲・搬入を管轄する市町村に依頼する。</p> <p>3 状況により、所有権の判断のため、警察署への連絡と協議を指導する。</p>	<p>死亡野鳥・棄て鶏への対応</p>

## (5) 流通指導班

### カ 家畜・畜産物流通対策

業 務	作業内容	備 考
飼料流通業者等に対する協力要請・指導等（制限・ルート変更等要請）関係団体・業者への協力要請等	<ol style="list-style-type: none"><li>1 PCR検査結果陽性の連絡を受け、下記の事項を担当者に連絡する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 発生農場の位置と配送ルートの変更を依頼（発生地付近の通過中止と変更依頼）</li><li>(2) 消毒ポイントの位置と車輛消毒の要請（発生地）</li><li>(3) 発生地3km 以内の移動制限区域内の家さんの移動の禁止と半径10kmの搬出制限区域から区域外への搬出禁止の確認</li></ol></li><li>2 その後、上記の対応状況を緊急連絡網において確認して「防疫指導班」に連絡する。</li><li>3 発生毎に上記の連絡を行う。</li></ol>	関係団体リスト 担当者一覧

キ 消費者・生産者等の相談対策

業 務	作業内容	備 考
相談窓口の設置と対応	<p>PCR検査陽性が判明した時点で、下記の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 Q &amp; A及び広報資料を下記の機関にメール送付し、広報（窓口張り出し等）及び電話対応を依頼する。 ①市町村、②地域振興事務所、③消費者センター、④関係各課（団体指導課、経営支援課等）</li> <li>2 農業事務所に、Q &amp; A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼し、電話番号を確認する。</li> <li>3 農業事務所、健康福祉センター、家畜保健衛生所の相談窓口の電話番号を再確認する。</li> </ol>	相談窓口一覧
県ホームページ掲載等の広報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下記事項のホームページ掲載の事務を行う。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) プレスリリース資料</li> <li>(2) 広報資料（①高病原性鳥インフルエンザとは、②異常を発見した時の対応、③留意点） * 県民、畜産農家、畜産関係車両、ペットショップ、動物園等向けにそれぞれ作成する。</li> <li>(3) 移動制限区域、搬出制限区域、消毒ポイントの位置</li> <li>(4) Q &amp; A（県民向け、農家向け）（随時、追加・変更）</li> <li>(5) 防疫措置（殺処分、消毒、焼却状況一覧表）（各週）</li> <li>(6) 総務班、安全対策班が作成した広報資料等</li> <li>(7) 風評被害調査の結果、経営支援対策とその進捗状況</li> </ol> </li> <li>2 相談窓口設置部署には、「相談対応報告」にて毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめ、内容を検討し、Q &amp; Aを追加作成する。</li> <li>3 相談対応報告の内容を随時把握し、「鳥インフルエンザの食品に対する安全」「人への感染についての安全性」について、広報資料を随時作成し、「総務広報班」の広報業務を支援する。</li> <li>4 対策本部の相談窓口の総括として対応するが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課に回答を依頼する。</li> </ol>	ホームページ掲載例



ク 経営等支援

業 務	作業内容	備 考
生産者への経営支援策の周知・実施及び被害対策調査	<p>1 PCR検査陽性判明後、直ちに既存の対策をホームページ掲載する。</p> <p>2 発生農場とその制限区域内の農家情報を整理し、一覧表を作成する。</p> <p>3 移動制限措置等により生じた農家の経営的な被害状況などを情報収集するため、農業事務所に農家一覧表と農家状況調査票を送付し、下記の調査項目などの情報収集を依頼する。            (1) 採卵鶏（売上げの減少、卵の保管費、輸送費、焼却費用等）            (2) 肉用鶏（家さんの売上減少、飼料費の増加、焼却費用等）            (3) 上記以外の損害状況</p> <p>4 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、農家に郵送するとともに、団体指導課等に迅速な執行について協力依頼する。</p> <p>5 移動制限が解除された時点で被害状況をとりまとめる。（現地対策本部と連携）</p> <p>6 被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。なお、初動の支援対策として制限区域内の農家に対して消毒薬の配布を行う。</p>	既存経営支援策
食肉等販売・加工業者経営支援策の周知・実施及び風評被害調査	<p>1 鶏肉等販売業者一覧表により、発生後1週間後から電話で風評被害等の状況の調査票を作成しその際、下記の事項を依頼する。            ①窓口担当者の決定と連絡先            ②1週間おきの聞き取り調査への協力依頼</p> <p>2 1週間おきに電話調査を実施し、とりまとめる。また、被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。（県単独の対策の場合は、対策本部会議の決定を得る。）</p> <p>3 食品製造業、鶏肉小売業全般について、経営的な被害状況など情報収集のため、経営支援課に下記の情報収集を依頼する。            (調査項目)            対象業種：食料品製造、飲食料卸売、鶏肉小売業、飲食店、飼料製造            調査事項：前年同期比での売上減少率、融資相談件数等</p>	調査とりまとめ表

業 務	作業内容	備 考
	<p>4 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、県ホームページに掲載、経営支援課に迅速な事務執行について協力依頼する。</p> <p>5 初発生から続発がなく、清浄性確認検査が開始された時点で被害状況をとりまとめる。</p> <p>6 被害状況、国の経営支援対策を考慮し、補完的な対策を関係課と協議・検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。(県単独の対策の場合は、対策本部会議の決定を得る。)</p>	

## 第2 現地対策本部

### 1 現地対策本部の設置

現地対策本部は、高病原性鳥インフルエンザの初動防疫及びまん延防止を円滑に行うために現地家保を中心に設置する。簡易キット陽性の報告を受けた時点で立ち上げの準備を開始し、PCR陽性の報告後、すみやかに同本部を設置する。

#### (1) 目的及び立ち上げ

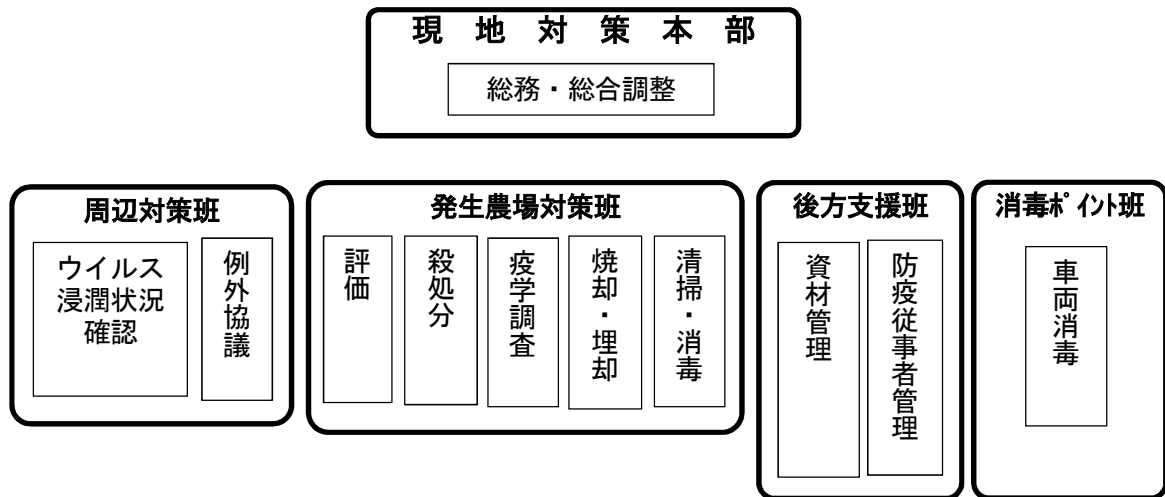
現地対策本部は、高病原性鳥インフルエンザの初動防疫及びまん延防止を円滑に行うために設置する。同本部の立ち上げは、簡易キット陽性の報告を受けたら準備を始め、PCR陽性の報告を受けたら同本部を設置する。

#### (2) 組織

現地対策本部は、農林水産部次長(技)を本部長とし、発生農場を管轄する家畜保健衛生所長(以下、現地家保長)を副本部長として配置する。周辺対策を担当する家畜保健衛生所長(以下、周辺家保長)と協力して発生現地および周辺の防疫活動を行う。

#### (3) 役割分担

現地対策本部は、①総務班、②発生農場対策班、③後方支援班、④周辺対策班、⑤消毒ポイント班の5班に分かれて活動する。発生農場対策班は現地家保、交代家保及び待機家保、後方支援班は待機家保、周辺対策班は周辺家保が担当する。また、初動時消毒ポイントの設置は現地家保以外が連携して実施し、設置後の運営は畜産総合研究センターが担当する。



#### (4) 活動拠点

現地対策本部は、原則として現地家保に設置するが、発生農場及びサブステーションの状況を把握して的確な指揮がとれ、かつ県対策本部との連絡がとりやすいところに設置するものとし、本部長が決定する(現地家保外の本部設置場所としては、サブステーション内、現地市町村内、現地農業事務所内等)。

なお、周辺対策班は周辺家保内に活動拠点を置く。

## 2 各班の活動内容

### (1) 総務班

責任者は現地家保の次長とする。畜産課、発生農場、サブステーション、発生市町村等との連絡調整を行い、防疫計画や動員の立案、協議、修正、初動動員の班編成、資機材の調整等を行う。

### (2) 発生農場対策班

責任者は家保防疫主幹(課長)とする。発生農場において防疫作業準備～殺処分～焼埋却～防疫措置完了までの一連の作業を統括する。

### (3) 後方支援班

責任者は待機家保の次長とする。サブステーションの設置・運営・管理を健康福祉センター、総務ワークステーション、現地農業事務所、畜総研、市町村等と協力して行う。

### (4) 周辺対策班

責任者は周辺家保の所長とする。

ア 発生状況・清浄性確認検査及び疫学家きん関連調査

イ 病性鑑定 (\*清浄性確認検査と重なる場合は、中央家保佐倉が対応)

ウ 例外協議

を担当する。

### (5) 消毒ポイント班

消毒ポイントの設置・運営・撤去を担当する。

消毒ポイントの設置・撤去は周辺家保次長が、運営は畜総研究室長が責任者となり実施する。

## 3 連携及び応援について

現地家保、周辺家保、現地管轄農業事務所及び発生市町村は各班の作業が迅速かつ円滑に進むように情報の共有を図り、相互に連携を図る。

また、畜産課は必要に応じて近隣農業事務所や周辺市町村等にも応援を要請する。

## 4 総務班の運営について

### 総務班

現地対策本部長（農林水産部次長(技)）	現地対策本部の総括
副本部長（現地家保長）	本部長の補佐、市町村及び関係機関・団体との調整
連絡調整担当（現地家保次長）	現地対策本部内の連絡調整、資材管理
焼埋却担当（交代家保次長）	焼埋却に係る連絡調整
現地家保 防疫員	現地対策本部会議関係資料作成、資材管理

#### （１）現地対策本部会議の開催

総務班は、県対策本部会議開催にあわせ現地対策本部会議を速やかに開催する。開催場所は家畜保健衛生所、現地対策本部等、利便性を考え、現地対策本部長が決定する。

畜産課（衛生）に県対策本部会議資料一式を送付するよう依頼し、資料は原則として県対策本部会議と同一のものを使用する。

会議で発生状況や消毒ポイント等について説明し、各役割担当部署に協力を依頼する。

\* 管内養鶏農場への連絡は、制限区域内農場も含めすべて周辺対策家保に一任する。

#### （２）関係者間の情報共有

総務班は、本部長、副本部長、周辺家保長に加え、業務に密接な関係のある現地農業事務所長や畜産総合研究センター長に対し、作業の進捗状況を報告するとともに、問題点があれば改善するための打ち合わせを行う。

#### （３）総務班の業務

現地対策本部総務班は、発生農場やサブステーションの状況を把握し、報告を取りまとめ、また、証拠書類等を保管する。

防疫措置進捗状況から動員依頼、不足資機材の手配、関係機関・市町村・関係団体との調整を行う。

##### ア 防疫措置進捗状況の管理

発生農場からの定時報告を取りまとめ、県対策本部へ報告する。円滑な業務遂行の支障となる事項があれば、県対策本部と協議を行い、発生農場対策班を支援する。

##### イ 動員状況の管理と県対策本部への動員依頼

サブステーションからの報告を取りまとめ、発生農場からの報告と照会し、動員者の作業動向を把握する。

##### ウ 資材管理

発生農場及びサブステーションの資材状況を把握し、不足資材があれば手配する。現地で手配できない場合は、県対策本部へ手配を依頼する。

##### エ 焼埋却に係る調整

焼却処分の場合、市町村や（一社）千葉県産業資源循環協会と調整し、埋却処分で公有地等農場所用地以外に埋却する場合、市町村等と調整し、処分計画を作成する。

処分計画作成後は、発生農場等で焼埋却に係る指示を行う。

## 5 発生農場対策班の運営について

### (1) 発生農場対策班の役割

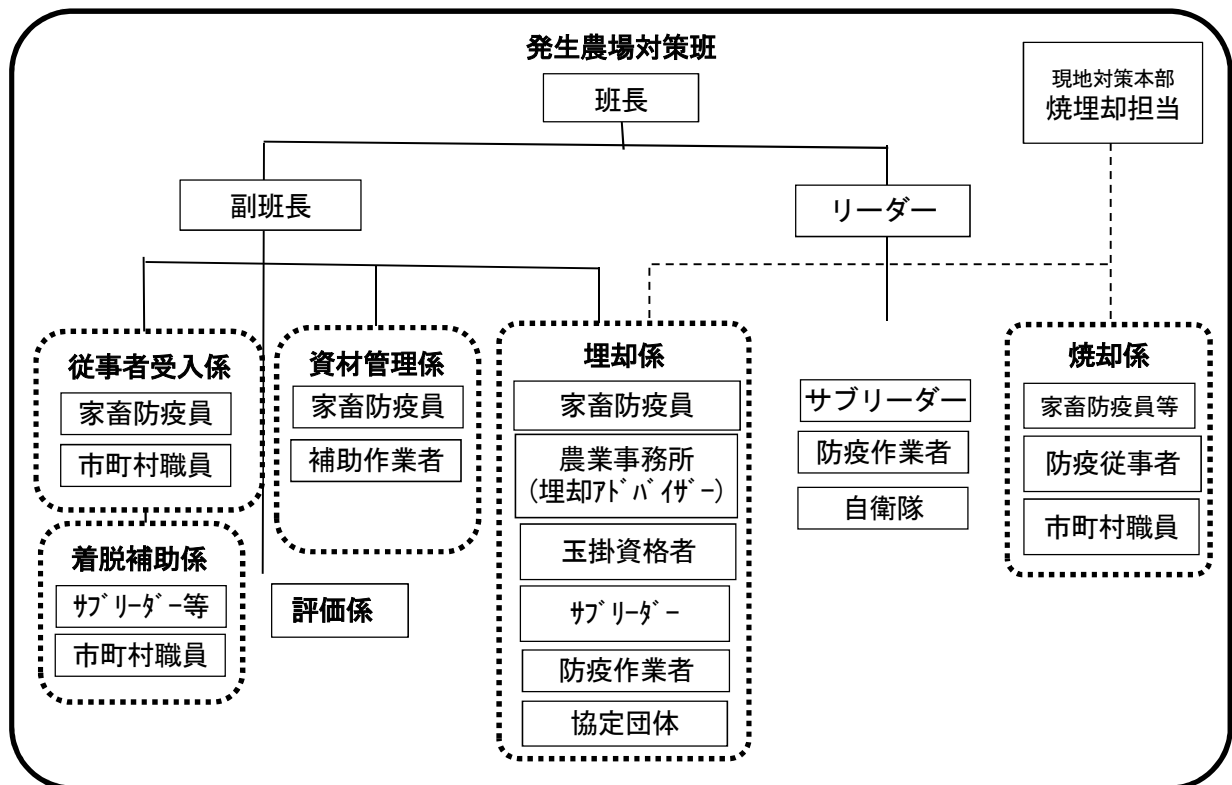
発生農場対策班は、現地対策本部の指示を受け、後方支援班の支援のもとに発生農場における一連の防疫作業、および発生農場の疫学調査、評価等、農場内の実務を行う。

- ア 病性鑑定
- イ 防疫計画内容の確認、準備
- ウ 評価
- エ 殺処分
- オ 埋却・焼却
- カ 評価
- キ 疫学調査チーム対応
- ク 消毒
- ケ 防疫作業統括

※発生農場の防疫措置に従事した者は、原則として少なくとも7日を経過してから清浄地域の各作業にあたること

### (2) 体制図

発生農場対策班の体制は以下のとおりとする。



### (3) 病性決定後の対応（疑似患畜決定～）

#### 発生農場対策班

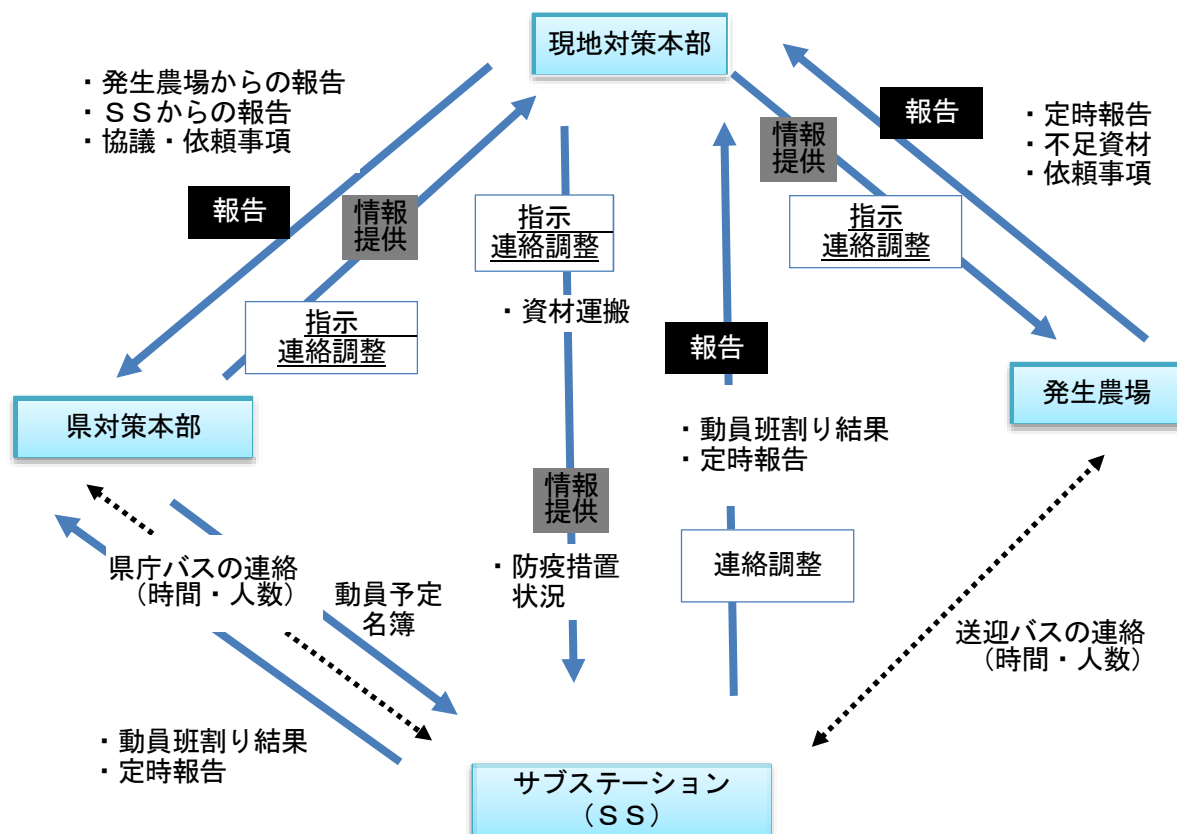
現地家保	班長（1）※1	農場統括	第1クール開始後 8～12時間交代
	副班長（1）	連絡責任者、報告書作成	
	従事者受入係（1）	責任者、人員受入・管理および連絡	
	資材管理係（1）	責任者、資材受入・管理および連絡	
	防疫作業係（1）	リーダー、作業統括、自衛隊対応	
	埋却係（1）	責任者、鶏や汚染物品の埋却	
	焼却係（交代家保次長1）	鶏や汚染物品の焼却調整	
中央家保佐倉	資材管理係（1）	資材受入・移動（フォークリフト）	
農業事務所等	サブリーダー	各班の防疫措置総括	
	着脱補助係（1）	責任者、防疫服等着脱支援	
畜産課	疫学調査担当（1）※2	国の疫学調査チーム対応	
	写真・記録担当（1）	写真・ビデオ撮影	

※1 初動対応時に招集されたその他家保の先遣隊員は、次クールの交代要員となるため、防疫作業開始後は一旦退出する。

※2 畜産課疫学調査担当は、国の疫学調査チームが帰庁した後は写真・記録担当となる。

#### ア 連絡体制

連絡体制は以下のとおりとし、副班長および動員・資材・写真記録担当が行う。基本的に、報告は県及び現地対策本部にメールで一斉送信、連絡調整・指示は県対策本部と現地対策本部間、現地対策本部と発生農場間で電話やメールにより実施するものとする。



## イ 防疫作業対応

殺処分、清掃・消毒、埋却、焼却作業の詳細は各手順書のとおりとする。発生農場対策班全体の流れは以下のとおりとする。

### (ア) 防疫措置の最初のクールにおいて農場に入る場合

防疫措置開始時点から作業に従事する防疫従事者は、SS責任者の指示に従い、SSで防疫服に着替えてから、着替えやゴーグルなどの荷物を持って農場行きのバスに乗り乗る。

農場に着いたら、発生農場対策班長の指示に従い、一部は防疫措置を始めるにあたり必要な準備作業（テントの組み立て等）を行い、残りは殺処分作業に着手する。

従事者受入係に割り当てられた市町村職員は、従事者受入係責任者の指示に従い、各班別管理表（様式15）を用いて、農場到着時間や防疫従事者・補助作業員等の人数を記録し、副班長に報告する。

着脱補助係の責任者（サブリーダー等）や市町村職員は、従事者受入係責任者から着脱補助や消毒作業について指示を受けると共に、資材の配置や整理など着脱補助に必要な体制を整備し、休憩時や農場入退出時等に防疫活動従事者の着脱を補助する。

### (イ) 先遣隊

先遣隊のうち現地家保以外の4名は、第1クールの防疫従事者が農場に到着後、農場から退出する。退出に用いた公用車等は必ず農場近くの消毒ポイントを通過し、職員はいったんサブステーションに戻り、作業後の健康管理を受けてから帰庁すること。

### (ウ) 防疫作業従事者の受け入れ

従事者受入係は、防疫従事者の予定到着時刻・人数について、サブステーションのバス連絡担当から聞き取って各班別管理表（様式15）に記入し、副班長に報告する。

防疫従事者到着時にはサブステーションに連絡し、実際の時刻・人数を記録する。

副班長は常に時間を把握し、各防疫作業員クールの作業開始及び終了時間を管理する。

リーダー、サブリーダーは、各クールの防疫作業を開始する前に、ミーティングを行い、防疫従事者に対して以下の事項を伝達する。

- 作業の進捗状況
- 殺処分の方法、作業の流れ
- 作業の危険性
- 体調不良時、トイレ等の対応
- 不明点の質疑応答

### (エ) 防疫措置の実施

各作業手順書に従い、防疫措置を実施する。

### (オ) 作業の記録・報告

リーダーは各クールの作業開始・終了時間ならびに殺処分、焼埋却、消毒作業の開始終了時間を県及び現地対策本部に報告する。

作業の記録は各担当が以下のとおり行う。

- 作業の写真・動画撮影・記録（畜産課写真記録担当）
- 発生農場人員受入簿（従事者受入係）
- 受入資材受け払い簿（資材管理係）
- 殺処分羽数（リーダー）
- 各クールの作業内容記録（副班長）
- 事故等の記録（副班長・畜産課写真記録担当）



記録は写真撮影し、畜産課写真記録担当が県及び現地対策本部へ一括メール送信する。  
\* 各報告は、作業開始から概ね2時間ごとに行う。

(カ) 必要資材の手配

資材担当は補助者と協力して2時間ごとを目処に在庫調査を行い、消耗資材の1クール当たり的大まかな使用量を把握するとともに、不足を予測して早めに県もしくは現地対策本部に発注を依頼する。

(キ) 防疫活動従事者退出

副班長はサブステーションへ防疫活動従事者の退出時間を連絡するとともに、輸送バス（またはサブステーション駐車中の公用車）の手配を依頼する。各クールの作業終了後、リーダー、サブリーダーは鶏舎ごとに防疫資材の残量を確認し、本部（班長、副班長、資材管理係、従事者受入係）へ報告、スタッフミーティングで、必要に応じ作業の見直しを図る。

(ク) 発生農場対策班の人員交代

各係責任者やサブリーダー等は、防疫従事者入替え時に農場へ入り、ミーティングに参加する。農場への立ち入りは必ずサブステーションを経由して健康チェックを受診し、出発時間や交通手段の報告を行うこと。

次クールの防疫作業受入時のミーティングは前クールのリーダー、サブリーダーが行う。前クールのスタッフは、班長の指示に従い、次クールの作業を開始してから農場を退出する。退出する交通手段はサブステーションと調整し、必ずサブステーションを経由してから帰宅すること。

(ケ) 各係責任者、リーダー、サブリーダー等防疫活動従事者以外の休憩

各クールの入れ替え時を中心に適宜休憩をとり、適宜給水する。朝食、昼食、夕食時間にクールの入れ替えが当たらない場合は、サブステーションから食料を運搬する。副班長が休憩時間を調整し、交代で食事する。

## ウ 評価

殺処分された鶏を各防疫作業員がカウントし、記録することで、最終的な殺処分数を確定する。

(ア) 殺処分数のカウント

殺処分された鶏は、10羽ずつビニール袋に詰めてからフレコンバック（200羽）に入れる。または直接ペール（10羽）に入れる。各作業班の記録担当者は、容器に決められた色で番号をスプレーし、評価用計数野帳（様式16）に記録する。

(イ) 各時間の殺処分羽数確認

各班記録担当者は休憩前に殺処分羽数をとりまとめ、サブリーダーがリーダーに報告する。リーダーは殺処分羽数を処分鶏計数表（様式17）に記録し、班長に報告する。確定した数値を畜産課写真記録担当が、県対策本部、現地対策本部へ報告する。

(ウ) 評価人による羽数確定

評価人は報告数値をとりまとめ、殺処分終了時に畜主に内容を確認し、羽数を確定する。

## エ 発生農場内の連絡体制

発生農場対策班の各係責任者は全員無線機を所持し、連絡を取り合う。農場外への報告・

連絡は副班長が携帯電話またはパソコン通信により行う。ただし班長は、各対策本部等と独自に携帯電話で交信可能とする。また、農場間のバス等、人員・資材輸送については、受入担当の連絡員が直接サブステーションと携帯電話で連絡を取る。

#### オ 疫学調査

疫学調査担当者は、国の疫学調査チームに同行し、発生農場の現地調査を実施する。発生農場への立ち入りは、サブステーションを経由して行うこと。

#### カ 記録

写真・ビデオ撮影は発生農場に派遣された畜産課写真記録担当が担当する。

記録担当は予め発生農場に準備した通信機器で通信可能かを確認する。通信できない場合は、データを指定するサブステーションの補助作業員（県職員）に農場テントで渡し、サブステーションの畜産課連絡員まで届けるものとする。

レンタル通信機器の手配が整うまでの間、サブステの畜産課連絡員は一時的な通信機器の使用について、最寄りの関係機関の機器を借りて送信するものとする。通信機器の借用については、畜産課に調整を依頼する。

## 6 後方支援班の運営について

### (1) サブステーション (SS) とは

SSは、防疫作業に必要な人および物品の中間集合施設であり、発生農場での防疫作業で必要となる物品の搬入・搬出・管理を行う。防疫活動従事者は、SSに集合してから農場に入る。

### (2) SSにおける従事者の動き

#### 受付

- ・SSに到着したら、従事者は靴を脱いでビニール袋に入れ、配布された軍足に履き替える。
- ・受付で所属と氏名を伝え、班割りを確認する。
- ・「従事者 作業前チェック票 (以下、チェック票)」を持参しなかった場合、チェック票を受け取り、記入スペースで体温測定 (血圧測定) と調査票の記入を行う。

#### 健康管理

- ・記入したチェック票を健康管理エリアで提出し、総務WS担当者の問診を受ける。
- ・総務WS担当者は、記載されたチェック票の内容を口頭で確認し、振り分けチャートに従って作業可否を決める。
- ・「作業可」の従事者は防疫資材配布エリアへ行く。「軽作業のみ可」の従事者は受付へ行き、作業内容の指示を受ける。「作業不可」の従事者は、受付にその旨を伝えて帰宅する。

#### 防疫資材配布

- ・従事者は防疫資材リストを見ながら防疫資材を選び取る (防護服、グローブ等の防疫資材の名称、サイズは明記して陳列されている)。
- ・配布された袋に防疫資材を入れた後、班毎に作業前待機場所に集合し、リストと資材が合っているか確認する。

#### 作業時感染防御の注意点等の説明

- ・保健所職員が感染防御等の説明をするので、従事者は内容を把握する。

#### 農場へ向かう

- ・従事者は防護服と帽子を装着した後、作業前待機場所から退出し、ビニール袋にまとめた荷物を手荷物置き場に保管する。
- ・移動用サンダルを履き、バスで農場へ移動する (バス乗車時にサンダルを脱ぎ、裸足で乗車。農場で農場内用のサンダルに履き替える)

#### 農場作業後

- ・従事者は農場テントで移動用の防護服に着替え、バスで帰還する。
- ・作業後入口で移動用防護服とサンダルを脱いでSSに入り、作業後待機場所に移動する。
- ・県又は市保健所が感染症法に基づく健康調査を実施する。(口蹄疫では任意の健康相談)

#### 解散

- ・保健所職員から帰宅後の注意事項説明を受けた後、解散となる。
- ・作業後出口から退出、帰宅。

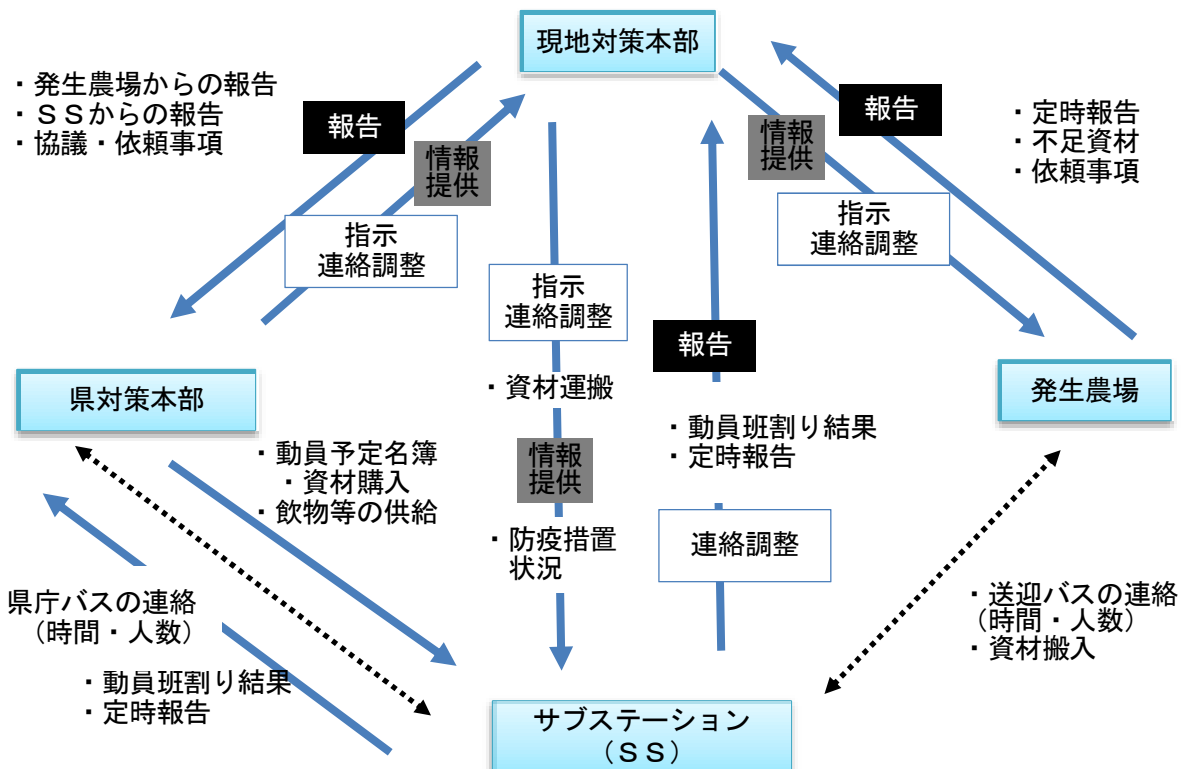
### (3) S Sの運営

S S 役割分担	所属	担当内容	
総務 (2)	待機家保 (次長)	S S 運営責任者	
	待機家保 (1)	連絡調整・記録・報告、農場撮影画像の送信・保管	
	もしくは現地農事 (1)		
	畜産課 (1)		
運営 (15)	待機家保 (1)	責任者、総括・連絡調整、バス運行計画作成・運行管理	
	従事者管理係 (6)	現地農業事務所 (1)	従事者名簿管理・班割り、公用車管理
		現地市町村 (2)	従事者名簿管理・班割り、バス運行計画作成・運行管理
		周辺市町村 (2)	受付・案内
	資材管理係 (9~)	待機家保 (1)	責任者、総括・連絡調整
		畜総研 (4)	資材受入・管理・運搬
		補助作業員 (4~)	資材配布、農場・S S間の資材・人員搬送補助 調達補助 (購入・運搬)
駐車場 (2)	警備業協会 (2)	駐車場誘導・整理	

#### ア 連絡体制

連絡体制は下図のとおりとし、基本的に報告や連絡調整は現地対策本部と行う。ただし県庁－S S間の送迎バス、資材の発注については県対策本部と、S S－発生農場間の送迎バスについては、発生農場と連絡を取り合う。県及び現地対策本部との連絡は総務が行うが、発生農場との送迎バス連絡及び資材搬入についてはS S従事者管理係と農場従事者受入係間で行う。

また、防疫従事者については、県対策本部から送付された名簿によりS Sで班分けを行い、従事者の出欠確認結果とともに班分け結果を県及び現地対策本部へ報告する。



## イ SSの各担当作業

### (ア) 総務

- ・ 待機家保次長は、SS運営責任者として、県及び現地対策本部、総務ワークステーション担当者、健康福祉センター担当者との連絡調整を行う。
- ・ 県対策本部から各クールの予定動員数や班数、1班当たりの予定人数（原則20人）の連絡を受けて、各班別管理表（様式34）により受付へ各班への振り分け方法を指示する。
- ・ 畜産課連絡員は、班分け後の防疫作業従事者名簿（様式32）と動員者以外受付名簿（様式33）を県及び現地対策本部へ送付する。
- ・ 畜産課連絡員は、県対策本部からの県庁送迎バス予定連絡を受けて、バス運行予定表（県庁-SS）（様式37）を作成し、従事者管理係に指示する（帰庁予定連絡のため、表は掲示する）。
- ・ 畜産課連絡員は、従事者管理係と調整し、農場とSS間のバスの運行計画を作成する。
- ・ 資材管理係から報告を受けた不足資機材について、県もしくは現地対策本部と調整する。
- ・ 事故等トラブル発生時には問題発生記録（様式24）を作成し、現地対策本部に報告する。
- ・ 農場作業進捗状況を現地対策本部に確認し、随時掲示する。
- ・ 畜産課連絡員は、県及び現地対策本部へSSの状況を報告する。
- ・ 畜産課連絡員は、一日の作業終了時に発生農場対策従事者日報（様式36）を作成し、バス運行実績等と併せて、県及び現地対策本部へ報告する。

### (イ) 従事者管理

#### a 受付

- (a) 従事者管理係は、総務から各班別管理表（様式34）を受け取り、クールごとに各班に振り分ける人数を確認する。県対策本部から送付された防疫作業従事者名簿（様式32）により、受付を行う。  
原則として、来場の先着順に班を割り振ることとする。公用車同乗等、交通機関の都合があれば優先するが、その他の私的な割り振り希望は混乱の元になるので受け付けない。名簿に割り振った班を防疫作業従事者名簿（様式32）に記載する。受付終了後、名簿の写しを健康福祉部作業後健康管理担当者に渡す。
- (b) 従事者管理係は、持参しなかった場合、従事者作業前チェック票（様式27）を受付で配布する。
- (c) 従事者管理係は、従事者以外の来場者（家保職員やSS応援の市町村職員等）について動員者以外受付名簿（様式33）に記載する。
- (d) 総務WSは従事者作業前チェック票（様式27）を用い健康状態を確認し、作業不可となった者は速やかに帰宅させるものとし、補助作業が可能な者は補助作業員として防疫作業従事者名簿（様式32）の特記事項に記入する。
- (e) 従事者管理係は、補助作業員となった者を資材管理係等に割り振りする。
- (f) 従事者管理係は、使用可能な公用車の台数と運転者を確認し、資材やリーダー・サブリーダーなどの搬送を補助作業員等に指示する。
- (g) 従事者管理係は、受付終了後、受付状況取りまとめ（様式35）に整理し、防疫作業従事者名簿（様式32）とともに総務へ報告する。
- (h) 従事者管理係は、一日の作業最終クールの受付終了後、総務に確認の上、当日の発生農場対策従事者日報（様式36）を作成する。様式32と受付状況取りまとめ（様式35）は集計の都度、発生農場対策従事者日報（様式36）は最終クールの受付終了後に、総務から県及び現地対策本部へ毎日報告する。

b バス運行管理

- (a) 従事者管理係は、農場－ＳＳ間バスの運行計画を作成し、ＳＳ内の防疫活動従事者に案内する。
  - (b) 従事者管理係は、総務に、県庁－ＳＳ間送迎バスの発着予定時間を確認し、ＳＳ内の防疫活動従事者に案内する。
  - (c) 従事者管理係は、県庁－ＳＳ間送迎バス、農場－ＳＳ間バス発着時に立ち会う。各バスの出発時には出発時刻と乗員人数をそれぞれの連絡担当（県庁、発生農場）に連絡する。また、各バスが到着時に、県庁および発生農場の連絡担当に連絡する。バス運行予定表（様式 37）、農場バス等運行実績（様式 38）に、発着時刻、人数等を記入する。
  - (d) 農場バス以外に農場－ＳＳ間を移動する公用車等を確認し、農場バス等運行実績（様式 38）に記載し、各運行実績を総務に報告する。
- c 農場へのお発時及び農場からの帰着時の対応
- (a) 従事者管理係は、防疫活動従事者がバスに乗り込む際、脱いだサンダルを回収する。
  - (b) 従事者管理係は、農場から防疫活動従事者が戻る前に、洗浄、消毒用品を補充する。（逆性せっけん液を作り、消毒マットへ補充する。うがい薬を補充する。）
  - (c) 従事者管理係は、帰着時にバスから降りる防疫活動従事者にサンダルを配布し、移動時に着用した防護服を回収する。

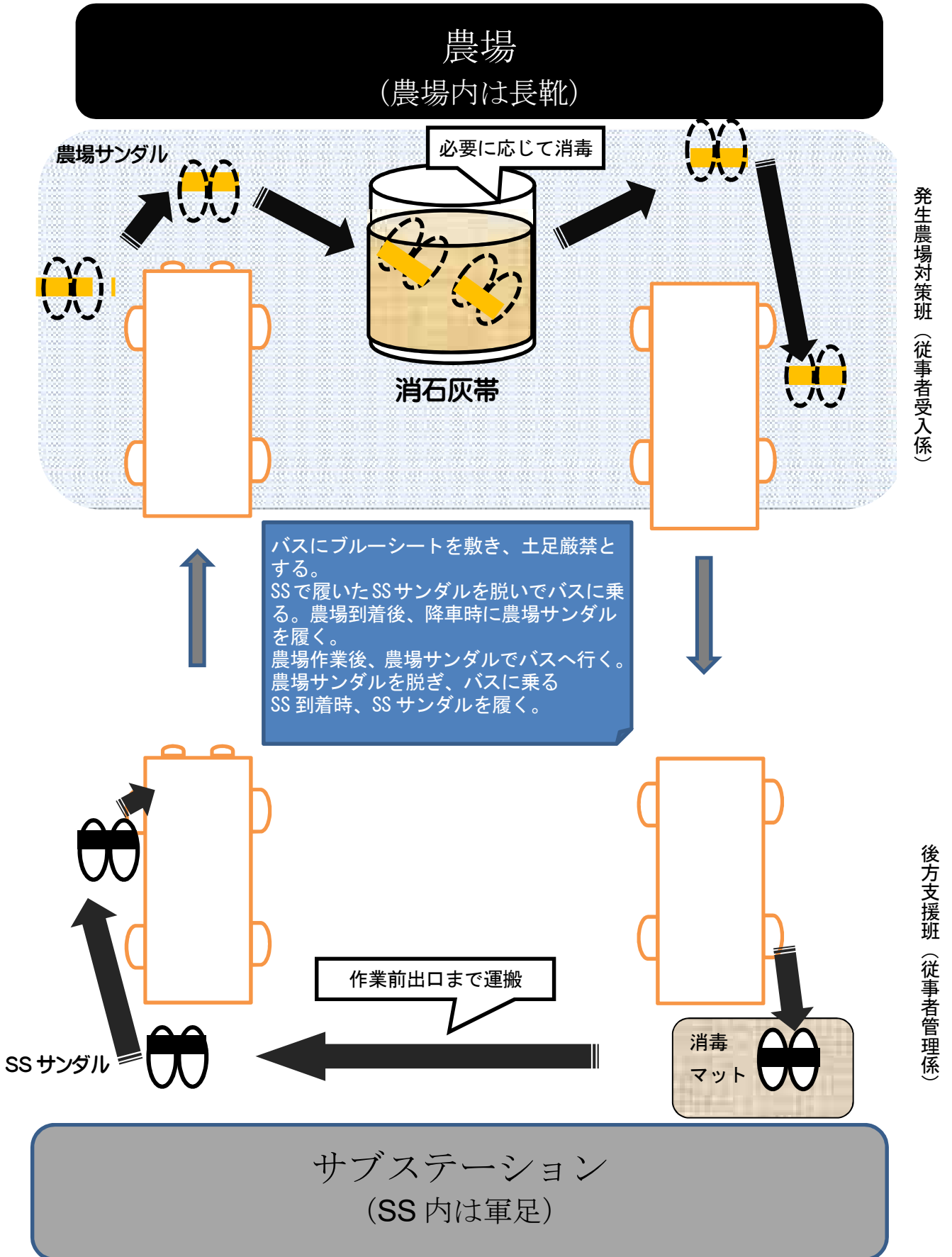
(ウ) 資材管理

- a 資材管理係は、ＳＳに搬入される防疫資材や飲食物等を受け入れ、資材受入簿（様式 25）に記載して出納を管理し、不足する物がある場合は総務へ報告する。
- b 資材管理係は、防疫資材配布エリアにおいて、防疫従事者に資材を配布する。不足しないよう、各クール配布終了後、資材管理担当者と在庫状況を確認する。1名はゴーグルの曇り止め、アウター防護服への氏名記載を補助する。
- c 資材管理係は、総務の指示により、ＳＳや発生農場の不足資機材や飲食物を調達し、運搬する。
- d 資材管理係は、ＳＳ－発生農場間バス以外の移動者（家畜防疫員・サブリーダー・軽度傷病者等）の不定期輸送を行う。

(エ) 駐車場整理

- a 警備業協会に委託するが、人員が不足する場合は市町村担当者等に協力を依頼し、車でＳＳに到着した防疫活動従事者等を整理、誘導する。
- b 県庁ＳＳ間やＳＳ農場間の各バスについて、整理、誘導する。

農場－SS間のサンダルについて(例)



## 7 周辺対策班の運営について

### (1) 周辺対策班の役割

周辺対策班は、清浄エリアでの作業を行う（指針第9～第12）。

ア 移動制限区域及び搬出制限区域の設定と、制限対象外の対応

イ 家きん集合施設の開催等の制限と、制限対象外の対応

ウ ウイルスの浸潤状況の確認（疫学調査、発生状況確認検査、清浄性確認検査）

※発生農場の防疫措置に従事した者は、原則として少なくとも7日を経過してから各作業にあたること

※各検査で鳥インフルエンザを疑う異常があった場合は、陰性が確認されるまで、周辺対策班の作業にあたらないこと

### (2) 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は次に掲げるものとする。

ア 生きた家きん

イ 家きん卵

ウ 家きんの死体

エ 家きんの排せつ物等

オ 敷料、飼料、家きん飼養器具

### ○食用家きん、食用卵の移動について

出荷元	出荷先	食用家きん 食鳥処理場 へ	食用卵 GPセンターへ
移動制限区域	移動制限区域	△	△
	搬出制限区域	×	△
	制限区域外	×	△
搬出制限区域	移動制限区域	△	△
	搬出制限区域	○	○
	制限区域外	△	△
制限区域外	移動制限区域	△	△
	搬出制限区域	○	○
	制限区域外	○	○

○：条件なしで移動可能  
△：条件つきで移動可能  
×：移動不可



### (3) 疑似患畜決定後の作業

#### ア 衛生だよりの送付について

(ア) 疑似患畜決定後、畜産課（衛生）はすみやかに家畜衛生だより（様式 52）原稿を各家保へメール送付する。各家保は管内の鳥飼養者へ F A X またはメール送信する。F A X またはメール送信できない場合、養鶏農家は電話等で連絡する。愛玩鳥飼養者は、速やかに郵送する。

\* 衛生だより等、県内同一内容連絡書類の送付部署について

疑似患畜発生、消毒ポイントの変更、終息については県内一律の内容とし、畜産課が作成・決裁した原稿を各家保から送信する。

#### (イ) 移動制限農家への対応

##### a 移動禁止の連絡

移動制限区域内の養鶏農家へ、移動制限区域内鳥飼養者あて HPAI 患畜（疑似患畜）発生通知（様式 41）および移動制限の例外に係る緊急調査票（様式 42）を F A X 送付する。続いて以下の点について、電話等により連絡・説明する。

- (a) 「制限の対象外」となるまで移動禁止
- (b) 発生状況確認検査実施の日程調整
- (c) 法 5 2 条に基づく報告徴求
- (d) 移動制限の例外協議調査

##### b 発生状況確認検査

発生状況確認検査は疑似患畜決定後、24 時間以内に実施する。なお、食用卵出荷農家は、出荷のための検査を同時に実施する。また、食用家きん農家が 3 日以内に出荷を予定している場合は、出荷のための検査を同時に実施する。検査方法の詳細は発生状況確認検査及び清浄性確認検査手順書による。

##### (a) 市町村と立入手順の打合せ

初動対応で協力依頼した関係市町村に集合時間、集合場所、巡回行程を確認する。

##### (b) 検査の実施

集合場所から市町村公用車で各農場へ向かい、検査を実施する。原則 1 農場につき防疫員 1 名で対応する。対象農場数が多い場合は、いったん帰庁して入浴し着替えてから 2 件目へ向かう。採材数、検体番号は事前に作成した確認検査採材リスト（様式 49）を参考にする。立入時には、事前に送付した「移動制限の例外に係る緊急調査票（様式 42）」に基づき、聞き取りを行う。採材後は市町村公用車で集合場所へ戻る。

\* 鶏舎内で異常家きんを発見した場合は、直ちに周辺家保へ連絡し、指示を仰ぐ。

##### (c) 中央家保佐倉への搬入

各検体は、回収者がまとめて中央家保佐倉へ搬入する。

##### c 報告および協議

畜産課は発生状況確認検査および出荷に関わる検査陰性の結果、緊急調査結果をもとに周辺家保が作成した例外協議農場リスト（様式 48）をもって、制限の対象外について、動物衛生課と協議する。

※検査で陽性が確認された場合は、病性鑑定対応とする。

##### d 制限の対象外について連絡

制限の対象外となった場合、周辺対策班はすみやかに対象農家へ F A X 等で連絡する。立入検査を実施した農家については、必要に応じて移動制限除外証明書（様式 50）を作成し、対象農家へ F A X 等で連絡する（移動制限除外証明書は農家から出荷先に対する証明としても使用可）。

\* 食用家きん卵・食用家きん出荷対応

移動制限区域内の家きん卵、食用家きん出荷は、移動制限の対象外とするために、発生状況確認検査に加え、それぞれ出荷のための検査が必要。

なお、家きん卵出荷検査の血清抗体検査は、発生状況確認検査の結果とみなすことができる。

家きんの食鳥処理場へのお荷のための遺伝子検査は、出荷日から遡って3日以内に採材すること。また、制限の対象外は陰性が確認された家きんと同一の家きん舎のみとなる。

	気管スワブ・クロアカスワブ (家きん舎ごと5羽(うち3羽死亡家きん))	血液 (家きん舎ごと5羽)
発生状況確認検査	ウイルス分離検査	血清抗体検査
家きん卵出荷検査	遺伝子検査	血清抗体検査
食鳥出荷確認検査	遺伝子検査(出荷家きん舎ごと)	—

(ウ) 搬出制限農家への対応

a 搬出禁止の連絡

搬出制限区域内の養鶏農家へ、患畜(疑似患畜)の発生について(様式43)、および搬出制限の例外に係る緊急調査票(様式44)をFAX送付する。続いて電話連絡により以下を説明する。

(a) 「制限の対象外」となるまで搬出禁止

(b) 法52条に基づく報告徴求

(c) 搬出制限の例外協議調査(聞き取り)

b 報告および協議(例外協議)

緊急調査結果を基に例外協議農場リスト(様式48)を作成し、畜産課(衛生)へ報告する。畜産課は制限の対象外について動物衛生課と協議する。

c 制限の対象外について連絡

制限の対象外となった場合、周辺対策班はすみやかに対象農家へFAX等で連絡する。立入を実施した農家には、必要に応じて移動制限除外証明書(様式50)を作成し、FAX等で送付する(移動制限除外証明書は農家から出荷先に対する証明としても使用可)。移動制限除外証明書発行の対象外(立入していない等)農家から、制限の対象外となったことを示す書面を求められた場合は、例外協議結果通知の送付について(様式51)等の鑑文を添付し、動物衛生課からの協議結果通知の写しを送付することで対応する(黒塗りする等、当該農家以外の情報は開示しないよう注意すること)。

\* 制限の除外に際し、農場立入りの必要性和それに対応する証明書類は以下の通り

区域の別	立入りが必要	立入り不要 (国と協議のみで可)
移動制限区域	家きん・卵・初生ひな	—
搬出制限区域	—	家きん・卵・初生ひな
すべての制限区域	家きんの死体・排泄物・ 敷料・飼料等	—
対応する証明書の様式	移動制限除外証明書 (様式50)	例外協議結果通知の送付 (様式51)

(4) 集合施設への対応

ア 移動制限区域内の集合施設へ連絡

簡易検査陽性後に自粛を依頼していた集合施設へ、事業停止を連絡する。立入検査の日程を決定する。

イ 立入検査

事前に送付した再開に当たっての確認事項（様式 45-47）をもとに、現場確認を実施する。未達成項目があれば改善を指導する（現場で改善が確認できなければ、改善後に再度立入検査を実施する）。

ウ 検査結果報告と協議

畜産課（衛生）へ立入検査結果を送付する。畜産課は動物衛生課と再開について協議し、協議結果を周辺家保へ連絡する。

エ 再開の連絡

協議の結果、再開可能となった場合は、その旨を集合施設へ連絡するとともに再開に当たっての確認事項（様式 45-47）の写しを渡し、再開後も遵守事項を徹底するよう指導する。

(5) 種卵および初生ひなの対応

ア 移動制限区域内の種卵の出荷

種卵は、家きん卵出荷のための検査により陰性を確認し、畜産課（衛生）を通して、動物衛生課と協議する。制限を除外する場合は移動制限除外証明書（様式 50）を作成し、対象農家へ FAX 等で連絡する（移動制限除外証明書は農家から出荷先に対する証明としても使用可）。

イ 移動制限区域内の種卵から生まれた初生ひなの出荷

出荷日に家畜防疫員が簡易検査を実施し、陰性を確認し、畜産課（衛生）を通して、動物衛生課と協議する。制限を除外する場合は移動制限除外証明書（様式 50）を作成し、対象農家へ FAX 等で連絡する（移動制限除外証明書は農家から出荷先に対する証明としても使用可）。

(6) 52条の報告徴求

以下の農場については法 52 条第 1 項の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を報告するよう求める。

ア 制限区域内の農場（制限の解除日まで）

イ 疫学関連家きん飼養農場（疫学関連家きんと判定された後、14日経過後の検査が終わるまで）

(7) 病性鑑定対応

農場等から異常鶏の通報があった場合は、初動時対応マニュアル第 2 の 1 (2) に準じ対応する。

## 発生状況確認検査および清浄性確認検査手順書

<div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>集合</b></div>                 集合場所に家保職員・市町村職員が集合する。 市町村公用車 1 台・運転手 1 名に検査員 2～4 名 (2～4 班分)             </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>打合せ</b></div>                 検査対象農場、作業の流れ、おおよその時間割打合せ 連絡体制(携帯電話等)の確認             </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>農場到着</b></div>                 農場入り口で公用車を降りる。 農場到着時刻を記録し、周辺家保に電話で報告する。             </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>聞き取り</b></div>                 農場の異常の有無を聞き取る。 検査の内容を説明する。             </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>採材</b></div>                 防護服に着替えて鶏舎へ移動し、採材する。 鶏舎入場時間・退出時間を記録する。             </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>異常時の対応</b></div>                 周辺家保へ連絡し、指示を仰ぐ 簡易検査を実施する。             </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>集合</b></div>                 検体を取りまとめ、農場を退出し、周辺家保に電話で報告 する。市町村の公用車で集合場所に戻る。             </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>搬入</b></div>                 家保搬入担当者が検体を佐倉へ搬入する。 出発時間・佐倉到着時間を周辺家保に電話で報告する。             </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>帰庁</b></div>                 検体を運搬者に渡し、帰庁する。 農場に立ち入った検査員はシャワーを浴び、着替える。             </div>	<div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"><b>必要器材</b></div>                 綿棒 (10 本×鶏舎数+α) 真空採血管 (5 本×鶏舎数+α) 22G 針 (5 本×鶏舎数+α) 採血用アダプター (シリンジ・針) 5ml 注射器入 50ml 遠沈管 (3 本×鶏舎数) 解剖用具 (ハサミ・ピンセット) 懐中電灯 (ヘッドランプ) 作業トレイ、試験管立て アルコール綿、マジック、ビニール袋 (大小)             </div> <div style="margin-bottom: 10px;">                 防護服・防疫帽・ブーツカバー (鶏舎数分) 手袋・マスク・長靴・ゴミ袋・消毒用スプレー             </div> <div style="margin-bottom: 10px;">                 保冷バック・保冷剤 バケツ・ブラシ・消毒薬 手動噴霧器 (公用車 1 台につき 1 個)             </div> <div style="margin-bottom: 10px;">                 決裁板・作業時間メモ・筆記用具・様式 42・ 移動経路図             </div> <div style="margin-bottom: 10px;">                 ※異常が認められた場合の準備 簡易キット (14 検体分) 遠沈管 (14 本) タイマー (温度計) 報告様式 (指針様式 4-1、4-2) 鶏搬送のための容器、防疫指針             </div>
--	---

### 手順

#### 1 衛生対策の確認

- ・農場に貸し出し長靴がある場合は、借用する(鶏舎ごと交換が望ましい。なければブーツカバー)。
- ・基本的に日齢の若い順に立ち入るが、防疫上の理由で、鶏舎の立ち入る順番があれば、それに従う。
- ・鶏舎を移動するごとに長靴の消毒と、手袋、ブーツカバーの交換を行う。畜舎毎に担当者が違う場合、または畜舎毎に衣類を交換している農場であれば、鶏舎ごとに防疫服を交換する。交換しない場合は消毒用スプレー等で防護服の上から消毒する。

#### 2 臨床検査

- ・鶏舎に入った時間を記録する。
- ・鶏舎内全体を回り、異常家きんの有無を確認する。
- ・採材する死亡家きんを確認する(外傷等で死亡したもの以外。死亡がなければ活力低下等の臨床症状があるもの。生きた家きんしかいなければ生きた家きんから採材する。)

#### 3 検体採材(家きん舎ごとに)

	採血	スワブ採取
生きた家きん	5羽	2羽
死亡家きん	—	3羽
	抗体検査	ウイルス分離 (遺伝子検査※)

スワブ 1 検体 (2羽分の気管・クロアカプール)

スワブ 2 検体 (3羽の気管プール・3羽のクロアカプール)

- ・死亡家きん→生きた家きんの順に採材する。

※遺伝子検査：家きん卵、家きんを出荷するための検査と兼ねる場合に実施。

- ・死亡家きんは頸部を剥皮して気管を露出後、消毒したハサミで気管切開し、スワブを採取する。

#### ・検体番号

- ①血液 農場番号—鶏舎番号—個体番号 (1～5)
- ②スワブ 農場番号—鶏舎番号—スワブ種類 (生、死気、死ク)

#### 4 片付け

- ・各検体を消毒し、ビニール袋で覆う。スワブは保冷バッグで保管する。
- ・鶏舎から退出した時間を記録する。
- ・農場から持ち出す物は、市町村公用車に乗せる前に消毒するか、大きなビニール袋で覆うこと。

## 異常が認められた場合の対応

臨床検査で下記の異常が認められた場合は、鳥インフルエンザを疑い、対応する。

- ・死亡率の上昇（平均死亡率の2倍以上）
- ・鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、沈鬱、産卵率の低下
- ・5羽以上の家きんが、まとまって死亡している、またはまとまってうずくまっている

### 1 緊急連絡

検査員は直ちに周辺家保へ連絡し、状況を報告する。

周辺家保は県対策本部へ状況を報告し、簡易検査実施を指示する。

周辺家保は簡易検査陽性に備え、中央家保佐倉への搬入者を手配する。

県対策本部は簡易検査陽性に備え、初動対応体制を整える。

### 2 簡易検査実施

検査員は、HPAI を疑う病性鑑定にならって簡易検査を実施する。

- ・簡易検査は、死亡家きん5羽+生きた家きん2羽の計7羽について行う。
  - 死体がない場合、次の①～③の順に生きた家きんを選び、そのかわりとする。
    - ①衰弱等の活力低下の臨床症状がある
    - ②鶏冠、肉垂に赤黒色出血斑や壊死がある
    - ③死亡家きんが多く出たケージまたは死亡が多い場所周辺の個体
- ・1羽につき気管スワブ1検体、クロアカスワブ1検体の計2検体を採材する（合計14検体）。  
（各検体綿棒2本ずつ採取し、空の遠沈管へ保管する。1本は簡易検査に用い、残りは佐倉へ）
- ・採材後、簡易検査開始時に開始時刻と結果判明予定時刻を周辺家保へ連絡する。
- ・簡易検査後、簡易検査を実施したものを含めて5羽から採血する。検体は上記①～③を優先する。
- ・中央家保佐倉への搬入準備をする。
  - 死体5羽（簡易検査を実施したもの。生きた家きんで実施した場合はそれを搬入する）
  - 生体5羽（写真を撮影する。簡易検査を実施したものを含むこと。）
  - 生体10羽の血液（簡易検査実施したものを含む発症鶏5羽+未発症鶏5羽）
  - 採取したスワブ

### 3 簡易検査結果判明後の対応

簡易検査結果が判明次第、結果を周辺家保へ報告し、指示を仰ぐ。

- ・簡易検査が陰性であった場合は、周辺家保へその旨を報告し、その後の対応の指示を待つ。
- ・簡易検査が陽性であった場合は、発生疑い事例として対応を開始する。

#### ※検査員の初動対応

##### ①農場の出入り制限、物の管理

- ・農場の出入口を1カ所とし、農場および防疫関係者以外の立入をさせない。
- ・農場外へ物を搬出させない。従業員等が外出する際は、消毒等を実施。
- ・異常が認められた家きんに関する物が、他の家きんと接触しないようにする。

##### ②畜主への聞き取り

- ・様式2（指針様式4-1） 異常家きんの症状等に関する報告
  - ・様式3（指針様式4-2） 異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告
- 様式はできあがり次第、農場の通信器を利用して、周辺家保へ送付する。

FAX が使えない場合は、写真撮影したものを送信する等、内容が迅速に伝わるよう工夫する。

##### ③中央家保佐倉搬入検体の搬出

##### ④緊急消毒の指示

##### ⑤応援の初動対応者が到着後、引き続き初動対応作業を行う。

#### 4 防疫措置終了後の作業

##### (1) 清浄性確認検査

移動制限区域内のすべての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に、移動制限区域内の農場の清浄性確認検査を行う。内容は、発生状況確認検査と同様の検査とする。

	気管スワブ・クロアスワブ (家きん舎ごと5羽(うち3羽死亡家きん))	血液 (家きん舎ごと5羽)
清浄性確認検査	ウイルス分離検査	血清抗体検査

##### (2) 疫学関連家きん検査

患畜または疑似患畜と接触後(または疫学関連家きんと判定された後)、14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査および簡易検査をおこなう。

※検査の検体数は、当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

※低病原性インフルエンザの場合は、簡易検査ではなく、血清抗体検査を行う。

#### 5 検査員の遵守事項

周辺対策班として調査、検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、農場に立ち入らない(ただしバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できる)。
- (2) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣類、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒および車両の消毒を行うこと。
- (3) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 立ち入った農場の家きんについて検査で異常または陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜および疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

## 8 消毒ポイント班の運営について

### (1) 消毒ポイントの運営

・役割分担は以下の通りとする。

総務係 (畜総研内)	運営責任者	畜総研室長	総括責任者 畜産課（環境）との連絡調整
	調達	畜総研職員	各ポイントとの連絡調整 物品調達・補充・管理 日報の回収と畜産課へ報告
運営係 (各消毒 ポイント)	車両消毒	消毒業者（2）	消毒車両の確認、証明書発行、報告 車両の消毒作業、消毒器材の準備・管理
	誘導	警備業者（2）	車両の誘導、警備
—	運営補助	市町村	管内の消毒ポイント管理 (1日1回程度巡回)

・初動時に、周辺家保次長が中心となり消毒ポイントを設置。設置後は畜総研が消毒ポイントの運営を引き継ぐ（初動時対応マニュアル p35 を参照）。

#### ① 総務係の役割

ア 畜総研は、各消毒ポイントからの要請に応じて不足する消耗資材の補充を速やかに実施する。

防護服や消毒薬等の資材、証明書類は、ポイント設置段階で一定数量各ポイントに配布してあるが、不足する分は畜総研に一時保管することとし、必要に応じて各ポイントに供給する。

イ 周辺住民から苦情があった場合やトラブルについては、畜産課（環境）に報告する。畜産課（環境）は周辺家保に連絡し、周辺家保は管轄市町村と調整して対応に当たる。

ウ 消毒ポイントの設置や閉鎖、設置場所の変更の場合は、畜産課（環境）の指示に従い、消毒ポイントの作業人員と共に対応する。

#### ② 運営係の役割

ア 各消毒ポイントの消毒業者や警備業者担当者の連絡先を消毒ポイント担当者報告書（様式 55）に記載し、畜総研に電話で報告する。

イ 以下の手順で消毒作業を行う。

\* 報告書は畜総研が巡回時に回収する。

##### 【消毒作業】

① 警備業者が対象車両を消毒場所まで誘導する（混雑している場合は待機させ、順番に消毒場所まで案内する）。消毒ポイントでは、原則として運転手等を降車させないこと。

② 連絡責任者が車両の運転手に消毒内容を説明し、車両消毒実施確認書（様式 56）の記載を依頼する。また、アルコールスプレー、ペーパータオルを渡し車内消毒を

依頼する。

※車外消毒説明…タイヤ、ホイールハウス、車体底部を中心に、計器等への直撃は避けて車両全体の消毒を実施する。どうしても避けて欲しい部位は申し出るよう説明。

※車内消毒説明…趣旨、手の触れるハンドルやシフトノブ等と靴の触れるペダルやドアノブ下部等を運転手にスプレーとペーパータオルで消毒してもらうよう説明。

- ③ 運転手への説明終了後、車両消毒担当が動力噴霧器で車外消毒を開始する。
- ④ 車内消毒終了後、連絡責任者は、運転手が既に発行された車両消毒済証明書（様式 57）を持っている場合は日付、時間、消毒ポイントの番号を記載させてから（なければ新規証明書用紙に記載させてから）受け取り、日付印を押して証明書を渡す準備をする。
- ⑤ 車両消毒と記載の終了後、運転手に運転席から両足と足元マットを出してもらう。
- ⑥ 両足の靴裏を連絡責任者がアルコールスプレーで、足元マットを車両消毒担当者が動噴で消毒する。
- ⑦ 消毒終了後、連絡責任者が最終的に泥や糞がしっかり落ちていることを確認する。
- ⑧ 連絡責任者は記入済みの車両消毒実施確認書（様式 56）を受け取り、車両消毒済証明書（様式 57）を運転手に渡す。
- ⑨ 警備業者が消毒済み車両を出口へ誘導する。

ウ 運営係は、1クールの終了時に消毒ポイント実績報告書（様式 58）を作成し、畜総研に電話で報告する。

また、不足物品やトラブルが発生した場合は、随時畜総研に連絡する。畜総研は各ポイントからの連絡を消毒ポイント連絡事項記録用紙（様式 59）に記録する。

畜総研は各消毒ポイントからの報告をもとに周辺対策従事者日報（様式 60）、動員実績（様式 61）を作成し、県対策本部に毎日報告する（作業が日をまたぐ場合は、作業開始日の人数に入れる）。

\* 報告書は畜総研が巡回時に回収する。



# 作業手順書

## 殺処分手順書

### (1) 殺処分準備（農場～鶏舎）

\* 発生農場対策班長、副班長、リーダー、サブリーダーは作業前に、場内での連絡手段（無線等）を確保し、動作確認すること。

- ① 班長、リーダーは殺処分に必要な資材が揃っていること、数量を確認する。
- ② 防疫措置開始から最初のクールのサブリーダーは、防疫作業従事者の到着より前に農場に入り、リーダーとミーティングを行い、防疫計画について説明を受けるとともに殺処分の方法、場所、トラブル時の連絡方法等について確認する。

\* 最初のクールの作業内容は、準備の進捗状況により、殺処分作業前の資材配置等、鶏舎内の準備作業となる。準備作業が完了次第、殺処分作業に移行する。

\* 殺処分作業開始後の大幅な手順変更は困難であるので、準備を確実に行うこと。

- ③ 防疫作業従事者が農場に到着し、防護具を装着後、リーダー、サブリーダーは防疫作業従事者に殺処分作業の流れを説明し、役割分担を決める。

#### 説明内容

- （作業の進捗状況：次のクールから）
- 当該クールの作業内容
- 殺処分の方法、作業の流れ
- 作業の危険性
- 以下についてはサブリーダー又はリーダーに申し出る
  - ア) 防護服・手袋破損
  - イ) 体調不良
  - ウ) 事故発生
  - エ) トイレ

\* 最初のクールの防疫作業従事者には、作業内容が、殺処分作業前の資材配置等、鶏舎内の準備作業になることを説明し、必要な資材を運び込んでもらう。

### (2) 殺処分準備（鶏舎内）～殺処分作業

#### 【採卵鶏：ケージ飼】

#### ① 殺処分準備（鶏舎内）

\* 鶏舎内の事前消毒作業が終了していない場合は、消毒を優先して実施する。

ア) リーダー、サブリーダーは換気扇等の作業の安全性を確認する。発生鶏舎については、カーテンを閉め、換気扇を止める。

イ) 防疫計画に基づき、殺処分のための資材を運び込み設置する。

ウ) 実際に台車を動かし、予定する通路に障害物がないか、運搬に問題がないか確認する。

段差等、運搬に問題があれば、コンパネや鉄板を敷設する等の対処をする。

エ) 殺処分の準備が整ったら、リーダーが班長に報告する。

班長は、現地対策本部に殺処分開始時刻を報告する。

\* 鶏舎内の事前消毒作業が終了していない場合は、優先して実施する。

## ②殺処分作業

### ア) 役割分担、人員配置（1鶏舎ごと、1～2班を原則とする）

役割分担	1班	2班	計
捕鳥係	6名	6名	12名
運搬係	6名	6名	12名
炭酸ガス注入係	2名	2名	4名
詰め込み係	5名	5名	10名
記録係	1名	1名	2名
計	20名	20名	40名

### イ) 作業内容

#### (ア) 捕鳥係

生存鶏をケージから捕り出し、台車に乗せたポリバケツに約15羽ずつ入れる。

- ・ 捕鳥は、片方の翼の根元を持ち、背中側から捕り出す方法が素早く捕鳥でき、防護服の破損も少ない。
- ・ 捕鳥した鶏を持ち運ぶ時は、両翼の間に指をはさめてぶら下げるか、両脚を持ってぶら下げるとよい。
- ・ 鶏が逃げないように、ケージの扉を閉める・鶏がバタバタしても手を離さない、等、十分注意する。鶏が逸走した場合は、サブリーダーに報告する。
- ・ ケージに乗って捕鳥する場合は、飼料・給水・集卵のラインを破損しないよう注意する。

#### (イ) 運搬係

台車に乗せたポリバケツを鶏舎内で運搬する。

- a 捕鳥係がポリバケツに鶏を入れ終わったら、炭酸ガス注入場所まで台車で運ぶ。
- b 炭酸ガス注入後、袋詰め係のところまで同様に運ぶ。

袋詰め係の場所で鶏を出す（または空のポリバケツと交換する）。

- c 再び捕鳥係のところへ台車に乗せたポリバケツを運ぶ。

\* 鶏が完全に死ぬまでの間や、段差がある所では、ポリバケツが揺れて落下するおそれがあるので、片方の手で蓋を押さえて運ぶこと。

#### (ウ) 炭酸ガス係

炭酸ガス注入場所で運搬係が運んできたポリバケツに炭酸ガスを注入する。

- a ポリバケツの蓋を開けて、スノーホーンを挿入する。
- b ボンベの転倒に十分注意し、炭酸ガスを約5～10秒間注入する。

\* 注入時間が短い場合、炭酸ガス濃度が不足する。またガスの使い始めは5秒で十分な濃度が噴出されるが、ボンベの残量が少ない場合は不十分であるので10秒程度に延長する。声を出して秒数をカウントする等、確実に注入すること。

\* 噴射のための弁は確実に開放すること。開放が小さいと凍って噴出できなくなる。

\* ガスボンベの交換が頻繁に起こることを想定しておく。ボンベ交換時に作業が中断しないよう、あらかじめスノーホーンをセットした予備のボンベを必ず用意しておく。

\* ボンベ交換を行った場合はサブリーダーに報告し、サブリーダーは使用済み本数を把握。

- \* 連続使用によりスノーホーンは急速に冷えるため、凍傷に注意する
- \* 使用済みのボンベは交換時に回収するか、倒して未使用の物と区別しておく。

(エ) 袋詰め係

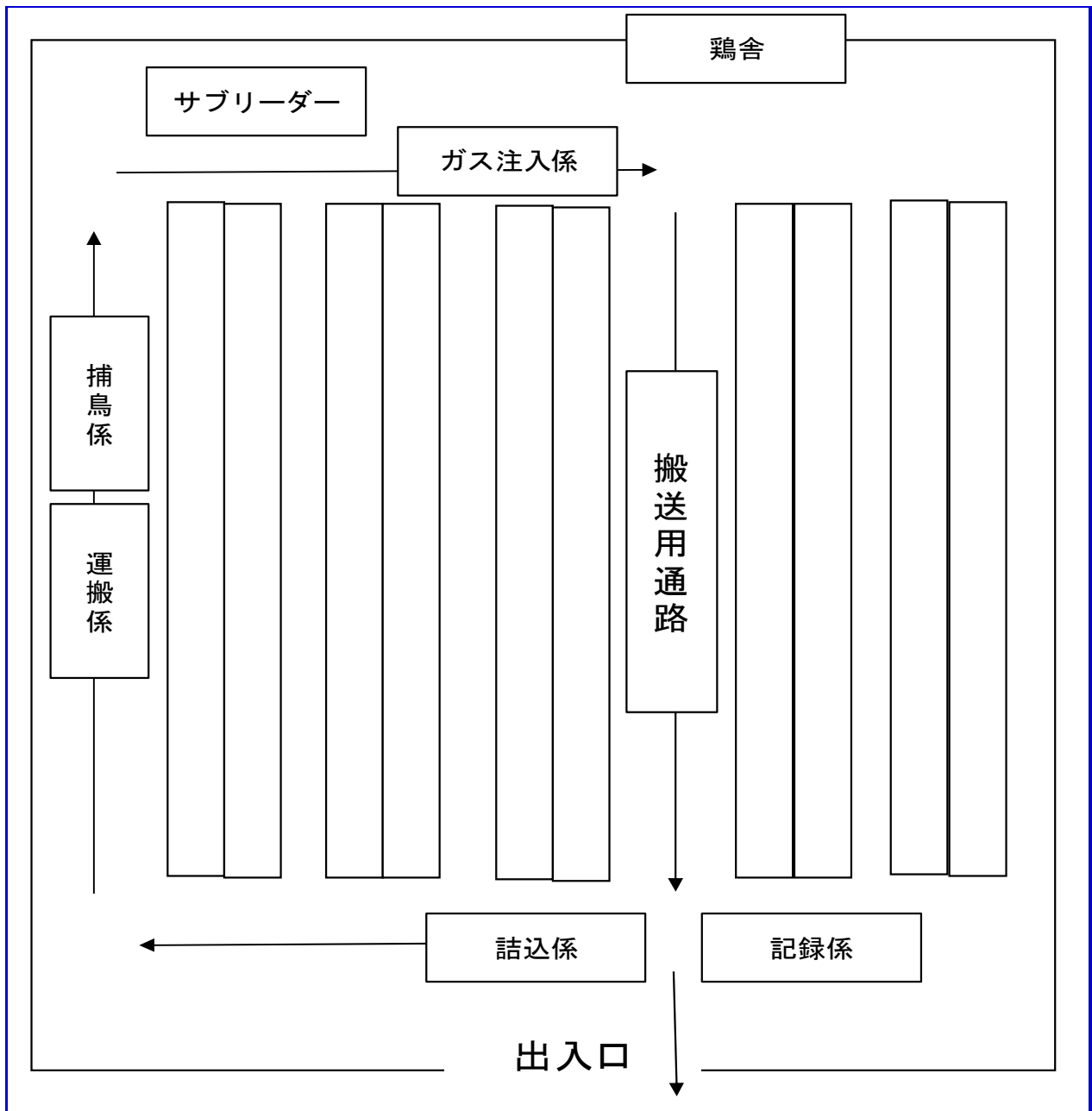
運搬係が運んできた炭酸ガス注入後の鶏を計数し、容器に入れ替える。

- ポリバケツから殺処分された鶏を出す。
  - \* ポリバケツ内には高濃度の炭酸ガスが滞留しているため、バケツの中に頭部を入れると非常に危険である。ポリバケツの中に手を入れて鶏を取り出す場合は十分に注意する。ポリバケツ内の鶏が確実に死亡していることが確認できれば、ポリバケツを傾けることで鶏を計数場所に出すことも可。
- 焼却処分する場合は、ペールに10羽ずつ詰める。  
埋却処分する場合は、10羽ずつビニール袋に詰め、フレコンバックに200羽(20袋)入れる。

(オ) 記録係

ペール・フレコンバックをカウントし、野帳に記録する。

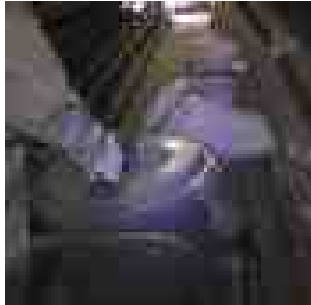
- ビニール袋・フレコンバック・ペールにスプレーでマーキングし、数え忘れやダブルカウントをしないように整理する。
- 評価用計数野帳に正の字を記入し、チェックする。
- 殺処分羽数確認指示があった場合は、計数野帳から殺処分羽数を集計し、サブリーダーに報告する。
- 作業交代時には、計数野帳をサブリーダーに提出し、どこまで数えてあるかを確実に伝達する。
- サブリーダーは回収した計数野帳をリーダーに提出する。リーダーは全ての班分の計数野帳を回収し、本部に提出する。
  - \* リーダー、サブリーダーにいつ数字を求められてもいいように適宜集計しておく。
  - \* 記録用紙は後日、評価の証拠として提出するので、紛失、破損しないように注意する。



### ③ 殺処分に係る留意事項

- ・ 1鶏舎には1～2班を目安とする。
- ・ サブリーダーは、作業の進捗状況を監視しながら、作業の効率が上がるよう、適宜、各係の人数等を調整する。
- ・ 捕鳥係の手が止まらず、運搬係が軽く渋滞するぐらいが、作業効率としては望ましい。  
\* 捕鳥が遅れ運搬係が渋滞している時には、運搬係から捕鳥係へ変更する。
- ・ ガスボンベ交換時の専用通路を確保する。
- ・ ガスボンベの交換作業が頻繁に発生する。交換による作業中断がないよう、各リーダー、サブリーダーはアシストし、ボンベが不足しないよう、早め早めに予備ボンベの補給を行う。
- ・ 作業は4時間1クールとする（着替・準備→1～2時間作業+報告・休憩+1～2時間作業→報告・片付・着替）。ただし気候条件等も考慮に入れ、役割分担を含め適宜変更する。

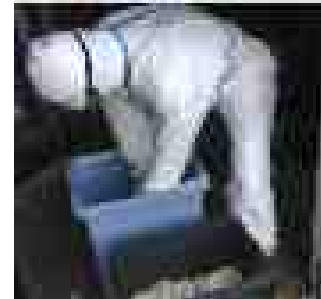
- ・サブリーダーは、体調の悪い職員がいないか絶えず気を配り、苦しそうな職員がいたら休憩させる。サブリーダー→リーダー→班長へと報告し指示を仰ぐ。班員には、予め少しでも体調不良を感じたら、無理せず休むよう伝える。
- ・作業従事者交代時を利用して、リーダーとサブリーダーは打合せや引継を行い、作業の効率化を図るとともに従事者の安全管理に努める。



捕鳥



炭酸ガス注入



移し替え

## 【ブロイラー及びその他：平飼】

### ①殺処分準備（鶏舎内）

\* 鶏舎内の事前消毒作業が終了していない場合は、消毒を優先して実施する。

ア) 床面に鶏糞や敷料が堆積しているため、作業用の通路を確保する。

\* ボブキャット等の重機で通路を確保する、ベニヤ板等を敷いて通路を確保する等。

イ) 換気扇等を止め作業の安全性を確保する。

ウ) 防疫計画に基づき、殺処分のための資材を運び込む。

### ②殺処分作業

ア) 役割分担、人員配置（1鶏舎、1班～2班を原則とする）

役割分担	1班	2班	計
捕鳥係	7名	7名	14名
運搬係	5名	5名	10名
炭酸ガス注入係	2名	2名	4名
詰め込み係	5名	5名	10名
記録係	1名	1名	2名
計	20名	20名	40名

イ) 作業内容

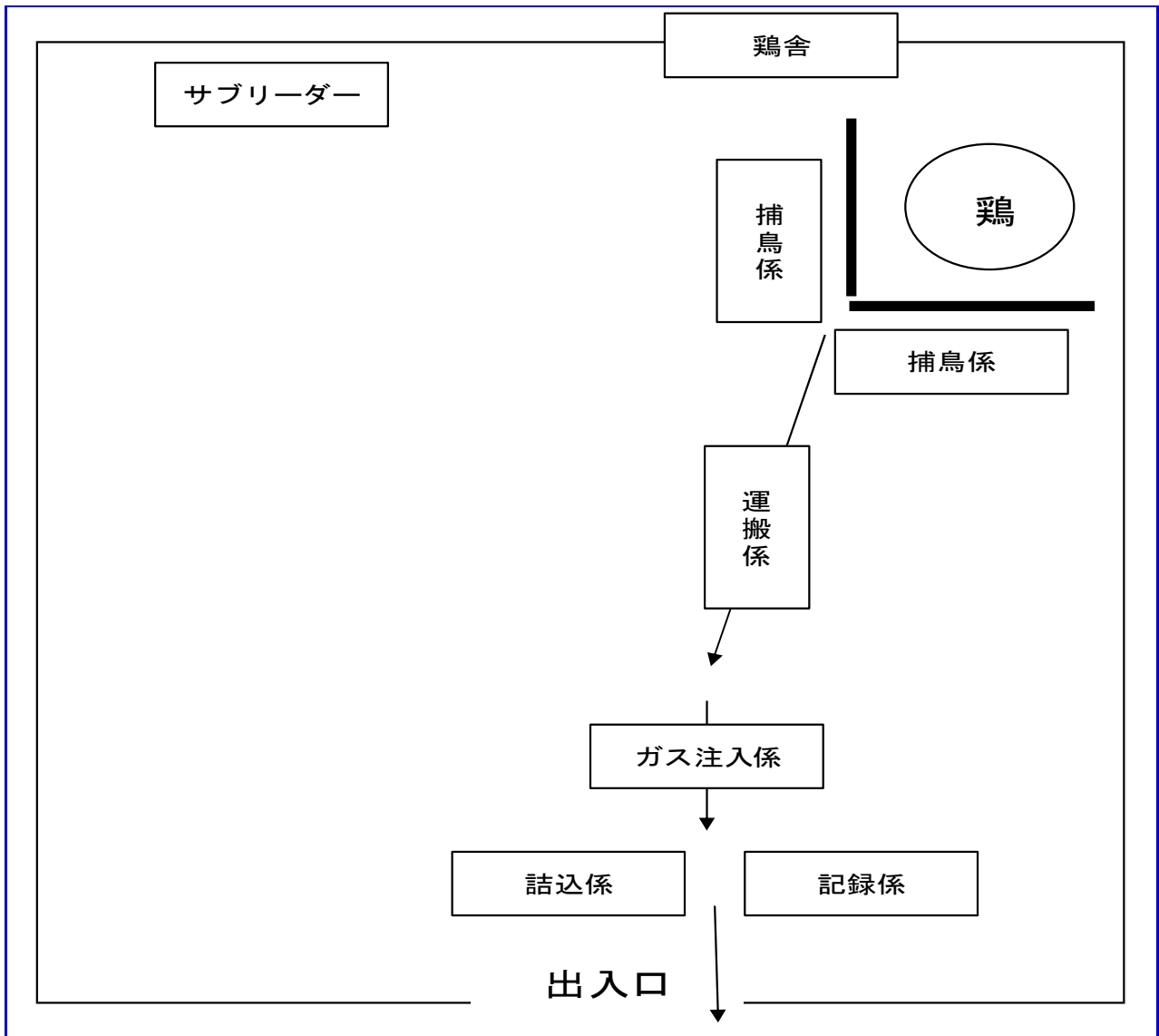
(ア) 運搬係がコンパネ等で追い込む。

(イ) 捕鳥係が捕鳥し、ペールに入れる。

ペール入れる羽数は7～10羽を目安とし、重量にあわせて、運搬、搬出等作業がしやすい羽数で作業開始前に決定、統一する。

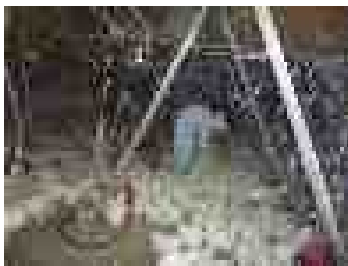
\* ブロイラーは日齢で重量が大きく異なり、出荷近い日齢ではペールに10羽詰めると作業性が悪くなる

(ウ) その他、作業の内容は【採卵鶏：ケージ飼】と同様で進める



### ③ 殺処分に係る留意事項

- ・作業は4時間1クールとする（着替・準備→1～2時間作業+報告・休憩+1～2時間作業→報告・片付・着替）。ただし気候条件等も考慮に入れ、役割分担を含め適宜変更する。
- ・ブロイラー鶏舎内は暑く、暗く、換気も悪いところもあるので、リーダーやサブリーダーはメンバーの体調には十分気を配る
- ・その他、【採卵鶏：ケージ飼】の留意事項を参照する。



ブロイラー鶏舎内



ブロイラー捕鳥

### (3) 作業の安全性確保に係る留意事項

各防疫員、特にリーダー、サブリーダーは以下のことを十分理解し、作業従事者に伝えるとともに作業を監視し、作業の安全確保に努める。

- ① 一般的に家きん舎内の作業スペースは暗くて狭いため、慣れるまで時間がかかることから作業開始時には特に注意を払う。作業開始前には家きん舎の特徴や危険個所について十分説明する。
- ② 汚染エリア内では、決してゴーグル、マスク、手袋、防疫服等を脱いだり、外したりしない。止むを得ない理由が生じた場合は、必ず防疫員やサブリーダーに申し出て指示に従うことを徹底させる。
- ③ ケージ式の家きん舎では、ケージに登って高所の作業をすることもあるので、足下に十分注意し、落下防止に努める。また、危険防止のため無理はせず、脚立や作業台等を用いて安全性を確保する。
- ④ 作業者同士が接触して事故を招くこともあるので、お互い声を掛け合う等十分注意して作業を進めることを徹底する。
- ⑤ 殺処分使用する炭酸ガスボンベは大変重く、これが転倒し作業者の足等に転倒した場合は大ケガにつながる可能性があるため、必ず専用の荷台を使用する。荷台がない場合や平飼い鶏舎等で足下が悪い場合は、必ず一人が押さえている必要がある。
- ⑥ 炭酸ガスボンベを移動させるのは、少しの距離でも一人では困難かつ危険であるため、必ず二人で移動させる。
- ⑦ 消石灰やその他の刺激性消毒薬が目や皮膚に触れた場合は必ず申し出て、速やかにきれいな水で洗い流すことを徹底させる。
- ⑧ 作業が効率よく順調に進んでいる時でも、必ず休憩時間は設け、作業員の体調把握に努める。
- ⑨ 農場内は重機や車両の通行があり、また夜間は照明が十分でないことから農場内の行動は常に周囲に気を配り、防疫員やサブリーダーの許可なしに勝手な行動をとらないことを徹底する。
- ⑩ ウイルスを外部に持ち出さないため、以下のことを徹底する。
  - ・汚染エリアと清浄エリアの区分を意識して行動する。
  - ・汚染エリアから外に出る際は、必ず全身消毒を行い、防護服や長靴を脱衣する。
  - ・出入口は一カ所にして、踏み込み消毒や車両消毒を実施する
  - ・隣接する養鶏場があるなど状況によっては作業開始前に汚染エリアの外周をブルーシート等で目張りする。家きん舎内外の消毒を実施する。スズメ等が家きん舎に侵入しないよう努める（扉を開け放さないなど）。  
(ホコリや野鳥等によるウイルスの飛散防止、家きんの逸走防止)
  - ・農場での防疫作業従事者は、作業の日から少なくとも7日間は他の家きん飼養農場や関連施設への立入りをしないこと。



資料) 人員・時間のシミュレーション

平成 29 年 3 月の旭市発生時（採卵鶏高床式約 6 万羽）の実績から、時間あたりの最大処分数は、捕鳥 1 人あたり 250 羽が限界と考えられる。

以上をもとに、作業の必要人員数、所要時間を以下のとおり算定する。

(1) 作業時間

防疫作業従事者の作業従事時間は 1 クール 4 時間（実働 3 時間）、1 日あたり 6 クール。  
家畜防疫員、各係責任者は 12 時間交代、サブリーダー、補助作業員等は 8 時間交代。

(2) 殺処分 1 班あたりの人数と役割分担

①採卵鶏：ケージ飼い → 1 班あたり 20 名とする。

捕鳥	6 名
運搬	6 名
炭酸ガス注入	2 名
詰め込み	5 名
記録	1 名

②ブロイラー・その他：平飼 → 1 班あたり 20 名とする。

捕鳥	7 名
運搬	5 名
炭酸ガス注入	2 名
詰め込み	5 名
記録	1 名

(3) 1 日あたり動員数の目安

- ・殺処分や消毒等、鶏舎内の作業に従事する防疫活動従事者は 1 日 480 人（20 人 × 4 班 × 4 時間 6 クール）と想定
- ・この他、埋却や焼却に従事する防疫活動従事者が各々必要

(4) 1 日あたりの殺処分羽数

上記（3）の条件と仮定した場合、

- ・防疫活動従事者 捕鳥 6 名/班 × 230 羽 × 1 クール実働 3 時間 → 4,140 羽/班  
4,140 羽 × 4 班 → 16,560 羽/クール  
16,560 羽 × 1 日 6 クール → 99,360 羽/日

【参考】

自衛隊員は 1 クール 8 時間（実働 6 時間程度）、1 日あたり 3 クールとする。

自衛隊は 1 日 162 人と仮定（27 人 × 2 班 × 3 クール）

捕鳥 4 名/班 × 250 羽 × 1 クール実働 6 時間 → 6,000 羽/班

6,000 羽 × 2 班 → 12,000 羽/クール

12,000 羽 × 1 日 3 クール → 36,000 羽/日

## 清掃・消毒手順書

防疫作業終了後、農場及び鶏舎内の清掃、消毒、後片付けの作業に入る。発生農場対策班長およびリーダーは防疫措置計画の一部としてこれらの作業プランを当初より検討しておき、畜産課(衛生)と連携して必要な資材の確保や調達をしておく。

### (1) 清掃

- ・鶏舎内の卵や飼料、給餌器内の飼料を集めて容器(ペール・フレコン・ビニール袋等)に入れる。各容器にスプレーでマーキングし、計数野帳に記録する。
- ・鶏舎内、ケージ内、通路等の糞や羽をほうきやスコップで集めて搬出する。これらの搬出場所、方法はリーダーの指示に従う。
- \* 高床式鶏舎では集糞ベルトの切断等について、畜主とあらかじめ話し合い、必要な資材を用意しておく。

### (2) 洗浄・消毒(鶏舎内)

- ①農場の排水について畜主に確認し、必要ならば一時的に排水溝を閉鎖する。
- ②配電盤等消毒薬をかけられない箇所がビニール等でおおわれているか再確認する。  
\* 低床式鶏舎では床下にベルトコンベア等機材が設置されているので、畜主にどこまでなら消毒薬を噴霧しても大丈夫なのかを確認する。
- ③動力噴霧器を用いて洗浄後、消毒薬を噴霧して消毒する。消毒は鶏舎奥から手前へ、高所から低所へ、天井、側面、床面の順に噴霧し、壁の立ち上がり等の隅々まで行う。
- ④消毒終了後、床面には消石灰を散布する(目安: 20~40㎡に1袋20kg)。  
\* 水の使用が困難な鶏舎では煙霧消毒も可能である。

### (3) 洗浄・消毒(鶏舎外)

- ①堆肥舎、倉庫等も鶏舎内と同様に洗浄・消毒を行う。堆肥を封じ込める場合は、堆肥の上に消石灰を散布し、その上にブルーシートをかけ、さらに消石灰を散布する。
- ②農場敷地内も消石灰を散布する(目安: 20~40㎡に1袋20kg)。

### (4) 洗浄・消毒(車両)

- ①照明車、トラック等、防疫作業のため借用した車両は、担当者の了解、指示のもと、入念に消毒を行い、農場班長の許可を得てから退場させる。  
消毒は車体だけではなく、足下のマット等も十分消毒し、ハンドル等車内は消毒薬を含ませた布等で清拭する。
- ②防疫作業に用いた重機についても①と同様に、畜主や建設業協会の方の了解、指示のもと、入念に消毒を行い、農場班長の許可を得てから退場させる。  
\* 防疫作業に用いた車両は、1週間は他養鶏場には行かないよう伝える。
- ③場内で日常的に飼養管理作業に使っている車両についても同様に消毒を行う。

## (5) 後片付け

- ①清掃、消毒等に使った機材、器具を消毒し、農場内に整理しておく。
- ②資材管理係は借用した物品の状態、数量を確認し、後日返却できるように整理しておく。破損がみつかった場合には速やかに現地対策本部に連絡する。
- ③班長は農場の消毒状況や封じ込め状況を点検し、全ての作業が終了したことを確認したら、防疫措置完了を現地対策本部に報告する。畜主には、今後1週間隔で2回農場消毒に来ることを伝える。

# 埋却作業手順書

## 1 埋却作業業務

### (1) 埋却予定地の現地調査

鳥インフルエンザ感染が強く疑われる場合、若しくは簡易キットで陽性を確認した場合に、畜産課（衛生）は、（一社）千葉県建設業協会の連絡担当者に精密検査の結果により防疫措置に入るため待機を要請する。

連絡を受けた（一社）千葉県建設業協会の連絡担当者は、発生地を管轄する支部の連絡担当者に連絡を行う。

また、同時に農場を管轄する家畜保健衛生所長（以下現地家保）は発生地を管轄する農業事務所次長（基盤）または基盤整備課長（以下、農業事務所（基盤））に埋却方法に関する助言、発生現地への立ち合いを要請するとともに、建設業協会管轄支部に防疫体制準備及び作業を担当する会員会社（請負会社）の選定を依頼する。

現地家保は、農業事務所（基盤）、請負会社と共に埋却予定地を確認し、助言を得ながら予定地での処分が可能かを判断するとともに、必要重機、人員、資材等の手配を請負会社に依頼する。

### (2) 防疫フェンスの設置

ウイルスの飛散防止や目隠し等必要がある場合には、現地家保は防疫フェンスの設置について請負会社に依頼する。

### (3) 試掘

簡易キットで陽性が確認された後、請負業者は埋却予定地の試掘を行う。試掘の結果、埋却が可能と判断され、精密検査の結果ウイルス遺伝子陽性（疑似患畜）が確定した後、掘削を開始する。

なお、埋却不適と判断された場合には、焼却処理とする。

\* 埋却地の選定条件は以下のとおり

- 基本的に発生農場の敷地内または隣接地等とする
- 人家、飲料水（井戸水）、河川及び道路に近接しない
- 水源への影響がない
- 最低4m程度の掘削が可能である
- 埋却後3年以上、掘削、洪水、崩落の可能性がない
- 機械（特に重機）、資材の搬入が容易である

参考）諸外国では、河川、湖、池等からは30～100m、井戸からは30～150m離れていることが条件となっている

### (4) 埋却作業

埋却溝の掘削、発生農場からの積込・運搬（家きん死体、鶏糞、飼料、卵、その他汚染物品）、埋却、埋め戻しの作業を行う。埋却地が不足する場合には、家きん死体は焼却処理とする。

## 2 投入資材・労務

### (1) 必要資機材（40m埋却溝×2溝の場合の目安）

#### ① 重機

- ・バックホウ 0.8 m<sup>3</sup>以上4台
- ・ラフタークレーン 2台
- ・運搬用ダンプトラック4 t以上2台

#### ② 資材

##### ○準備工

- ・草刈り機、チェーンソー
- ・テープ（50m）2本以上
- ・ライン引き
- ・木杭：丁張り用（100cm×6.0cm×6.0cm）20本

##### ○埋却溝掘削

- ・ブルーシート（10m×10m）6枚×2+α 15枚
- ・木杭：ビニールシート止め用（50cm×4.5cm×4.5cm）72本
- ・木槌かハンマー2～4本
- ・石灰（20kg/袋）280袋
- ・フレコンバック（1.0m<sup>3</sup>）150袋（石灰散布用+埋却用）
- ・ロープ（コンビロープ7～9mm：200m巻）5巻
- ・ビニール紐（ビニールシート止め用+埋却深管理用）2セット
- ・鎌 or カッター（ロープ・フレコンバック切断用）2～4本
- ・鉄板（地盤が悪い場合）必要量

##### ○防疫フェンス（10.5m 当たり）

- ・単管（L=4.0m×11本、L=1.5m×8本）
- ・クランプ（直交6個、自在16個）
- ・ブルーシート（3.6×5.4）2枚
- ・結束バンド（30cm以上）適量
- ・大ハンマー又は掛矢2～4本
- ・ビデ-枠足場2基以上

#### ③ その他

別途、防護服（タイベック等）、ゴーグル、マスク、手袋等の防疫資材や車両、消毒液を用意する。

### (2) 作業員の確保

- ・埋却作業は、埋却班長（家畜防疫員）及び玉掛け資格者（家畜防疫員）と請負会社が、農業事務所（基盤）の助言を受けながら、作業を進める。
- ・重機1台につきオペレーター1名と誘導員1名の計2名（請負会社派遣）を配置する。
- ・防疫フェンスの設置や家きん等の吊降ろし作業に最低6名程度の作業員が必要。殺処分される家きんの数や現場状況により、防疫作業係として動員

される中から1班程度を埋却作業にあてることとする。

- ・埋却作業の途中で現地対策本部長が必要と判断した場合には、家畜保健衛生所は農業事務所（基盤）に連絡し、技術的な助言もしくは立合いを要請する。

### （3）防疫服の着用

- ・埋却作業に従事する者は、原則サブステーションに集合、健康管理を受ける。健康状態確認後、防疫服を着用し、バス等により埋却地へ行く。テントでゴーグル、マスク、手袋等を着用し作業を行う。
- ・重機の周囲で作業する場合にはヘルメットを必ず着用する。
- ・農場から離れた埋却地へ運搬する場合の運転手は、防疫服を一枚着用する。
- ・埋却作業終了後は、再びサブステーションに集合し健康管理を受ける。

## 3 作業手順

### （1）埋却溝掘削

#### ① 準備工

- ・チェーンソー、草刈り機を用いて障害となる立木等を伐採、作業に支障が生じないよう処分を行う。
- ・テープ等により、掘削範囲を決定し、測量杭（100cm×6.0cm×6.0cm）にて丁張り掛けを行う。
- ・ライン引きを使用し、掘削ライン引きを行う。
- ・埋却容量（4必要埋却溝の試算）を参考に、掘削量を算定、請負業者と協議の上、掘削範囲を決定する。

#### ② 埋却溝掘削断面

- ・掘削断面は以下の図-1のとおりとする。
- ・埋却溝の深さは、最低でも3m確保すること。湧水、岩露出で3m確保出来ない箇所は埋却溝用地としては不適切であり、他の候補地で処理を行う。
- ・土質が悪い場合は現場条件を考慮し掘削法面の勾配を緩くする。
- ・その場合、地上幅が6.4m以上となることからの石灰散布やフレコンバッグ等の吊り降ろし作業に支障が生じるため、底面幅や掘削深を減じるなどの対応を行う。

※労働安全衛生法の順守

「7安全管理について」に記載されていることに留意し、現場監督を行う。

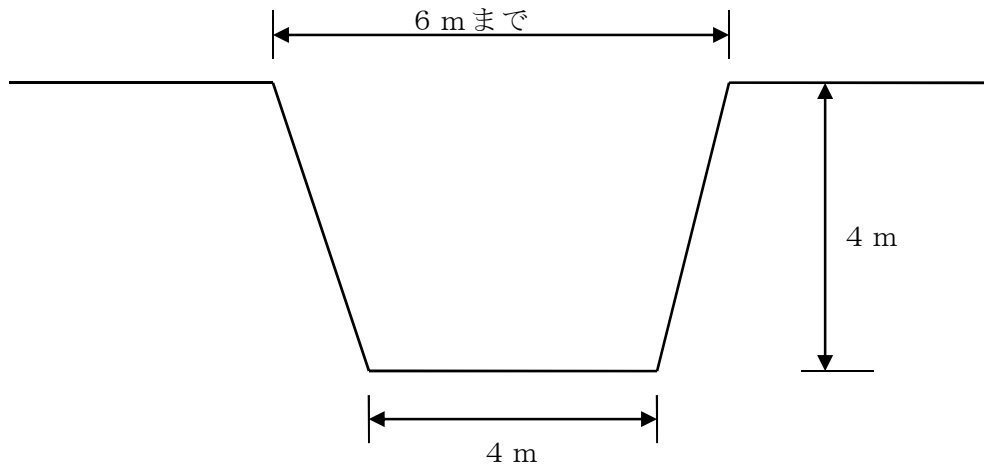


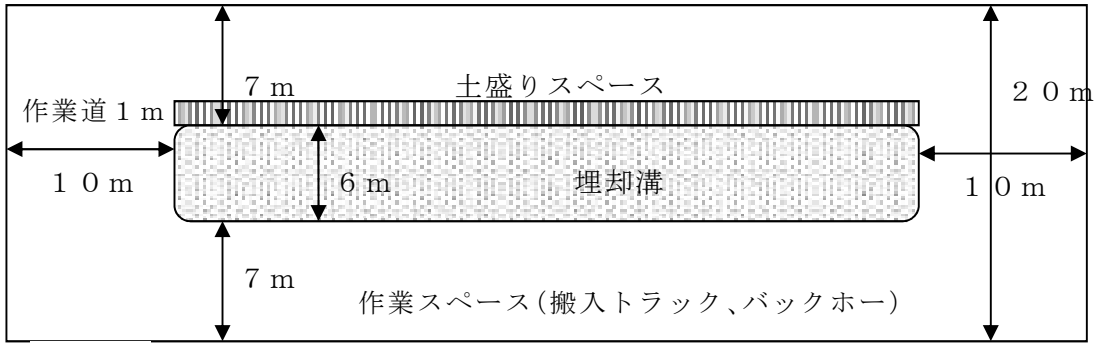
図1 掘削断面図

③ 埋却溝の配置

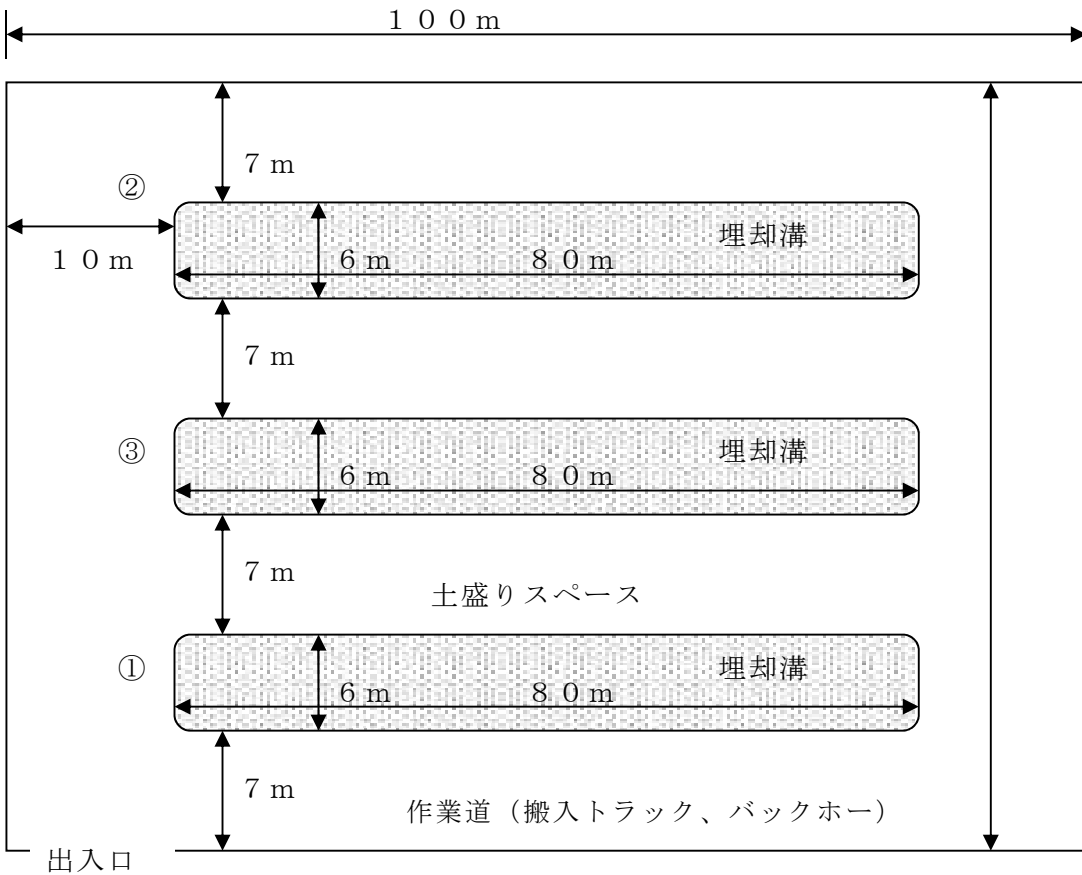
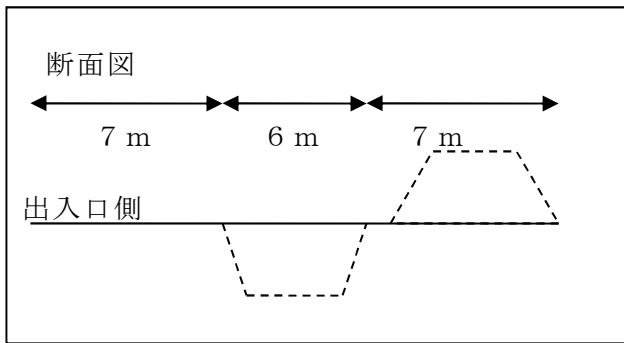
配置図のように、幅20m程度の土地が基本形となる。

- ・埋却溝の両側に、作業道と掘削土を置く場所として各7mを確保する。
- ・両端の作業スペースは10m程度確保する。
- ・埋却溝を1本増やすにはさらに13mの幅(計33m)が必要になる。

成牛：2頭/m、肥育豚：20頭/mを目安に必要な埋却溝の長さを決める。



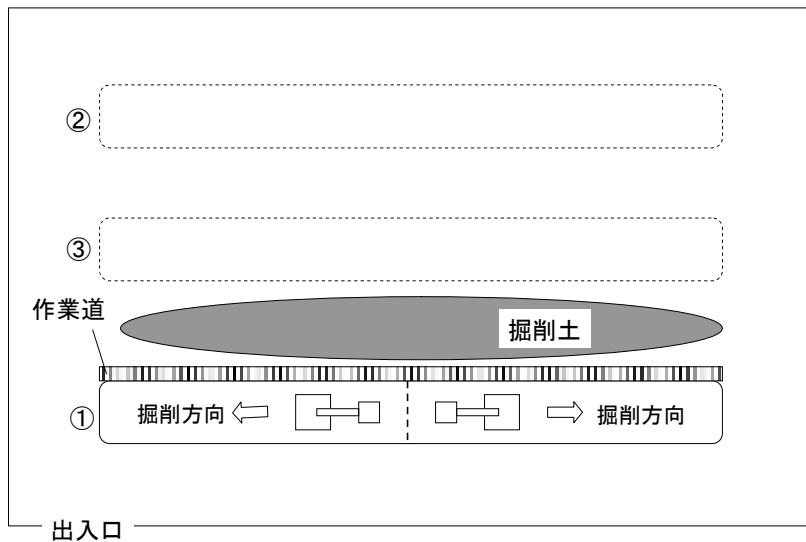
出入口



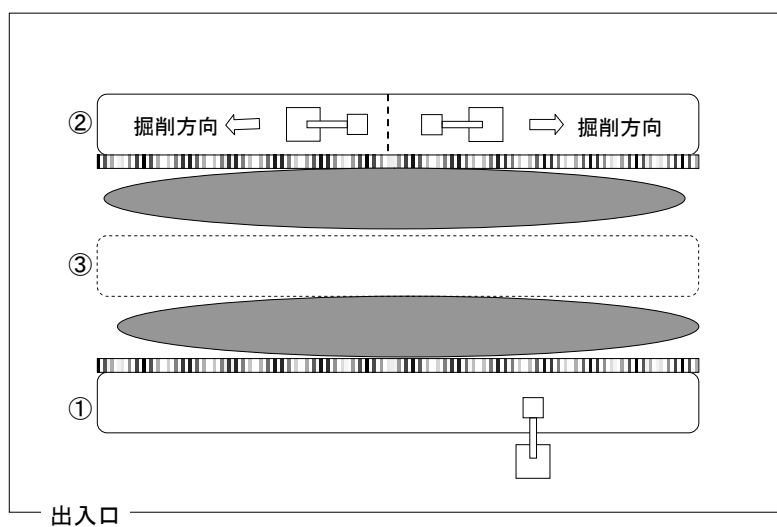


#### ④ 掘削の手順

埋却溝①を掘削する。掘削土は埋却溝③を掘る位置に土盛りする。  
バックホウが複数台あれば、中央部から掘り進めると効率がよい。

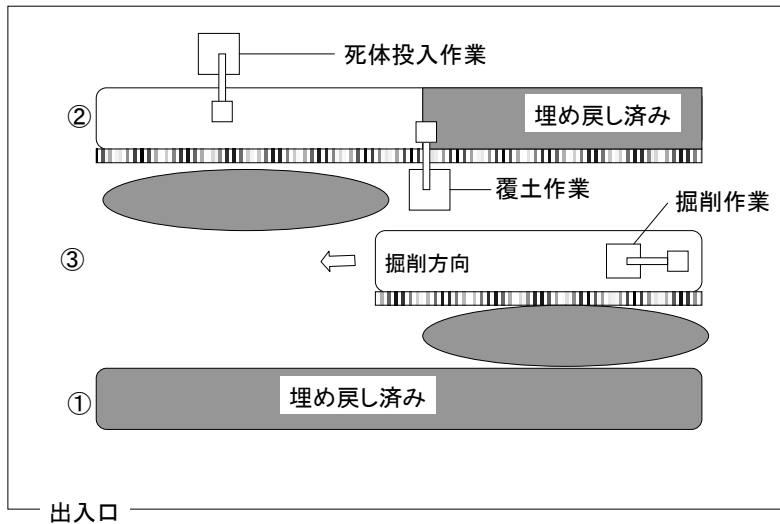


埋却溝①の掘削が終わったら、死体等の投入に平行して埋却溝②を掘削する。  
掘削土は埋却溝③の位置に土盛りする。



埋却溝①の埋め戻しが終了し、埋却溝②の埋め戻しがある程度進んだら埋却溝③を掘削する。掘削土は埋却溝①側に土盛りする。

複数台のバックホウを効率よく配置することで、複数の作業が平行して実施できる。



⑤ バックホウの大きさと掘削量

機械規格	大型	中型	小型
バケット容量	0.70 m <sup>3</sup>	0.35-0.40 m <sup>3</sup>	0.20-0.25 m <sup>3</sup>
機械幅	2.595m	2.395m	2.280m
掘削土量／日 (6時間稼働として)	220 m <sup>3</sup> ／日 36 m <sup>3</sup> ／h	160 m <sup>3</sup> ／日 26 m <sup>3</sup> ／h	38 m <sup>3</sup> ／日 6 m <sup>3</sup> ／h
埋却溝掘削距離	1.8m／h	1.3m／h	0.3m／h
最大掘削深	6.55m	4.60m	3.68m
機械重量	18.0t	10.5t	6.65t
機械輸送車	18t	12t	8t
機械輸送車幅	2.99m	2.49m	2.49m
機械輸送車形式	トレーラー	トラック	トラック

(2) 家きん死体等の埋却前準備

① 石灰の散布

- ・底面を中心に掘削面全体に消石灰を散布する。
- ・バックホウのバケットに石灰（フレコンバック）を吊し、底面にカッター等で穴を開け散布する。
- ・散布作業にあたっては、隣接する農地等へ飛散しないよう十分に注意する。

② ブルーシートの設置（図-3参照）

- ・掘削断面にブルーシート（10m×10m）を設置する。
- ・シートはロープ等を結び、打った杭（約2m間隔）に結束し止めておく。（その場合、ある程度たるみを持たせておかないと、家きん投入時にシート

が破ける恐れがあるので注意が必要である。)

- ・基本断面の場合、シート天端が地表から1 m程度下がる状態が好ましい。
- ・次のシートは2 mの重ね代をとって設置すること。

### (3) 家きん死体等の埋却

#### ① 家きん死体等の埋却溝への投入

- ・ラフタークレーンにフレコンバッグの取っ手を掛けて吊し、埋却溝に投入する。
- ・鶏糞等をダンプトラックで直接投入する場合は、転落の危険があることから鉄板の使用や誘導員の配置等、安全の確保に十分留意すること。

#### ② 埋却方法

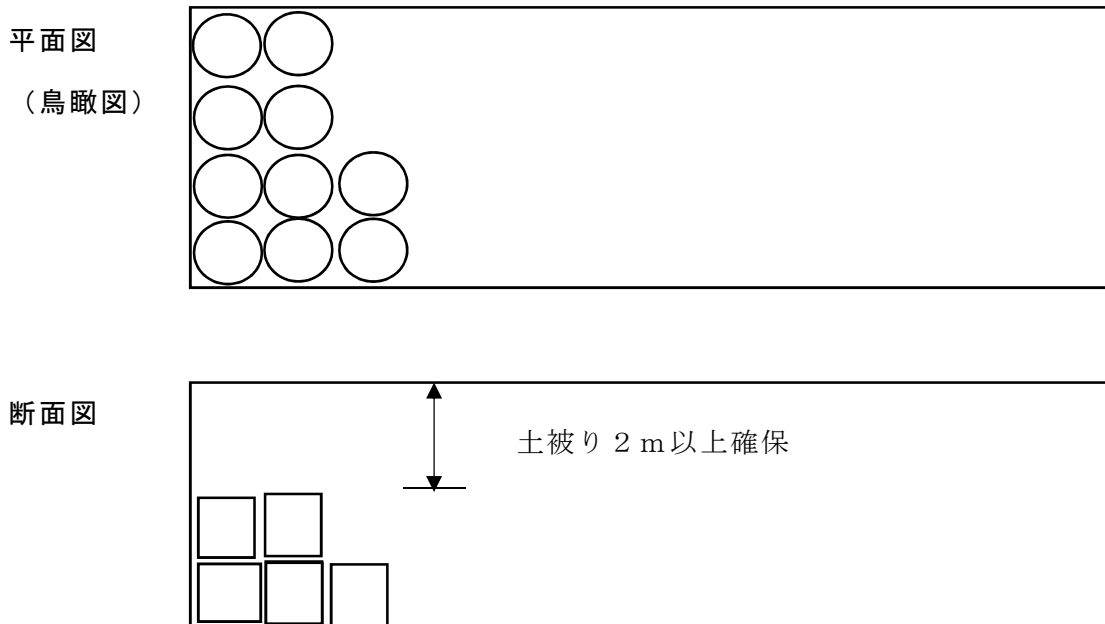
- ・フレコンバッグは掘削断面に沿って「並列」に（図－2参照）、効率よく並べる。
- ・埋却溝の深さに応じてフレコンバッグの積み重ねも可能であるが、土かぶり厚は埋却後の体液の噴出防止や、将来の農地としての利用を念頭に2.0 m以上を確保する。

#### ③ 石灰散布（図－4、5参照）

- ・覆土した上面全体に消石灰を散布する。

#### ④ 埋却物の量の確認

- ・埋却班長は、埋却物の種類毎の量を確認し、現地対策本部へ2時間おきを目安に報告する。



図－2 埋却方法

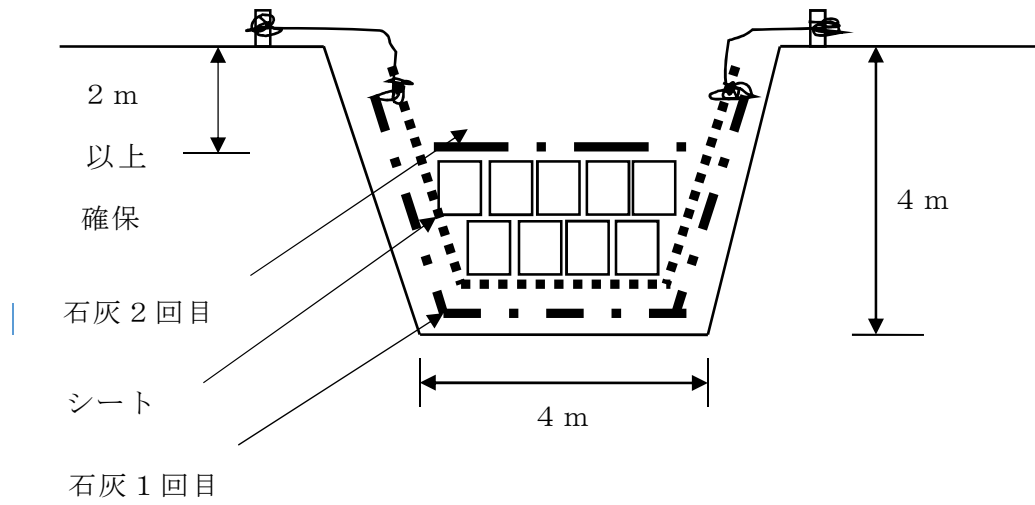


図-3 埋却後の処理

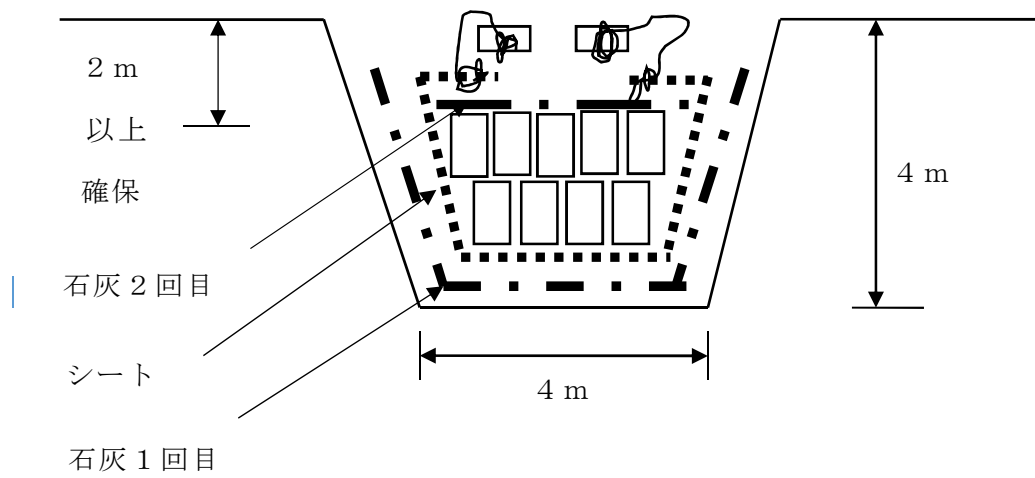


図-4 シートの投げ入れ

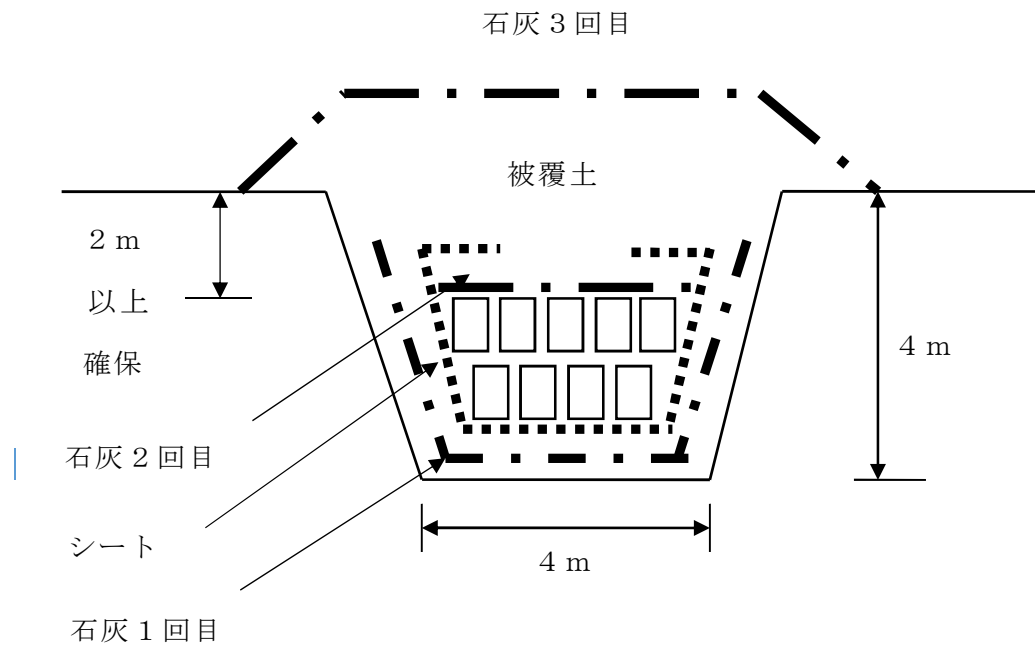


図-5 覆土、石灰散布

#### 4 必要埋却溝の試算

##### (1) 鶏

- ・フレコンバック 1 袋 (1.0m<sup>3</sup>) 当たり 200羽/袋
- ・埋却溝 1 m 当たり 9 袋/m \* 標準埋却溝土被り 2 m の場合  
200羽 × 9 = 1,800羽/m

飼養羽数 10,000羽の時

$$\text{必要埋却溝} = 10,000 \text{羽} \div 1,800 \text{羽/m} \doteq 5.6 \text{ m}$$

##### (2) 鶏糞

- ・鶏舎分単位たい肥量 215.0 m<sup>3</sup> / 万羽
- ・たい肥舎分 (聞き取り)

\* 埋却溝に埋却の場合

埋却溝 1 m 当たり 9.2 m<sup>3</sup> / m (標準埋却溝土被り 2 m の場合)

$$\text{飼養羽数 10,000羽の時 } 215.0 \text{ m}^3 \div 9.2 \text{ m}^3 / \text{m} \doteq 23.3 \text{ m}$$

##### (3) 必要埋却地総量

- ・標準埋却溝の場合

$$\begin{aligned} \text{必要埋却溝総延長 (m)} &= (1) \text{鶏} + (2) \text{鶏糞など} \\ &= 5.6 + 23.3 \\ &= 28.9 \text{ m} \end{aligned}$$

## 5 鶏糞、飼料、卵処理の手順

埋却処理を原則とするが、埋却用地の確保ができない場合は、焼却、封じ込め処理とする。

### (1) 鶏糞処理の手順(発生農場と隣接処理の場合)

- ① ローダー（ボブキャット）で鶏糞を鶏舎手前に集める。ローダーで集められない部分は、角スコップやほうきで集める。
- ② ローダーでダンプトラック、又は特装車に積み込む。埋却地が農場から離れた場所の場合は、荷台にブルーシートを敷き、その上に鶏糞を載せ、最後に鶏糞をブルーシートで包む。
- ③ 積み込み後、飛散防止のため、ブルーシート等で覆い、ロープ掛け後消毒する。
- ④ ダンプトラック等運搬車両の外側全体を消毒する。
- ⑤ 埋却地へ搬送し、埋却処理を行う。

### (2) 飼料処理の手順

- ① 飼料タンク内の飼料を鶏舎へ流し、飼料ラインの一部に穴を開けてフレコンバックに落とすか、人海戦術で飼料タンクから飼料をペールに落とし回収する。埋却のため、ペールはフレコンバックに詰める。
- ② フレコンバックをダンプに積込み埋却地へ搬送、埋却を行う。

### (3) 卵

- ① ビニール袋につめて密閉し、フレコンバックに投入する。
- ② フレコンバックをフォークリフトでダンプに積込み、埋却地へ搬送、埋却を行う。

参考：封じ込め処理の手順を記載

- ① 外側のカーテンを閉める。
- ② 鶏舎内を消毒薬で消毒（上部から順に全体を消毒）する。
- ③ ローダー（ボブキャット）で鶏糞を集め、山を作る（2台）。
- ④ ③の山に石灰を散布する。
- ⑤ 山をブルーシートで覆う。
- ⑥ 鶏舎内の床に消毒薬を散布し、⑤の山に石灰を散布する。

## 6 埋却作業終了時の消毒等

- ① 作業員は、7日間は、養鶏農家との接触を行わない。
- ② 農場内へ持ち込んだ資材、機材を場外へ持ち出す場合には、浸漬消毒または十分な噴霧消毒を行う。

## 7 安全管理

掘削・埋却・防疫フェンス設置作業については以下の点に留意すること。

### (1) 防疫フェンス設置・撤去時の墜落防止

高さが2.0m以上の箇所で行う場合の作業床の設置（労働安全衛生規

則518条)。

高さ1.5mを超える箇所で作業を行う場合の安全な昇降設備の設置(労働安全衛生規則526条)。

(2) 埋却溝への墜落防止

鉄板の敷設。

十分な作業スペースの確保(掘削土砂は法肩から離して置く)、法肩作業に於ける安全帯の使用(単管等打設による安全帯の固定)

高さ2.0m以上の作業床の端からの墜落防止(労働安全衛生規則519条)

(3) 車両系建設機械による家きんの吊り込み

建設機械作業時の旋回範囲内への立ち入り禁止。

重機の用途外使用(労働安全衛生規則164条)

(4) 就業制限規則

地山掘削作業主任者及び技能講習修了者(車両系建設機械運転、玉掛け作業)の配置

※安全衛生法は、労働者に危険や健康障害が及ぶ可能性のある事象を想定し、必要な対策を遂行するための最小限の取決めを示したものであることから、作業に従事する者の安全衛生環境を第一に考える必要がある。

## 8 雨天時作業の留意事項

(1) 目的

家きん死体等の埋却作業は、雨天時を避けて行うことが望ましいが、状況によっては、やむを得ず雨の中で行う場合もあるため、雨天時の留意事項について整理した。

雨天時における埋却作業は、降雨の現況及び予想を基に、十分な準備と的確な判断を行い、安全性を最優先した作業に努める。

実際の現場においては、降雨の状況や土質状況、足場の状況等、各種条件を総合的に勘案し、安全性を確認したうえで、埋却作業の開始や中止について、現地対策本部と十分協議・検討のうえ判断することが肝要である。

(2) 雨量予想情報の活用

天気予報やインターネットによる気象情報等で得られる情報を活用し、段取り等を検討する。

(3) 事前準備

降雨が予想される場合は、事前に埋却地を十分調査し、敷鉄板や敷砂利等の必要性を検討する。

大規模埋却地等において、埋却時間も長く、その間の降雨が予想される場合は、あらかじめ敷鉄板等を搬入しておくことも検討する。

(4) 工程毎の対応

① 本掘削

- ・降雨中または降雨が予想される場合は、必要以上の掘削を見合わせる。

- ・やむを得ず掘削する場合は、必要最低限の掘削とし、長い埋却溝の掘削が可能な埋却地であっても、全体を連続して掘削せず、途中で掘削しない箇所（約5 m程度）を設け、短い溝（約30 m程度）が連続する掘削溝とする。

#### <メリット>

- ・家きん死体等が投入されていない溝は、ポンプ排水が可能である。
- ・掘削していない箇所を利用し、溝の反対側へ重機の移動が可能である。
- ・埋却溝毎に、ポンプ排水が容易となるよう、適当な規模の釜場を掘削しておく。
- ・地形的に雨水の流入が考えられる場合は、土堰堤や小排水溝の設置を行う。

#### ② 埋却

- ・埋却溝に雨水が溜まっている場合は、埋却前にポンプ排水を行うが、釜場以外は雨水が溜まっていない状態まで排水する。（埋却溝全体では水位が低くても、端から埋め戻しを行っていくと、残った箇所に水が押しやられ、水位が上昇し家きんが浮くことがある。）
- ・ダンプトラックの往来に支障を来す場合や法肩の崩壊に対する安全確保のため、敷鉄板の設置や敷砂利を行う。
- ・法肩にクラック等がないか、定期的に安全確認を行う。特に、木杭の箇所にクラックが入りやすく、さらにブルーシートや鉄板で隠されている場合があるので、十分確認する。

#### ③ 埋め戻し

- ・降雨の中での埋め戻しは、家きん死体等を投入した箇所では、投入したままで放置せず、原則、埋め戻しを行う。

## 9 家きん体液の噴出及び臭気対策

家きん死体等の埋却後、土中で死体等からのガスが発生するが、数日後に体液がガスとともに地表へ噴出し、異臭が発生する場合があるので、現場状況を勘案し対策を行う必要がある。

### (1) 体液噴出の状況

体液の噴出がある埋却地は、水分量が多いことが大きな原因と思われるが、その他下記の原因が考えられる。

#### ① 噴出ヶ所

ガスと体液は溝の中央から噴出している事例は少なく、その場合体液の量も少ない。

最も多いのは、埋め戻し土と地山の境に沿って掘削断面の法肩から噴出している事例である。

#### ② 原因

- ・フレコンバッグをビニールシートで包んだ状態にしておくと、ガスが上方



へスムーズに抜けず、シートの両サイドの隙間から側壁沿いに噴出。

- ・埋却家きん死体量が過大。（余盛りの土が高いところは家きん数が多かった証拠）
- ・埋却溝に出水が見られた、降雨時に埋却を行った所→水分が多く噴出
- ・現地の土壌が粘土質などで上方へガスが抜けにくい。
- ・作業時に埋却溝に重機が乗った、余盛り土をバケツで整形しフレコンバツグに不要な圧力をかけた、などの原因が考えられる。

## （２） 体液噴出の防止

埋却数日（２～３日）後のガスの発生および地表への噴出は必ず発生し、防止することは不可能であるが、環境面への配慮からできる限り、体液の噴出を防止する必要がある、基本的に次のことを理解する必要がある。

### ① 基本事項

噴出は埋却溝内の水分（家きん体液や湧水）が土圧により家きん死体等から発生するガスとともに空隙を見つけて上昇し噴出することにより生じている。

現場の土が空隙の多い土質でガスが自由に抜けることができ、また水分を十分吸収できるなど、一定の条件が保たれた現場では噴出が起こっていないことに注目する必要がある。

このことから、以下を注意することで体液噴出の軽減を図ることとする。

### ② 注意事項

- ・家きん死体等の埋却量を抑える。
- ・家きん死体等を上から被覆するビニールシートは設置しない。
- ・底面のシートについては地下水汚染への配慮から設置しているが、家きんの生物分解を促進する観点からは設置しないほうが望ましいとされている。

このことから、周辺住民の理解が得られ、水源等への影響がないと判断される現場においては省略することは可能。

- ・埋却溝上に不必要な圧力を生じさせないこと。

例１： 重機で乗らない

例２： 溝上の余盛りは均平な厚さになるようにする。（山盛りにしない）

- ・被覆土の空隙を確保し、土被りの厚い上方へ体液を浸透させる。

例３： 盛り土をバケツ等で押さえない

- ・埋却溝は可能な限り等高線に平行に掘削するなど、底面の水平確保を行うこと。（傾斜地では最下点での体液噴出が見られる。）

# 焼却作業手順書

## 1 焼却作業準備

### (1) 焼却作業の事前確認

- ① 作業計画、作業者名簿、資材・機材の種類・数量及び保管場所
- ② 重機の配置、死体等の運搬経路、搬出入の動線
- ③ 作業の安全確保上の留意事項
- ④ まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）
- ⑤ 緊急時の連絡先を含めて事故等の起きた際の対応

### (2) 重機や消毒用機材等の調達

#### ① 死体等搬出入・移動用の重機

処理場でトラックからペールを下ろすため、フォークリフトとオペレーターを調達する。

また、重機を利用できない場所では台車等を利用する。

#### ② 死体等運搬用車両

処理施設の受け入れ・一時保管、処理能力を勘案して必要台数を決める。

#### ③ 動力噴霧器

#### ④ 消毒用貯水タンク（500ℓ程度）

### (3) 処理場における準備

#### ① 出入り口における消毒ポイントの設置

② 搬入・処理の動線が一般利用のものと交差しないよう設定する。

③ バイオセキュリティ及び一般的な安全管理の観点から、作業の内容とその手順について再確認を行う。

## 2 ペール等の積込み・搬出、運搬、搬入

(1) 密閉容器に入れた処分鶏は、容器の外装を十分消毒し、パレットに2段重ねで載せ、フォークリフトでトラックに積載する。

(2) 係責任者は、ペールを積んだトラックの仕向け先、車両ナンバー、ペールの積載量及び出発時間を台帳に記載し、上記の内容を各焼却施設の家畜防疫員に電話で伝える。

(3) 車両への積載前後には、車両全体を念入りに消毒する。

(4) 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定し、さらに、消毒ポイントにおいて車両を十分消毒する。

(5) 焼却処理施設まで運搬する車両には防疫活動従事者等が同乗する。

(6) 焼却処理施設入口にて運搬車両を消毒する。

(7) 運搬車両から原料搬入口までブルーシートを敷く。

(8) 運搬車両から運搬物の取り降ろし時にも、その外装を十分消毒する。

- (9) 焼却処理施設内での保管場所は、施設側と協議して決定する。その際、他の物と接触することがないように隔離して設置する。
- (10) 使用した運搬車両及び運搬資材は直ちに消毒する。
- (11) 焼却施設から発生農場へ戻る際には、運転手が出発時間、車両ナンバーを係責任者に電話で連絡する。運搬トラックが複数の場合は、積載場所が混み合って作業が停滞しないよう調整する。
- (12) 係責任者は、車のナンバー、焼却施設出発時刻及び農場到着予定時刻を台帳に記載する。

### 3 焼却業務

- (1) 1日の作業時間は、施設側と協議し決定する。24時間焼却可能であれば3交代とする。
- (2) 処分鶏は焼却炉へ直接、又は直接つながる投入場所に投入する。投入時に焼却用計数野帳を用いる等、投入数が確認できるようにする。
- (3) ペールの投げ込み方法、投入量は施設側と協議し決定する。
- (4) 焼却処理が完了し、設備及び資材の消毒、施設内への搬入口から殺処分鶏の投入場所までの経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立会う。
- (5) 焼却係責任者は、ペールの搬入・処理数量の管理を行い、定時にリーダーへ報告する。

## 【Q&A】

### 高病原性鳥インフルエンザに関するQ & A

#### 【一般】

**質問1.** 高病原性鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染が疑われるのは、どんな時ですか。

**回答1.** H5亜型の高病原性鳥インフルエンザでは、ヒト-ヒト間の感染は確認されていませんので、本ウイルスに感染した家きん類（ニワトリ、アヒル、ウズラ、七面鳥など）と接触した方が、その後発熱や呼吸器症状等のインフルエンザ症状を起こした場合などです。

**質問2.** 千葉県で、ヒトでの鳥インフルエンザの発生はありますか。

**回答2.** これまで、千葉県内だけでなく国内においてもヒトでの鳥インフルエンザの発生はありません。なお、発生を確認した場合は、県のホームページや広報紙などでお知らせします。

**質問3.** ヒトの鳥インフルエンザの症状はどのようなものですか。

**回答3.** オランダの症例（H7亜型）では結膜炎が主な症状でしたが、一部の感染者では呼吸器の症状もみられています。東南アジアで現在発生している症例（H5亜型）では、発熱、咳などのヒトの一般的なインフルエンザと同様のものから、多臓器不全に至る重症なものまで様々な症状があります。

なお、「高病原性鳥インフルエンザ」という呼称についてですが、これはトリに対して特に病原性が高いインフルエンザの呼び方であり、ヒトに対する病原性から決められた呼び方ではありません。

**質問4.** 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、ヒトへどのように感染するのですか。

**回答4.** 東南アジアを中心に発生している高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した患者は、感染鳥の体液や排せつ物と濃厚に接触した、あるいは、これらの飛沫を吸入したことにより感染しています。なお、鶏肉や鶏卵からの感染の報告はありません。

**質問5.** ヒトが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した場合、検査できますか。

**回答5.** 咽頭ぬぐい液等について、千葉県衛生研究所でウイルスの亜型（遺伝子）を検査します。確定検査は、国立感染症研究所で行っておこないます。

**質問6.** ヒトが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）の対象ですか。

**回答6.** 鳥インフルエンザは、感染症法の「四類感染症」に分類されています。そのうち、インフルエンザ（H5N1亜型）については、二類感染症に分類されています。

**質問7.** ヒトが感染した場合隔離されますか。

**回答7.** インフルエンザ（H5N1亜型）患者であることが疑われる場合には、入院勧告（隔離）の対象となります。H5N1以外の亜型の場合には、入院勧告（隔離）はされません。

**質問8.** 鳥インフルエンザ患者はどこで発生していますか。

**回答8.** 2003年（平成15年）11月から2012年（平成24年）3月26日までにインドネシア、ベトナム、エジプト、中国、タイなどで発生しているインフルエンザ（H5N1亜型）患者は598名で、その内352名が死亡しています。

最新の情報は、国立感染症研究所 感染症情報センター ホームページを参照  
[http://idsc.nih.go.jp/disease/avian\\_influenza/index.html](http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html)

**質問9.** ニフトリの感染が国を越えて拡大しているのは、どうしてですか。

**回答9.** ①輸入鳥類（家きん、愛玩鳥等）、②渡りの水きん類や野鳥、③海外の発生国から肉や卵の輸入④海外の発生地からヒトが持ち込むルートなどが考えられます。

**質問10.** ヒトが感染した場合、鳥インフルエンザは感染後どのくらいの期間で発症するのですか。

**回答10.** 潜伏期間は2～8日と考えられます。

**質問11.** 現在、高病原性鳥インフルエンザが発生している国へ渡航しても大丈夫ですか。また、国内の発生地への旅行は大丈夫ですか。

**回答11.** 現段階では、高病原性鳥インフルエンザの発生を理由に渡航の自粛、中止などの必要はありません。（養鶏等関係者を除く。畜産Q8参照）ただし、不用意に流行地の鶏舎などに立ち寄ることは止めましょう。この点については、国内の旅行、移動についても同様です。

#### 【 千葉県への対応 】

**質問1.** 千葉県は、現在どのような対応をとっていますか。

**回答1.** 発生農場の全ての鶏の殺処分を実施しています。また周辺農場に異状がないか調査を実施し、現在まで異常はありません。また、健康福祉センター（保健所）・衛生研究所、家畜保健衛生所、県医師会・県獣医師会に千葉県が作成した「高病原性鳥インフルエンザに関するQ&A」を配布し、県民からの問合せに対応しています。

**質問2.** 千葉県内でヒトの患者が発生した場合は、公表するのですか。

**回答2.** 患者のプライバシーに配慮しながら、厚生労働省と連携をとって公表します。

**質問3.** 県における休日・夜間も含めた相談体制はどうなっていますか。

**回答3.** 各健康福祉センター（保健所）では、休日・夜間も含め健康にかかる県民からの相談等に対応できるよう体制を整えています。また、養鶏場等に関する相談は、家畜保健衛生所が対応しています。

**質問4.** 政令市等（千葉市、船橋市、柏市）との連携は。（休日夜間）

**回答4.** 休日夜間を含め、迅速な情報交換を行います。

#### 【 予防方法 】

**質問1.** ヒトが感染しないためには、どのような点に注意すればよいですか。

**回答1.** 感染鳥との濃厚な接触を避ければ、感染の危険性はありませんので、日常生活の中で特別な予防を行う必要はありません。なお、外出から帰った場合や食事前に手洗いやうがいなどを行うことは、インフルエンザだけでなく多くの感染症に共通する予防策です。

**質問2.** 養鶏の業務をしていますが、ヒトへの感染防止策はありますか。

**回答2.** 高病原性鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染は、感染鳥と濃厚に接触した場合に起こると考えられていますので、作業中は専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴

を着用することが必要です。

また、作業終了後は、石鹸、流水による手洗いやうがい感染防止対策上有効と考えられます。上記の作業に従事した方及び家族については、健康状態に留意し発熱などのインフルエンザ様症状の出現などの体調に異常があった場合は、直ちに医療機関の診療を受けその旨を医師にお伝えください。

**質問3.** ヒトに対する鳥インフルエンザワクチンがありますか。

**回答3.** 現時点ではありません。

**質問4.** もし、ヒトの感染が確認された場合、家庭や職場の消毒はどうすればよいのですか。

**回答4.** ヒト-ヒト間の感染が発生していない場合は、特別に消毒する必要はありませんが、不安な場合には、患者の手指が触れたドアノブや飛沫が付いた部分を中性洗剤や消毒用アルコール等で消毒することが可能です。

なお、ヒト-ヒト間の感染が確認された場合は、保健所長の指示に従って対応してください。

**質問5.** 今年の冬、インフルエンザワクチンを接種したのですが安心ですか。

**回答5.** 現在流行しているヒトインフルエンザワクチンには、鳥インフルエンザに対する効果はありません。しかし、ヒトインフルエンザと鳥インフルエンザに同時にかかった場合に危惧されている新型インフルエンザへの変異の危険性を下げる効果は期待できますので、あらかじめ、インフルエンザワクチンを接種しておくことをお勧めします。

#### 【 診断方法 】

**質問1.** ヒトが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した場合、検査法はありますか。

**回答1.** 咽喉等ぬぐい液等について、千葉県衛生研究所でウイルスの亜型（遺伝子）を検査します。確定検査は、国立感染症研究所でおこないます。

**質問2.** 感染が疑われる場合はどこの医療機関に行けばよいのですか。

**回答2.** 10日以内に感染鳥との接触歴があり、インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状）がある場合には、鳥インフルエンザウイルス感染が疑われますので、医療機関に受診する前に電話でお近くの保健所にご相談ください。

#### 【 治療方法 】

**質問1.** ヒトが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した場合の治療法はありますか。

**回答1.** インフルエンザの治療に用いられている抗インフルエンザウイルス薬が高病原性鳥インフルエンザウイルスにも効果があるといわれています。

#### 【 動物関係 】

**質問1.** 自宅でニワトリ等を飼っていても大丈夫ですか。

**回答1.** 高病原性鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに自宅で飼っているニワトリ等への感染につながるわけではありません。現在ニワトリ等が健康であれば、鳥小屋に野鳥を近づけないように工夫するなどして、適切に管理しながら飼育を継続してくだ

さい。

ニワトリ等に死亡数の急激な増加、元気消失、神経症状、産卵停止、消化器症状（下痢）、呼吸器症状、などの通常と異なる症状があった場合は、動物病院へ相談してください。

**質問2.** 飼っているニワトリ等の世話をする際の注意点を教えてください。

**回答2.** 人が高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、病鳥と近距離で接触したり、それらの内臓や排せつ物に接触したケースが多く、感染はごく稀であるといわれています。高病原性鳥インフルエンザに限らず、動物に接する場合の注意事項として、動物を触った後は手洗いやうがいをする、動物の周りを清潔にすることを心がけることなどの基本的な予防対策が重要です。

**質問3.** 学校で飼っているニワトリ等の世話を子供がしていますが大丈夫ですか。

**回答3.** 高病原性鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染はごく稀であるといわれています。鳥インフルエンザに限らず、動物に接する場合の注意事項として、動物を触った後は手洗いやうがいをする、動物の周りを清潔にすることなどの基本的な予防対策が重要です。

**質問4.** ニワトリ以外のトリは心配ありませんか。

**回答4.** 高病原性鳥インフルエンザウイルスのトリから他のトリへの感染はありますが、高病原性鳥インフルエンザが発生したからといって直ちに自宅で飼っているニワトリ等への感染につながるわけではありません。現在、飼っている鳥が健康であれば、鳥小屋に野鳥を近づけないように工夫するなどして、適切に管理しながら飼育を継続してください。なお、決して棄てたりしないでください。

**質問5.** 他の動物（犬やねこ等）は感染しますか。

**回答5.** 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、トリからトリといった同じ種の間では感染しますが、異なる動物種の間での感染はごく稀であるといわれています。

**質問6.** 野鳥の死体を見つけた場合にはどうすればよいのですか。

**回答6.** 野鳥も飼われている鳥と同じように、様々な原因で死亡します。飼われている鳥と違って、エサが摂れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともあります。

また、野鳥は、鳥インフルエンザウイルス以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていたりします。野鳥が死んだ場合には、鳥インフルエンザだけでなく、こうした細菌や寄生虫が人の体に感染することを防止することが重要です。

野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう死亡した鳥を素手で触らずにビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処分することも可能です。

水鳥（ハクチョウやカモなど）や猛きん類（フクロウなど）など、環境省が検査対象種として指定している種については、死亡羽数や死亡の状況によっては鳥インフルエンザの検査を行う場合がありますので、市町村又は地域振興事務所にご連絡ください。

万一、野鳥が密集して死んでいる場合には、毒物などを食べて死亡したことも疑われます。この場合には、事件の可能性もありますので、警察、家畜保健衛生所又は保健所に

ご連絡ください。

**質問7.** 直接、野鳥から人に高病原性鳥インフルエンザウイルスが感染した例はありますか。

**回答7.** 近年、高病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥から分離される例がいくつか報告されていますが、野鳥から人に感染した例は、世界的にも確認されていません。

#### 【 食品関係 】

**質問1.** 卵や鶏肉は食べても安全ですか。

**回答1.** 食品としての鳥類（鶏肉や鶏卵）を食べたことによって、ヒトが感染した例は今までにありません。

日本では、高病原性鳥インフルエンザは家畜伝染病（法定伝染病）であり、発生した場合には鳥での感染拡大防止のため、殺処分、焼却又は埋却、消毒等のまん延防止措置が実施されますので、市場に出荷される可能性は少ないはずで、また、感染鳥やその卵が万一食品として市場に出回り、それを食べて消化管にウイルスが入ったとしても、ヒトの腸管には鳥インフルエンザウイルスのリセプター（感染するための受け皿）は無く、食品としての鶏肉、鶏卵などからの感染はないと考えられます。

さらに、ウイルスは適切な加熱により死滅しますので、心配な場合は過熱調理してください。

WHOは、一般的な食中毒の防止方法として、食品の中心温度を70℃に達するよう、加熱することを推奨しています。

**質問2.** 卵や鶏肉は、どのような安全のための措置が講じられていますか。

**回答2.** 国産の卵は、卵選別包装施設（GPセンター）で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。

#### 【 畜産 】

**質問1.** 高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型、H7亜型）とはどんな病気ですか。

**回答1.** 鶏に元気消失、産卵停止、下痢、呼吸器症状などを起こす、H5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルスを原因とする病気です。その感染力の強さと高い死亡率から、ひとたびまん延すれば養鶏業への影響が甚大になります。平成28年度に国内で発生した高病原性鳥インフルエンザはすべてH5N6亜型のウイルスによるもので、いずれも病原性が強く、短期間に死亡羽数が増加しました。

**質問2.** 発生県ではどのような防疫対応がとられていますか。

**回答2.** 発生県では防疫対策本部が設置され対応にあたります。発生のある養鶏場では、全ての鶏の殺処分を行うとともに、立入制限・消毒が行われます。また、原則として発生農場を中心とした半径10km以内の区域内で、鶏・卵の移動制限や食鳥処理場・卵集配センターの閉鎖が実施され、清浄性の確認検査を行います。



**質問3.** 千葉県における高病原性鳥インフルエンザの対応はどうなっていますか。

**回答3.** 本県では、病気の早期発見のために、県内養鶏農家のモニタリング調査と週1回の死亡羽数の確認を実施しています。

また、発生した場合に備え、必要な資材の備蓄、発生を想定した防疫演習を毎年実施しています。

**質問4.** 千葉県内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合、公表はするのですか。

**回答4.** 農家のプライバシーに配慮しながら、次の事項を速やかに公表します。

①患畜が飼養されていた地域 ②発生場所 ③発生年月日

**質問5.** 飼育している鳥が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染しているおそれがあるときはどうしたらよいですか。

**回答5.** 愛玩用の鳥等については、お近くの動物病院にまずご相談ください。

**質問6.** 鳥インフルエンザのワクチンを使用できますか。

**回答6.** 鳥インフルエンザのワクチンは、基本的には使用できません。国が必要と認めた場合のみ使用することがあります。

**質問7.** 鳥インフルエンザの抗体検査による陰性証明をしてほしいのですが。

**回答7.** 鳥インフルエンザの抗体検査は、現在のところ、本病の発生・まん延防止を図る等の緊急の場合か、モニタリング検査を実施する場合のみ行うこととしており、安全性の証明のための抗体検査は実施しておりません。

**質問8.** 今後、養鶏等関係者が取るべき防疫対応について教えてください。

**回答8.** 日常の健康観察を丁寧にするとともに、本病の侵入防止のために、野鳥等の鶏舎への侵入防止対策（防鳥ネットの設置等）、農場への出入りの制限、鶏舎及び周辺の消毒に努めて下さい。

#### 【 消毒ポイント 】

**質問1.** 消毒ポイントとはなんですか。

**回答1.** 発生農場周辺並びに移動制限区域及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止するために設置するもので、畜産関係車両を引き込み、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒します。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒も実施します。その際に、車両消毒済証明書を運転手に発行するとともに車両消毒実施確認書により消毒実施の記録を残します。

**質問2.** 移動制限区域とはなんですか。

**回答2.** 感染拡大を防止するために、原則として発生農場を中心とした半径3キロメートル以内の区域において、家きん等※の移動を禁止する区域として設定します。ただし、制限の対象外となっている証明書を携帯している場合は移動制限の適用を除外します。

※家きん等

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- (3) 家きんの死体

(4) 家きんの排せつ物等

(5) 敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

**質問3.** 搬出制限区域とはなんですか。

**回答3.** 感染拡大を防止するために、原則として発生農場を中心とした半径 10 キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域として設定します。ただし、制限の対象外となっている証明書を携帯している場合は搬出制限の適用を除外します。

**質問4.** 移動制限区域はいつ解除されますか。

**回答4.** 発生農場の防疫措置（と殺、死体の処理、汚染物品の処理及び家きん舎等の消毒）の完了後 10 日が経過した後に実施する清浄性確認検査により全て陰性を確認し、かつ防疫措置完了後 21 日が経過すれば、全ての制限は解除され、消毒ポイントも全て閉鎖されます。

**質問5.** 搬出制限区域はいつ解除されますか。

**回答5.** 発生農場の防疫措置（と殺、死体の処理、汚染物品の処理及び家きん舎等の消毒）の完了後 10 日が経過した後に実施する清浄性確認検査により全て陰性を確認した場合に解除され、搬出制限区域上の消毒ポイントは閉鎖されます。

**質問6.** 車両消毒済証明書を発行する理由は何ですか。

**回答6.** 制限の対象外の証明を携帯して制限区域内の家きん等を移動させる場合には消毒ポイントで車両消毒を受けるとともに、その記録を保管しておく必要があります。また、取引先から消毒ポイントで消毒を受けたことを確認される場合があるため責任者の押印をした証明書の発行が必要となります。

# 関連様式集

様式一覧

No	様式名	作成者	報告ルート	備考
1	異常家きん等の届出を受けた際の報告（指針様式3）	現地家保	家保→畜産課→動物衛生課	
2	異常家きんの症状等に関する報告（指針様式4-1）	病鑑担当	病鑑担当→家保→畜産課→動物衛生課	
3	異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告（指針様式4-2）	病鑑担当	病鑑担当→家保→畜産課→動物衛生課	
4	防疫計画(事前調査票)	現地家保	現地で最終確認後→畜産課	
5	必要人員算定表	各家保	各家保→畜産課	
6	疫学情報調査票	病鑑担当	病鑑担当→家保→畜産課	
7	取材電話記録票	各所属		
8	自衛隊の災害派遣について(要請)	県対策本		
9	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(要請)	県対策本		
10	現地防疫活動従事者の派遣要請	現地対策		
11	現地防疫活動従事者の派遣要請に対する回答	県対策本		
12	現地防疫活動従事者派遣名簿	各所属		
13	各班別管理表（発生農場用）	従事者受入係	従事者受入係 →発生農場対策班副班長	
14	評価用計数野帳	防疫作業係 (記録係)	記録係→サブリーダー→リーダー→発生農場対策班班長	初動時は評価係が作成
15	処分鶏計数表	班長	班長→現地対策本部→県対策本部	
16	汚染物品計数表	班長	班長→現地対策本部→県対策本部	

17	資材受入簿（発生農場用）	資材管理		
18	在庫管理表（発生農場・サブステーション共通）	資材管理		
19	と殺指示書（指針様式7）	現地家保	家保→農場管理者	
20	焼却用計数野帳	焼却係	焼却係→現地対策本部 →県対策本部	
21	焼却用運搬トラック積載確認表	焼却係		
22	問題発生記録	各係 責任者	責任者→現地対策本部 →県対策本部	
23	資材受入簿（サブステーション用）	資材管理		
24	防疫作業従事者の現地判定フロー	後方支援		
25	従事者作業前チェック票（高病原性鳥インフルエンザ用）	総務 WS	総務 WS→従事者管理係→総務	
26	サブステーション施設レイアウト図	後方支援	後方支援班長→周辺家保→畜産課	
27	サブステーション連絡先一覧	後方支援	後方支援班長→周辺家保→畜産課	
28	配布資材チェックリスト	(配付資料)		
29	防疫活動従事者のスケジュール	(配付資料)		
30	防疫作業従事者名簿	県対本部 SS従事者 管理係	県対本部→SS従事者管理係 SS従事者管理係→SS総務→現地対 策本部→県対策本部	
31	受付名簿（動員者以外）	SS従事者 管理係	SS従事者管理係→SS総務→現地対 策本部→県対策本部	
32	各班別管理表（SS用）	SS総務	SS総務→SS従事者管理係（必要事 項記載）→SS総務	

33	受付状況取りまとめ	SS 従事者 管理係	SS 従事者管理係→SS 総務	
34	発生農場対策従事者日報	SS 総務	SS 総務→現地対策本部 →県対策本部	
35	バス運行予定表（県庁－SS）	SS 総務	SS 総務→SS 従事者管理係→SS 総務 →県対策本部	
36	農場バス等運行実績（SS－農場）	SS 従事者 管理係	SS 従事者管理係→SS 総務	
37	移動制限区域・搬出制限区域内の養鶏農家及び畜産関連施設	周辺家保	周辺家保→現地家保・畜産課	
38	告示用字一覧	周辺家保	周辺家保→現地家保・畜産課	
39	移動制限区域内鳥飼養者あて HPAI 発生通知	周辺家保		
40	移動制限の例外に係る緊急調査	周辺家保		
41	搬出制限区域内鳥飼養者あて HPAI 発生通知	周辺家保		
42	搬出制限の例外に係る緊急調査	周辺家保		
43	GP センターの再開に当たっての確認事項	周辺家保		事前に確認して
44	食鳥処理場の再開に当たっての確認事項	周辺家保		事前に確認して
45	ふ卵場の再開に当たっての確認事項	周辺家保		事前に確認して
46	例外協議農場リスト	周辺家保	周辺家保→県対策本部	
47	確認検査リスト	周辺家保		
48	移動制限除外証明書	周辺家保		

49	例外協議結果通知の送付例	周辺家保		
50	家畜衛生だより	畜産課		会議資料を活用
51	道路占有許可申請書	周辺家保		
52	道路使用許可申請書	周辺家保		
53	消毒ポイント担当者報告書	消P運営		
54	車両消毒実施確認書（消毒実施者控）	消P運営		
55	車両消毒済証明書	消P運営	消P運営係（消毒業者）→消毒対象	
56	消毒ポイント実績報告書	消P運営	消P運営係（消毒業者）→畜総研	
57	消毒ポイント連絡事項記録用紙	畜総研		
58	周辺対策従事者日報	畜総研	畜総研→畜産課	
59	動員実績（消毒ポイント関係）	畜総研	畜総研→畜産課	
60	（参考）消毒ポイント設置例・看板			
61	関係機関・団体向け協力要請用資料	畜産課	畜産課→関係機関	
62	高病原性鳥インフルエンザ「疑い事例」の発生について（部長レク・プレス）	畜産課		





5 届出事項

異常確認の日時： 年 月 日 時 分

確認者：

過去21日間の平均死亡羽数と直近3日程度の死亡羽数の推移：

死亡羽数	農場全体	〇〇号鶏舎	〇〇号鶏舎	〇〇号鶏舎	〇〇号鶏舎
過去21日間の平均					
直近 〇日前					
〇日前					
3日前					
2日前					
1日前					
今日					

異常家きんを確認した家きん舎（飼養羽数とその構造）：複数の場合各々記載

鶏 舎	〇〇号鶏舎	〇〇号鶏舎
飼養羽数	羽	羽
鶏舎構造		
異常家きんの羽数、週齢	羽	日・週齢
主な症状（稟告）		
異常家きんの家きん舎内分布状況		
既の実施済みの検査	有り ・ 無し	有り ・ 無し
（有りの場合）実施者 検査キット名 陽性数／検体数		

6 既に講じた措置：

出荷自粛 / 部外者の立入り制限 / 出入口、衣類、飼養器具の消毒  
その他（ ）

7 その他関連事項（疫学情報など）：

8 届出者への指示事項：

すべての家きん、卵、死体、排泄物、敷料、飼料、飼養器具の移動自粛／出入口を1カ所として、  
部外者を立入り制限 / 従業員が外出する場合の消毒 / 異常家きんの卵、排泄物、敷料を他の家  
きんと接触させない  
その他（ ）

9 届出受理者氏名：

10 処置

(1) 通報（時間）

所長： ( 時 分)

千葉県畜産課： ( 時 分)

(2) 現地調査（人数）

氏名： ( 名)

出発時間： 時 分、農場到着予定時間： 時 分

簡易キット開始予定時間： 時 分

### 異常家きんの症状等に関する報告

都道府県：

家畜保健衛生所：

担当：

1 現地調査（立入検査）

平成 年 月 日 時

※ 以下の 2, 3 については、様式 3 で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家きん等の通報

届出日時：

届出者氏名：

届出者住所：

届出内容：

3 農場詳細

名称：

住所：

所有者：

従業員数：

飼養羽数：

用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）

羽数： 羽

家きん舎数：

構造：開放、ウインドウレス、その他（ ）

飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（ ）

(※飼育羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する。)

4 病歴、病状、病変の概要（通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む）

5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

（1）異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数：（うち死亡羽数： 羽）
備考 （管理失宜、誘導換羽の有無等）			

（2）死亡羽数の推移（家きん舎ごと）

日							
家きん舎番号							
農場全体							

（3）鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都道府県：  
家畜保健衛生所：  
担当：

1 疫学情報（判明次第追記すること。）

- (1) 飼養者が過去 7 日間に直接の飼養管理を行った他農場
- (2) 家きんの導入又は搬出（過去 21 日間）
- (3) 人・車両の出入り及び巡回範囲（過去 21 日間）
- (4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出
- (5) 死亡家きんの処理・搬出
- (6) 種卵の搬出先（過去 21 日間）
- (7) その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取（検体数）

4 その他参考となる情報

- (1) ND ワクチン接種歴、ND ワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数（3 km、10 km）

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイム PCR 検査）結果判明予定日時：

血清抗体検査結果判明予定日時：

ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考

調査年月日：平成 年 月 日 調査者氏名：

## 防疫計画（事前調査票）

農場名：

住 所：

連絡先：

### I 農場概況

1 飼養形態：採卵鶏・ブロイラー

2 飼養羽数：

3 鶏舎構造等： 鶏舎数

鶏舎構造

### II 鶏舎内の構造等

鶏舎毎の形状を図示し、以下の内容を鶏舎毎に明記する。

1 飼養羽数（鶏舎毎）

2 構造（ケージの配置等）

3 列ごとのケージの数

4 通路数と通路の幅

5 出入り口

（書ききらない場合は別紙）

Ⅲ 農場敷地内配置図（見取り図）

農場内の鶏舎、その他の施設の配置図を示し、以下の設置場所を明記する。

- 1 殺処分場所
- 2 ペール置き場
- 3 トラックへの積み込み場所
- 4 仮設テント（装備の脱着等）の設置場所
- 5 防疫ライン
- 6 休憩場所
- 7 埋却場所（農場内にある場合）

（書ききらない場合は別紙）

#### IV その他

集合場所からの人員輸送方法

殺処分鶏の処分方法 → 埋却（自己所有地、その他）・焼却

埋却場所の確認と運搬方法

発生農家が保有する作業用機械の種類及び台数

・ホイールローダー		台
・フォークリフト		台
・ボブキャット		台
・ダンプカー	t	台
・動力噴霧器		台
・水タンク	リットル	個
・その他		

鶏ふんの堆積状況とふん処理方針



## (様式5) 必要人員算定表

### 1. 殺処分作業に必要な人数

#### (1) 養鶏場に同時に入る班数

発生農場の鶏舎数、鶏舎の構造（ケージ列、通路幅等）を考慮して同時に入る班数を決定する。

	鶏舎名	ケージ列数	通路数、幅	同時に入る班数	
1				A	班
2				A	班
3				A	班
4				A	班
5				A	班
合 計				E	班

(2) 班構成

① 殺処分1班

サブリーダー1名※
-----------

※ サブリーダーは1班に1人とする。

担当	人数
捕鳥	6名
運搬	6名
CO <sub>2</sub> 注入	2名
詰め込み	5名
記録	1名
B 合計	20名

B	殺処分1班
	20名

② ペール、フレコンバック搬出・積込み1班

例) 搬出・積込みSL1名+20名

※ 別途フォークリフト、クレーンのオペと重機が入る

C	搬出・積込1班
	20名

(3) 1鶏舎あたり必要な人数(1クール)

① 殺処分

B	殺処分1班
	20名

 × 

A	同時に入る班数
	班

 = 

1クール必要な人数	
人	

② 搬出・積込

C	搬出・積込1班
	20名

 × 

A	同時に入る班数
	1班

 = 

1クール必要な人数	
20人	

注意) ①は、鶏舎毎に算出すること。

(4) 殺処分に必要な人数 (1日あたり)

① 農場内の人数

	1クール	2クール	3クール	4クール	5クール	6クール	計
リーダー	1名			1名			2名
サブリーダー	4~5名		4~5名		4~5名		12~15名
殺処分	20× 4~5班	20× 4~5班	20× 4~5班	20× 4~5班	20× 4~5班	20× 4~5班	120 × 4~5班
搬出・積込	20名	20名	20名	20名	20名	20名	120名

※ 殺処分が24時間で完了できない場合、夜間作業の安全性を考慮して2クール体制とする場合がある。

② 1日あたり必要な人数

	鶏舎名	人数	県職員	重機オペ			家畜防疫員
1							
2							
3							
4							
5							
	合計	名					

※ リーダーは、殺処分作業と消毒作業で1名とする。(1日2名/12時間交代)

(5) 殺処分にかかる日数

① 1時間あたり取り出し羽数

$$S = 230 \text{羽} \times \text{捕鳥係人数} \text{ (1人あたり230羽/時間)}$$

② 殺処分に必要な班数

飼養羽数
羽

 $\div (S \times 3 \text{時間}) =$ 

D	必要な班数
	班

③ 殺処分にかかる日数

D	必要な班数
	班

 $\div ($ 

E	同時に入る班数
	班

 $\times 6) =$ 

殺処分に係る日数
日

※ 6クールとして計算

## 2. 消毒作業に必要な人数

- 農場の封鎖及び外部との遮断（必要に応じて外周部をビニールシートで遮断する。）
- 出入口を1カ所にして、立入禁止とする。出入り車輛の消毒
- 作業員に対する消毒
- 衛生害虫、ネズミ等の駆除
- 農場内の緊急消毒
- 殺処分終了後の清掃・消毒

例）1日あたり1班構成で、6クール体制で実施

### （1）農場消毒

	1クールの人数			6クールの人数
	家畜防疫員	県職員	計	
リーダー	・殺処分担当の家畜防疫員と兼ねる。			
サブリーダー※		1名	1名	6名
消毒作業		15名	15名	90名
合 計				96名

※ サブリーダーは農場消毒・車両消毒で1名。

### （2）出入り車輛消毒

	1クールの人数			6クールの人数
	家畜防疫員	県職員	計	
リーダー	・殺処分担当の家畜防疫員と兼ねる。			
サブリーダー※		(1名)	(1名)	(6名)
消毒作業		5名	5名	30名
合 計				30名

※ サブリーダーは農場消毒・車両消毒で1名。

※ リーダーは、殺処分作業と消毒作業で1名とする。(1日2名/12時間交代)

### 3. 埋却作業に必要な人数

- 作業時間は、原則2クール体制（例①6:00～14:00、②14:00～22:00）  
夜間作業で安全を確保できないときは、作業を中止する。
- 玉掛け作業には、家畜防疫員のうち玉掛け作業有資格者を配置する。
- 重機オペレーターは、ふん尿処理作業は行わない。
- クレーン作業には、重機オペレーター以外に作業補助者を配置する。

#### （1）1クルールの人員配置例

	家畜防疫員	県職員	市町村	重機オペ	建設業者	備考
埋却係責任者	1					
サブリーダー		1				
重機操作				3		バックホウ 3台
玉掛け作業	1				3	
埋却作業		20				
合計	2	21		3	3	

○ 1クール 29名

#### （2）1日あたりの人員数例

	家畜防疫員	県職員	市町村	重機オペ	建設業者	備考
埋却係責任者	2					
サブリーダー		2				
重機操作				6		
玉掛け作業	2				6	
埋却作業		40				
合計	2	42		6	6	

○ 1日 58名（8時間交代/2クール）

#### 4. 焼却作業に必要な人数

##### (1) 市町村焼却場の構成例

	1クールの人数					3クール の人数
	家畜防疫員	県職員	市町村	重機オペ	計	
焼却係責任者	1名				1名	3名
積込				1名	1名	3名
運搬同乗		5名			5名	15名
投込・ 車両消毒		15名			15名	45名
合 計						66名

##### (2) 民間焼却場の構成例

	1クールの人数					3クール の人数
	家畜防疫員	県職員	市町村	重機オペ	計	
焼却係責任者	(1名)				(1名)	(3名)
積込	(1名)				(1名)	(3名)
運搬同乗		10名			10名	30名
車両消毒		10名			10名	30名
合 計						60名

※ 市町村と民間の焼却場を併用する場合、焼却班長と重機オペは兼務とする。

##### (2) 1日あたり必要な人数

	焼却場名	人 数	家畜防疫員	県職員	市町村	重機オペ	
1							
2							
3							
合 計		名					

## 5. 後方支援班の作業に必要な人数

### ○ サブステーションの運営・管理

#### (1) 班構成 (1クール)

	1クールの人数						
	家畜防疫員※1	県職員	市町村	総務WS	保健所	その他	計
班長	1名						1名
総務係	1名	2名※2					3名
従事者管理係	2名	1名	2名	若干名	若干名		7名
資材管理係	2名	4名+(補助作業員)	1名				7名
警備担当						2名	2名
合計	6名	7名	3名	若干名	若干名	2名	

※1 家畜防疫員は12時間交代

※2 畜産課職員1名含む

#### (2) 1日あたり必要な人数

1日あたり24時間3クール体制とする。

	3クールの人数						
	家畜防疫員	県職員	市町村	総務WS	保健所	その他	計
班長	2名						2名
総務係	2名	6名					8名
従事者管理係	4名	3名	6名	若干名	若干名		13名
資材管理係	4名	12名	3名				19名
警備担当						6名	6名
合計	12名	21名	9名	若干名	若干名	6名	

## 疫学情報調査票

調査年月日	平成 年 月 日	調査者	
農場名			
管理者			
従業員	_____名※自宅等で家きん類を飼養している人（有・無） （発熱等異常の有無を確認すること。）		
(1) 飼養者が直接飼養管理を行った他農場 （過去 7 日間）			
(2-1) 家きんの導入 （過去 21 日間）			
(2-2) 家きんの搬出 （過去 21 日間）			
(3) 人・車両の出入り及び巡回範囲 （過去 21 日間）			
鶏卵の出荷 （出荷先、運送業者、日時）			
飼料の購入 （購入元、運送業者、日時）			
(4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出 （過去 21 日間）			
(5) 死亡家きんの処理・搬出 （過去 21 日間）			
(6) 種卵の搬出先 （過去 21 日間）			
(7) その他			

\* 日時、連絡先を確認すること



# 取 材 報 告

担 当 課 \_\_\_\_\_  
取材対応者 \_\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

取 材 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
報道機関及び記者氏名	
取材項目及び取材方法	
回答要旨（取材の背景、記事掲載予定等も併せて記入願います。）	
1 取材の背景	
2 取材内容	
3 掲載予定	

※ 提出・照会先 報道広報課報道室 TEL 043-223-2068  
FAX 043-225-1265

様式 8

自衛隊の災害派遣について(要請)

〇〇〇 第 号

平成 年 月 日

陸上自衛隊第 1 空挺団長 様

千葉県知事 鈴木 栄 治

自衛隊の災害派遣について(要請)

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により下記のとおり派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(要請)

〇〇〇 第 号  
平成 年 月 日

陸上自衛隊第 1 空挺団長 様

千葉県知事 鈴木 栄 治

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(要請)

平成 年 月 日付け〇〇第 号で要請したこのことについて  
は、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収日時

平成 年 月 日 時 分

2 撤収を要請する理由

現地防疫活動従事者の派遣要請

平成 年 月 日

千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部長 様

(〇〇地域) 現地対策本部長

現地防疫活動従事者の派遣要請について

このことについて、高病原性鳥インフルエンザの発生に係る人員の派遣要請について、下記のとおり要請します。

記

- 1 派遣期間 〇〇月〇〇日( )～〇〇月〇〇日( )の〇〇日
- 2 必要人員 〇〇名/日× 〇〇日
- 3 作業場所 発生農場(〇〇市〇〇町〇〇番地)
- 4 作業内容 殺処分作業ほか
- 5 留意事項 集合場所・時間、作業内容等詳細については別紙による

〇〇地域現地対策本部 (〇〇家畜保健衛生所内 電話： FAX： 担当：〇〇、〇〇
--

現地防疫活動従事者の派遣要請に対する回答

平成 年 月 日

〇〇地域現地対策本部長 様

千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部長

現地防疫活動従事者の派遣について

このことについて、高病原性鳥インフルエンザの発生に係る人員を下記のとおり派遣します。

記

- 1 派遣期間 〇〇月〇〇日（ ）～〇〇月〇〇日（ ）の〇〇日
- 2 派遣人員 〇〇名／日× 〇〇日  
別紙 「現地防疫従事者派遣名簿」添付
- 3 作業場所 発生農場（〇〇市〇〇町〇〇番地）
- 4 作業内容 殺処分作業ほか
- 5 集合場所・時間
- 6 留意事項

千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部  
担当：〇〇・〇〇  
TEL043-223-

人員補充名簿

現地防疫活動従事者派遣名簿

1 派遣日：平成〇〇年〇〇月〇〇日（ ）

2 所属機関：（所属電話）

(1) 連絡責任者

連絡責任者	職名	氏名	自宅電話	携帯電話
主				
副				

(2) 派遣職員

No.	職名	氏名	備考
1			班長
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

注) 派遣日ごとに従事者氏名を記載する。また、班長を No1 に記載すること。

各班別管理表（発生農場用）

月 日 No

	班名	人数	担当 SL	農場 到着時間	SS 連絡 チェック	実施作業 (○号鶏舎：殺処分・消毒、 埋却地、事前準備等)	農場 出発時間	SS 連絡 チェック	備考
1					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
2					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
3					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
4					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
5					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
6					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
7					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
8					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
9					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
10					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	

# 評価用計数野帳

**計数対象** 処分鶏 ・ 卵 ・ 飼料 ・ その他 ( )

月	日	時～
計数者		
班		

**由来** 号舎 号タンク **鶏種及び日齢** ・ 日齢

**容器** **目印** スプレー色 ( ) ・ その他 ( )

	数量 (羽/個/kg)	計数チェック (正の字)		数量 (羽/個/kg)	計数チェック (正の字)		数量 (羽/個/kg)	計数チェック (正の字)		数量 (羽/個/kg)	計数チェック (正の字)		数量 (羽/個/kg)	計数チェック (正の字)
1			21			41			61			81		
2			22			42			62			82		
3			23			43			63			83		
4			24			44			64			84		
5			25			45			65			85		
6			26			46			66			86		
7			27			47			67			87		
8			28			48			68			88		
9			29			49			69			89		
10			30			50			70			90		
11			31			51			71			91		
12			32			52			72			92		
13			33			53			73			93		
14			34			54			74			94		
15			35			55			75			95		
16			36			56			76			96		
17			37			57			77			97		
18			38			58			78			98		
19			39			59			79			99		
20			40			60			80			100		



### 処分鶏計数表 (別紙 評価用計数野帳の内容を転記)

号鶏舎

月 日

No.	容器 (ペール、フレコン等)	1容器当 たりの 梱包羽数	計数 容器数	計数後目印 (鶏舎又はロット番号・スプレ-色等)	計数後 配置場所	計数者	計数時刻	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※ロット番号は、同一鶏舎内でも鶏種や日齢が異なる場合に記載し別々に計数する (評価額に関係する)

汚染物品計数表（別紙 評価用計数野帳の内容を転記）

月 日

評価物品 (卵/飼料/その他)	由来 (鶏舎・卵殻色 飼料タンク)	容器 (ペール、 フレコン等)	1 容器当たりの 梱 包数 (何個 or 何 kg)	計数 容器数	計数後目印 (鶏舎番号・ スプレー色等)	計数後 配置場所	計数者	計数時刻	備 考

※卵殻色：赤玉と白玉は分けて計数する（評価額に関係）

### 資材受入簿（発生農場用）

#### 鶏舎消毒用資材

必要物品	必要量	搬入数量	保管元（所属）	搬入者	返却先	備考
台車（大）						水タンク設置・搬送用
水タンク（300L）						鶏舎消毒用。
動力噴霧器						鶏舎消毒用。現地・交代・待機家保持参
ホース（50m）						動噴の水源が遠方の際必要
消毒薬（アストップ）						鶏舎消毒用。
養生テープ						消毒作業前の機械養生（余りは着脱テントへ）
ポリビニール袋（90L）						消毒作業前の機械養生

#### 殺処分用資材（動員人数・班数により変わる）

台車（小）（ペール搬送用）						殺処分時のペール搬送では、1班搬送係10名に対し10個。
蓋つきポリバケツ（90L）						1班搬送係10名に対し10個。
炭酸ガスボンベ（30kg）						1ボンベ600羽想定で試算。
スノーホン						殺処分係2名
ボンベキャリア						殺処分係2名
レンチ						スノーホン接続時

#### 殺処分用資材（羽数により変わる）

ポリビニール袋（90L）						フレコンバック殺処分用：1袋10羽→2,000袋
ラッカースプレー（数色）						梱包後のペール計数のための目印
ミッペール（45L）						殺処分用：1ペール10羽→2,000個 評価用：残餌・残卵回収用 500個
フレコンバック（1m <sup>3</sup> ）						殺処分用：200羽ずつ鶏投入→100個 清掃・後片付け用：非感染性のごみ投入→100個

その他発生農場作業全般

必要物品	必要量	搬入数量	保管元(所属)	搬入者	返却先	備考
投光器						農場内使用。国土交通省に依頼。
投光器						鶏舎内使用。鶏舎の両端に設置。
ヘッドライト						※投光器で十分な光量が確保できない場合必要
消石灰						鶏舎内散布用：10㎡あたり1袋(20kg)散布 →80m×15m鶏舎で120袋。 鶏糞封じ込め用：80m×15m鶏舎で10㎡あたり1袋使用 →120袋。ブルーシート被覆後も散布するので120×2=240袋
一輪車						殺処分後の散布消石灰搬送用
ブルーシート(15m×15m)						鶏糞封じ込め用。80m×15m鶏舎想定。
コンパネ						鶏糞封じ込め作業用
時計						作業員の時間把握用。
ホワイトボード(マーカー含む)						鶏舎内作業連絡用
コードリール						
工具セット一式						
携帯、スマホ モバイルバッテリー						スマホ→病監担当、携帯→発生農場対策班長

鶏舎内清掃・消毒用資材(動員人数・班数により変わる)

脚立						鶏舎内清掃・消毒用
ほうき						鶏舎内清掃用
高枝切狭						集糞ベルト等切断用
スコップ						
み(ちりと)						
ステンレススクレーパー						鶏舎内清掃用(鶏舎通路の糞のこそぎ落とし等)

着脱テント・発生農場本部必要物品一覧

必要物品	必要量	搬入数量	保管元(所属)	搬入者	返却先	備考
テント						着脱用、資材保管用、本部総務用
ブルーシート						テント用
簡易トイレ						
机						
イス						
アルコールスプレー						脱衣時に使用
長靴(24cm)						
長靴(25cm)						
長靴(26cm)						
長靴(27cm)						
長靴(28cm)						
養生テープ						
軍手						
ヘルメット						
ゴミ袋(45リットル)						
サンダル						
踏み込み消毒槽						
予備防護服(各サイズ)						予備アウター
予備帽子						
予備マスク(各サイズ)						
インナー手袋(各サイズ)						予備、着脱スタッフ用
アウター手袋(各サイズ)						
タイベックアゼアスM						作業後着替え

タイベックアゼアス L						作業後着替え
タイベックアゼアス L L						作業後着替え
タイベックアゼアス 3 L						作業後着替え
タイベック (青) L L						サブリーダー着替え用 1 箱
タイベック (青) 3 L						サブリーダー着替え用 1 箱
ゴーグル曇り止め						
キムワイプ						
キムタオル						
トイレットペーパー						
洗浄用水タンク (10 ㍓)						
文具等一式						カッター、ガムテープ、ビニルひも、マジック等
通信用モバイル機器						
モバイル充電器						
コードリール						
アナログ無線機						
雨具						
救急箱						
担架						
誘導棒						
三角コーン						
コーンベッド						
コーンバー						
立て看板						



と殺指示書

○ 家 畜 第 ○ 号  
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○○ 様

千葉県○○家畜保健衛生所長

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

(備考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。



### 焼却用 計数野帳

焼却対象 (○をつける)	処分鶏 ・ 卵 ・ 飼料 ・ その他 (       )
焼却単位	ペール・ドラム缶・その他 (       )

焼却日時      月      日      時      分    ～    月      日      時      分										
担当者										
時刻	数	時刻	数	時刻	数	時刻	数	時刻	数	
計		計		計		計		計		
							処分数 (個数)			

### 焼却用運搬トラック積載確認票（発生農場・焼却施設共通）

\*状況により、運転手に記入を依頼

月 日	出発地の名称 (発生農場・ 〇〇焼却場)	行先（農場・ 焼却施設名）	出発時間	到着または 到着予定 時間	車両ナンバー (4桁)	会社名及び 運転手名	積載量 (ペール数)	出発到 着連絡 確認
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>
								<input type="checkbox"/>

問題発生記録

受理日時 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_  
 受理者 \_\_\_\_\_

内容	負傷 疾病 事故 その他 ( )
連絡者	(担当係 : )
発生日時	月 日 :
対象者氏名	(所属 : )
発生場所	
作業内容	
経緯	
症状等	
対応 指示	
備考	
現地対策本部への報告 _____ 月 _____ 日 : (受理者 _____ ) 本部からの指示 :	

### 資材受入簿（SS用）

殺処分用動員者用資材（1日 600人として2日分 1300セット）

必要物品	必要量	搬入数量	保管元（所属）	搬入者	返却先	備考
タイベックⅢ型S	200					アウター防護服
タイベックⅢ型M	300					アウター防護服
タイベックⅢ型L	500					アウター防護服
タイベックⅢ型XL	200					アウター防護服
タイベックⅢ型XXL	100					アウター防護服
バリアーマンLL	800					アウター防護服
バリアーマン3L	500					アウター防護服
タイベックアゼアスM	200					インナー
タイベックアゼアスL	200					インナー
タイベックアゼアスLL	600					インナー
タイベックアゼアス3L	300					インナー
タイベック（青）LL	100					サブリーダー用
タイベック（青）3L	100					サブリーダー用
帽子	1300					ワンサイズ
ゴーグル	1200					ワンサイズ
N95マスク（レギュラー）	800					
N95マスク（S）	500					
インナー手袋S	300					
インナー手袋M	500					
インナー手袋L	500					
アウター手袋M	400					

アウター手袋 L	900					
マジック (黒、太)	10					アウター記名用
ゴーグル曇り止め	10					
キムワイプ	10					
軍足	1300					
サンダル	80					
手提げ付ビニル袋 (30L)	1300					資材入れ、荷物保管用
手提げ付ビニル袋 (M)	1300					靴袋用

SS本部用資材

養生ブルーシート (100m)	5					
養生テープ (25m)	30					
三角コーン	10					
コーンベッド	10					
コーンバー	5					
ゴミ袋	50					
文房具	一式					筆記用具、ハサミ、テープ、ホチキス、ふせん、クリップ
ホワイトボードマーカー	10					各色
作業用品	一式					ガムテープ、ビニルひも、カッター、工具類
コピー用紙	3000					A4 サイズ 1 箱、A3 サイズ 1 冊
電卓	1					
パソコン	1					
プリンター	1					
通信用モバイル機器	1					
モバイル充電器	1					

コードリール	2					
アナログ無線機						
マイク	1					
スピーカー	1					
机	20					
イス	20					
ホワイトボード (マーカー)	2					
ビブス	20					
工事用白無地看板	1					
誘導棒	2					
消毒マット	2					
踏み込み消毒槽	1					
20リットルバケツ	5					消毒薬作成用、うがい薬吐き出し用
90リットルペール	3					雨天時の傘立てを兼ねる
消毒薬 (アストップ)	5					

健康管理用資材

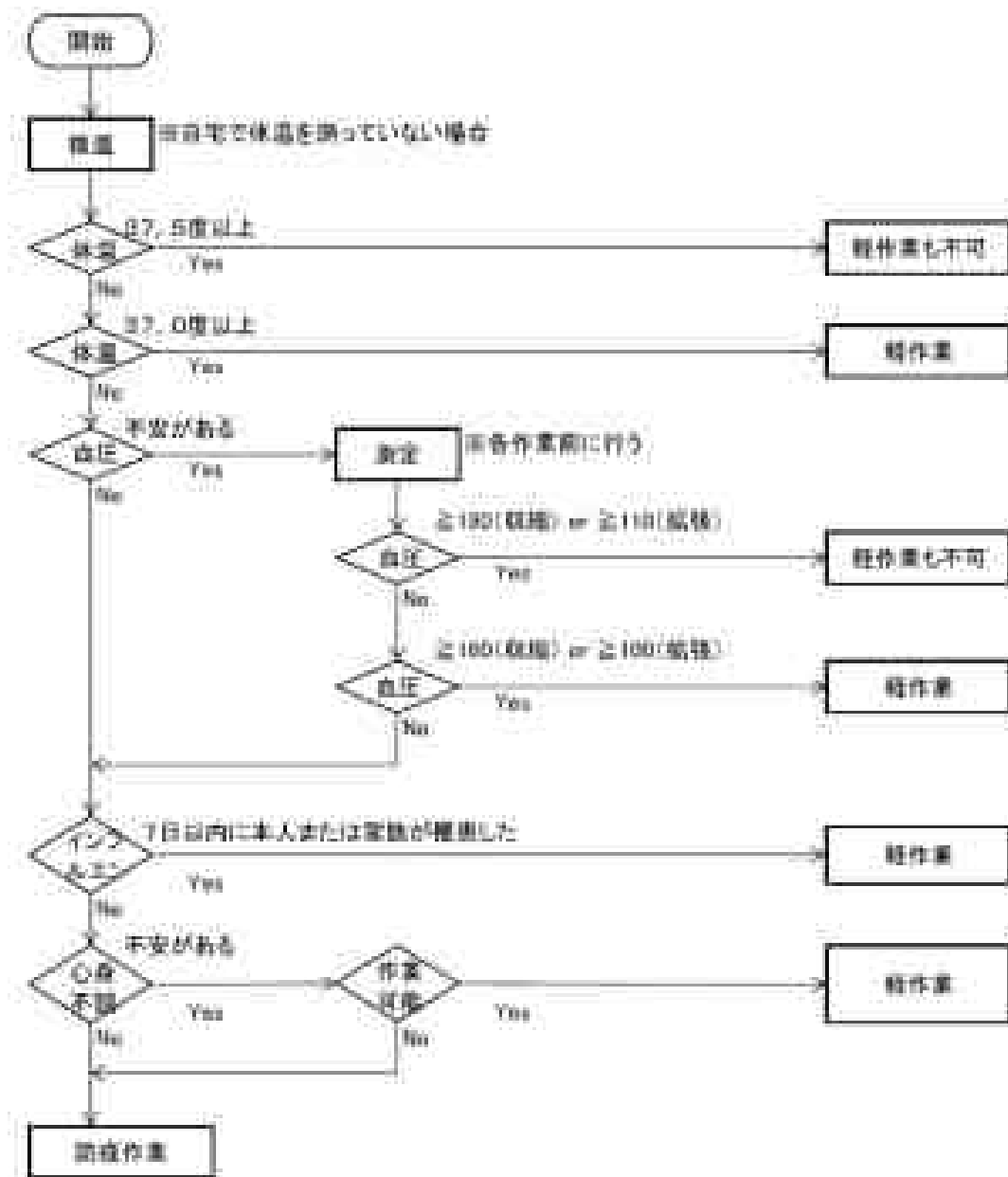
体温計	10					作業前健康管理用
血圧計	2					作業前健康管理用
健康チェック票	1300					作業前健康管理用 (周辺家保が印刷する)
決裁板	10					作業前健康管理用
鉛筆	10					作業前健康管理用
アルコール綿	1					作業前健康管理用
うがい薬 (500ml)	10					
紙コップ	1300					

水タンク (20L)	2					うがい、手洗い用 (※洗面所があればそちらを活用する)
ハンドソープ (ポンプ)	5					
ペーパータオル	10					
手指消毒スプレー	5					
消毒用エタノール (16 ㍓)	1					
毛布	10					
救急用品	一式					絆創膏、ガーゼ

その他

ぞうきん	30					
トイレトペーパー	24					
清掃用具	一式					ほうき、ちりとり

### 防疫作業従事者の現地判定フロー





No.	
-----	--

**従事者 作業前チェック票 (高病原性鳥インフルエンザ用)**

記入後、健康管理チェックエリアに持参し、問診を受けてください

作業日：平成 年 月 日

所 属		ふりがな	
(課・室)		氏 名	
職場電話		*緊急連絡先	
今回発生での防疫作業 ( はじめて ・ 2回目 ・ 3回目 )			

※緊急連絡先：作業中の事故等にあった場合の連絡先  
(自分の携帯以外)

質問事項 (当てはまる項目を○で囲み、必要事項を御記入ください)

質問事項	回答欄		
体温は 37.5℃以下ですか →自宅で体温を測定して記入してください	は い	いいえ	( )℃
血圧に不安がありますか →健康管理スペースで血圧測定してください	いいえ	は い	最高 ( ) 最低 ( )
7日以内にインフルエンザに罹患しましたか	いいえ	は い	
7日以内に同居人がインフルエンザに罹患しましたか	いいえ	は い	
その他、不安なこと等がありましたら記入してください			

<b>【健康管理チェック担当者記入欄】</b>	記入者：
全身症状等 無 ・ 有 → ( )	
呼吸器症状等 無 ・ 有 → ( )	
消化器症状等 無 ・ 有 → ( )	
血圧再測定結果 最高 ( ) ・ 最低 ( )	
その他 無 ・ 有 → ( )	
<b>本日の防疫作業は ( 可能 ・ 補助作業に振り替え ・ 作業不可 )</b>	

## SS施設レイアウト図

(各スペース及び動線を記入)

- ① 出入り口
- ② SS 運営本部
- ③ 資機材保管場所
- ④ 受付
- ⑤ 作業前健康管理エリア
- ⑥ 防疫資材配布
- ⑦ 作業前待機場所
- ⑧ 作業後待機場所
- ⑨ 作業後健康管理エリア
- ⑩ 手荷物保管場所
- ⑪ 飲食物配布場所
- ⑫ 作業後健康管理エリア
- ⑬ 診察（タミフル）エリア
- ⑭ 疫学調査控え室
- ⑮ SS スタッフ控え室



### サブステーション連絡先一覧

月 日 時 時点

	所属・氏名	電話番号	備考
SS 施設固定電話			
SS 施設固定 FAX			
SS 運営責任者			
SS-県対策本部連絡員			
SS-現地对策本部連絡員			
SS-市対策本部連絡員			

#### ファイル送信先アドレス

送信先名	メールアドレス	備考

## 配布資材チェックリスト

防護服一式を入れるビニル袋

防護服（\*） 内側（インナー）

防護服（\*） 外側（アウター）

帽子

サブステーションで着用します

N95マスク（\*）

ゴーグル（曇り止めを塗る）

インナー手袋（\*）

アウター手袋（\*）

発生農場へ持参します

（\*）はサイズがありますので確認してください

防護服（アウター）、ビニル袋にマジックで記名をしてください  
（記名したビニル袋は、私物保管袋とします）。

防護服等の着用はサブステーションで出発前に行います。  
担当者の指示があるまで着用しないでください。

## 防疫活動従事者のスケジュール

### 受付

- ・SSに到着したら、従事者は靴を脱いでビニール袋に入れ、配布された軍足に履き替える。
- ・受付で所属と氏名を伝え、班割りを確認する。
- ・「従事者作業前チェック票（以下、チェック票）」を持参しなかった場合、調査票を受け取り、記入スペースで体温測定と調査票の記入を行う。

### 健康管理

- ・記入したチェック票を健康管理エリアで提出し、総務WS担当者の問診を受ける。
- ・総務WS担当者は、記載された健康調査票の内容を口頭で確認し、振り分けチャートに従って作業可否を決める。
- ・「作業可」の従事者は防疫資材配布エリアへ行く。「軽作業のみ可」の従事者は受付へ行き、作業内容の指示を受ける。「作業不可」の従事者は、受付にその旨を伝えて帰宅する。

### 防疫資材配布

- ・従事者は防疫資材リストを見ながら防疫資材を選び取る（防護服、グローブ等の防疫資材の名称、サイズは明記して陳列されている）。
- ・配布された袋に防疫資材を入れた後、班毎に作業前待機場所に集合し、リストと資材が合っているか確認する。

### 作業時感染防御の注意点等の説明

- ・保健所職員が感染防御等の説明をするので、従事者は内容を把握する。

### 農場へ向かう

- ・従事者は防護服と帽子を装着した後、作業前待機場所から退出し、ビニール袋にまとめた荷物を手荷物置き場に保管する。
- ・移動用サンダルを履き、バスで農場へ移動する。

### 農場作業後

- ・従事者は農場テントで移動用の防護服に着替え、バスで帰還する。
- ・作業後入口で移動用防護服とサンダルを脱いでSSに入り、作業後待機場所に移動する。
- ・県又は市保健所が感染症法に基づく健康調査を実施する。（口蹄疫では任意の健康相談）

### 解散

- ・保健所職員から帰宅後の注意事項説明を受けた後、解散となる。
- ・作業後出口から退出、帰宅。

帰宅後は体調管理に努めてください。

防疫作業従事後7日間は、家きんや愛玩鳥へ接触しないようお願いします。

（家きん農家や動物園への訪問は避けてください）。



## 受付名簿（動員者以外）

月 日

No.	所属	氏名	作業内容	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※動員者以外（家畜防疫員、サブリーダー、市町村職員、警備員等を記載する）

### 各班別管理表 (SS 用)

県対策本部は各クールの動員状況が決まり次第、SSへ連絡する。

部分を総務で記載し、写しを動員名簿とともに受付担当へ渡す。

受付は受付終了後、最終的な班割り結果人数を記載し、総務へ渡す。

総務は各班の作業状況を記録する。

月 日	クール	集合時間
		自家用
予定動員人数 (a)	名	県庁バス
予定班数 (b)	班	
1 班あたり予定人数	名	(a / b)

	人数	予定作業	農場へ 出発時間	農場から 帰着時間	備考
1	班				
2	班				
3	班				
4	班				
5	班				
6	班				
7	班				
8	班				
9	班				
10	班				
11	班				
12	班				
13	班				
14	班				
15	班				



受付状況取りまとめ

月 日

○ 班 ( クール)

バス出発時間 : バス帰着時間 :

	受付人数				計
	(人/日)	うち 防疫作業	うち農場 補助作業	うちサブステ 補助作業	
県職員 (農林水産部職員)					
県職員 (上記以外)					
国職員					
共済連					
OB・民間獣医師					
その他					
計					

以下は、そのクールの間に行った人の氏名を記載する（変わらない場合は「前班と同じ」）

	農場	サブステ
家畜保健衛生所		
サブリーダー		
市町村		
警備員		
その他		

発生農場対策従事者日報

月 日 ( / : ~ / : )

○発生農場関係

報告者：

	受付人数				計
	(人/日)	うち 防疫作業	うち 補助作業	サブ リーダー	
家畜保健衛生所					
県職員 (農林水産部職員)					
県職員 (上記以外)					
市町村					
国職員					
共済連					
OB・民間獣医師					
警備員					
その他					
計					

○サブステーション関係

	人/日	備考
家畜保健衛生所		
総務WS		
健康福祉部		
その他県職員 (動員者)		
市町村		
警備員		
その他		
計		

バス運行予定表（県庁－サブステーション）

月 日

県庁→サブステーション

No.	クール	出発予定時間	到着予定時間	出発時間	到着時間	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

サブステーション→県庁

No.	クール	出発予定時間	到着予定時間	出発時間	到着時間	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

農場バス等運行実績（サブステーションー農場バス等）

月 日 No.

No.	班名	人数	SS（発・着） 時間	農場（発・着） 時間	備考 （バス会社名・公用車等）
1			発 着	着 発	
2			発 着	着 発	
3			発 着	着 発	
4			発 着	着 発	
5			発 着	着 発	
6			発 着	着 発	
7			発 着	着 発	
8			発 着	着 発	
9			発 着	着 発	
10			発 着	着 発	
11			発 着	着 発	
12			発 着	着 発	
13			発 着	着 発	
14			発 着	着 発	
15			発 着	着 発	
16			発 着	着 発	
17			発 着	着 発	
18			発 着	着 発	
19			発 着	着 発	
20			発 着	着 発	

移動制限区域・搬出制限区域内の養鶏農家及び畜産関連施設

No	分類	農場名	農場住所	畜主名	成鶏羽数	育成羽数	合計	総鶏舎数 (移動制限区域内のみ記載)	発生農場からの距離 (m)	制限の種類	備考
1	採卵	〇〇養鶏場	千葉県〇〇	千葉 太郎	60,000	20,000	80,000	4	1,800	移動	
2	肉用	〇〇ブロイラー	千葉県〇〇	千葉 次郎	60,000		60,000	5	2,000	移動	
3	施設	〇〇GPセンター	千葉県〇〇	鈴木 太郎					6,500	搬出	
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

### 告示用字一覧

(移動・搬出) 制限区域内に含まれる市町村

No.	市町村名	字名	備考

〇〇年〇月〇日

移動制限区域内の鳥飼養者様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

高病原性鳥インフルエンザの患畜(疑似患畜)の発生について

〇〇市(町村)で高病原性鳥インフルエンザの患畜(疑似患畜)が確認されました。飼養している家きんについて改めて異常の有無を確認し、異常が認められる場合には、すぐに家畜保健衛生所まで御連絡ください。

貴農場は、家きん等の移動を禁止する「移動制限区域」内にありますので、下記については家畜保健衛生所の指示があるまで農場外に移動しないようお願いいたします。

移動制限の対象外とするため、調査および立入検査を実施します。別紙「移動制限の例外に係る緊急調査票」に必要事項を記入の上、至急FAX(FAXがない場合は電話)で、当所まで返送をお願いします。

なお、立入検査の日時については改めて個別に連絡いたします。

記

○移動制限区域(発生農場を中心とした半径3km以内の区域)

制限の対象

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵(ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く)
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物
- (5) 敷料、飼料、家きん飼養器具(農場以外からの移動は除く)

※今後、家畜保健衛生所からの連絡(FAX等)には十分に注意してください。

連絡・問い合わせ

千葉県〇〇家畜保健衛生所

TEL:〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

FAX:〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

移動制限の例外に係る緊急調査票

記入日： 年 月 日

農場名： \_\_\_\_\_

農場住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

連絡責任者氏名： \_\_\_\_\_

F A X 番号： \_\_\_\_\_

以下の調査にお答えください。

①鳥インフルエンザを疑う臨床的な症状の有無（ あり ・ なし ）

②採卵農場について：農場での卵消毒の有無（ あり ・ なし ）

※ありの場合→消毒方法

（ \_\_\_\_\_ ）

③移動予定の有無

移動制限の対象物を、制限の対象外とするための協議資料として、移動ルートと通過する消毒ポイントの設定が必要です。

消毒ポイント地図を参考に、以下の物品の移動予定日、移動先名称・住所、および移動させる際に通る消毒ポイントの番号を記入してください。移動予定がない場合は「なし」と記入してください。

なお、協議が終了し、移動制限除外の連絡があるまで移動させないでください。

項目	移動予定日	移動先名称 住所	消毒ポイント 番号
生きた家きん			
家きん卵			
家きんの死体			
家きんの排泄物等			
飼料、敷料、飼養器具			

以上を記載の上、F A Xで返信頂くか、お電話でご連絡ください。

すでにお答え頂いている方についても、再度ご協力をお願いします。

千葉県〇〇家畜保健衛生所

電話番号：

F A X 番号：

\*消毒ポイントの地図を同送すること



搬出制限区域内の鳥飼養者様

千葉県〇〇家畜保健衛生所

高病原性鳥インフルエンザの患畜(疑似患畜)の発生について

〇〇市(町村)で高病原性鳥インフルエンザの患畜(疑似患畜)が確認されました。飼養している家きんについて改めて異常の有無を確認いただき、異常が認められる場合には、すぐに家畜保健衛生所まで御連絡ください。

貴農場は、家きん等の区域外への搬出を禁止する「搬出制限区域」内にあります。家畜保健衛生所からの指示があるまで区域外へ搬出しないようお願いいたします。

搬出制限の対象外とする協議のための調査を行います。別紙「搬出制限の例外に係る緊急調査票」に必要事項を記入の上、至急FAX(FAXがない場合は電話)で、当所まで返送をお願いします。

記

○搬出制限区域(発生農場を中心とした半径3km~10km以内の区域)  
制限の対象

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵(ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く)
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物
- (5) 敷料、飼料、家きん飼養器具(農場以外からの移動は除く)

- ・家きん卵・生きた家きん(食鳥・ひな)の搬出制限区域内に限った出荷は可能ですが、搬出制限区域外への出荷については協議が必要です。
- ・家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等の農場からの移動については協議が必要です。

※今後、家畜保健衛生所からの連絡(FAX等)には十分に注意してください。

連絡・問い合わせ

千葉県〇〇家畜保健衛生所

TEL:〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

FAX:〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

## 搬出制限の例外に係る緊急調査票

記入日： 年 月 日

農家名： \_\_\_\_\_

農場住所： \_\_\_\_\_

出荷先： ( \_\_\_\_\_ ) or 直売

- ・家きん卵・生きた家きん（食鳥・ひな）の搬出制限区域内に限った出荷は禁止されてい  
ませんが、移動制限区域内、搬出制限区域外への出荷については協議が必要です。
- ・家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等の移動については協議が必要です。

当てはまる項目に○をつけ、必要事項を記入してください。

①鳥インフルエンザを疑う臨床的な症状の有無（あり ・ なし ）

②採卵農場について：農場での卵消毒の有無（あり ・ なし ）

※ありの場合→消毒方法

( \_\_\_\_\_ )

③消毒ポイント地図を参考に、以下の物品の移動先名称・住所、および移動させる際に通る消毒ポイントの番号を記入してください。

移動しない場合は「なし」と記入してください。

協議が終了し、搬出制限除外の連絡があるまで区域外に搬出しないでください。

項目	移動予定日	移動先名称 住所	消毒ポイント 番号
生きた家きん			
家きん卵			
家きんの死体			
家きんの排泄物等			
飼料、敷料、飼養器具			

以上を記載の上、FAXで返信頂くか、お電話でご連絡ください。  
すでにお答え頂いている方についても、再度ご協力をお願いします。

千葉県〇〇家畜保健衛生所

電話番号：

FAX番号：

\*消毒ポイントの地図を同送すること

## GPセンターの再開に当たっての確認事項

平成 年 月 日

施設 名： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

確認者（所属・氏名）： \_\_\_\_\_

確認事項	備 考
1 車両消毒設備が設置されていること	<input type="checkbox"/> 現場の確認
2 原卵と製品が接触しない構造になっていること	<input type="checkbox"/> 現場確認
3 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 現場確認
4 定期的に清掃・消毒していること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
5 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること	<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 当該施設の平面図、原料卵から製品出荷までのフロー図等の確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
6 再開後、下記の事項を遵守する体制が整備されていること	
① 車両の出入り時の消毒を徹底すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
② 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと	<input type="checkbox"/> 収集運搬ルートの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
③ GPセンターの関係者が当該GPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認
④ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 現場確認
⑤ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること	<input type="checkbox"/> 現場確認
⑥ 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること	<input type="checkbox"/> 記録簿の確認 <input type="checkbox"/> 保存確認

※備考欄の確認した項目にチェックを入れること。

## 食鳥処理場の再開に当たっての確認事項

平成 年 月 日

施設 名： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

確認者（所属・氏名）： \_\_\_\_\_

確認事項	備 考
1 車両消毒設備が整備されていること	<input type="checkbox"/> 現場の確認
2 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区分されていること	<input type="checkbox"/> 現場確認
3 定期的に清掃・消毒していること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
4 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること	<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 当該施設の平面図、家さんから製品出荷までのフロー図等の確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
5 再開後、下記の事項を遵守する体制が整備されていること	
① 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
② 車両の出入り時の消毒を徹底すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
③ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと	<input type="checkbox"/> 収集運搬ルートの確認
④ 移動制限区域の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑤ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑥ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場に戻さず、速やかに処分すること（記録を作成し、保存すること）	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑦ 出荷カゴ等は原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 現場確認
⑧ 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 現場確認
⑨ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること	<input type="checkbox"/> 記録簿の確認 <input type="checkbox"/> 保存確認

※備考欄の確認した項目にチェックを入れること。

ふ卵場の再開に当たっての確認事項

平成 年 月 日

施設名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

確認者（所属・氏名）： \_\_\_\_\_

確認事項	備考
1 車両消毒設備が整備されていること	<input type="checkbox"/> 現場の確認
2 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること	<input type="checkbox"/> 当該施設の平面図等の確認 <input type="checkbox"/> 現場確認
3 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 当該施設の平面図等の確認 <input type="checkbox"/> 現場確認
4 定期的に清掃及び消毒をしていること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
5 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること	<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 当該施設の平面図、種卵からひな出荷までのフロー図等の確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
6 再開後、下記の事項を遵守する体制が整備されていること	
① 防疫指針第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
② 車両の出入り時の消毒を徹底すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
③ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認
④ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑤ コンテナ、トレイ等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認 <input type="checkbox"/> 現場確認
⑥ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認
⑦ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑧ 初生ひなのお荷は、農場ごとに行うこと	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑨ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること	<input type="checkbox"/> マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認
⑩ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること	<input type="checkbox"/> 記録簿の確認 <input type="checkbox"/> 保存確認

※備考欄の確認した項目にチェックを入れること。

【●●県】例外協議農場リスト(●月●日時点)

指針第9の5の(9): 内容

件数	協議内容	移動元(名称及び住所)	移動先(名称及び住所)	通過 消毒ポイント名 等	検査実績	移動実績	協議結果連絡 確認欄	移動制限除外 証明書送付確認 欄	備考
例	移動制限区域 →移動制限区域内食鳥処理場 (家きん)	●●農場 (●●県●●市●●)	●●食鳥処理場 (●●県●●市●●)	ルート添付	発生状況確認検査 陰性(●月●日) 出荷のための検査 陰性(●月●日)	●月● 日	●月●日	●月●日	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※協議結果連絡時に、「協議結果の写し」または「除外証明書」送付が必要か確認すること



移動制限除外証明書

番 号  
年 月 日

〇〇 様

千葉県〇〇家畜保健衛生所  
家畜防疫員 〇〇 印

あなたが所有する(管理する)次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の発生に伴う、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報:平成〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された高病原性(低病原性)鳥インフルエンザ

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家きん等：  
初生ひな / 飼料 / 敷料 / 排せつ物 / その他 ( )
2. 家きん等が所在する場所の名称及び住所(移動元)：
3. 家きん等が移動する場所の名称及び住所(移動先)：

(留意事項)

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両(初生ひな以外は密閉容器等による代替可)を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。



(例外協議結果の送付例)

事 務 連 絡  
平成 年 月 日

〇〇〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所

制限除外のための協議終了について

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限・搬出制限につきまして、別紙のとおり国との協議が終了し、下記のとおり移動・搬出が可能となりましたのでお知らせします。

家きん等を移動・搬出する場合には、移動・搬出前後及びその途中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒してください。

記

1 移動・搬出が可能となる対象物：

家きん ・ 卵 ・ 飼料 ・ 敷料 ・ 排せつ物 ・ その他 ( )

2 家きん等が所在する場所 ( 移動 ・ 搬出元 ) の名称及び住所：

3 家きん等が移動する場所 ( 移動 ・ 搬出先 ) の名称及び住所：

連絡先

〇〇家畜保健衛生所  
〇〇担当 〇〇〇〇

TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

# 家畜衛生だより

## 鳥インフルエンザ情報

平成〇〇年度 号外（〇月発行）

千葉県農林水産部畜産課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

Tel : 043-223-2938

Fax : 043-222-3098

### 速報

## 〇〇市で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました

#### 【農場概要】

農場所在地：〇〇市

飼養規模：採卵鶏 約〇〇〇〇羽飼養

経緯：〇棟のうち〇棟で死亡羽数が増加。

〇日に〇〇家畜保健衛生所に通報

〇日〇時〇分、遺伝子検査により H5 亜型の高病原性鳥インフルエンザと確認されました。

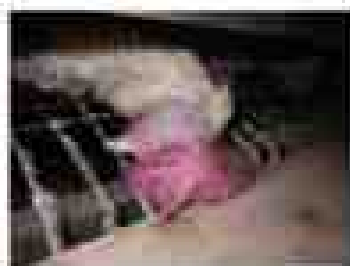
#### 【千葉県の対応】

- ・当該農場の鶏の殺処分などの実施（約 600 人体制）
- ・周辺農場の異常の有無の確認
- ・発生農場の半径 10km 区域内農場に対する鶏等の移動・搬出制限
- ・発生農場の周辺地域で、畜産関係車両を消毒するための消毒ポイント〇ヶ所設置（別紙地図参照）

死亡率の急激な上昇（通常の前平均死亡率の2倍以上）、鳥インフルエンザを疑う症状（鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ等）、5羽以上のまとまった死亡などの異常があれば、すぐに家畜保健衛生所に通報してください。



死亡した鶏の姿



鶏冠と肉垂のチアノーゼ

## 参考)高病原性鳥インフルエンザの症状例

### 養鶏農家の皆様へ！！

高病原性鳥インフルエンザ侵入防止のため、下記の事項の再徹底をお願いします。

- (1) 着替えの徹底  
鶏舎の出入り時の作業服の着替え、長靴の履き替えを徹底すること。
- (2) 人・車両の立入制限  
部外者の立入を制限すること。入場させる場合には、日時や氏名等を記録するとともに、専用長靴や専用服への着替えを実施すること。
- (3) 消毒の徹底  
農場（鶏舎）出入口の車両の確実な消毒と鶏舎周辺の石灰による徹底した消毒を行うこと。
- (4) 野鳥等野生生物の侵入防止  
野鳥等の野生生物の鶏舎への侵入防止対策を徹底すること。
  - 1.防鳥ネットの整備等により野鳥の鶏舎への侵入を防止する
  - 2.防鳥ネットに破れがないかなど点検を徹底する
  - 3.鶏舎周囲に穀類等のエサや生ゴミ等の野生動物を誘引するものを置かず、清潔を保つ
- (5) 給水用の水の消毒  
給水用の水は原則として水道水を使用し、その他の水を使用する場合は消毒を行うこと。
- (6) 疾病の早期発見、早期通報の徹底  
鶏の健康観察を徹底し、異常鶏を見つけたら、直ちに獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所に通報してください。

#### 【家畜保健衛生所連絡先】

No	名 称	所 在 地	電 話	F A X
1	中央家畜保健衛生所	千葉県花見川区三角町 656	043-250-4141	043-286-0090
2	東部家畜保健衛生所	東金市川場 1105-3	0475-52-4101	0475-52-3335
3	南部家畜保健衛生所	鴨川市八色 52	04-7092-2304	04-7092-1434
4	北部家畜保健衛生所	香取市岩ヶ崎台 12-1	0478-54-1291	0478-54-5996

畜産関係者の皆様は、消毒ポイントを必ず  
通過してください！<sup>72</sup>！

# 消毒ポイントの地図

No	ポイント名称	場所
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

# 道路占用許可申請書 協議

新規	更新	変更	( )
			平成 年 月 日

千葉県知事

様

平成 年 月 日

〒  
住所  
氏名

担当者  
TEL



道路法 第 32 条 の規定により 許可を申請 します。  
第 35 条 協 議

占用の目的			
占用の場所	路線名		車道・歩道・その他
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	平成 年 月 日から	日間	占用物件 の 構 造
	平成 年 月 日から		
工事の期間	平成 年 月 日から	日間	工事实施 の 方 法
	平成 年 月 日から		
道路の 復旧方法			添付書類
備 考			

記載要領

- 「許可申請」、「第 32 条」、「許可を申請」については、該当するものを○で囲むこと。  
「協議」「第 35 条」「協議」
- |    |    |    |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|    |    |    |

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が 2 以上の地番にわたる場合には起点と終点を記載すること。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを ( ) 書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

別記様式第六(第十条関係)

<h1 style="margin: 0;">道路使用許可申請書</h1> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">警 察 署 長 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="margin-left: 10px;">⑩</p>					
道路使用の目的					
場所又は区間					
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時 まで				
方法又は形態					
添 付 書 類					
現 場 責任者	住 所				
	氏 名		電 話		
<p style="margin: 0;">第 号</p> <h2 style="text-align: center; margin: 10px 0;">道路使用許可証</h2> <p style="margin: 5px 0;">上記の通り許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">条 件</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">警 察 署 長</p> <p style="margin-left: 10px;">⑩</p>				条 件	
条 件					

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
  - 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
  - 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



車両消毒実施確認書(消毒実施者控)

消毒ポイント番号【           】

実施年月日 平成   年   月   日

実施番号	実施時間	消毒実施者名	業 者 名	業者連絡先	運転者の署名又は印	車両番号	運行先	目 的	消毒車両の種別
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・卵・鶏肉・公用車 鶏生体・処分鶏・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・卵・鶏肉・公用車 鶏生体・処分鶏・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・卵・鶏肉・公用車 鶏生体・処分鶏・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・卵・鶏肉・公用車 鶏生体・処分鶏・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・卵・鶏肉・公用車 鶏生体・処分鶏・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・卵・鶏肉・公用車 鶏生体・処分鶏・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・卵・鶏肉・公用車 鶏生体・処分鶏・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・卵・鶏肉・公用車 鶏生体・処分鶏・汚染物品 その他
	:						牛・豚・鶏	入・移・出	飼料・卵・鶏肉・公用車 鶏生体・処分鶏・汚染物品 その他

平成   年   月   日検査済み

消毒ポイント責任者



【実施番号：消P No. -       】

## 車両消毒済証明書

- 1 運行目的
- 2 業 者 名
- 3 連 絡 先
- 4 運転者氏名
- 5 車両番号
- 6 消毒ポイント番号       **消P**
- 7 消毒年月日・時間       平成    年    月    日       時    分

上記の車両を消毒したことを証明する。

平成    年    月    日  
千葉県高病原性鳥インフルエンザ周辺対策班

消毒ポイント責任者名 \_\_\_\_\_ 印

### 消毒ポイント実績報告書

報告者 \_\_\_\_\_

年月日                    年            月            日            時間 \_\_\_\_\_

クール数                    \_\_\_\_\_

消毒ポイント場所                    \_\_\_\_\_

消毒車両

飼料運搬車                    \_\_\_\_\_ 台

卵運搬車                    \_\_\_\_\_ 台

鶏肉運搬車                    \_\_\_\_\_ 台

公用車                    \_\_\_\_\_ 台

鶏（生体）運搬車                    \_\_\_\_\_ 台

処分鶏運搬車                    \_\_\_\_\_ 台

汚染物品運搬車                    \_\_\_\_\_ 台

不足物品

\_\_\_\_\_ 個・枚

\_\_\_\_\_ 個・枚

\_\_\_\_\_ 個・枚

\_\_\_\_\_ 個・枚

\_\_\_\_\_ 個・枚

消毒ポイント連絡事項記録用紙

日付 クール	消毒ポイント NO.	消毒ポイント NO.	消毒ポイント NO.	消毒ポイント NO.
	【搬入物品】			
	【連絡事項】			
	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )
	【搬入物品】			
	【連絡事項】			
	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )
	【搬入物品】			
	【連絡事項】			
	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )
	【搬入物品】			
	【連絡事項】			
	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )
	【搬入物品】			
	【連絡事項】			
	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )	担当 ( )

## 周辺対策従事者日報

月 日

報告者所属

氏名

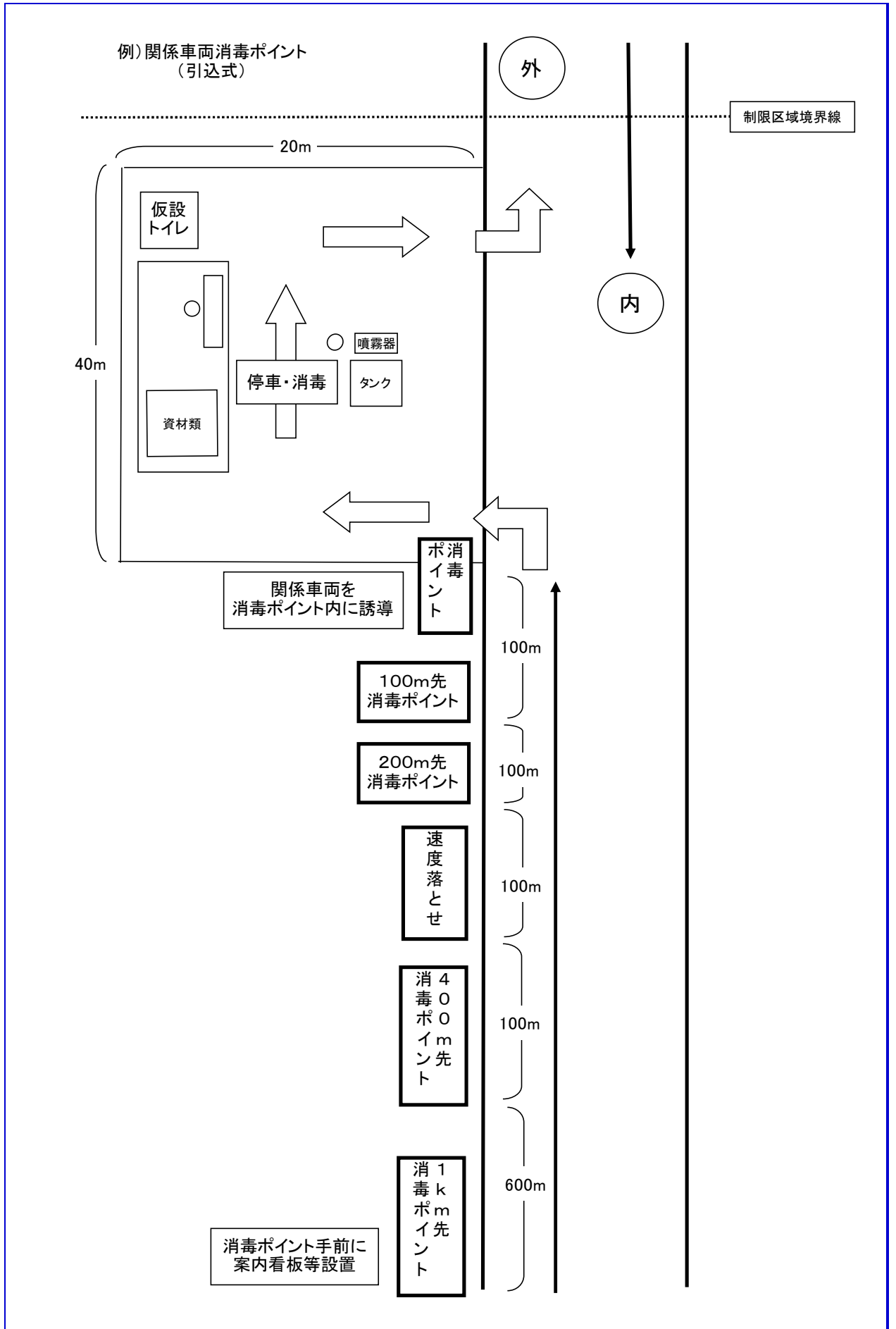
	消毒ポイント	発生状況 疫学調査等	その他	計
家畜保健衛生所				
県職員 (農林水産部職員)				
県職員 (上記以外)				
市町村				
国職員				
共済連				
OB・民間獣医師				
警備員				
警察				
その他				
計				/

動員実績（消毒ポイント関係）

	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	計
県												
市町村												
消毒業者												
警備業者												
警察												
計												

通過車両台数												0
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

参考) 消毒ポイント設定例



(参考) 消毒ポイント看板例

消毒ポイント

出口専用

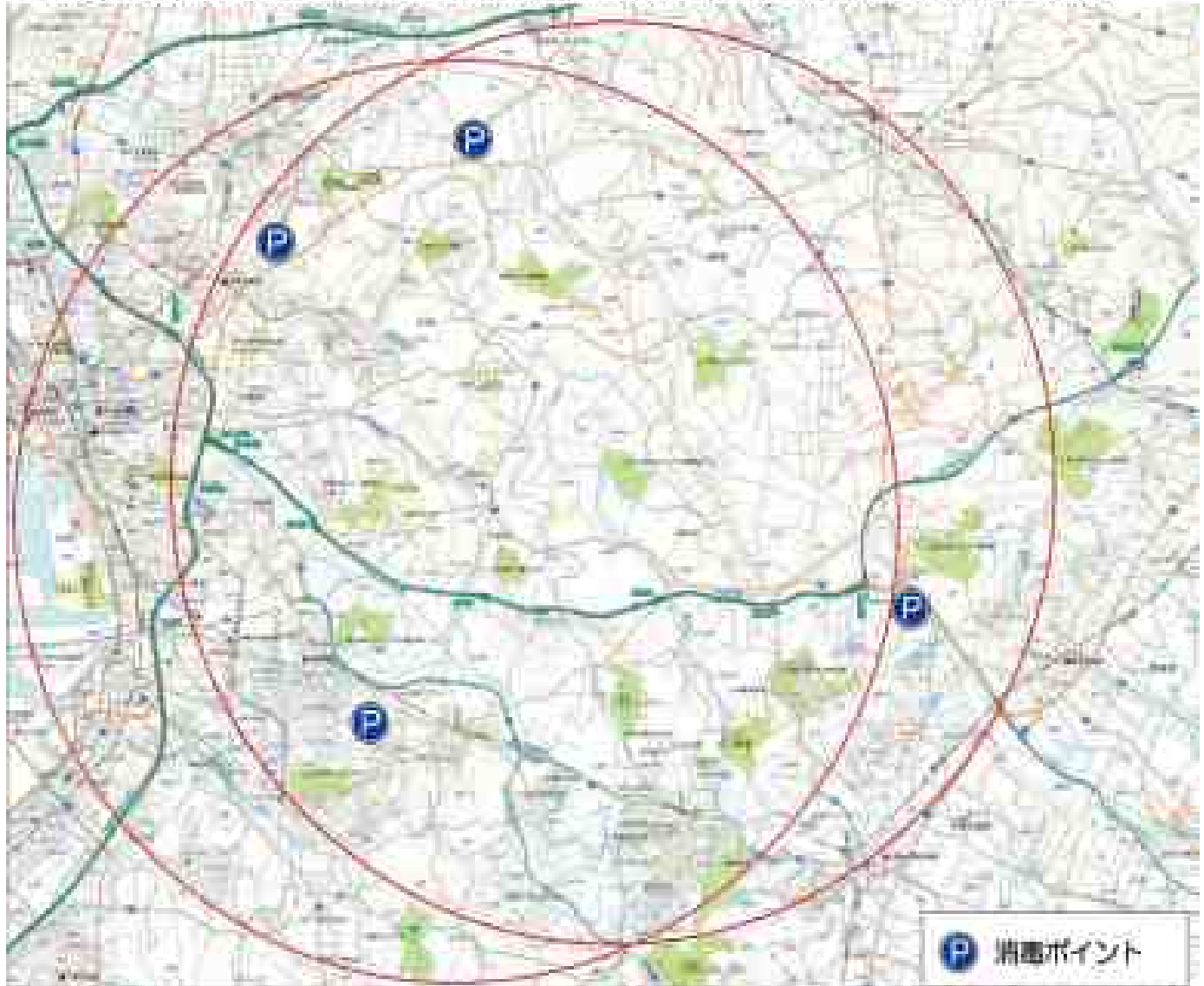
速度落とせ

消毒ポイント  
100 m先

消毒ポイント  
1 km先

## 関係機関・団体向け協力要請用資料 (消毒ポイントの設置の例)

平成23年3月17日の愛知県畜産部に伴う移動制限区域の追加指定と消毒ポイントの経路について



消毒NO	消毒ポイント	住所地
1	家畜市場	千原市若葉区若松町432-35
2	千葉県農業総合研究センター	千葉市緑区大膳野町808
3	東金市 丘山公民館	東金市小野101-4
4	国道51号糠坂戸付近	佐倉市坂戸1623-21付近

※消毒ポイントの開設時間は AM6:00~PM10:00 です。

※移動制限区域内の農畜場へ出入りもしくは付近を通過するすべての畜産関係車両は、  
必ず上記消毒ポイントを通過して消毒を受けてください。

※高病原性鳥インフルエンザのまん延防止措置ですのでご協力をお願いします。



## 高病原性鳥インフルエンザ「疑い事例」の発生について

平成〇〇年〇月△日

千葉県農林水産部畜産課

043-223-2927

県内の養鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生しましたので、その概略をお知らせします。

なお、現段階では高病原性鳥インフルエンザが確定したわけではなく、現在、詳細な遺伝子検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（※）かどうか確認中です。

※疑似患畜とは：[家畜伝染病予防法](#)において、患畜となるおそれがある家畜のことで、確定した場合、殺処分などの防疫措置を講じることとなります。

### ＜概要＞

#### 1 農場概要

所在地：〇〇〇

飼育状況：鶏舎数 〇〇棟

採卵鶏 約〇〇〇羽

#### 2 異常発見の経緯

(1) 〇〇棟のうち〇棟で死亡羽数が増加

死亡羽数〇月△日〇羽、〇月△日〇羽、〇月△日〇羽

(2) △日に〇〇家畜保健衛生所へ通報

#### 3 検査実施状況

△日〇時〇分 〇〇家畜保健衛生所職員が農場に到着

〇時〇分 簡易検査の結果、陽性と判明

△日〇時〇分以降 精密検査のうち遺伝子検査結果判明見込み（〇〇〇家畜保健衛生所）

#### 4 今後の対応

(1) 緊急の措置として、以下の措置を実施

ア 発生農場の立入制限

イ 周辺農場に対する家きん等の移動自粛の要請

ウ 当該農場周辺の飼養管理状況等の把握

(2) 遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合は、家畜伝染病予防

法に基づき以下の防疫措置を開始

ア 飼養家きんの殺処分、焼却・埋却、発生場所の消毒

イ 発生農場を中心とした半径10km以内の区域で、家きん、卵など病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とした移動制限及び消毒ポイントの設置

【 報道機関へのお願い 】

- 1 農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは、世界的にも報告されていません。